

**JICA 事業の障害主流化促進に係る情報収集・
課題分析業務**

業務完了報告書

2023 年 8 月

**独立行政法人国際協力機構（JICA）
株式会社コーエイリサーチ&コンサルティング**

人間
JR
23-032

為替レート

1USD=140.038 円

1GBP (イギリス) =173.506 円

1AUD (オーストラリア) =91.3851 円

(2023 年 6 月 JICA レート)

本報告書の内容は、2022 年 12 月から 2023 年 8 月にかけて収集した資料および情報等の分析に基づくものです。また、提言等はコンサルタントによる提案であって、JICA としての戦略や方針を示すものではありません。

JICA 事業の障害主流化促進に係る情報収集・課題分析業務

目次

目次	i
図表目次	v
略語表.....	ix
要旨	S-1
第1章 調査の目的・方法.....	1-1
1.1 調査の概要.....	1-1
1.1.1 背景.....	1-1
1.1.2 目的.....	1-2
1.1.3 調査期間	1-2
1.1.4 本報告書の構成.....	1-2
1.2 調査の内容・方法等.....	1-2
1.2.1 調査の内容.....	1-2
1.2.2 調査の方法.....	1-3
1.2.3 用語について	1-3
第2章 国際協力における障害主流化の取組に係る国際動向.....	2-1
2.1 国際協力における障害主流化に係る国際的な取組.....	2-1
2.1.1 国際会議や国際機関等における当該分野の動向.....	2-1
2.1.2 分野ごとの取り組み.....	2-5
2.1.3 関連組織の取組.....	2-6
2.2 OECD-DAC 障害政策マーカー (OECD-DAC policy marker on the inclusion and empowerment of persons with disabilities)	2-9
2.2.1 OECD-DAC 障害政策マーカーの概要.....	2-9
2.2.2 OECD-DAC 障害政策マーカーデータに基づく 障害インクルージョンに関する ODA のトレンド.....	2-11
2.2.3 OECD-DAC 障害政策マーカーの各国における活用状況	2-16
2.3 国連障害者権利委員会による各国への総括所見（第 32 条「国際協力」）における 障害インクルージョンへの提言内容.....	2-28
第3章 国際機関および二国間援助機関における障害主流化の取組.....	3-1
3.1 世界銀行.....	3-2
3.1.1 組織概要	3-2
3.1.2 リーダーシップ、政策・戦略	3-4

3.1.3	障害インクルージョンに関するガイダンス文書.....	3-7
3.1.4	実施体制	3-8
3.1.5	事業運営	3-9
3.1.6	障害主流化の実績に関するモニタリング・評価.....	3-13
3.1.7	組織文化・体制.....	3-14
3.1.8	障害当事者の参加.....	3-15
3.1.9	障害主流化の事例ー給水・衛生サービス.....	3-16
3.1.10	その他	3-17
3.2	アジア開発銀行 (ADB)	3-18
3.2.1	組織概要	3-18
3.2.2	リーダーシップ、政策・戦略	3-18
3.2.3	障害インクルージョンに関するガイダンス文書.....	3-21
3.2.4	実施体制	3-21
3.2.5	事業運営	3-22
3.2.6	障害主流化の実績に対するモニタリング・評価.....	3-23
3.2.7	組織文化・体制.....	3-25
3.2.8	障害当事者の参加.....	3-26
3.3	米州開発銀行 (IDB)	3-27
3.3.1	組織概要	3-27
3.3.2	リーダーシップ、政策・戦略	3-27
3.3.3	障害インクルージョンに関するガイダンス文書.....	3-30
3.3.4	実施体制	3-30
3.3.5	事業運営	3-31
3.3.6	障害主流化の実績に関するモニタリング・評価.....	3-32
3.3.7	組織文化・体制.....	3-33
3.3.8	その他	3-33
3.4	国際労働機関 (ILO)	3-35
3.4.1	組織概要	3-35
3.4.2	リーダーシップ、政策・戦略	3-35
3.4.3	障害インクルージョンに関するガイダンス文書.....	3-37
3.4.4	実施体制	3-37
3.4.5	事業運営	3-38
3.4.6	障害主流化の実績に対するモニタリング・評価.....	3-39
3.4.7	組織文化・体制.....	3-39
3.4.8	障害当事者の参加.....	3-40
3.5	国連児童基金 (UNICEF)	3-41
3.5.1	組織概要	3-41
3.5.2	リーダーシップ、政策・戦略	3-41

3.5.3	障害インクルージョンに関するガイダンス文書.....	3-45
3.5.4	実施体制	3-46
3.5.5	事業運営	3-47
3.5.6	障害主流化の実績に対するモニタリング・評価.....	3-48
3.5.7	組織文化・体制.....	3-49
3.5.8	障害当事者の参加.....	3-49
3.5.9	障害主流化の事例：教育平等戦略.....	3-50
3.5.10	その他	3-50
3.6	米国国際開発庁 (USAID)	3-51
3.6.1	組織概要	3-51
3.6.2	リーダーシップ、政策・戦略	3-52
3.6.3	障害インクルージョンに関するガイダンス文書.....	3-54
3.6.4	実施体制	3-55
3.6.5	事業運営	3-56
3.6.6	障害主流化の実績に対するモニタリング・評価.....	3-58
3.6.7	組織文化・体制.....	3-59
3.6.8	障害当事者の参加.....	3-60
3.6.9	障害主流化の事例－気候変動対策における障害主流化	3-60
3.7	英国外務・英連邦・開発省 (FCDO)	3-62
3.7.1	組織概要	3-62
3.7.2	リーダーシップ、政策・戦略	3-62
3.7.3	障害インクルージョンに関するガイダンス文書.....	3-67
3.7.4	実施体制	3-67
3.7.5	事業運営	3-68
3.7.6	障害主流化の実績に対するモニタリング・評価.....	3-70
3.7.7	組織文化・体制.....	3-70
3.7.8	障害当事者の参加.....	3-71
3.8	ノルウェー開発協力局 (Norad)	3-72
3.8.1	組織概要	3-72
3.8.2	リーダーシップ、政策・戦略	3-73
3.8.3	障害インクルージョンに関するガイダンス文書.....	3-75
3.8.4	実施体制	3-76
3.8.5	事業運営	3-76
3.8.6	障害主流化の実績に対するモニタリング・評価.....	3-77
3.8.7	組織文化・体制.....	3-78
3.8.8	障害当事者の参加.....	3-79
3.8.9	障害主流化の事例－障害当事者団体による人権擁護活動を通じた障害主流化の推進...3-79	

3.9	ドイツ連邦経済協力開発省 (BMZ) ・ドイツ国際協力公社 (GIZ)	3-81
3.9.1	組織概要	3-81
3.9.2	リーダーシップ、政策・戦略	3-81
3.9.3	障害インクルージョンに関するガイダンス文書.....	3-82
3.9.4	実施体制	3-83
3.9.5	事業運営	3-84
3.9.6	障害主流化の実績に対するモニタリング・評価.....	3-84
3.9.7	組織文化・体制.....	3-85
3.9.8	障害当事者の参加.....	3-85
3.9.9	障害主流化の事例： 「Sanitation for Millions」プロジェクトのインクルーシブ WASH 活動.....	3-85
3.10	豪州外務貿易省 (DFAT)	3-86
3.10.1	組織概要	3-86
3.10.2	リーダーシップ、政策・戦略	3-86
3.10.3	障害インクルージョンに関するガイダンス文書.....	3-90
3.10.4	実施体制	3-90
3.10.5	事業運営	3-91
3.10.6	障害主流化の実績に対するモニタリング・評価.....	3-95
3.10.7	組織文化・体制.....	3-97
3.10.8	障害当事者の参加.....	3-97
3.10.9	その他	3-97
3.11	Save the Children.....	3-98
3.11.1	組織概要	3-98
3.11.2	リーダーシップ、政策・戦略	3-98
3.11.3	障害インクルージョンに関するガイダンス文書.....	3-100
3.11.4	実施体制	3-101
3.11.5	事業運営	3-101
3.11.6	障害主流化の実績に対するモニタリング・評価.....	3-101
3.11.7	組織文化・体制.....	3-101
3.11.8	障害当事者の参加.....	3-102
第4章	JICA の資金協力事業における障害主流化の取組 (事例分析)	4-1
4.1	JICA の資金協力事業における既存の障害主流化に関する取組	4-1
4.2	JICA 事業の障害主流化促進に向けたポイントおよび課題.....	4-5
4.3	JICA 資金協力事業における障害主流化促進にあたり活用可能な日本国内の協力リソース	4-7
第5章	JICA 事業における障害主流化の推進に向けた提言.....	5-1
引用文献.....		R-1

図表目次

(図目次)

図 2-1	GDS2022 で表明されたコミットメントの機関別内訳.....	2-3
図 2-2	国連障害インクルージョン戦略の 15 の成果指標.....	2-4
図 2-3	マーカー案件数の割合（スコアが 2、1、0 の案件数の割合）（2021 年）.....	2-12
図 2-4	障害インクルージョン案件金額の推移.....	2-13
図 2-5	障害インクルージョン案件金額（スコアが 2 または 1 の案件金額の合計） （2021 年）.....	2-13
図 2-6	障害インクルージョン案件数の割合の推移.....	2-14
図 2-7	マーカー案件数の割合（スコアが 2 または 1 の案件数の合計）（2021 年）.....	2-15
図 2-8	障害インクルージョン案件金額の推移（スコアが 2 または 1 の案件金額の合計） （2021 年）.....	2-16
図 2-9	障害インクルージョン案件数の割合の推移 （スコアが 2 または 1 の案件割合の合計）（2021 年）.....	2-17
図 2-10	イギリスの障害政策マーカー案件数の割合と金額（2018-2021）.....	2-18
図 2-11	フランスの障害政策マーカー案件数の割合と金額（2018-2021）.....	2-19
図 2-12	カナダの障害政策マーカー案件数の割合と金額（2018-2021）.....	2-21
図 2-13	イタリアの障害政策マーカー案件数の割合と金額（2018-2021）.....	2-22
図 2-14	スウェーデンの障害政策マーカー案件数の割合と金額（2018-2021）.....	2-23
図 2-15	ノルウェーの障害政策マーカー案件数の割合と金額（2018-2021）.....	2-24
図 2-16	オーストラリアの障害政策マーカー案件数の割合と金額（2018-2021）.....	2-25
図 2-17	日本の障害政策マーカー案件数の割合と金額（2018-2021）.....	2-26
図 3-1	世界銀行のプロジェクトサイクル.....	3-9
図 3-2	プロジェクトサイクルと各フェーズにおける作成文書.....	3-10
図 3-3	環境社会基準（ESS）4 ユニバーサルアクセスに関する指標.....	3-14
図 3-4	戦略 2030（Strategy 2030）における業務優先事項.....	3-19
図 3-5	障害インクルージョン案件の推移（2019-2022 年）.....	3-25
図 3-6	UNICEF における障害インクルージョンの成果（2018-2020）.....	3-48
図 3-7	USAID 組織図（2022 年 9 月時点）.....	3-55
図 3-8	USAID のプログラムサイクル.....	3-56
図 3-9	ノルウェー開発援助ポータル.....	3-78
図 3-10	Development for All 2015–2020 戦略フレームワーク.....	3-89
図 3-11	障害インクルージョン援助額の分野別内訳（2021-2022 年）.....	3-96

(表目次)

表 1-1	調査の内容.....	1-2
表 1-2	JICA 事業の事例調査におけるヒアリング対象者.....	1-3
表 1-3	国連障害インクルージョン戦略における Disability Inclusion および Mainstreaming Disability Inclusion の定義.....	1-3
表 2-1	G7 サミット首脳声明文における国際協力の障害インクルージョンに 関連する言及.....	2-2
表 2-2	質の高いインフラ投資に関する G20 原則.....	2-2
表 2-3	OECD-DAC 障害政策マーカーの定義と適応基準.....	2-9
表 2-4	OECD-DAC 障害政策マーカーのスコア基準.....	2-10
表 2-5	イギリスの機関別案件数 (2021 年)	2-19
表 2-6	フランスの機関別案件数 (2021 年)	2-20
表 2-7	カナダの機関別案件数 (2021 年)	2-21
表 2-8	イタリアの機関別案件数 (2021 年)	2-22
表 2-9	スウェーデンの機関別案件数 (2021 年)	2-23
表 2-10	ノルウェーの機関別案件数 (2021 年)	2-24
表 2-11	オーストラリアの機関別案件数 (2021 年)	2-25
表 2-12	日本の機関別案件数 (2021 年)	2-26
表 2-13	OECD-DAC 障害政策マーカーの活用状況に関する比較.....	2-27
表 2-14	CRPD 第 32 条(1).....	2-28
表 2-15	「第 1 回政府報告に関する障害者権利委員会の総括所見」における 「国際協力」に関する所見 (外務省仮訳)	2-29
表 2-16	国連障害者権利委員会総括所見における国際協力に関する所見、勧告の一覧表.....	2-30
表 3-1	世界銀行の概要.....	3-2
表 3-2	世界銀行グループ機関の概要.....	3-2
表 3-3	IBRD および IDA の地域別承認額 (2022 年度)	3-3
表 3-4	IBRD および IDA のセクター別承認額 (2022 年度)	3-3
表 3-5	世界銀行の障害インクルージョンに関する 10 のコミットメント.....	3-4
表 3-6	「障害インクルージョン・アカウンタビリティフレームワーク」付録の更新.....	3-5
表 3-7	障害に関連の深い環境社会基準 (ESS)	3-7
表 3-8	障害インクルージョンに関するガイダンス文書.....	3-7
表 3-9	「アクセシビリティに関するテクニカルノート (2022 年)」の構成.....	3-8
表 3-10	障害インクルーシブ開発におけるパートナーシップ.....	3-17
表 3-11	アジア開発銀行の概要.....	3-18
表 3-12	ADB の世界障害サミットのコミットメント.....	3-19
表 3-13	ロードマップの 5 つの主要コンポーネント.....	3-20
表 3-14	障害インクルージョンに関するガイダンス文書.....	3-21

表 3-15	ADB の障害インクルージョン指標.....	3-24
表 3-16	IDB の概要.....	3-27
表 3-17	第1回世界障害サミットにおける IDB のコミットメント.....	3-28
表 3-18	GDAP 2022-2025 に示された4つの柱.....	3-29
表 3-19	障害インクルージョンに関するガイダンス文書.....	3-30
表 3-20	ILO の概要.....	3-35
表 3-21	ILO Disability Inclusion Policy and Strategy 2020-23 における政策宣言.....	3-36
表 3-22	ILO Disability Inclusion Strategy 2020-2023 における13の戦略.....	3-37
表 3-23	障害インクルージョンに関するガイダンス文書.....	3-37
表 3-24	ILO Development Cooperation Internal Governance Manual における 障害インクルージョンに関する事項.....	3-38
表 3-25	ITCILO が提供する障害インクルージョンに係る研修コースの概要.....	3-40
表 3-26	国連児童基金の概要.....	3-41
表 3-27	UNICEF の世界障害サミットのコミットメント.....	3-42
表 3-28	DIPAS が掲げるビジョン6つの戦略的優先事項.....	3-44
表 3-29	DIPAS が掲げる7つのアカウンタビリティ.....	3-45
表 3-30	障害インクルージョンに関するガイダンス文書.....	3-46
表 3-31	米国国際開発庁 (USAID) の概要.....	3-51
表 3-32	USAID の支援カテゴリー.....	3-51
表 3-33	USAID の障害インクルージョンに関する2026年までのコミットメント.....	3-52
表 3-34	USAID の障害インクルージョンに関するガイダンス文書.....	3-54
表 3-35	英国外務・英連邦・開発省の概要.....	3-62
表 3-36	FCDO の障害インクルージョンに関する18のコミットメント (2022年).....	3-64
表 3-37	DFID の障害インクルージョン・スタンダードの概要.....	3-66
表 3-38	障害のインクルージョンと権利戦略 (2022-2030) における優先的事項.....	3-67
表 3-39	障害インクルージョンに関するガイダンス文書.....	3-67
表 3-40	ノルウェー開発協力局 (Norad) の概要.....	3-72
表 3-41	ノルウェー政府の障害インクルージョンに関するコミットメント.....	3-73
表 3-42	障害インクルーシブ開発戦略の実施計画.....	3-75
表 3-43	障害主流化に関する評価.....	3-77
表 3-44	GIZ の概要.....	3-81
表 3-45	BMZ 障害インクルージョン戦略に示された3つの目標.....	3-82
表 3-46	障害インクルージョンに関する GIZ のガイダンス文書.....	3-82
表 3-47	豪州外務貿易省の概要.....	3-86
表 3-48	DFAT の障害インクルージョンに関する18のコミットメント (2022年).....	3-87
表 3-49	障害インクルージョンに関するガイダンス文書.....	3-90
表 3-50	プログラムデザインのひな型における障害インクルージョンに関する記載事項.....	3-92
表 3-51	障害インクルージョンを強化するためのエントリーポイント.....	3-93

表 3-52	Safeguard Screening Checklist における障害に関する確認事項.....	3-94
表 3-53	セーブ・ザ・チルドレンの概要.....	3-98
表 3-54	第2回グローバル障害サミットで宣言された12のコミットメント.....	3-99
表 3-55	Disability Inclusion Policy における4つのコミットメント.....	3-99
表 3-56	障害インクルージョンを進めるための4つのアプローチ.....	3-100
表 3-57	Disability-inclusive child safeguarding guidelines の手引書一式.....	3-100
表 4-1	本調査対象の5事例.....	4-1

略語表

(全体)

ADB	Asian Development Bank	アジア開発銀行
AT	Assistive Technology	支援技術・機器
AUD	Australian Dollar	豪ドル
ASEAN	Association of Southeast Asian Nations	東南アジア諸国連合
BMZ	Bundesministerium für wirtschaftliche Zusammenarbeit und EntwicklungFederal	ドイツ連邦経済協力開発省
COVID-19	Coronavirus disease 2019	新型コロナウイルス感染症
CRPD	Convention on the Rights of Persons with Disabilities	障害者の権利に関する条約 (障害者権利条約)
CRS	Creditor Reporting System	-
DAC	Development Assistance Committee	開発援助委員会
DFAT	Australian Government Department of Foreign Affairs and Trade	豪州外務貿易省
DFID	Department for International Development	英国国際開発省
DID	Disability Inclusive Development	障害インクルーシブ開発
EDF	European Disability Forum	欧州障害フォーラム
EU	European Union	欧州連合
FCDO	Foreign, Commonwealth & Development Office	英国外務・英連邦・開発省
GDS	Global Disability Summit	世界障害サミット
GIZ	Deutsche Gesellschaft für Internationale Zusammenarbeit	ドイツ国際協力公社
GLAD Network	Global Action on Disability Network	-
IDA	International Disability Alliance	国際障害同盟
IDB	Inter-American Development Bank	米州開発銀行
IDDC	International Disability and Development Consortium	国際障害開発コンソーシアム
IEI	Inclusive Education Initiative	インクルーシブ教育イニシアチブ
ILO	International Labour Organization	国際労働機関
ITU	International Telecommunication Union	国際電気通信連合
JICA	Japan International Cooperation Agency	独立行政法人国際協力機構
LGBTQI+ (本文ではLGBT、LGBTQ+等原文に従い記載)	lesbian, gay, bisexual, transgender, intersex and queer and people with diverse sexual orientation, gender identity, gender expression and sex characteristics who identify using other terms	レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、インターセックス、クィアおよび他の用語を用いて自認する多様な性的指向、性自認、性表現、性特性を持つ人々
MPTF	Multi-Partner Trust Fund	マルチパートナー信託基金
NGO	Non-Governmental Organization	非政府組織
NORAD	Norwegian Agency for Development Cooperation	ノルウェー開発協力局
ODA	Official Development Assistance	政府開発援助
OECD	Organisation for Economic Co-operation and Development	経済協力開発機構
OHCHR	Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights	国連人権高等弁務官事務所
OPD	Organizations of Persons with Disabilities	障害者当事者団体
PPP	Public Private Partnership	官民連携
SDGs	Sustainable Development Goals	持続可能な開発目標

TES	Transforming Education Summit	教育変革サミット
UN	United Nations	国際連合
UNDESA	Department of Economic and Social Affairs	国連経済社会局
UNDIS	UN Disability Inclusion Strategy	国連障害インクルージョン戦略
UNDP	United Nations Development Programme	国連開発計画
UNESCAP	United Nations Economic and Social Commission for Asia and the Pacific	国連アジア太平洋経済社会委員会
UNESCO	United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization	国連教育科学文化機関
UNFPA	United Nations Population Fund	国連人口基金
UNICEF	United Nations Children's Fund	国連児童基金
UNPRDP	UN Partnership on the Rights of Persons with Disabilities	障害者の権利に関する国連パートナーシップ
USAID	United States Agency for International Development	米国国際開発庁
WASH	Water, Sanitation and Hygiene	水と衛生
WFP	World Food Programme	国連世界食糧計画
WHO	World Health Organization	世界保健機関

(3.1 : 世界銀行)

CPF	Country Partnership Framework	国別支援フレームワーク
DAF	Disability Accommodation Fund	合理的配慮基金
E&S	Environmental and Social	環境・社会
ESF	Environmental and Social Framework	環境・社会フレームワーク
ESS	Environmental and Social Standards	環境社会基準
IASG	Inter-Agency Support Group	機関間支援グループ
IBRD	International Bank for Reconstruction and Development	国際復興開発銀行
ICR	Implementation Completion and Results Report	実施完了報告書
ICSID	International Centre for Settlement of Investment Disputes	投資紛争解決国際センター
ICT	Information and Communication Technology	情報通信技術
IFC	International Finance Corporation	国際金融公社
IPF	Investment Project Financing	プロジェクト融資
ISR	Implementation Status and Results Report	実施状況・結果報告書
MIGA	Multilateral Investment Guarantee Agency	多数国間投資保証機関
OPCS	Operations Policy and Country Services	業務政策・国別サービス総局
PAD	Project Appraisal Document	プロジェクト審査文書
PAMSIMAS	Penyediaan Air Minum dan Sanitasi Berbasis Masyarakat (Community Based Water Supply and Sanitation)	インドネシア低所得者向け給水・衛生プロジェクト/コミュニティベース給水プロジェクト
PCN	Project Concept Note	プロジェクトコンセプトノート
PIU	Project Implementing Unit	プログラム実施ユニット
SCD	Systematic Country Diagnostic	体系的国別診断
SEP	Stakeholder Engagement Plan	ステークホルダーエンゲージメント計画
SOP	Standard Operating Procedure	標準作業手順書
SSI-GP	Social Sustainability and Inclusion Global Practice	社会的持続可能性・インクルージョングローバルプラクティス
TTL	Task Team Leader	タスクチームリーダー

(3.2 : アジア開発銀行)

CSP	Country Strategy Program	国別戦略プログラム
GDIH	Global Disability Innovation Hub	-
KIPA	knowledge, inclusion, participation, and access	-

(3.3 : 米州開発銀行 (IDB))

CDC	Country Development Challenges	-
GDAP	IDB Group Gender and Diversity Action Plan 2022-2025	-
G&D	Gender and Diversity	ジェンダーと多様性
GD Lab	Gender and Diversity Knowledge Initiative	-
GDSFD	Gender and Diversity Sector Framework Document	-
LAC	Latin America and the Caribbean	中南米・カリブ諸国
SCL	Social Sector	社会セクター
SCL/GDI	Gender and Diversity Division	-
VPS	Vice Presidency for Sectors and Knowledge	セクター・ナレッジ担当副総裁

(3.4 : 国際労働機関 (ILO))

ITCILO	International Training Centre ILO	ILO 国際トレーニングセンター
--------	-----------------------------------	------------------

(3.5 : 国連児童基金 (UNICEF))

CCC	Core Commitments for Children	-
DIPAS	Disability Inclusion Policy and Strategy 2022-2030	-
EES	Education Equity Strategy	教育平等戦略
ERG	employee resource group	職員リソースグループ
IDDC	International Disability and Development Consortium	国際障害と開発コンソーシアム
OHCHR	Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights	国連人権高等弁務官事務所
SIC	Disability Specific Intervention Code	障害に特化した介入コード

(3.6 : 米国国際開発庁 (USAID))

ABA	Architectural Barriers Act	建築物障害除去法
ADA	Americans with Disabilities Act	障害のあるアメリカ人法
ADS	Automated Directive System	-
AIDAR	Agency for International Development Acquisition Regulations	USAID 調達規則
ATscale	Global Partnership for Assistive Technology	支援技術・機器のためのグローバル・パートナーシップ
BHA	Bureau for Humanitarian Assistance	人道支援局
CDCS	Country Development Cooperation Strategy	国別開発協力戦略
EEOC	Equal Employment Opportunity Commission	雇用機会均等委員会
NCD	National Council on Disability	全米障害者協議会
RDCS	Regional Development Cooperation Strategy	地域開発協力戦略
RFA	Request for Application	申請依頼書
RFP	Request for Proposal	提案依頼書
UDL	Universal Design for Learning	学びのユニバーサルデザイン
WRA	World Rehabilitation Alliance	世界リハビリテーション連盟

(3.7 : 英国外務・英連邦・開発省 (FCDO))

DID	Disability Inclusive Development	-
GBP	pound sterling	英ポンド
GPE	Global Partnership for Education	教育グローバル・パートナーシップ

(3.8 : ノルウェー開発協力局 (Norad))

CSO	Civil Society Organization	市民社会組織
EEA	European Economic Area	欧州経済領域
EU	European Union	欧州連合
FFO	Norwegian Federation of Organisations of Disabled People	ノルウェー障害当事者団体連合会
GATE	Global Cooperation on Assistive Technology	支援技術・機器に関する世界協力
GNI	Gross National Income	国民総所得
SADC	Southern African Development Community	南部アフリカ開発共同体
SAFOD	Southern Africa Federation of the Disabled	南部アフリカ障害者連盟

(3.9 : ドイツ連邦経済協力開発省 (BMZ) ・ドイツ国際協力公社 (GIZ))

BMZ	Bundesministerium für wirtschaftliche Zusammenarbeit und Entwicklung Federal	ドイツ連邦経済協力開発省
DED	Deutscher Entwicklungsdienst	-
GTZ	German Corporation for Technical Cooperation	ドイツ技術協力公社

(3.10 : 豪州外務貿易省 (DFAT))

AusAID	Australian Agency for International Development	オーストラリア国際開発庁
AQCs	Aid Quality Checks	-
DFA	Development for All	-

(3.11 : Save the Children)

SEAH	sexual exploitation, abuse and harassment	-
------	---	---

要 旨

1. 調査の目的・方法

2006年、国際連合総会において障害者の権利の保障と実現を掲げた「障害者の権利に関する条約」(CRPD: United Nations Convention on the Rights of Persons with Disabilities)が採択された。同条約の第32条は、国際協力の重要性とともに、国際協力に障害者を包摂すること、すなわち国際協力における障害インクルージョンを掲げている。また、2015年に採択された持続可能な開発目標(SDGs: Sustainable Development Goals)は、「誰一人として取り残さない」ことを理念に掲げ、障害者を含む脆弱な立場にある全ての人々が、開発のプロセスに包摂され、その恩恵を享受することを求めている。しかしながら、特に開発途上国において障害者は、未だ様々な障壁や差別に直面し、貧困や社会的孤立等の困難な状況にある。さらに、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染流行は、障害者を含む弱い立場にある人々に対し甚大な影響を及ぼしている。貧困の深刻化に加え、医療や教育等へのアクセスがさらに困難になるなど、障害者を取り巻く状況は以前より厳しい。

日本は、開発協力大綱(2023年6月改訂)において、重点政策の一つに掲げる「質の高い成長」として「持続可能性」「強靱性」に加え、誰ひとり取り残さない「包摂性」を示している。さらに、実施原則の一つに「ジェンダー主流化を含むインクルーシブな社会の促進・公正性の確保」を掲げ、障害者等社会的に脆弱な立場に置かれている人々を含む全ての人々が、開発に参加し、恩恵を享受できる多様でインクルーシブな社会を促進する開発協力を行うとしている。JICAでは、2022年6月に発表した社会保障・障害と開発分野のグローバル・アジェンダにおいて、障害インクルーシブな開発を推進することを示し、全てのJICA事業で障害主流化を進めることを掲げている。一方、障害主流化に関する組織としての目標や戦略文書は策定されておらず、取組は限定的であり、ジェンダー主流化のように分野横断的な推進には至っていない。2022年8月に行われたCRPD対日審査の総括所見においても、この点について指摘がなされており、今後、着実な対応を図っていく必要がある。

上記背景のもと、JICAは日本の国際協力における障害主流化の一層の促進に向けて中心的役割を果たすことが期待されており、全てのJICA事業における障害主流化推進の具体的方策の検討が求められている。「JICA事業の障害主流化促進に係る情報収集・課題分析業務」(以下、本調査)は、JICAにおける障害主流化の進展に向け、資金協力を対象に、制度の改善や関連ガイドラインの制定等を検討する上で必要な情報を収集・分析することを目的として実施された。

本調査は2022年12月から2023年8月にかけて、文献調査とヒアリング調査により実施された。本報告書の構成は以下のとおりである。

- 第1章 調査の目的・方法
- 第2章 国際協力における障害主流化の取組に係る国際動向
- 第3章 国際機関および二国間援助機関における障害主流化の取組
- 第4章 JICAの資金協力事業における障害主流化の取組(事例分析)
- 第5章 JICA事業における障害主流化の推進に向けた提言

2. 国際協力における障害主流化の取組に係る国際動向

第2章では、国際協力における障害インクルージョンの取組の国際動向について概説した上で、経済協力開発機構（OECD: Organisation for Economic Co-operation and Development）開発援助委員会（DAC: Development Assistance Committee）が2018年に導入したOECD-DAC障害政策マーカーの概要と動向をまとめた。その後、国連障害者権利委員会による各国総括所見の第32条「国際協力」に係る所見について、各国の状況を比較・分析した。

CRPDと2030アジェンダの要請を踏まえ、国連機関や二国間援助機関を含む国際社会において、国際協力における障害インクルージョン推進の機運が近年高まっていることが確認された。2022年のG7エルマウ・サミット（ドイツ）では障害に焦点を当てた世界インクルージョンサミットが平行して開催され、今後のG7サミットにおいても開催が予定されている。また、2018年と2022年に開催された世界障害者サミットは、国際社会における障害インクルージョンの取組を大きく進めている。2022年の第2回世界障害者サミットには7,000人を超える参加があり、193の機関が1,412のコミットメントを発表した。また、2019年の国連障害者インクルージョン戦略の採択も、国連機関また国際協力における障害インクルージョンの推進を加速させている。

OECD-DAC障害政策マーカーは、各国の国際協力事業における障害インクルージョンの取組を正確に把握することを目的とし、2018年に導入された。導入後徐々にその活用は広がってきており、CRPDで示されている国際協力における障害インクルージョンの進展への貢献が期待される。日本については、障害インクルージョン案件¹金額（スコア2または1の案件金額の合計）は突出して高いが、障害インクルージョン案件数の割合は1.7%（2021年）と障害政策マーカーによる報告を行っている国の中で下位から3番目であった。

国連障害者権利委員会による各国への総括所見に関し、OECD加盟国32カ国の第32条「国際協力」に係る所見を比較したところ、スウェーデンのみ正の評価を得ていた。所見（2014年）では「障害インクルーシブ開発への主流化アプローチとツイントラック・アプローチの両方を採用した国家として称賛する」記載されている。ほかには、ノルウェーとスイスについて障害政策マーカーに関し記載がなされていた。全般的に、第32条の所見では国際協力事業への障害当事者者の参加が言及されており、重視されている。

¹ Allocable 案件のみ

3. 国際機関および二国間援助機関における障害主流化の取組

第3章では、以下の11の国際援助機関における障害主流化の取組を文献調査および質問票・ヒアリング調査を通じ情報を収集し、整理を行った。それぞれ、リーダーシップ・政策/戦略、ガイダンス文書、実施体制、事業運営、障害主流化の実績に関するモニタリング・評価、組織文化・体制、障害当事者の参加について取組をまとめた。

国際開発金融機関	- 世界銀行 - アジア開発銀行 (ADB) - 米州開発銀行 (IDB)
国連機関	- 国際労働機関 (ILO) - 国際連合児童基金 (UNICEF)
二国間援助機関	- 米国国際開発庁 (USAID) - 英国外務・英連邦・開発省 (FCDO) - ノルウェー外務省／ノルウェー開発協力局 (Norad) - ドイツ連邦経済協力開発省 (BMZ) ／ドイツ国際協力公社 (GIZ) - 豪国外務貿易省 (DFAT)
非政府組織	- セーブ・ザ・チルドレン

4. JICA の資金協力事業における障害主流化の取組（事例分析）

以下の資金協力事業（有償資金協力および無償資金協力）5事例における障害主流化の取組について文献調査とヒアリング調査から成る事例調査を行い、事例集を作成するとともに、事例分析から得られた考察をまとめた。

	事業名	スキーム
1	バングラデシュ国ダッカ都市交通整備事業	有償資金協力
2	バングラデシュ国行政運営研究・人材育成施設整備計画	無償資金協力
3	モンゴル国新ウランバートル国際空港建設事業	有償資金協力
4	モンゴル国ウランバートル市初等・中等教育施設整備計画	無償資金協力
5	ウガンダ国カンパラ立体交差建設・道路改良事業	有償資金協力

事例調査を通じ、障害主流化に係るグッドプラクティスが確認されたが、一方で、それらの取組はプロジェクト関係者の知識や発意に基づくものや対象国の国内法規や国際的な基準（ユニバーサルアクセス等）に基づくものであったことが確認された。事例調査から導出された JICA 事業の障害主流化促進に向けたポイントおよび課題は以下のとおりである。

- 案件形成段階からの障害視点の組み込み
- 障害主流化に対する相手国関係者の理解の促進
- JICA の障害分野のプロジェクトや人材との連携、知見の活用
- ユニバーサルアクセス等の障害関連法・基準整備
- コンサルタントの技術と経験の更なる活用
- 障害者・障害当事者団体の意義のある参加の促進

5. JICA 事業における障害主流化の推進に向けた提言

本調査の結果に基づき、JICA 事業における障害主流化推進に向けた提言をまとめた。以下に 10 の提言を示す。提言に基づき、今後 JICA において障害主流化推進の具体的対策が講じられることが望まれる。

提言 1 障害主流化推進に係る戦略文書の策定

JICA における障害主流化（障害インクルーシブな開発）の推進に向けた具体的方策を示した戦略文書の策定が望まれる。

提言 2 実施体制の強化

障害主流化の推進に向けた着実な取組を可能とする実施体制の構築が必要である。また、JICA の障害主流化の取組への助言等を行う障害当事者を含む外部専門家委員会の設置について検討の余地がある。

提言 3 事業運営における障害主流化の仕組化と取組の強化

事業運営において障害主流化の取組が組み込まれるよう仕組化する必要がある。

提言 4 環境社会配慮における障害主流化の強化

障害者の利益が確実に保護されるよう、環境社会配慮において障害主流化の取組を強化する必要がある。

提言 5 OECD-DAC 障害政策マーカーによる障害主流化のモニタリング・評価の強化

OECD-DAC 障害政策マーカーの適切な使用を促進し、障害主流化案件のモニタリングと評価を強化する必要がある。

提言 6 障害主流化の好事例の蓄積

事業における障害主流化の試行的取組を通じ、好事例を蓄積することが有用である。

提言 7 セクター別ガイドラインの策定

障害主流化の取組に関する具体的方法や留意点を示したセクター別ガイドラインの策定が望まれる。

提言 8 職員、関係者（コンサルタント、NGO 等）の理解促進および能力強化

障害主流化の推進においては、職員および関係者の理解促進と能力強化が不可欠である。

提言 9 国際援助機関・国際ネットワーク、障害当事者団体との連携強化

国際援助機関・国際ネットワーク、障害当事者団体（OPD）との障害主流化に関する情報共有や連携の強化が望まれる。

提言 10 インクルーシブなアプローチの検討と促進

ジェンダーを始めとする他グループも含めたインクルーシブなアプローチの検討と促進が重要である。

第1章 調査の目的・方法

1.1 調査の概要

1.1.1 背景

2006年、国際連合総会において障害者の権利の保障と実現を掲げた「障害者の権利に関する条約」（以下、障害者権利条約）が採択された。同条約の第32条は、国際協力の重要性とともに、国際協力に障害者を包摂すること、すなわち国際協力における障害インクルージョンを掲げている。また、2015年に採択された持続可能な開発目標（SDGs: Sustainable Development Goals）は、「誰一人として取り残さない」ことを理念に掲げ、障害者を含む脆弱な立場にある全ての人々が、開発のプロセスに包摂され、その恩恵を享受することを求めている。しかしながら、特に開発途上国において障害者は、未だ様々な障壁や差別に直面し、貧困や社会的孤立等の困難な状況にある。さらに、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染流行は、障害者を含む弱い立場にある人々に対し甚大な影響を及ぼしている。貧困の深刻化に加え、医療や教育等へのアクセスがさらに困難になるなど、障害者を取り巻く状況は以前より厳しい。

日本は、開発協力大綱（2023年6月改訂）において、重点政策の一つに掲げる「質の高い成長」として「持続可能性」「強靱性」に加え、誰ひとり取り残さない「包摂性」を示している。さらに、実施原則の一つに「ジェンダー主流化を含むインクルーシブな社会の促進・公正性の確保」を掲げ、障害者等社会的に脆弱な立場に置かれている人々を含む全ての人々が、開発に参加し、恩恵を享受できる多様でインクルーシブな社会を促進する開発協力を行うとしている¹。

JICAでは、障害者に関する初の政策となる課題別指針「障害者支援」を2003年に策定し、2009年および2015年に改訂を行い、2015年の改訂時には表題を「障害者支援」から「障害と開発」に変更した。以来「障害に特化した取組」と「障害の主流化」を同時に進めるツイントラック・アプローチに基づき、多様な協カスキームを活用した支援を展開してきた。2022年6月に発表された社会保障・障害と開発分野のグローバル・アジェンダにおいても、障害インクルーシブな開発を推進することとし、全てのJICA事業で障害主流化を進めることを掲げている。

日本の開発協力における実践を見ると、ツイントラックの「障害に特化した取組」については積極的な事業展開が行われており、200以上の障害者団体等とネットワークを構築したアジア太平洋障害者センターをはじめとし多くの成果が見られる。他方、ツイントラックの片側である「障害主流化」に関しては、組織としての目標や戦略文書は策定されておらず、取組は限定的であり、ジェンダー主流化のように分野横断的な推進には至っていない。2022年8月に行われた障害者権利条約対日審査の総括所見においても、この点について指摘がなされており、今後、着実な対応を図っていく必要がある（詳細は「第2章 2-3 国連障害者権利委員会による各国への総括所見（第32条『国際協力』）における障害インクルージョンへの提言内容」（p2-28）を参照）。

¹ pp.4-5, pp.12-13, [2]

1.1.2 目的

上記背景のもと、JICA は日本の国際協力における障害主流化の一層の促進に向けて中心的役割を果たすことが期待されており、全ての JICA 事業における障害主流化推進の具体的方策の検討が求められている。「JICA 事業の障害主流化促進に係る情報収集・課題分析業務」（以下、本調査）は、JICA における障害主流化の進展に向け、資金協力を対象に、制度の改善や関連ガイドラインの制定等を検討する上で必要な情報を収集・分析することを目的として実施された。

1.1.3 調査期間

2022 年 12 月～2023 年 8 月

1.1.4 本報告書の構成

本報告書の構成は以下のとおり。第 2 章から第 4 章までの分析に基づき、第 5 章で JICA 事業の障害主流化推進に向けた提言をまとめた。

- 第1章 調査の目的・方法
- 第2章 国際協力における障害主流化の取組に係る国際動向
- 第3章 国際機関および二国間援助機関における障害主流化の取組
- 第4章 JICA の資金協力事業における障害主流化の取組（事例分析）
- 第5章 JICA 事業における障害主流化の推進に向けた提言

1.2 調査の内容・方法等

1.2.1 調査の内容

本調査は国際協力の障害主流化に関する（1）国際動向の調査、（2）国際援助機関の取組に係る調査、（3）JICA 事業の障害主流化の取組に関する事例調査からなる。各調査の主な内容は以下のとおり。なお、（3）については事例調査を基に別添の事例集を作成した。

表 1-1 調査の内容

(1) 国際協力の障害主流化の取組に係る国際動向	- 障害主流化の取組に係る国際動向 - OECD-DAC 障害政策マーカーの概要と各国動向 - 国連障害者権利委員会による各国への総括所見（第 32 条「国際協力」）
(2) 国際援助機関の障害主流化の取組	調査対象機関：11 機関 - 世界銀行 - アジア開発銀行（ADB） - 米州開発銀行（IDB） - 国際労働機関（ILO） - 国際連合児童基金（UNICEF） - 米国国際開発庁（USAID） - 英国外務・英連邦・開発省（FCDO） - ノルウェー外務省／ノルウェー開発協力局（Norad） - ドイツ連邦経済協力開発省（BMZ）／ドイツ国際協力公社（GIZ） - 豪国外務貿易省（DFAT） - セーブ・ザ・チルドレン
(3) JICA 事業の障害主流化の取組（事例調査）	資金協力事業（有償資金協力および無償資金協力）5 事例における障害主流化の取組

出典：調査団

1.2.2 調査の方法

文献調査、調査票への回答、ヒアリング調査を基に、情報の収集、整理・分析を行い報告書に取りまとめた。

国際援助機関に関する調査では、2023年6月から7月にかけて質問票およびヒアリングによる調査を実施した（一部の機関については質問票への回答のみ）。また、JICAにおけるジェンダー主流化の経験と取組から示唆を得るため、JICA ジェンダー平等・貧困削減推進室およびシニアジェンダーアドバイザーへのヒアリングを実施した。JICA 事業の事例調査では、当該事業の JICA 担当者およびコンサルタントへの質問票送付とヒアリングを行った（表 1-2）。

表 1-2 JICA 事業の事例調査におけるヒアリング対象者

事例	対象者	実施日
1 バングラデシュ国ダッカ都市交通整備事業	① JICA バングラデシュ事務所、南アジア第4課 ② 日本工営株式会社 ③ 株式会社片平エンジニアリング・インターナショナル	① 2023年5月11日 ② 2023年5月17日 ③ 2023年7月11日
2 バングラデシュ国行政運営研究・人材育成施設整備計画	株式会社山下設計	2023年6月23日
3 モンゴル国ウランバートル市初等・中等教育施設整備計画	① 株式会社マツダコンサルタンツ ② 当時の JICA 担当者	① 2023年5月10日 ② 2023年5月12日
4 モンゴル国新ウランバートル国際空港建設事業	「ウランバートル市における障害者の社会参加促進プロジェクト」チーフアドバイザー	2023年5月15日
5 ウガンダ国カンパラ立体交差建設・道路改良事業	日本工営株式会社	2023年6月26日

出典：調査団作成

1.2.3 用語について

本報告書では、原文や文脈に応じ「障害主流化」、「障害インクルージョン」を用いる。「障害主流化」は、英語では disability mainstreaming、mainstreaming disability inclusion、「障害インクルージョン」は disability inclusion を指す。

JICA 課題別指針「障害と開発」（2015年2月）に従い、障害主流化の取組とは「開発におけるすべての取組において障害の視点を反映し、障害者が受益者あるいは実施者として計画策定や活動実施を含む一連のプロセスへ参加することを保障することである」と定義する。

なお、国連障害インクルージョン戦略（UN Disability Inclusion Strategy）では Disability Inclusion および Mainstreaming Disability Inclusion は下表のとおり定義されている。

表 1-3 国連障害インクルージョン戦略における Disability Inclusion および Mainstreaming Disability Inclusion の定義

Disability inclusion	障害者権利条約を遵守し、多様な障害者の意義ある参加、権利の促進、障害視点への配慮を行うこと。 “The meaningful participation of persons with disabilities in all their diversity, the promotion of their rights and the consideration of disability-related perspectives, in compliance with the Convention on the Rights of Persons with Disabilities.”
Mainstreaming Disability Inclusion	事業およびプログラムの全領域における、一貫したかつ体系的な障害インクルージョンのアプローチ。 “A consistent and systematic approach to disability inclusion in all areas of operations and programming.”

出典：p20, [1]を基に作成

第2章 国際協力における障害主流化の取組に係る国際動向

2006年、国際連合総会において障害者の権利の保障と実現を掲げた「障害者の権利に関する条約」(CRPD : United Nations Convention on the Rights of Persons with Disabilities) が採択された。同条約の第32条は、国際協力の重要性とともに、国際協力に障害者を包摂すること、すなわち国際協力における障害インクルージョンを掲げている。また、2015年に採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(以下、2030アジェンダ) は、「誰一人として取り残さない」ことを理念に掲げ、障害者を含む脆弱な立場にある全ての人々が、開発のプロセスに包摂され、その恩恵を享受することを求めている。また、持続可能な開発目標(SDGs : Sustainable Development Goals) の教育や不平等を含む5つの目標¹において障害者が明示的に言及されており、国際協力における障害インクルージョンの重要性を示すものとなっている。

このようなCRPDと2030アジェンダの要請を踏まえ、国連機関や二国間援助機関を含む国際社会において、国際協力における障害インクルージョン推進の機運が近年高まっている。本章では、国際協力における障害インクルージョンの取組の国際動向について概説した上で、経済協力開発機構(OECD : Organisation for Economic Co-operation and Development) 開発援助委員会(DAC : Development Assistance Committee) が2018年に導入したOECD-DAC障害政策マーカーの概要と動向をまとめる。その後、国連障害者権利委員会による各国総括所見の第32条「国際協力」に係る所見について、各国の状況を比較・分析する。

2.1 国際協力における障害主流化に係る国際的な取組

2.1.1 国際会議や国際機関等における当該分野の動向

(1) 主要国首脳会議(G7サミット)および金融世界経済に関する首脳会合(G20サミット)での議論

G7サミットおよびG20サミット(G20外相および開発大臣関連会合含む)に関し、過去5年間の報告や成果文書の確認を行った。G7サミットの首脳声明文における国際協力の障害インクルージョンに関連する言及を表2-1にまとめる。「包摂性」「包摂的」という用語は近年多く用いられているが、過去5年間においては、首脳声明における障害インクルージョンに直結する言及は限定的であると言える。他方、2022年のG7エルマウ・サミット(ドイツ)では障害に焦点を当てた世界インクルージョンサミットが平行して開催された[1]。世界インクルージョンサミットは、2023年のG7広島サミットでは開催されなかったが、今後G7サミットでの開催も検討されており、G7においても障害インクルージョンの重要性は認められつつあると言える。

¹ SDGsの教育、成長・雇用、不平等、都市、実施手段の5つの目標において、他の特定の脆弱グループと共に障害者が明示されている[44]。

表 2-1 G7 サミット首脳声明文における国際協力の障害インクルージョンに関連する言及

G7 サミット	言及箇所	首脳声明文における障害インクルージョンに関連する言及 (※障害者、障害者を含むインクルージョン (包摂) に関する内容)
G7 広島サミット (日本 : 2023 年 5 月 19 日～21 日)	前文	我々は、 <u>誰一人取り残さず</u> 、人間中心で、 <u>包摂的</u> で、強靱な世界を実現するために、我々の国際パートナーと協働していく
	教育	包摂的で公平な質の高い教育の確保に向けて前進することにコミットし (省略)
	労働	特に、女性並びに障害者、高齢者及び若者を含む少数派のグループを誰一人取り残さない、包摂的な労働市場を構築することを決意する
G7 コーンウォール・サミット (イギリス : 2021 年 6 月 11 日～13 日)	経済回復及び雇用	性別、年齢、障害、民族、性的指向又は経済的地位にかかわらず、いかなる地理的地域も人々も取り残されることのないように (省略)

※ G7 エルマウ・サミット (ドイツ : 2022 年 6 月 26 日～28 日)、G7 首脳テレビ会議 (アメリカ : 2020 年 3 月 16 日)、G7 ビアリッツ・サミット (フランス : 2019 年 8 月 24 日～26 日) の成果文書では障害インクルージョンに関連する言及はない。

※ 下線は調査団によるもの

出典 : [2]を基に調査団作成

G20 に関しては、G20 大阪サミット (2019 年 6 月 28 日～30 日) の「大阪首脳宣言」において、障害インクルージョンに関連する以下の言及がなされた (下線は調査団によるもの) [3]。

- **5 不平等への対処による成長の好循環の創出**
若者や女性、障害者の経済活動への参加を増やしつつ、高齢期も労働市場に参加できるような健康で活力ある高齢化社会を促進。
- **6 包摂的かつ持続可能な世界の実現**
持続可能な開発のための 2030 アジェンダに関する G20 行動計画に基づく「大阪アップデート」において、「誰一人取り残さない」ことを確保することに向けた行動を強調。

さらに、G20 大阪サミットでは大阪首脳宣言の附属文書として 16 の文書が発表されたが、その中の「質の高いインフラ投資に関する G20 原則」において、障害インクルージョンが明示された。

表 2-2 質の高いインフラ投資に関する G20 原則

<p>原則 5 : インフラ投資への社会配慮の統合 : インフラは、<u>包摂的</u>であり、あらゆる人々の経済参加や社会包摂を可能にするものであるべきである。</p> <p>5.2 プロジェクトのライフサイクルを通じて包摂性の実践を主流化すべき。インフラの設計、提供、管理に際しては、あらゆる人々、特に、女性や子供、移転を強いられるコミュニティや個人、<u>障がい者</u>、原住民や貧困層、社会の周縁に追いやられた人々など、とりわけ脆弱な状況にある人々の人権やニーズを尊重すべき。</p>

※下線は調査団によるもの

出典 : p4, [4]

加えて、「G20 岡山保健大臣宣言」² (2019 年 10 月 19 日～20 日) では、「高齢者への対応」の中で「我々は、国連障害者権利条約と整合的な社会的サービスと医療の提供含め、障害を持った高齢者を包摂することの重要性を認識する」と記載された³。

² G20 大阪サミットの関係閣僚会議の一つである保健大臣会合の成果文書

³ p.5, [42]

(2) 世界障害サミット [5]

2018年、第1回世界障害サミット(GDS2018: Global Disability Summit 2018)が、英国国際開発省(DFID: Department for International Development)、国際障害同盟(IDA: International Disability Alliance)およびケニア政府の共催で、ロンドンで開催された。障害インクルーシブな開発・人道支援活動のための経験、アイデア、今後の課題を共有すること目的としたGDS2018には、政府、市民社会、民間セクター、国際援助機関、障害当事者団体を含む計171機関が参加した。GDS2018は国際協力における障害インクルージョン推進のマイルストーンと評されており、国際社会が障害インクルージョンの取組を大きく進める契機となったと言える。GDS2018では、300を超える組織や政府が、CRPDの実施に関する行動枠組みであるCharter for Change⁴に署名するとともに、各国政府や国政援助機関を含む171の機関が計968の個別コミットメント⁵を表明した。コミットメントについては、サミット事務局がGDS2018開催後も継続的にモニタリングを行っている[5]。

4年後の2022年には、ノルウェー政府、IDA、ガーナ政府により第2回世界障害サミット(GDS2022)が開催された(新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりオンライン開催)。参加者は7,000人を超え、193の機関が1,412の新たなコミットメントを発表した。このうち政府およびドナーは42機関であり、コミットメントの33%を占めている(図2-1)。また、コミットメントの18%にあたる254のコミットメントが国際協力および障害インクルーシブ開発に関連するものであった[6]。

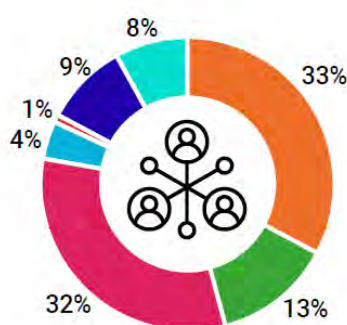


Figure 5: Percentage of Commitments by Type of Stakeholder

Governments and Donors: 33%

Multilaterals: 13%

Civil Society Organisations: 32%

Foundations: 4%

Private Sector: 1%

Organisations of Persons with Disabilities: 9%

Others: 8%

出典: p.17,[6]

図 2-1 GDS2022 で表明されたコミットメントの機関別内訳

次回の世界障害サミットは、ドイツ政府、ヨルダン政府、IDAにより2025年に開催予定である。

(3) 国連障害インクルージョン戦略(UNDIS: UN Disability Inclusion Strategy) [7]

2030アジェンダの目標達成への取組を加速させることを目指し、2019年、国連事務総長は「国連障害インクルージョン戦略」を発表した。この戦略は、国連本部と現場のあらゆる活動において、障害インクルージョンに関する国連の基準とパフォーマンスを引き上げることを目的としたものであり、障害の視点を国連のプログラムに包摂することを主眼としている。同戦略には、障害インクルージョン

⁴ [gds_charter_for_change.pdf\(internationaldisabilityalliance.org\)](https://www.internationaldisabilityalliance.org/gds-charter-for-change.pdf)

⁵ コミットメントは世界障害サミットのホームページ([Global Disability Summit - Commitments Page](#))から閲覧可能である。

の取組の進捗状況を評価し、推進するための政策とアカウンタビリティ・フレームワークが含まれており、5年間の期限としている。

同戦略にはすべての国連機関が参加しており、世界各国の国連機関およびフィールドオフィスからの報告を基に、毎年、事務総長報告書として国連総会に提出することになっている。2019年以降、報告書は毎年提出されており、2021年の報告書は73の国連機関と130のフィールドオフィスからの報告を基に作成されている。

アカウンタビリティ・フレームワークは、国連機関全体のものとフィールドオフィスの二つのフレームワークから成る。国連機関のフレームワークは、①リーダーシップ・戦略立案・管理、②包摂性、③プログラミング、④組織文化の4つの中心的分野で構成され、機関共通の15の成果指標（図2-2）が設定されている（組織の状況に応じ使用する指標を選択する）。フィールドオフィスのフレームワークについては、アカウンタビリティ・スコアカードによる指標が設けられている。各機関とフィールドオフィスは5段階評価システムによる自己評価を行い、国連事務局に報告を行う。

LEADERSHIP, STRATEGIC PLANNING AND MANAGEMENT	INCLUSIVENESS	PROGRAMMING	ORGANIZATIONAL CULTURE
1. Leadership	5. Consultation with persons with disabilities	9. Programmes and projects	13. Employment
2. Strategic planning	6. Accessibility	10. Evaluation	14. Capacity development for staff
3. Disability-specific policy/strategy	6.1. Conferences and events	11. Country programme documents	15. Communication
4. Institutional set-up	7. Reasonable accommodation	12. Joint initiatives	
	8. Procurement		

出典：p.12, [7]

図 2-2 国連障害インクルージョン戦略の15の成果指標

なお、同戦略はジェンダー平等の観点から国連のパフォーマンスをモニタリング・評価する枠組みである「ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連全システムにおける行動プラン（United Nations System-Wide Action Plan on Gender Equality and the Empowerment of Women - Gender SWAP）」と同レベルで扱われている [8]。

(4) OECD-DAC policy marker on the inclusion and empowerment of persons with disabilities

(OECD-DAC 障害政策マーカー)

OECD-DAC 障害政策マーカーは、各国の国際協力事業における障害インクルージョンの取組を正確に把握することを目的とし、2018年に導入された。導入後徐々にその活用は広がっており、CRPDで示されている国際協力における障害インクルージョンの進展への貢献が期待される。同マーカーについては、次項で詳細を述べる。

2.1.2 分野ごとの取り組み

(1) 人道支援

2016年、各国政府、国連機関、非政府組織（NGO：Non-Governmental Organization）、障害当事者団体を含む70以上の関係者により、「人道支援における障害者のインクルージョンに関する憲章（The Charter on Inclusion of Persons with Disabilities in Humanitarian Action）」が承認され、230以上の国と機関が賛同を表明している。この憲章は、「非差別」「参加」「インクルーシブな政策」「インクルーシブな対応とサービス」「協力と調整」という5つの原則に基づき、障害インクルーシブな人道支援に対するコミットメントを示したものである [9]。

2019年には、障害者を含む600人以上の関係者が参加し策定された「人道支援における障害者のインクルージョンに関するガイドライン」が国連機関間常設委員会により発表された。同ガイドラインは、人道支援において最も取り残されるリスクのある障害者のニーズと権利を特定し、対応するために、人道支援団体が取るべき不可欠な行動を定めている [10]。

(2) 教育

2019年、障害インクルーシブな教育を支援する Inclusive Education Initiative が世界銀行信託基金により設立された。設立にあたってはノルウェー開発協力局（Norad：Norwegian Agency for Development Cooperation）とイギリス外務・英連邦・開発省（FCDO：Foreign, Commonwealth and Development Office）が共同で資金提供を行っている [11]。

2022年9月、第77回国連総会に合わせて教育変革サミット（TES：Transforming Education Summit）がニューヨークにおいて開催され、各国首脳、教育大臣、国連機関の代表を含む2,000人以上が参加した [12]。TESの閉会にあたり発表された国連事務総長によるビジョン・ステートメント「Vision Statement of the UN Secretary-General on ‘Transforming Education：an urgent political imperative for our collective future」では、教育システムにおいて変革が必要な4つの分野が挙げられた。その一つ目が「すべての学習者の成長を支援する学習環境」であり、障害者を含むすべての子どもにとって、インクルーシブで、安全で、健康的で、刺激的な学校と学びを確保することの重要性が示された⁶。また、TESでは133の国がナショナル・ステートメントを発表したが、ステートメントの87%において、障害者を含む脆弱なグループに応じたよりインクルーシブな教育システムの確保が重要であることが述べ

⁶ pp. 4-5, [43]

られている [13]。さらに、TES では、IDA、International Disability and Development Consortium (IDDC)、the Global Action on Disability Network (GLAD Network)、Global Campaign for Education が共同で「行動要請：障害インクルージョンに向けた教育改革 (Call to Action : Transforming Education for Disability Inclusion)」を立ち上げた [14]。

(3) 保健

2021 年 5 月に開催された第 74 回世界保健総会において、決議「障害者の到達可能な最高水準の健康 (The highest attainable standard of health for persons with disabilities)」が採択された。この決議は、障害者が保健サービスを受ける際に直面する障壁の撤廃に取り組むことにより、保健サービスをよりインクルーシブなものにすることを目的としている。各国政府に、保健分野での意思決定とプログラム設計において障害とジェンダーに配慮したインクルーシブなアプローチを採用するよう求めている [15]。

(4) 防災

2015 年 3 月に仙台市で開催された第 3 回国連防災世界会議では、関連フォーラムやセッションの中で障害インクルーシブな防災に関する議論が行われた。同会議の成果文書として採択された「仙台防災枠組 2015-2030」では、障害者および障害当事者団体がステークホルダーとして明確に位置づけられた。「障害者及び障害者団体は、特に、ユニバーサルデザインの原則に沿った災害リスク評価や、具体的要件に適合する計画の立案及び実施において重要である」(パラグラフ 36. (a) (iii)) と明記されており、災害対策に係る政策に障害の視点を入れることの必要性が示されている [16]。

(5) インクルーシブ・データ

2030 アジェンダの達成状況のモニタリングにおいては、性別、年齢、民族、障害等ごとに細分化されたデータによる分析が必要であるが、実際には障害者を含め周縁化されている人々に関する十分なデータがなく、取組の改善にこれら人々のニーズが含まれない状況がある。こうした課題に対し、インクルーシブで格差のないデータに焦点を当てた調整・協力メカニズムとして、Global Partnership for Sustainable Development Data⁷の下に、2018 年、「インクルーシブ・データ憲章 (Inclusive Data Charter)」が発足した。インクルーシブで細分化されたデータの質、量、資金、利用可能性、利用する能力を向上させるために、様々な支援を動員し、同憲章に賛同する国や組織への支援を展開している [17]。

⁷ Global Partnership for Sustainable Development Data は持続可能な開発目標達成に向けデータの活用を推進するグローバルネットワーク。700 以上の民間セクター、研究機関、市民社会、政府機関が参加する。[Global Partnership for Sustainable Development Data \(data4sdgs.org\)](https://data4sdgs.org)

2.1.3 関連組織の取組

(1) 国際障害同盟 (IDA : International Disability Alliance)

IDA は、1999 年に国際的な障害当事者団体を中心とする 6 つの国際 NGO⁸が結成し、設立した団体である。現在は国際および地域レベルの 14 の障害当事者団体からなるネットワークとして、国連でのアドボカシー活動や障害当事者団体の能力強化等に取り組んでいる。豪州外務貿易省 (DFAT : Australian Government Department of Foreign Affairs and Trade) や FCDO を始めとする二国間ドナー、世界保健機関 (WHO : World Health Organization)、国連児童基金 (UNICEF : United Nations Children's Fund) 等の国連機関、Open Society Foundations 等の財団や NGO とのパートナーシップのもと、活動を展開している。主要な国際障害者権利団体のネットワークとしてニューヨークおよびジュネーブの国連システムから承認を得ており、国連人権プロセス (普遍的・定期的レビュー、人権理事会など) や人権監視メカニズムへの障害当事者団体の関与の促進を図っている [18]。

以下、障害インクルーシブ開発に関連する IDA の取組を一部紹介する。

■ Disability Inclusive Development (DID) Programme

DID は FCDO が資金提供するコンソーシアム・プロジェクトであり、IDA は DID コンソーシアムのエグゼクティブ・グループの一員として関与している。DID プログラムは開発途上国における障害者の福祉の向上とインクルージョンの促進を目的としており、障害者の医療や教育へのアクセス向上、生活改善、スティグマや差別の軽減に資する活動を展開する。2018 年から 2024 年までのプロジェクトであり、対象国はバングラデシュ、ケニア、ナイジェリア、タンザニア、ヨルダン/レバノン、ネパールの 6 カ国である [19]。

■ Making DPOs⁹ Equal Partners of Inclusive Development in Africa

アフリカ諸国における障害者の平等な権利と社会への完全な参加を目的として、IDA が Norad から支援を受け 2019 年から 2022 年にかけて実施したプロジェクトである。ケニアやタンザニアを始めとする 11 カ国を対象に障害当事者団体の能力強化を中心とした活動が展開された [20]。

(2) 障害者の権利に関する国連パートナーシップ

(UNPRPD : UN Partnership on the Rights of Persons with Disabilities)

UNPRPD は、国連機関、政府、障害当事者団体、および市民社会との連携を通じ障害者の権利を推進するパートナーシップである。2012 年、IDA の提唱に基づき設立された。UNPRPD は参加国連機関 (Participating UN Organization) のリソースを活用するために設立されたマルチパートナー信託基金 (MPTF : Multi-Partner Trust Fund) を通じて運営されている。参加国連機関は、国連開発計画 (UNDP : United Nations Development Programme)、UNICEF、国連教育科学文化機関 (UNESCO : United Nations

⁸ 世界盲人連合 (World Blind Union)、世界精神医療ユーザー・サバイバーネットワーク (World Network of Users and Survivors of Psychiatry)、世界ろう連盟 (World Federation of the Deaf)、障害者インターナショナル (Disabled Peoples' International)、国際育成会連盟 (Inclusion International)、世界盲ろう連盟 (World Federation of the Deafblind)

⁹ 障害当事者団体 (Organizations of Persons with Disabilities)

Educational, Scientific and Cultural Organization)、国連人口基金 (UNFPA : United Nations Population Fund)、UN Women、WHO、国際労働機関 (ILO : International Labour Organization)、国際電気通信連合 (ITU : International Telecommunication Union)、国連人権高等弁務官事務所 (OHCHR : Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights)、国際連合経済社会局 (UNDESA : Department of Economic and Social Affairs) であり、また市民社会組織として IDA と IDDC が参加している。主なドナーは EU、フィンランド、スイス、オーストラリア、イギリス、ノルウェーである [21]。

MPTF を通じ、2012 年の設立以降、65 百万 USD 以上の資金が動員され、87 カ国以上で 94 の国連協働プログラムが実施された。主な成果として、インクルーシブな SDGs の実施推進のための政策や制度改善への障害当事者団体の参加 (1,257 団体)、政府代表、国連機関、障害当事者団体等への能力強化 (10 万 819 人)、インクルーシブな教育や保健医療、司法アクセス等に係る新たな法律/政策/戦略/規定の採択 (87 つ) が挙げられる。加えて、MPTF を通じ、先述の UNDIS の策定支援や 26 カ国の CRPD の実施状況をまとめた状況分析ペーパーの策定が行われた [22]。

(3) GLAD Network (The Global Action on Disability Network)

2015 年にロンドンで組織された GLAD Network は、国際開発・人道支援活動における障害者のインクルージョンの強化に取り組む二国間・多国間援助機関、民間セクター、財団の調整機関である。GLAD Network の常任共同議長は IDA であり、3 年ごとに交代する共同議長は現在アメリカ政府が担っている。また、18 の機関から成る運営委員会が設置されており、JICA は設立時から運営委員となっている。現在、46 の組織がメンバーとして活動しており、アドバイザーとして障害者の権利に関する国連特別報告者 (UN Special Rapporteur)、OHCHR、障害当事者団体の代表 (交代制) が置かれている。メンバー会議は年に一度開催される [23]。

GLAD Network は CRPD 第 32 条に従いメンバー一丸となって行動するとし、以下 5 つの主要目標を定めている [24]。

1. 障害インクルーシブ開発の連携を強化する
2. 知識やリソースを共有し、互いに学び合う
3. 影響力を最大化するために、共通の、そして団結した声を増幅する
4. 障害インクルーシブな開発と人道支援に資源を提供するパートナーのコミュニティを拡大し、多様化する
5. グローバル開発イニシアティブの中で、既存のパートナーシップと障害インクルージョンを強化する

ホームページには、メンバー機関だけがアクセス可能な状況共有プラットフォームがあり、また勉強会やセミナーが実施されている。また、インクルーシブ教育、社会的保護、人道支援、障害インクルーシブな気候変動対策、ジェンダー平等、インクルーシブヘルスのワーキンググループが設置されている。

2.2 OECD-DAC 障害政策マーカー (OECD-DAC policy marker on the inclusion and empowerment of persons with disabilities)

2.2.1 OECD-DAC 障害政策マーカーの概要

(1) 背景・目的

OECD-DAC は、2018 年に「障害インクルージョンとエンパワメントに関する政策マーカー (OECD-DAC policy marker on the inclusion and empowerment of persons with disabilities)」(以下、OECD-DAC 障害政策マーカー) の OECD Creditor Reporting System (CRS) への導入を承認した。それまで、国際協力における障害インクルージョンの取組の実施状況に関する正確なデータはなく、エビデンスに基づく評価を行うことが困難であった。2018 年の世界障害サミットの開催を控え、この点について課題認識を持っていたイギリスは、2017 年に障害政策マーカーの導入を OECD-DAC に提案した [25]。

OECD-DAC 障害政策マーカーは、各国の国際協力事業における障害インクルージョンの取組を正確に把握することを目的とし、CRPD で示されている国際協力における障害インクルージョンの進展に資することが期待されている。

報告システムについては、ジェンダー平等マーカーなど他の政策マーカーと同様の方法が採られている。ただし、他の政策マーカーと異なり障害政策マーカーは報告が義務付けられておらず、あくまで任意となっている。2019 年に 2018 年の活動に対する障害政策マーカーによるデータ収集が開始され、2023 年 4 月時点では 2021 年までのデータが CRS に公開されている。

(2) OECD-DAC 障害政策マーカーの内容

OECD-DAC 障害政策マーカーにおける障害インクルージョン案件 (活動) の定義と適応基準は以下のとおりである。

表 2-3 OECD-DAC 障害政策マーカーの定義と適応基準

<p>定義</p>	<p>以下の場合、障害インクルージョン案件 (活動) と分類される (principal または significant に相当)。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 障害者が障害のない人と同等に包摂され、利益を共有することを意図的な目的としている案件。 <p style="text-align: center;">または</p> <ul style="list-style-type: none"> - すべての障害者の人権および基本的自由の完全かつ平等な享有を促進、保護、確保し、CRPD 第 1 条に沿った固有の尊厳の尊重に資する案件。 <p style="text-align: center;">または</p> <ul style="list-style-type: none"> - CRPD の批准、実施、およびまたは監視を支援する案件。
<p>適応基準</p>	<p>障害者の権利とインクルージョンの尊重、保護、充足に貢献する活動への支援が活動の記録において、以下の具体的な方策により明示的に推進されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> - すべての障害者が人権を平等に享受することを保護および促進し、固有の尊厳の尊重を促進する (CRPD 第 1 条)。 - 障害者のエンパワメントと保健および教育、情報・通信へのアクセシビリティを物理的、社会的、経済的および文化的環境から確保する。 - 障害者の社会的、経済的または政治的包摂を促進する、または社会への効果的な参加を支援する政策、法律または制度を開発または強化する。

出典：pp.10-11, [26]を基に調査団作成

案件の評価を行うスコア基準は以下のとおりである。なお、スコアが「blank」となっている案件は、障害政策マーカーによる評価が行われていないことを意味する。

表 2-4 OECD-DAC 障害政策マーカーのスコア基準

Principal (スコア 2)	障害者のインクルージョンは協力の主要な目的であり、計画や成果の基本である
Significant (スコア 1)	障害者のインクルージョンは重要かつ意図的な目的ではあるが、協力の主要な目的ではない
Not target disability inclusion (スコア 0)	障害のある人は全く対象になっていない

出典：p.13, [26]を基に調査団作成

(3) OECD-DAC 障害政策マーカーの留意点

OECD-DAC 障害政策マーカーに関する文書に示されている同マーカーの活用における留意点を以下にまとめる [26] [27]。

- 障害政策マーカーによる評価は、国際協力における障害インクルージョンのレベルを示すものであり、障害インクルージョン案件への財政支援に関する正確な数値ではない。
- OECD-DAC CRS は国際協力のインプットについてデータ収集するものであり、成果やインパクト指標、事後評価とは連動していない。よって、スコアは活動のインパクトを測るものではなく、スコア 2 案件がスコア 1 案件に比して活動のインパクトが大きいとは限らない。
- 障害政策マーカーの評価においては、資金提供の根拠となる文書（プロジェクト文書等）に、障害インクルージョンの目的が明確に記載されている必要がある。
- OECD-DAC CRS における記述的な報告では（案件タイトル、案件概要）、特に主要とされる活動について、活動と障害目的との関係を明示的に記載する必要がある。
- 現在、障害政策マーカー データの品質保証に関する一元的な確認プロセスはない。そのため、OECD-DAC 加盟国間のデータ比較は慎重に行う必要がある。OECD-DAC 加盟国間により、マーカーの適用方法に関する解釈や障害インクルージョンに対するアプローチにおいて根本的な違いがあると考えられる。

なお、一般的に、OECD-DAC 政策マーカーのデータ分析の対象は「allocable」案件とすることが OECD のハンドブックにおいて示されている。「Allocable」案件に該当する援助形態は以下のとおりである¹⁰。

- A02 - Sector budget support（セクター予算支援）
- B01 - Core support to NGOs, other private bodies, PPPs and research institutes
（NGO、その他の民間団体、官民連携（PPP：Public Private Partnership）、研究機関への中核的サポート）
- B03 - Contributions to specific-purpose programmes and funds managed by implementing partners
（実施パートナーが管理する特定の目的のプログラムおよび基金への拠出）

¹⁰ p.19, [26]

- B04 - Basket funds/pooled funding (バスケット資金/プール資金)
- C01 - Project-type interventions (プロジェクト型介入)
- D01 - Donor country personnel (ドナー国関係者)
- D02 - Other technical assistance (その他技術支援)

(4) OECD-DAC 障害政策マーカーに関する動向

OECD-DAC 障害政策マーカー導入後の主な動向を以下に概説する。

■ Call to Action – Implementation of the Disability Inclusion marker [28]

2019年、OECD-DACが障害政策マーカーを承認した直後、IDA、欧州障害フォーラム(EDF: European Disability Forum)、IDDC、GLAD Networkの4機関はOECD-DAC加盟国への行動要請として「Call to Action – Implementation of the Disability Inclusion marker」を発表した。要請内容の概要は以下のとおりである。

- 2018/2019年以降の政府開発援助(ODA: Official Development Assistance)報告における、OECD-DAC障害政策マーカーの導入・適用
- 障害政策マーカーによる報告の義務化
- 障害政策マーカーの活用に関するハンドブックの作成支援
- 障害政策マーカーの活用から得られた教訓の共有
- 障害者にとってインクルーシブでアクセシブルな国際協力プログラムの実施

■ 国際援助機関による障害政策マーカーの導入

OHCHRは、CRPD第32条に対する進捗状況を監視するツールとして、障害マーカーを使用すべきであると勧告しており、OECD-DAC CRSをその監視のデータソースとして挙げている[29]。こうした中、UNICEFやFord Foundationをはじめとし、二国間援助機関以外の国際援助機関においても、OECD-DAC障害政策マーカーに類する評価指標の開発と導入を進めている組織が増えている[27]。UN Womenは、2021年、組織の報告システムへの障害インクルージョン・マーカーの導入を検討するため、調査を実施した[30]。

■ 障害政策マーカーデータ可視化ツールの開発

Sightsavers¹¹(NGO)が、CRSデータの可視化ツールを開発中である[27]。同ツールにより、より容易に、各国における障害政策マーカーの活用状況や各国間比較が可能になることが期待される。

¹¹ 開発途上国において回避可能な失明の治療と予防、視覚障害やその他の障害のある人々の権利促進に取り組む国際NGO。イギリスに本部を置き、30カ国以上で活動する。

2.2.2 OECD-DAC 障害政策マーカーデータに基づく障害インクルージョンに関する

ODA のトレンド

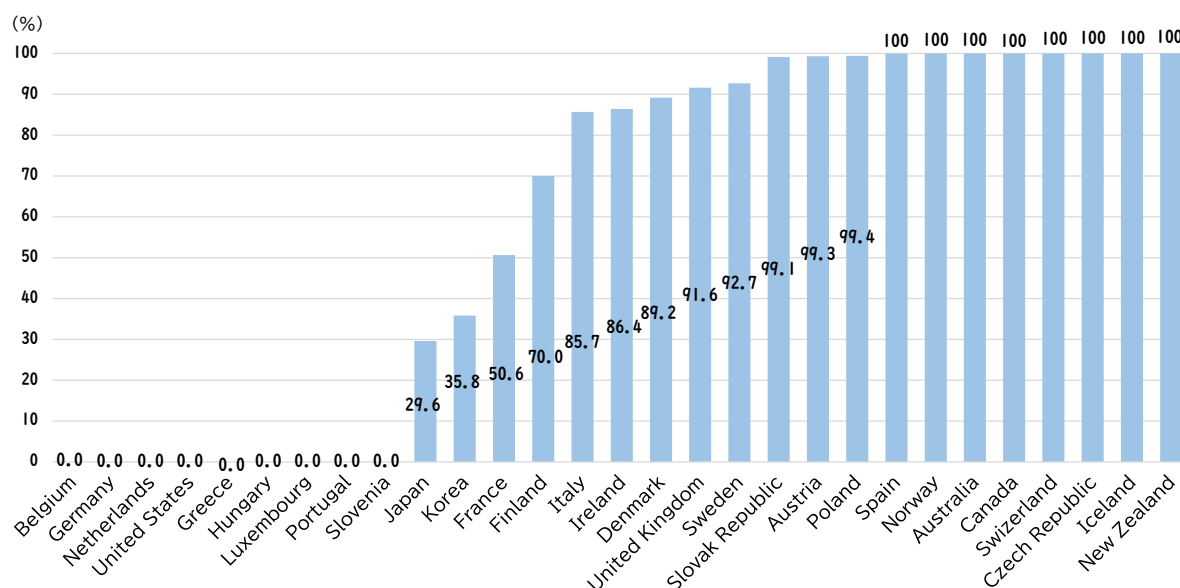
本項では、主に OECD-DAC CRS のデータを基に、主要な OECD-DAC 加盟国の ODA のトレンドを概説する。本調査団による OECD-DAC CRS データの分析は、2023 年 4 月時点に CRS サイト¹²よりダウンロードしたデータに基づいている。また、同データの処理および分析においては、*Getting the Data : How much does aid money support inclusion of persons with disabilities (2020)* [31]で示されている手順に従った。具体的な対応は以下のとおりである。

- コミットメントベースで、現在の価格に換算したデータを使用
- ネガティブコミットメントと non-allocable 支出は除外

(1) OECD-DAC 障害政策マーカーの活用状況

2021 年のデータによると、OECD-DAC 加盟国の三分の二が、マーカー案件数の差はあれ、障害政策マーカーによる報告を行っている。OECD-DAC の主要加盟国であるアメリカとドイツは同マーカーによる報告は行っていない [27]。

図 2-3 に 2021 年の各国のマーカー案件数の割合（スコア 2、1、0 の案件数の割合）を示す（データがないリトアニアを除く 29 カ国）。ノルウェー、オーストラリア、カナダを含む 8 カ国は 100% となっており、すべての ODA 案件を評価している。日本は同マーカーによる報告を行っている加盟国の中で最も低い 29.6% となっている。



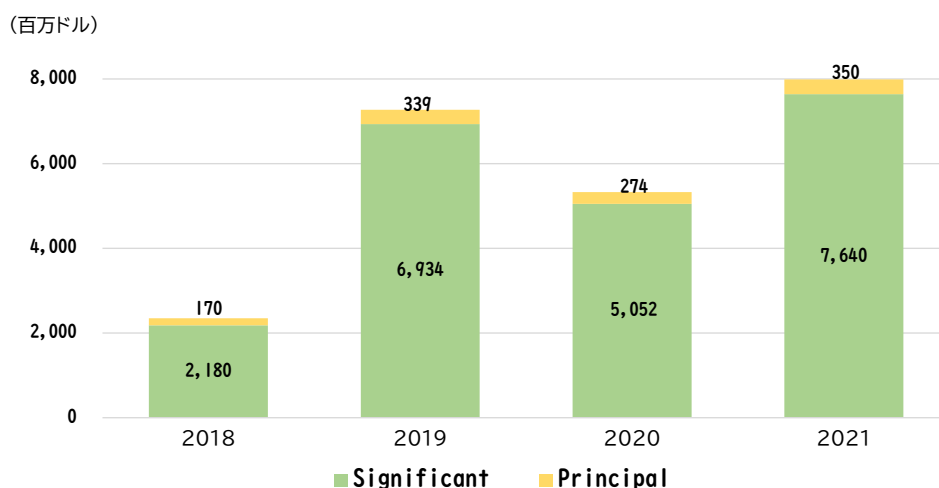
出典：OECD-DAC CRS データを基に調査団作成

図 2-3 マーカー案件数の割合（スコアが 2、1、0 の案件数の割合）（2021 年）

¹² [Creditor Reporting System \(CRS\) \(oecd.org\)](https://crs.oecd.org/)

(2) 障害インクルージョン案件の金額

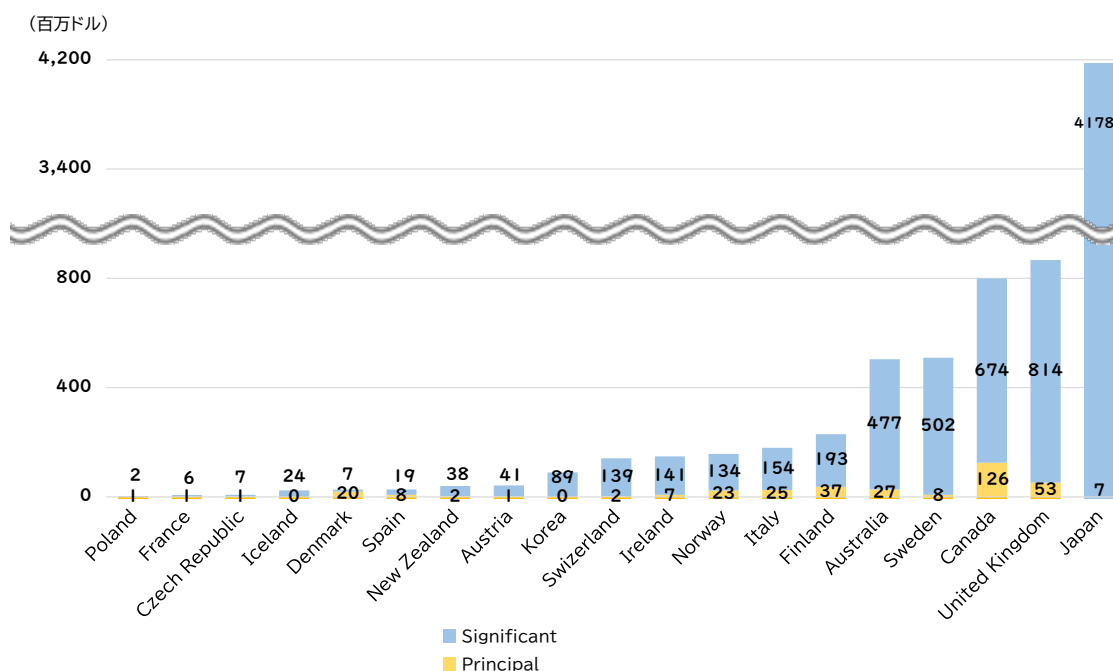
OECD-DAC 加盟国の全 ODA 事業 (allocable) の障害インクルージョン案件金額の推移を図 2-4 に示す。2020 年と 2021 年を比較すると、principal 案件 (スコア 2) に比して、significant 案件 (スコア 1) 金額の増加割合が大きい。また、2020-2021 の障害インクルージョン案件の金額をセクター別に比較すると、交通、保健、緊急時対応、政府・市民社会、教育の順に多い [32]。



出典：OECD-DAC CRS データを基に調査団作成

図 2-4 障害インクルージョン案件金額の推移

図 2-5 に 2021 年の各国の障害インクルージョン案件金額 (スコアが 2 または 1 の案件金額の合計) を示す。日本が突出してマーカー案件金額が高い。

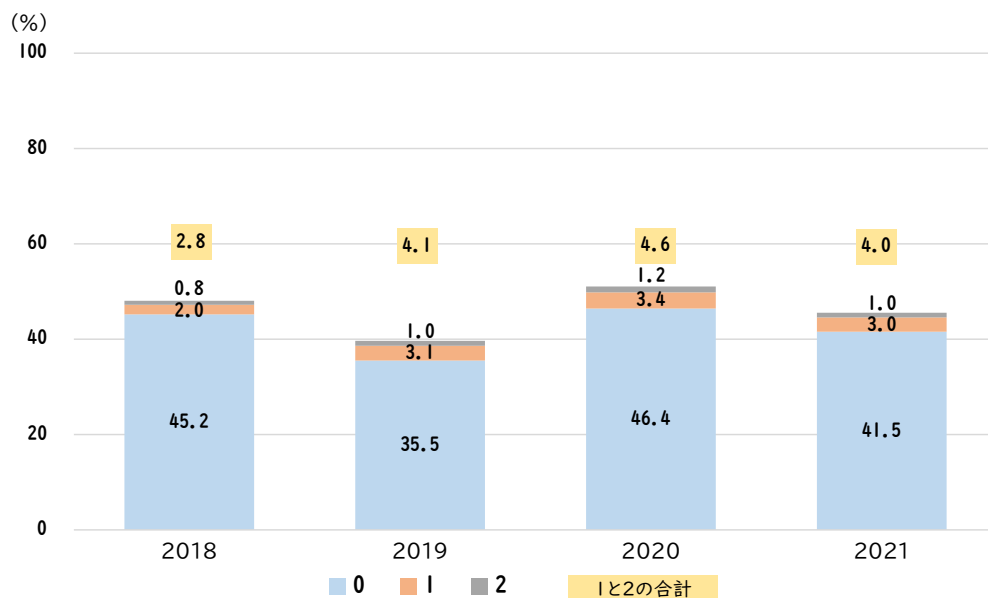


出典：OECD-DAC CRS データを基に調査団作成

図 2-5 障害インクルージョン案件金額 (スコアが 2 または 1 の案件金額の合計) (2021 年)

(3) マーカー案件数の割合（スコア2、1、0の案件数の割合）の推移

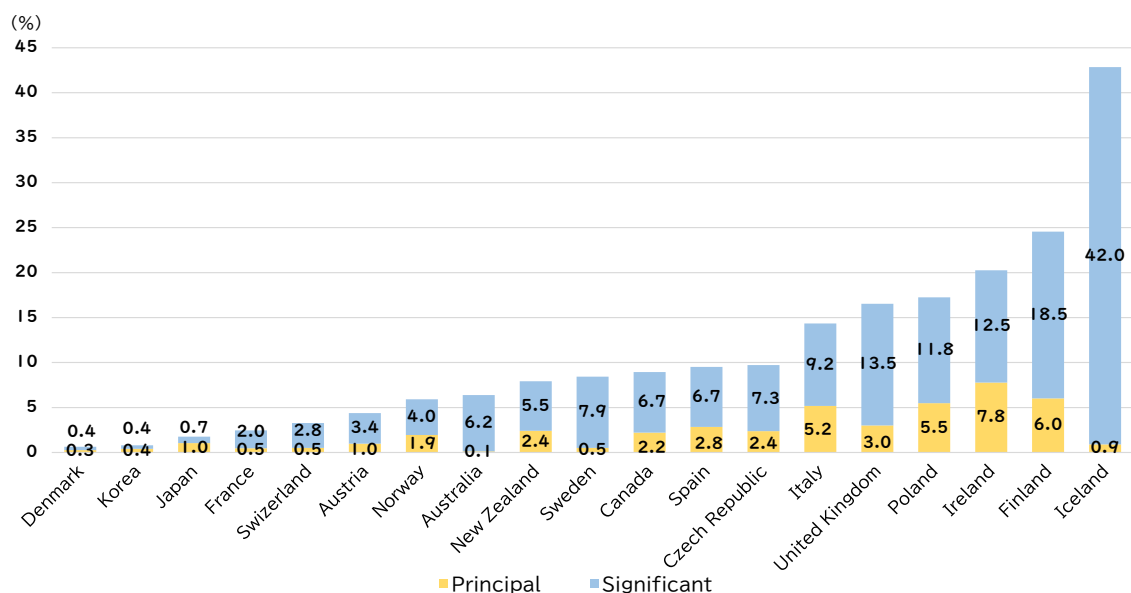
OECD-DAC 加盟国の全 ODA 事業（allocable）のマーカー案件数の割合（スコア2、1、0の案件数の割合）の推移を図 2-6 に示す。障害政策マーカーが導入された 2018 年から、マーカー案件数、またスコア2と1の合計である障害インクルージョン案件数の割合ともに大きな変化は見られない。2021 年を見ると障害インクルージョン案件（スコア2または1）は 4.0%となっている。これは、96%の ODA 事業は障害インクルージョンを行っていない、または関連データがないことを意味する。



出典：OECD-DAC CRS データを基に調査団作成

図 2-6 障害インクルージョン案件数の割合の推移

図 2-7 に、2021 年の各国における障害インクルージョン案件数の割合を示す。アイスランドが最も多く (42.9%)、続いてフィンランド (24.5%)、アイルランド (20.3%) となっている。案件金額で突出していた日本は、障害インクルージョンの案件数の割合は 1.7% となっている。



注：図 2-3 が示すとおり、スロバキアはマーカによる報告を行っているが、すべての案件がスコア 0 であり、障害インクルージョン案件はないため本グラフに含めていない。

出典：OECD-DAC CRS データを基に調査団作成

図 2-7 マーカー案件数の割合 (スコアが 2 または 1 の案件数の合計) (2021 年)

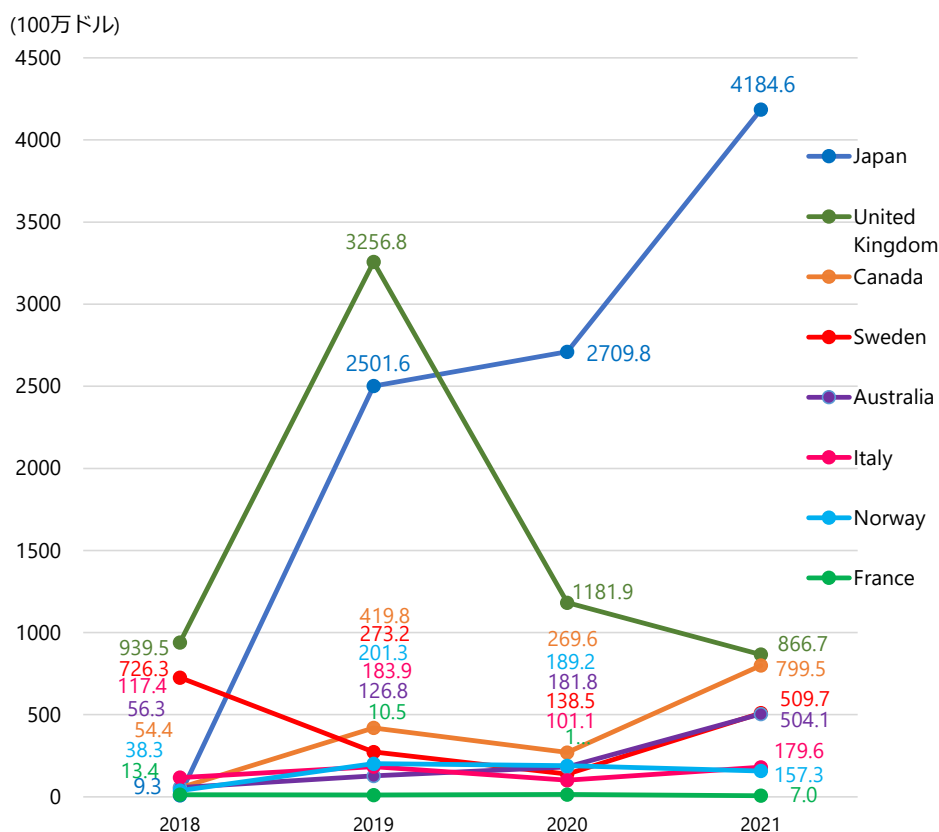
2.2.3 OECD-DAC 障害政策マーカ―の各国における活用状況

OECD-DAC 障害政策マーカ―を実施している国の中で、2021 年の ODA 実績贈与相当額¹³が上位 10 位に含まれるイギリス、フランス、カナダ、イタリア、スウェーデン、ノルウェー、また本調査における国際援助機関調査で対象に含まれるオーストラリアについて、同マーカ―の実績と活用状況を以下にまとめる。合わせて、日本についても実績状況をまとめることで、他国との比較を行うこととする。

(1) OECD-DAC 障害政策マーカ―の実績比較（対象 7 カ国）

図 2-8 と図 2-9 に日本を含む対象 8 カ国に関する障害政策マーカ―の実績比較を示す。

障害インクルージョン案件金額の推移を見ると（図 2-8）、日本は 2019 年以降大幅に増えている。これは、バングラデシュ、スリランカ、フィリピンにおいて運輸交通分野の有償資金協力事業の借款契約が締結されたことに合わせ、これら案件への障害政策マーカ―の付与が行われたことが背景にある。2021 年の増加も同様であり、バングラデシュ「ダッカ都市交通整備事業（1 号線）」、インド「デリー高速輸送システム建設事業（フェーズ 4）」を始めとする有償資金協力事業の開始が大きな要因となっている。一方イギリスは、2019 年に大きく増えるが、2020 年以降は 2018 年と同程度になっている。他国については、日本とイギリスほどの大きな変化は見られない。カナダ、スウェーデン、オーストラリアは 2021 年に増えている。



出典：OECD-DAC CRS データを基に調査団作成

図 2-8 障害インクルージョン案件金額の推移（スコアが 2 または 1 の案件金額の合計）（2021 年）

¹³ 外務省 2021 年における DAC 諸国の政府開発援助(ODA)実績（確定値） [100452906.pdf \(mofa.go.jp\)](https://www.mofa.go.jp/odadata/100452906.pdf)

障害インクルージョン案件数の割合の推移を見ると（図 2-9）、イギリスとイタリアが 2020 年に 20% まで増加し、2021 年には 15% 程度に減少している。日本については大きな増減は見られない。

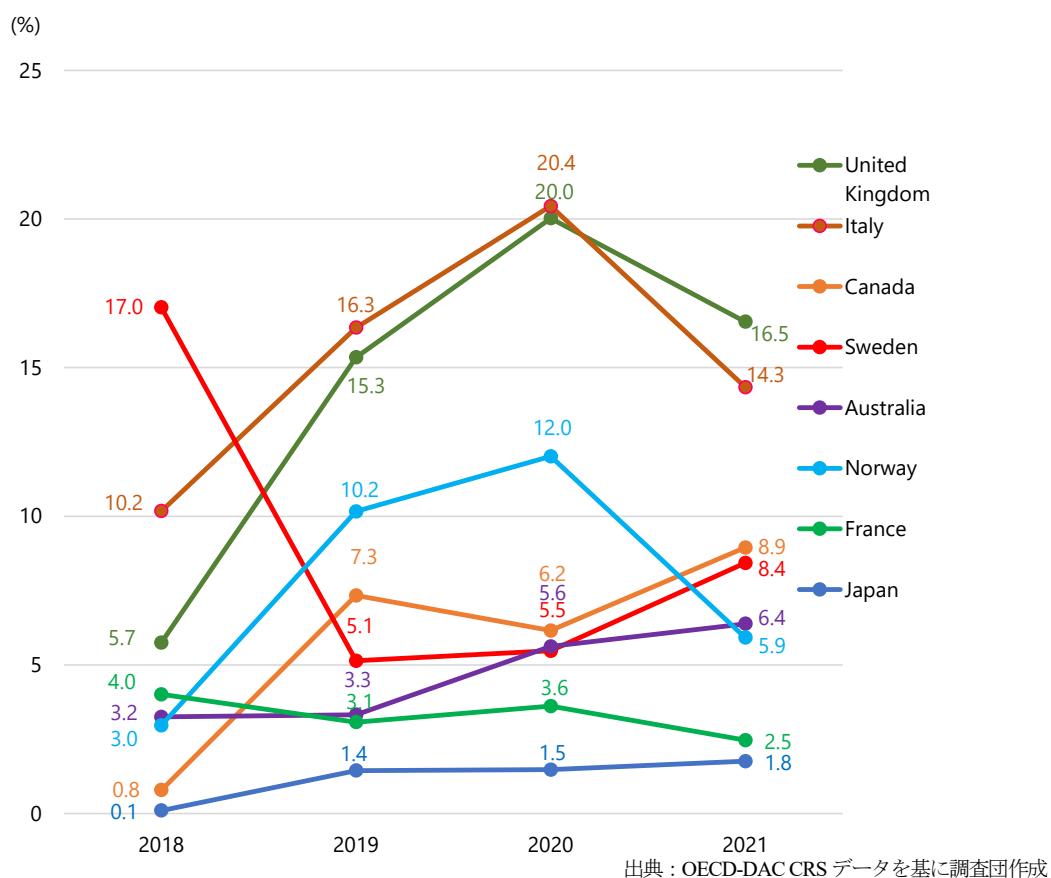


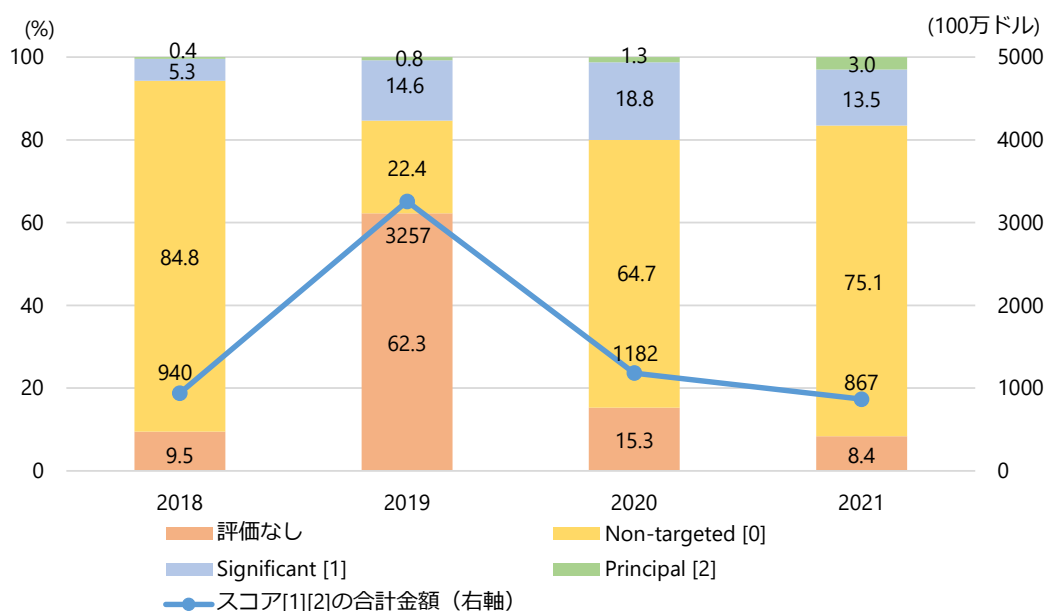
図 2-9 障害インクルージョン案件数の割合の推移
(スコアが 2 または 1 の案件割合の合計) (2021 年)

(2) 各国における OECD-DAC 障害政策マーカーの活用状況

国ごとに、障害政策マーカー案件数の割合と金額の推移（2018-2021）、および 2021 年の機関別案件数を図表で示し、障害インクルージョンに関する戦略への適応や数値目標の有無について概説する。

イギリス

- イギリスの二国間援助機関である英国外務・英連邦・開発省（FCDO）の2018年の戦略である「DFID's Strategy for Disability Inclusive Development 2018-2023」では、2023年までに障害インクルーシブ案件の割合を2017年11月ベースラインの202件から2倍にするという目標が掲げられていた [33]。2021年のデータによると、スコア2および1の案件数の合計は520となっており、すでに目標は達成されている（表2-5のFCDO実績値におけるスコア2および1の合算）。
- 最新の戦略である「FCDO Disability Inclusion and Rights Strategy 2022-2030」において数値目標は設定されていないが、戦略のモニタリングフレームワークのアウトプット指標の一つとして、障害インクルージョン案件数（スコア2または1）が設定されている [34]。



出典：OECD-DAC CRS データを基に調査団作成

図 2-10 イギリスの障害政策マーカー案件数の割合と金額（2018-2021）

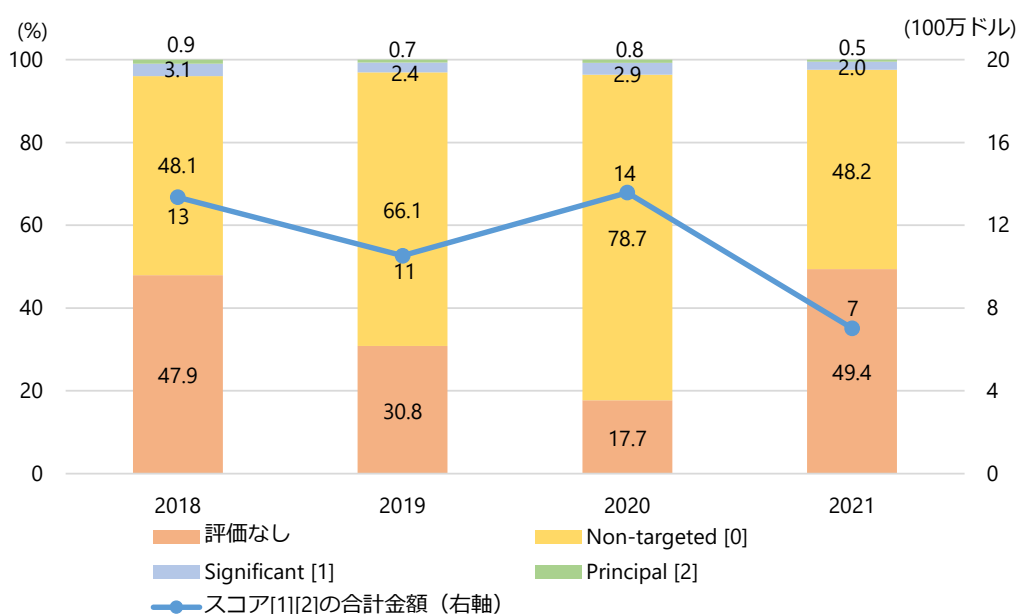
表 2-5 イギリスの機関別案件数 (2021 年)

機関名	ブランク	0	1	2	合計
Conflict stability and security fund	0	511	88	54	653
Department for Business, Innovation and Skills	354	1,841	49	79	2,323
Department for Culture, Media and Sports	0	87	0	0	87
Department for Environment Food and Rural Affairs	0	324	1	1	326
Department of Energy and Climate Change	1	27	0	0	28
Department of Health and Social Care	48	0	0	0	48
Foreign, Commonwealth and Development Office	1	730	515	5	1,251
HM Revenue and Customs	0	18	0	0	18
Home Office	0	7	0	0	7
Miscellaneous	0	16	0	0	16
Scottish Government	0	61	0	6	67
合計	404	3,622	653	145	4,824

出典：OECD-DAC CRS データを基に調査団作成

フランス

- フランス開発庁 (French Development Agency / Agence Française de Développement) に関し、OECD-DAC 障害政策マーカーの活用や目標値に関する文書は確認できていない。



出典：OECD-DAC CRS データを基に調査団作成

図 2-11 フランスの障害政策マーカー案件数の割合と金額 (2018-2021)

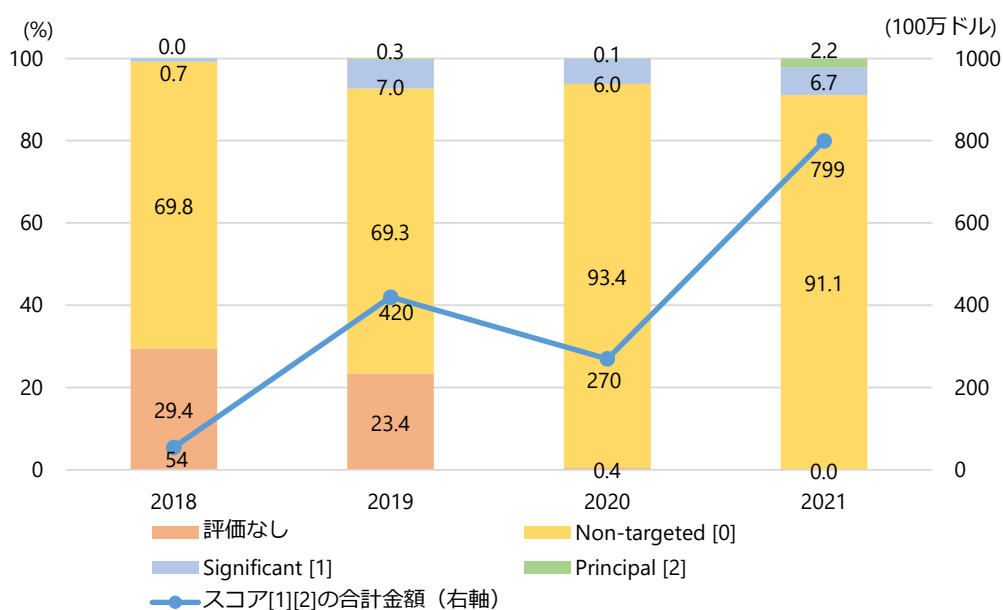
表 2-6 フランスの機関別案件数 (2021 年)

機関名	ブランク	0	1	2	合計
CIRAD	0	29	0	0	29
COOP DECENTRAL/MAE	601	661	139	29	1,430
French Development Agency	691	0	0	0	691
Interdepartmental	1	86	0	0	87
IRD	0	610	0	0	610
MIN/EQUIPEMENT	0	219	0	0	219
MIN/SANTE	0	5	0	0	5
MINEFI/NATEXIS	0	74	0	0	74
Ministry of Agriculture	0	25	0	0	25
Ministry of Defense	0	29	0	0	29
Ministry of Economy, Finance and Industry	0	15	0	0	15
Ministry of Foreign Affairs	3,404	1,491	52	16	4,963
Ministry of Interior	0	32	0	0	32
Miscellaneous	0	1,369	0	0	1,369
Other Ministries	0	0	2	0	2
Proparco	72	0	0	0	72
STOA	0	7	0	0	7
合計	4,769	4,652	193	45	9,659

出典：OECD-DAC CRS データを基に調査団作成

カナダ

- カナダグローバル連携省（Global Affairs Canada）は、障害インクルージョンに特化した戦略等は策定しておらず、他の援助関連文書にも OECD-DAC 障害政策マーカーの活用や目標設定に関する記載はない。
- 障害インクルージョンに関しては、2017年に発表されたフェミニスト国際援助政策（Feminist International Assistance Policy）のガイダンス文書である「Feminist approach - Innovation and effectiveness guidance note」の中で、障害、年齢、民族、性的指向、宗教などに基づく体系的差別を分析し、撤廃する機会を特定することで、障害者インクルーシブな開発と人道的行動を推進すると明示している [35]。



出典：OECD-DAC CRS データを基に調査団作成

図 2-12 カナダの障害政策マーカー案件数の割合と金額（2018-2021）

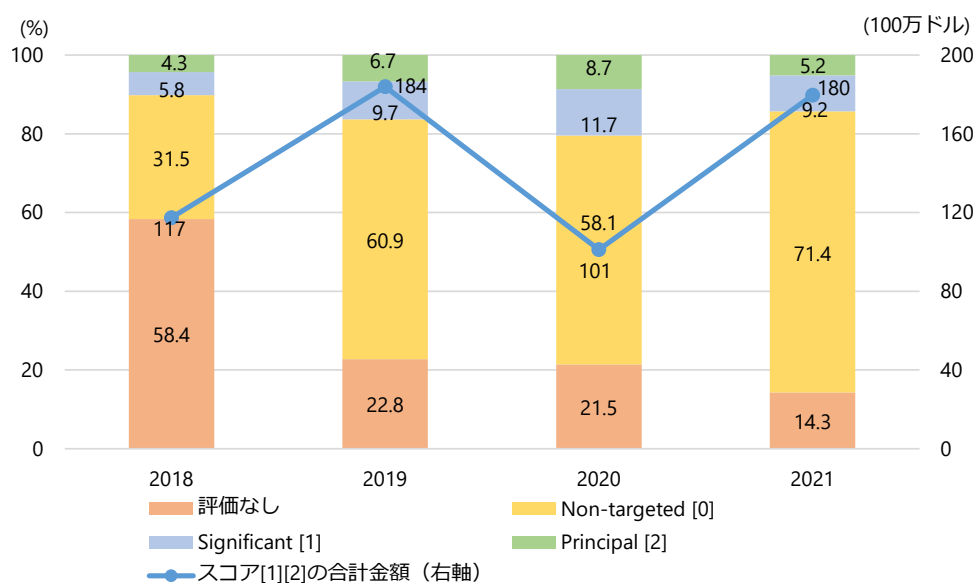
表 2-7 カナダの機関別案件数（2021年）

機関名	Blank	0	1	2	合計
Department of Finance Canada	0	2	0	0	2
Department of National Defense	0	6	0	0	6
Environment and Climate Change Canada	0	9	0	0	9
Global Affairs Canada	0	4,205	403	132	4,740
Immigration, Refugees and Citizenship Canada	0	11	0	0	11
International Development Research Centre	0	846	0	0	846
Miscellaneous	0	116	0	0	116
Provincial Governments and municipalities	0	249	0	1	250
Royal Canadian Mounted Police of Canada	0	10	0	0	10
合計	0	5,454	403	133	5,990

出典：OECD-DAC CRS データを基に調査団作成

イタリア

- イタリア開発協力庁（Italian Agency for Development Cooperation）は国際協力事業における障害インクルージョンのためのガイドライン「Guidelines for mainstreaming disability and social inclusion in aid projects」を2018年に発行している。
- 同庁は、2014年以降、独自に開発した障害マーカーを用いて、事業における障害インクルージョンの取組のモニタリングと評価を行ってきた [36]。2018年からは OECD-DAC 障害政策マーカーに移行しているが、活用指針や目標設定に関する文書は確認できていない。



出典：OECD-DAC CRS データを基に調査団作成

図 2-13 イタリアの障害政策マーカー案件数の割合と金額 (2018-2021)

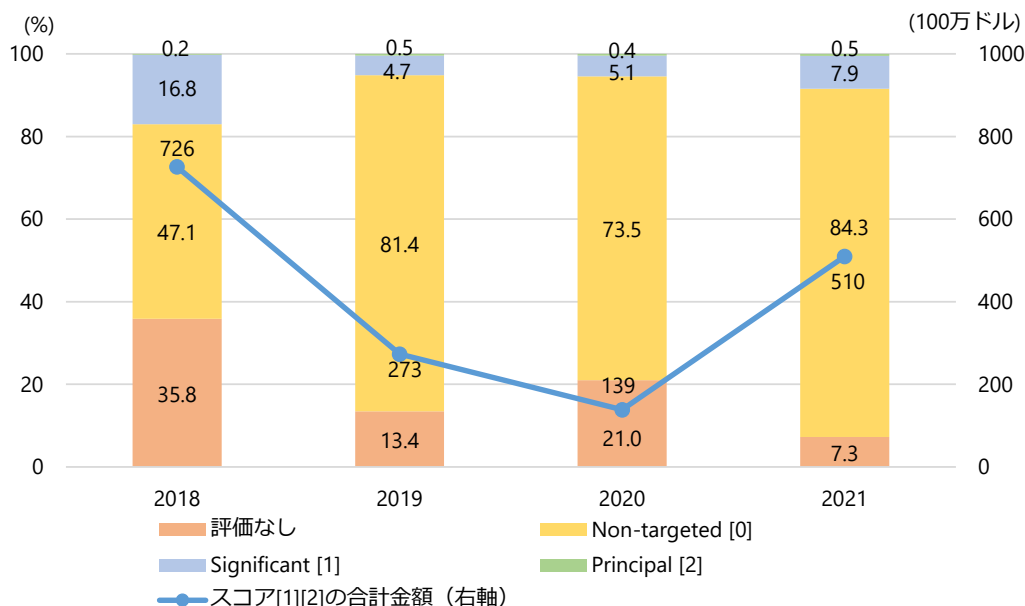
表 2-8 イタリアの機関別案件数 (2021 年)

機関名	ブランク	0	1	2	合計
Agenzia italiana per la cooperazione allo sviluppo	247	203	92	19	561
Cassa Depositi e Prestiti	0	3	0	0	3
Central administration	71	161	9	5	246
Earmarked fiscal flows to NGOs & religious organisations	2	990	134	103	1,229
Local administration	27	361	13	19	420
Ministry of Economy and Finance	9	0	0	0	9
Ministry of Foreign Affairs and International Cooperation	19	233	9	1	262
Ministry of the Environment and Protection of Land and Sea	22	1	0	0	23
Public universities, research institutes and Italian red cross	15	102	7	2	126
Third Party funds administered by CDP	0	1	0	0	1
合計	412	2,055	264	149	2,880

出典：OECD-DAC CRS データを基に調査団作成

スウェーデン

- スウェーデン国際開発庁（Swedish International Development Cooperation Agency）は、障害インクルージョンに特化した戦略等は策定しておらず [37]、OECD-DAC 障害政策マーカーの活用や目標値に関する文書は確認できていない。



出典：OECD-DAC CRS データを基に調査団作成

図 2-14 スウェーデンの障害政策マーカー案件数の割合と金額 (2018-2021)

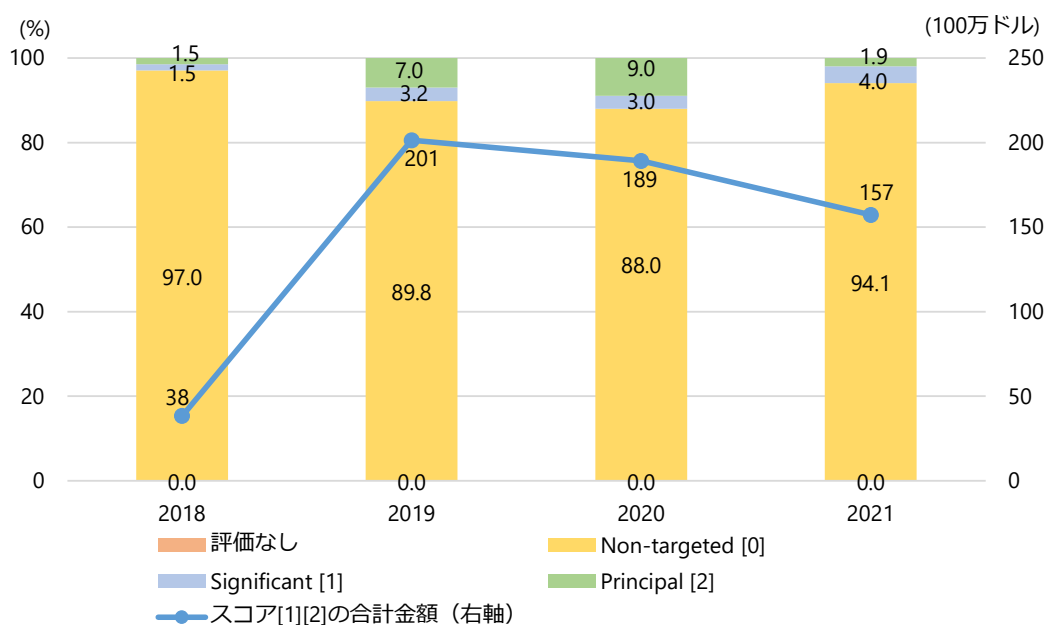
表 2-9 スウェーデンの機関別案件数 (2021 年)

機関名	ブランク	0	1	2	合計
Folke Bernadotte Academy	0	8	0	0	8
Ministry of Foreign Affairs	26	166	5	0	197
National Board of Trade	0	11	0	0	11
SwedFund	0	4	0	0	4
Swedish Civil Contingencies Agency	0	5	0	0	5
Swedish Institute	0	133	0	0	133
Swedish International Development Cooperation Agency	84	982	119	8	1,193
Swedish National Audit Office	4	0	0	0	4
Swedish Prison and Probation Service	0	1	0	0	1
Swedish Radiation Safety Authority	0	2	0	0	2
The Swedish Research Council	0	8	0	0	8
合計	114	1,320	124	8	1,566

出典：OECD-DAC CRS データを基に調査団作成

ノルウェー

- ノルウェー政府は、「すべての人に平等をー障害インクルーシブ開発のためのノルウェーの戦略 2022～2025 年」や世界障害サミットでのコミットメントにおいて、アカウントビリティの強化、障害政策マーカーによるトラッキングと統計の改善に取り組むことを目標として掲げている。
- 上記目標に従い、2018 年以降、ODA 事業を行うすべての機関（10 機関）においてすべての案件に対してマーカーが付与されている。支出額や案件数に関する目標値は定められていない。



出典：OECD-DAC CRS データを基に調査団作成

図 2-15 ノルウェーの障害政策マーカー案件数の割合と金額（2018-2021）

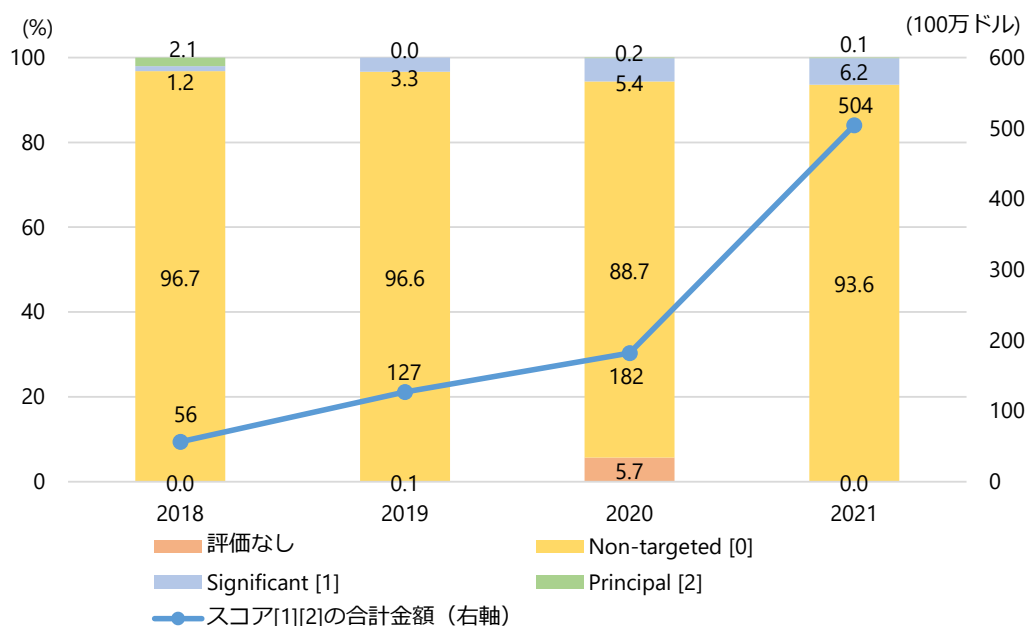
表 2-10 ノルウェーの機関別案件数（2021 年）

機関名	ブランク	0	1	2	合計
Ministry of Climate and Environment	0	6	0	0	6
Ministry of Education and Research	0	1	0	0	1
Ministry of Foreign Affairs	0	746	24	5	775
Ministry of Health and Care Services	0	2	0	0	2
Ministry of Justice and Public Security	0	6	0	0	6
Norwegian Agency for Development Co-operation	0	1,102	58	34	1,194
Norwegian Agency for Exchange Cooperation	0	73	0	1	74
Office of the Auditor General	0	3	0	0	3
合計	0	1,939	82	40	2,061

出典：OECD-DAC CRS データを基に調査団作成

オーストラリア

- オーストラリア政府は、「Development for All 2015–2020 Strategy for strengthening disability-inclusive development in Australia’s aid program」を策定し、障害インクルージョンの取組を進めている。その中で、障害インクルージョン指標によるデータ分析を戦略評価の方法の一つに掲げている。支出額や案件数に関する目標値は定められていない [38]。
- 毎年発表される ODA 支出に関する報告書（Australian Official Development Assistance Statistical Summary）において、障害インクルージョン案件の支出額を、分野別、地域別で公表している。



出典：OECD-DAC CRS データを基に調査団作成

図 2-16 オーストラリアの障害政策マーカ案件数の割合と金額 (2018-2021)

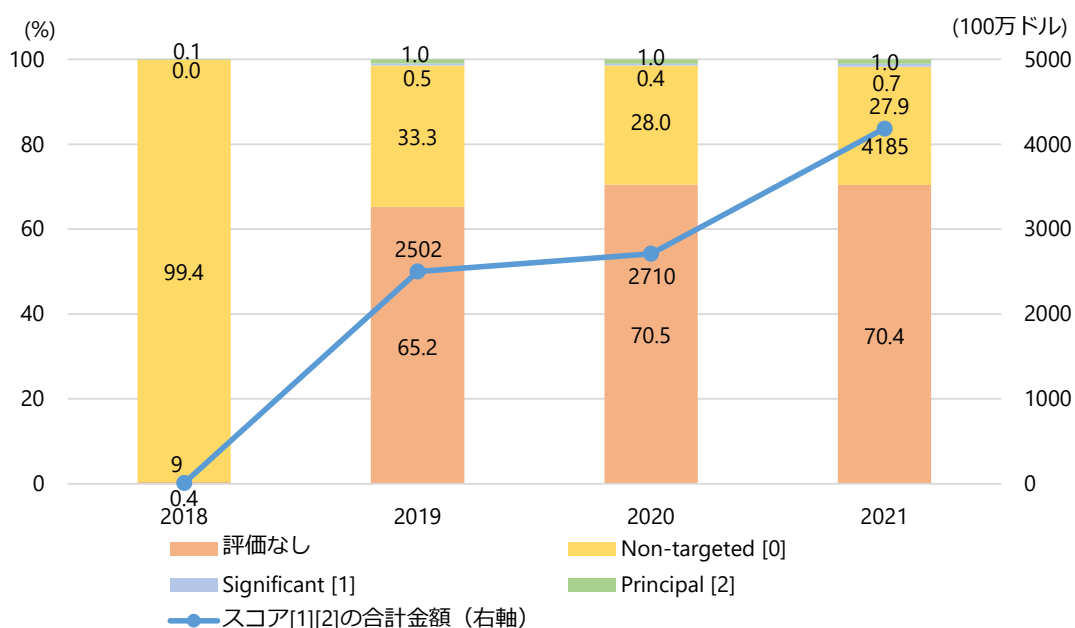
表 2-11 オーストラリアの機関別案件数 (2021 年)

機関名	ブランク	0	1	2	合計
Australian Government	0	8,362	558	12	8,932
合計	0	8,362	558	12	8,932

出典：OECD-DAC CRS データを基に調査団作成

日本

- JICA では、「社会保障・障害と開発分野のグローバル・アジェンダ」(2022年6月)において、障害インクルーシブな開発の推進を明示し、全ての JICA 事業で障害主流化を進めることを掲げている。同グローバル・アジェンダを含む公式文書においては、支出額や案件数に関する目標値は示されていない。



出典：OECD-DAC CRS データを基に調査団作成

図 2-17 日本の障害政策マーカー案件数の割合と金額 (2018-2021)

表 2-12 日本の機関別案件数 (2021年)

機関名	ブランク	0	1	2	合計
Japanese International Co-operation Agency	10,279	1,430	28	84	11,821
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries	26	61	0	0	87
Ministry of Foreign Affairs	27	2,195	75	45	2,342
Ordinance-designed Cities	0	9	0	0	9
Prefectures	2	28	0	0	30
Public Corporations	0	10	0	0	10
Other Ministries	17	364	2	25	408
合計	10,351	4,097	105	154	14,707

出典：OECD-DAC CRS データを基に調査団作成

以上の8カ国について、障害政策マーカ－の活用状況の比較表を表 2-13 に示す。

表 2-13 OECD-DAC 障害政策マーカ－の活用状況に関する比較

国名	OECD-DAC 障害政策マーカ－の実施	戦略への適応の有無	数値目標の有無	2021年度のマーカ－案件の割合(%)	2021年度の principal (スコア2) 案件の割合(%)	2021年度の significant (スコア1) 案件の割合(%)
アメリカ	×					
ドイツ	×					
フランス	○	×	×	50.6	0.5	2.0
イギリス	○	○	○	91.6	3.0	15.2
イタリア	○	○	×	85.7	5.2	9.2
カナダ	○	×	×	100	2.2	6.7
スウェーデン	○	×	×	92.7	0.5	7.9
オランダ	×					
ノルウェー	○	○	×	100	1.9	4.0
オーストラリア	○	×	×	100	0.1	6.2
日本	○	×	×	29.6	1.0	0.7

出典：調査団作成

2.3 国連障害者権利委員会による各国への総括所見（第32条「国際協力」）における 障害インクルージョンへの提言内容

CRPD は、国際協力に関する単独の規定を含む初めての人権条約である¹⁴。国際協力について定めた第32条では、障害者の権利の完全な実現のための各国の努力を支援するものとして、国際協力の役割が強調されている。第32条(1)には、国際協力を通じて障害者の権利実現を支援する以下の4つ措置が含まれている。

表 2-14 CRPD 第32条(1)

- (a) 国際協力（国際的な開発計画を含む。）が、障害者を包容し、かつ、障害者にとって利用しやすいものであることを確保すること。
- (b) 能力の開発（情報、経験、研修計画、最良の実例の交換、および共有を通じたものを含む。）を容易にし、および支援すること。
- (c) 研究における協力を容易にし、並びに科学および技術に関する知識を利用する機会を得やすくすること。
- (d) 適当な場合には、技術援助および経済援助（利用しやすい支援機器を利用する機会を得やすくし、およびこれらの機器の共有を容易にすることによる援助並びに技術移転を通じた援助を含む。）を提供すること。

出典：[39]

締約国は批准から2年後、その後4年ごとにCRPD委員会に報告書を提出することが義務付けられている（CRPD第35条）。国連が締約国報告を審査した後に発行する文書が総括所見であり、内容には締約国に対する評価と勧告が含まれる。OECD加盟国について、総括所見における第32条「国際協力」に関する所見での国際協力に関する言及を表2-16に一覧表にまとめた。2023年1月時点では、日本を含むOECD加盟国38カ国中、CRPDの未批准国であるアメリカ合衆国を除く37カ国のうち32カ国については総括所見が存在する。

32カ国の総括所見を比較したところ、スウェーデンのみ正の評価を得ている。所見（2014年）では「障害インクルーシブ開発への主流化アプローチとツイントラック・アプローチの両方を採用した国家として称賛する」記載されている。

ノルウェーとスイスについては障害政策マーカーに関し記載がなされている。ノルウェーの所見では（2019年）はノルウェーが障害政策マーカーを導入したことについて言及しているのみである。スイスの所見（2022年）では、すべての開発および人道支援プロジェクトに障害政策マーカーを適用すること、そして適用に関する研修を確実に実施することが勧告に含まれている。

全般的に、第32条の所見では国際協力事業への障害当事者の参加が言及されており、重視されている。

¹⁴ p.7, [45]

日本に対する総括所見（2022年9月）での「国際協力」に関する所見は以下のとおりである。

表 2-15 「第1回政府報告に関する障害者権利委員会の総括所見」における「国際協力」に関する所見
（外務省仮訳）

国際協力（第32条）

67. 国際協力機構の課題別指針「障害と開発」（2015年）に留意しつつ、委員会は国際協力事業において障害が完全には主流化されておらず、関連する戦略及び計画が、障害者団体との緊密な協議の上で障害の人権モデルに基づき策定されていないことを懸念する。

68. 委員会は、以下を締約国に勧告する。

(a) 障害者団体との緊密な協議及び積極的な関与の下、持続可能な開発のための2030アジェンダの実施及び監視のあらゆる段階において、障害者の権利を主流化すること。

(b) アジア太平洋障害者の十年（2013–2022）及びアジア太平洋の障害者の権利を実現する仁川（インチョン）戦略の実施のための協力を強化すること。

出典：pp.17-18, [40]

表 2-16 国連障害者権利委員会総括所見における国際協力に関する所見、勧告の一覧表

DAC 加盟国	国	提示年月 (最新)	第 32 条所見 (懸念事項等)	勧告 1	勧告 2	勧告 3	注
DAC	日本	2022 年 9 月	While noting the Japan International Cooperation Agency Thematic Guidelines on Disability and Development (2015), the Committee is concerned that mainstreaming of disability in international cooperation projects is not fully applied, and related strategies and programmes are not developed in close consultation with organizations of persons with disabilities under the human rights model to disability	Mainstream the rights of persons with disabilities in its implementation and monitoring of the 2030 Agenda for Sustainable Development at all levels, in close consultation and active involvement of organizations of persons with disabilities	Strengthen its cooperation for the implementation of the Asian and Pacific Decade of Persons with Disabilities 2013-2022 and the Incheon Strategy to “Make the Right Real” for Persons with Disabilities in Asia and the Pacific.	n.a.	
DAC	イギリス	2017 年 10 月	The Committee is concerned that the State party is not yet systematically mainstreaming the rights of persons with disabilities across all its international cooperation and development programmes.	Expedite the process to update the Disability Framework of the Department for International Development, including by adopting measurable targets and specific commitments to advance the rights of persons with disabilities in the countries where it works	Put in place the necessary measures to ensure that all relevant departments of the State party that allocate overseas development assistance funds systemically monitor and include persons with disabilities in their international development and cooperation	Carry out a consultation process involving organizations of persons with disabilities on all policies and programmes aimed at implementing the 2030 Agenda and the Sustainable Development Goals, nationally and internationally	
DAC	米国	未批准	n.a.				

DAC 加盟国	国	提示年月 (最新)	第32条所見 (懸念事項等)	勧告1	勧告2	勧告3	注
DAC	カナダ	2017年 5月	The Committee observes that the State party provides substantive international support to projects and programmes related to disability rights. However, it notes the absence of information about the effective involvement of organizations of persons with disabilities as partners on international cooperation projects.	Adopt measures to ensure meaningful participation of persons with disabilities through their representative organizations in the design, implementation, monitoring and evaluation of programmes and projects developed in international cooperation efforts	Ensure the adoption of a disability-rights perspective in all efforts aimed at implementing the 2030 Sustainable Development Agenda and Sustainable Development Goals	n.a.	
NonDAC	メキシコ	2022年 4月	n.a.				
DAC	オーストラ リア	2019年 10月	The Committee is concerned about the absence of appropriate mechanisms to measure the impact of development cooperation efforts on persons with disabilities and the lack of information about the effective involvement of organizations of persons with disabilities as development cooperation partners.	Adopt measures to ensure the full and effective participation of persons with disabilities, through their representative organizations, in the design, implementation, monitoring and evaluation of programmes and projects developed in the framework of international cooperation efforts, including efforts such as the Development for All 2015–2020 strategy, in line with the Committee’s general comment No. 7;	Adopt a development policy in line with the Convention and incorporate the policy’s principles and values into all of the State party’s development cooperation policies and programmes, ensuring that the policy has measurable and tangible targets and indicators, and ensure that international cooperation efforts reach persons with disabilities both by targeting them and by mainstreaming their concerns	Mainstream disability rights and requirements in the national implementation of the 2030 Agenda for Sustainable Development and in monitoring progress in implementation	

DAC 加盟国	国	提示年月 (最新)	第32条所見 (懸念事項等)	勧告1	勧告2	勧告3	注
DAC	ニュージー ランド	2022年 9月	n.a.				
DAC	スイス	2022年 4月	The Committee notes with concern that strategies and programmes on international cooperation do not recognize the cross-cutting nature of disability, and are not developed in close consultation with and with active involvement of organizations of persons with disabilities in accordance with the Committee's general comment No. 7 (2018).	Adopt guidelines to ensure that all international cooperation programmes are disability-inclusive and harmonized with the Convention, and do not result in the segregation of persons with disabilities	Take measures to ensure that persons with disabilities, including women with disabilities, through their representative organizations, are closely consulted and actively involved in the design, development, monitoring and evaluation of strategies and programmes on international cooperation	Consistently apply the disability marker developed by the Development Assistance Committee of the Organisation for Economic Co-operation and Development in all humanitarian and development projects and ensure training in its application	Statistics and data collection (art. 31)、Women with disabilities (art. 6)にも国際協力関連の懸念、勧告

DAC 加盟国	国	提示年月 (最新)	第32条所見 (懸念事項等)	勧告1	勧告2	勧告3	注
DAC	ノルウェー	2019年 5月	The Committee notes that in 2018, the State party introduced the marker system of the Development Assistance Committee of the Organization for Economic Cooperation and Development in relation to its international cooperation activities. However, the Committee is concerned about the lack of information on the effective involvement of organizations of persons with disabilities as development cooperation partners.	The Committee recommends that the State party adopt measures to ensure the full and effective participation and inclusion of and consultation with persons with disabilities through their representative organizations in the design, implementation, monitoring and evaluation of programmes and projects developed as part of international cooperation efforts, in line with the Committee's general comment No. 7 (2018) on the participation of persons with disabilities, including children with disabilities, through their representative organizations, in the implementation and monitoring of the Convention.	n.a.	na	
DAC	アイスランド	N.A.					定期報告書 2021年5月

DAC 加盟国	国	提示年月 (最新)	第32条所見 (懸念事項等)	勧告1	勧告2	勧告3	注
NonDAC	トルコ	2019年 10月	The Committee observes with concern:(a) The absence of information on guidelines for disability inclusion throughout the State party's technical cooperation and assistance programmes;(b) The lack of information about access by civil society organizations, including organizations of persons with disabilities, to international funding for implementing the rights of persons with disabilities;(c) The lack of information about measures to adhere to the Convention in efforts to implement the 2030 Agenda for Sustainable Development.	Adopt policy frameworks and guidelines on international cooperation, recognizing disability as an integral part of international development policies, and allocate adequate resources	Ensure that organizations of persons with disabilities can receive or seek funding and other resources from national and international sources	Actively involve and closely consult with persons with disabilities, through their representative organizations, on public budgeting processes, the monitoring of the Sustainable Development Goals at the national level, international decision-making and international cooperation	
DAC	韓国	2022年 10月	The Committee notes with concern the lack of appropriate mechanisms to measure the impact of development cooperation efforts on persons with disabilities and the lack of information about the effective involvement of organizations of persons with disabilities, in particular organizations of women with disabilities, as development cooperation partners.	The Committee recommends that organizations of persons with disabilities be effectively consulted and involved at all stages of the development and implementation of international cooperation plans, programmes and projects, including the Incheon Strategy as the regional framework addressing the implementation of the Convention.	n.a.	n.a.	

DAC 加盟国	国	提示年月 (最新)	第32条所見 (懸念事項等)	勧告1	勧告2	勧告3	注
NonDAC	チリ	2016年 4月	The Committee is concerned by the fact that the rights of persons with disabilities enshrined in the Convention are absent from the national implementation and monitoring of the 2030 Agenda for Sustainable Development.	The Committee recommends that the State party mainstream the rights of persons with disabilities in its implementation and monitoring of the 2030 Agenda for Sustainable Development at the national level and that these processes be carried out in close collaboration with organizations of persons with disabilities.	n.a.	n.a.	
NonDAC	イスラエル	N.A.					定期報告書 2017年5月受 領/2019年5月
NonDAC	コロンビア	2016年 9月	The Committee is concerned by the fact that the rights of persons with disabilities enshrined in the Convention are absent from the national implementation and monitoring of the 2030 Agenda for Sustainable Development, including in local development plans.	The Committee recommends that the State party mainstream the rights of persons with disabilities in its implementation and monitoring of the 2030 Agenda for Sustainable Development at all levels and that these processes be carried out in close collaboration with organizations of persons with disabilities.	n.a.	n.a.	
NonDAC	コスタリカ	2014年 5月	n.a.				

DAC 加盟国	国	提示年月 (最新)	第32条所見 (懸念事項等)	勧告1	勧告2	勧告3	注
DAC	ドイツ	2015年 5月	The Committee is concerned about the lack of attention paid to the rights of persons with disabilities in the State party's policies and programmes relating to international cooperation and development, in particular those related to the Millennium Development Goals.	A disability rights-based approach to international development commitments, including the post-2015 development framework	A monitoring and accountability framework with appropriate disability budgeting lines for targeting persons with disabilities in policies and programmes that will implement and monitor the post-2015 development agenda	A comprehensive and integrated database on the mainstreaming of persons with disabilities in general programmes and projects of development assistance, and introduce criteria by which progress of the realization of rights can be systematically analysed and assessed. The Committee also recommends that all development assistance be inclusive of persons with disabilities, including in terms of data collection.	

DAC 加盟国	国	提示年月 (最新)	第 32 条所見 (懸念事項等)	勧告 1	勧告 2	勧告 3	注
DAC	フランス	2021 年 10 月	The Committee notes with concern that the social inclusion of persons with disabilities and their deinstitutionalization have yet to be included among the priorities in international investment programmes, including those of the European structural funds and the European Investment Fund. The Committee is also concerned about the lack of systematic involvement of and consultation with organizations of persons with disabilities in the scope of international multilateral cooperation programmes.	The Committee recommends that the State party include the rights of persons with disabilities, including the rights to live independently and to be included in the community, as a cross-cutting conditionality in all its international cooperation programmes and strategies. The State party should ensure the full and effective participation and inclusion of and consultation with persons with disabilities through their representative organizations in the design, implementation, monitoring and evaluation of all such programmes and projects.	n.a.	n.a.	
DAC	イタリア	2016 年 10 月	The Committee is concerned about the lack of mainstreaming of disability rights as enshrined in the Convention in the national implementation and monitoring of the 2030 Agenda for Sustainable Development.	The Committee recommends that the State party ensure that disability rights, as enshrined in the Convention, are mainstreamed in the national implementation and monitoring of the 2030 Agenda for Sustainable Development and the Sustainable Development Goals, and that those processes be undertaken in close cooperation and involvement with organizations of persons with disabilities.	n.a.	n.a.	
DAC	オランダ	N.A.					定期報告書 2018 年 7 月受 領

DAC 加盟国	国	提示年月 (最新)	第 32 条所見 (懸念事項等)	勧告 1	勧告 2	勧告 3	注
DAC	ベルギー	2014 年 10 月	The Committee regrets the lack of attention given to the rights of persons with disabilities in the policy and programmes related to the Millennium Development Goals, despite the call by the United Nations General Assembly for the collection of data and information on the situation of persons with disabilities in the context of development and the realization of the Millennium Development Goals.	The Committee recommends that the State party integrate a disability rights-based perspective in the post-2015 development framework.	n.a.	n.a.	
DAC	ルクセンブルク	2017 年 10 月	The Committee is concerned about the lack of a systematic and institutionalized approach to incorporating the Convention into its development cooperation initiatives, including programmes for the national implementation and monitoring of the 2030 Agenda for Sustainable Development. It is also concerned about the absence of evaluation mechanisms to measure the impact of development cooperation on persons with disabilities and the lack of information about the effective involvement of organizations of persons with disabilities as development cooperation partners.	Adopt a development policy in line with the Convention that incorporates its principles and values into all the State party's development cooperation policies and programmes;	Mainstream disability in the national implementation and monitoring of the 2030 Agenda for Sustainable Development and the Sustainable Development Goals	Adopt measures to ensure meaningful participation of persons with disabilities through their representative organizations in the design, implementation, monitoring and evaluation of programmes and projects developed in international cooperation efforts	

DAC 加盟国	国	提示年月 (最新)	第32条所見 (懸念事項等)	勧告1	勧告2	勧告3	注
DAC	フィンランド	N.A.					定期報告書 2019年8月受領
DAC	スウェーデン	2014年 5月	The Committee commends the State on its adoption of both the mainstreaming and twin-track approaches to disability-inclusive international development work.	The Committee recommends that the State party share its good practice with Member States, United Nations bodies and other relevant stakeholders. In addition, the Committee calls for the integration of a disability rights-based perspective in the post-2015 development framework.	n.a.	n.a.	
DAC	オーストリア	2013年 9月	n.a.				第32条に関する言及なし。 ただし、Situations of risk and humanitarian emergencies (art. 11)に Austrian Development Cooperation (OEZA)への勧告あり。

DAC 加盟国	国	提示年月 (最新)	第 32 条所見 (懸念事項等)	勧告 1	勧告 2	勧告 3	注
DAC	デンマーク	2014 年 10 月	n.a.				第 32 条に関する言及なし。 ただし、肯定的事項に The Committee also commends the State party on its exemplary role in international development assistance and on the integration of a disability policy perspective therein

DAC 加盟国	国	提示年月 (最新)	第 32 条所見 (懸念事項等)	勧告 1	勧告 2	勧告 3	注
DAC	スペイン	2019 年 5 月	The Committee is concerned that the rights of persons with disabilities are not sufficiently prioritized or mainstreamed into the implementation of international cooperation measures, including with regard to the 2030 Agenda for Sustainable Development and its related Goals. The Committee is also concerned that disability-related terminology in international cooperation projects is not always in line with the Convention.	The Committee recommends that the State party ensure that the rights of persons with disabilities enshrined within the Convention and disability-related terminology are mainstreamed into all actions aimed at implementing international cooperation measures, including with regard to the 2030 Agenda for Sustainable Development and its related Goals. The Committee also recommends that the State party ensure that, in line with article 4 (3) of the Convention, organizations of persons with disabilities are consulted on and involved in every level of development and implementation of international cooperation plans, programmes and projects.	n.a.	n.a.	
DAC	ポルトガル	2016 年 5 月	The Committee notes the consideration of disability in the Portuguese Cooperation Strategic Concept 2014-2020, which regulates the State party's cooperation with the Portuguese-speaking countries in Africa and with Timor-Leste; however, it is concerned about the failure to mainstream the rights of persons with disabilities in the national implementation and monitoring of the 2030 Agenda for Sustainable Development, as well	The Committee recommends that the State party, in close collaboration with representative organizations of persons with disabilities, adopt a development policy in line with the Convention that incorporates its principles and values into all its international cooperation policies and programmes. The Committee also recommends that it mainstream the rights of persons with disabilities in the national implementation and monitoring of the 2030 Agenda for Sustainable Development, in close	n.a.	n.a.	

DAC 加盟国	国	提示年月 (最新)	第32条所見 (懸念事項等)	勧告1	勧告2	勧告3	注
			as about the lack of a systematic and institutionalized approach to incorporating the principles and values of the Convention into all its international cooperation policies and programmes.	cooperation with and with the participation of organizations of persons with disabilities.			
DAC	ギリシャ	2019年 10月	n.a.				
DAC	アイルランド	N.A.	n.a.				定期報告書 2021年11月提出
DAC	チェコ	2015年 5月	n.a.				
DAC	ハンガリー	2022年 5月	The Committee notes with concern the lack of: (a) Harmonization of international investment programmes, particularly of the European structural and investment funds, with the purpose and provisions of the Convention; (b) Involvement of representative organizations of persons with disabilities in the consultation, preparation, development and implementation of investment programmes that concern persons with disabilities.	Harmonize and align the use of international investment programmes, particularly European structural and investment funds, with the purpose and provisions of the Convention;	Establish a mechanism to involve representative organizations of persons with disabilities to ensure that they are effectively consulted and involved at all stages of development and implementation of international cooperation plans, programmes and projects.	n.a.	
DAC	ポーランド	2018年 10月	n.a.				

DAC 加盟国	国	提示年月 (最新)	第32条所見 (懸念事項等)	勧告1	勧告2	勧告3	注
DAC	スロバキア	2016年 5月	The Committee is concerned about the lack of mainstreaming of disability rights as enshrined in the Convention in the national implementation and monitoring of the 2030 Agenda for Sustainable Development.	The Committee recommends that the State party ensure that disability rights, as enshrined in the Convention, are mainstreamed in the national implementation and monitoring of the 2030 Agenda for Sustainable Development and the Sustainable Development Goals, and these processes are undertaken in close cooperation and involvement with organizations of persons with disabilities	n.a.	n.a.	
NonDAC	エストニア	2021年 5月	The Committee notes with concern: (a) The lack of harmonization of the international investment programmes, including those for the European structural funds and the European Investment Fund, with the provisions of the Convention; (b) That the opinions and views of organizations of persons with disabilities have not been considered in the scope of international multilateral cooperation programmes.	The Committee recommends that international investment programmes, including those for the European structural funds and the European Investment Fund, be harmonized with the Convention and that organizations of persons with disabilities be effectively consulted and involved at all stages of the development and implementation of international cooperation plans, programmes and projects.	n.a.	n.a.	

DAC 加盟国	国	提示年月 (最新)	第32条所見 (懸念事項等)	勧告1	勧告2	勧告3	注
DAC	スロベニア	2018年 4月	The Committee is concerned about the failure of international support programmes relating to persons with disabilities, including programmes using European Union funds, to deliver the rights enshrined in the Convention. It is also concerned about the barriers to the recognition of the national umbrella organization of persons with disabilities as a legal entity, since lack of recognition restricts its access to international cooperation. It is further concerned about the insufficient application of the human rights-based approach to disability in the efforts to implement the Sustainable Development Goals.	The Committee calls upon the State party to involve representative organizations of persons with disabilities in international cooperation and to ensure that any funding invested in services for persons with disabilities complies with the State party's obligations under the Convention and as a member of the European Union. It also recommends that the State party incorporate a disability rights-based perspective into all efforts aimed at achieving the Sustainable Development Goals. It further recommends that the State party facilitate the acquisition by the national umbrella organization of the status of legal entity enabling it to participate in international cooperation.	n.a.	n.a.	
NonDAC	ラトビア	2017年 10月	n.a.				

DAC 加盟国	国	提示年月 (最新)	第32条所見 (懸念事項等)	勧告1	勧告2	勧告3	注
NonDAC	リトアニア	2016年 5月	The Committee is concerned that disability rights have not been mainstreamed in the national, regional and global implementation and monitoring of the 2030 Agenda for Sustainable Development, including in designing international development assistance.	The Committee recommends that the rights of persons with disabilities be mainstreamed in the national implementation and monitoring of the 2030 Agenda for Sustainable Development and the Sustainable Development Goals, and that all related processes, including those for defining international development assistance priorities, are undertaken in close cooperation with and with the involvement of organizations of persons with disabilities.	n.a.	n.a.	

出典： [41]で入手した各国総括所見を基に調査団作成

第3章 国際機関および二国間援助機関における障害主流化の取組

本章では、以下 11 の国際援助機関における障害主流化の取組をまとめる。

国際開発金融機関	- 世界銀行 - アジア開発銀行 (ADB) - 米州開発銀行 (IDB)
国連機関	- 国際労働機関 (ILO) - 国際連合児童基金 (UNICEF)
二国間援助機関	- 米国国際開発庁 (USAID) - 英国外務・英連邦・開発省 (FCDO) - ノルウェー外務省／ノルウェー開発協力局 (Norad) - ドイツ連邦経済協力開発省 (BMZ) ／ドイツ国際協力公社 (GIZ) - 豪国外務貿易省 (DFAT)
非政府組織	- セーブ・ザ・チルドレン

第2章でも述べたとおり、国連機関や二国間援助機関において、国際協力における障害インクルージョン推進の機運が近年高まっている。本調査の調査対象機関についても、障害インクルージョンに関する戦略の策定を含め、障害主流化の取組を加速させている機関がほとんどである。

国連機関に関しては、2019年の国連障害インクルージョン戦略 (UNDIS : UN Disability Inclusion Strategy) の採択を契機とし、障害インクルージョンの取組が広がっている。本調査対象の国際労働機関 (ILO : International Labour Organization) と国連児童基金 (UNICEF : United Nations Children's Fund) 以外でも、例えば国連世界食糧計画 (WFP : World Food Programme) は積極的な取組を進めている。WFP は 2020 年に「WFP disability inclusion road map (2020–2021)」を採択し [1]、同文書の期限を 2022 年まで延長した後、組織戦略である「WFP Strategic Plan for 2022-2025」に障害インクルージョンを組み込んでいる [2]。CBM Global Inclusion Advisory Group に委託する形で、WFP Disability Inclusion Helpdesk を設置しており¹、組織内の障害インクルージョンの取組を推進している。

¹ [WFP Disability Inclusion Helpdesk](#)

3.1 世界銀行

3.1.1 組織概要

世界銀行は、極度の貧困の撲滅と繁栄の共有の促進に向けて、途上国政府に対し融資、技術協力、政策助言を提供する国際開発金融機関である。世界銀行 [国際復興開発銀行 (IBRD : International Bank for Reconstruction and Development) および国際開発協会 (IDA : International Development Association)] の概要を以下に示す。



表 3-1 世界銀行の概要

名称	The World Bank
代表者	アジェイ・バンガ (Ajay Banga) 第14代世界銀行グループ総裁
所在地 (本部)	米国ワシントン D.C.
設立年	1944 年
加盟国数	189 か国
職員数	12,778 人 (正規職員数、2022 年度末)
在外事務所	120 事務所以上
URL	https://www.worldbank.org/en/home

出典： [3], [4]等を基に作成

世界銀行グループ²⁾は、中所得国に貸出を行う国際復興開発銀行 (IBRD)、最貧国に超長期・低利の融資やグラント (無償)・保証を行う国際開発協会 (IDA)、民間セクターへの投融資を行う国際金融公社 (IFC : International Finance Corporation)、民間投資に対する非商業的リスクへの保証を提供する多数国間投資保証機関 (MIGA : Multilateral Investment Guarantee Agency)、国際投資紛争の調停手続きを支援する投資紛争解決国際センター (ICSID : International Centre for Settlement of Investment Disputes) の 5 つの機関から構成されている (表 3-2 参照) ³ [5]。

表 3-2 世界銀行グループ機関の概要

機関	国際復興開発銀行 (IBRD)	国際開発協会 (IDA)	国際金融公社 (IFC)	多数国間投資保証機関 (MIGA)
設立年	1944 年	1960 年	1956 年	1988 年
目的	貧困削減と持続的成長に向けて、途上国政府にファイナンス、政策助言を提供		民間セクターによる投融資の促進を通じた途上国の開発推進	民間投資に対する非商業的リスクへの保証の提供を通じた途上国の開発促進
支援対象 (顧客)	中所得国 (新興国)	最貧国 (低所得国)	途上国に投資する加盟国の民間企業	途上国に投資する民間企業
支援手法	融資 技術協力 政策助言	超長期・低利融資 グラント (無償) 技術協力 政策助言	株式投資 長期融資 助言サービス	政治リスクの保証 信用補完

投資紛争解決国際センター (ICSID)	1966 年設立 国際投資紛争の調停と仲裁を行う場を提供
-----------------------------	------------------------------

出典： p. 2, [5]等を基に作成

² 「世界銀行」 およびその略称である「世銀」は、IBRD と IDA のみを指す。また、「世界銀行グループ」 およびその略称の「世銀グループ」は 5 つのグループ機関 (IBRD、IDA、IFC、MIGA、ICSID) を指す。

³ p. 2, [5]

2022年度の新規貸付承認額は、IBRDが331億米ドル（USD）、IDAが337億USDであった。地域別およびセクター別の承認額内訳を表3-3および表3-4に示す。

2022年度のIBRDの新規貸付承認額は、136件のプロジェクト（内12件はIBRDとIDAのブレンド・プロジェクト）に対する331億USDであった。IBRDの承認額上位3か国は、1位インド、2位インドネシア、3位コロンビアである⁴ [4]。セクター別の承認額が最も多いのは行政（20%）であり、次いで保健（19%）、農業・漁業・林業（11%）の順である（表3-4）。

一方、2022年度のIDA対象国は74か国、新規承認額は305件のプロジェクト（内12件はIBRDとIDAのブレンド・プロジェクト）に対する377億USDであった。IDAの承認額上位3か国は、1位ナイジェリア、2位バングラデシュ、3位コンゴ民主共和国である⁵ [4]。セクター別では、行政（16%）、運輸（14%）、社会的保護（13%）の順に承認額が多い（表3-4）。

表 3-3 IBRD および IDA の地域別承認額（2022 年度）

単位：100 万 USD

地域	IBRD		IDA	
東部・南部アフリカ地域	2,907	9%	15,266	40%
西部・中央アフリカ地域	386	1%	12,213	32%
東アジア・太平洋地域	5,482	17%	1,673	4%
ヨーロッパ・中央アジア地域	5,974	18%	2,511	7%
ラテンアメリカ・カリブ海地域	9,407	28%	1,030	3%
中東・北アフリカ地域	4,135	13%	817	2%
南アジア地域	4,781	14%	4,217	11%
合計	33,072	100%	37,727	100%

出典：p. 99, 102, [4]を基に作成

表 3-4 IBRD および IDA のセクター別承認額（2022 年度）

単位：100 万 USD

セクター	IBRD		IDA	
農業・漁業・林業	3,611	11%	4,008	11%
教育	1,090	3%	2,335	6%
エネルギー	3,069	9%	3,696	10%
金融	1,877	6%	1,346	4%
保健	6,252	19%	4,269	11%
産業・貿易	1,916	6%	2,317	6%
情報通信技術	509	2%	1,245	3%
行政	6,484	20%	6,194	16%
社会的保護	3,446	10%	4,792	13%
運輸	3,036	9%	5,167	14%
水・衛生・廃棄物処理	1,782	5%	2,357	6%
合計	33,072	100%	37,727	100%

出典：p. 99, 103, [4]を基に作成

⁴ pp. 98-100, [4]

⁵ p. 104, [4]

3.1.2 リーダーシップ、政策・戦略

(1) リーダーシップ、コミットメント

世界銀行は、投資や研究、世界中のステークホルダーとの協力を通じて、障害インクルージョンに積極的に取り組んでいる。事業における障害インクルージョンへの取組は、世界銀行の優先事項として強調されており、IDA 第19次増資（IDA19）（対象期間2020年7月1日～2023年6月30日）、「障害インクルージョン・アカウントビリティフレームワーク」および2018年7月の第1回世界障害サミットでの「10のコミットメント」において主要なコミットメントとして明確に示されている [6]。また、世界の最貧国に対する最新の融資パッケージであるIDA20（対象期間2022年7月1日～2025年6月30日）では、教育、保健、社会保護、水、都市、デジタル開発、交通のプロジェクトに特に重点を置き、主要なサービス全体に障害インクルージョンを組み込むという単独のコミットメントを採択している [7]。

第1回世界障害サミット（2018年7月）において、世界銀行は、教育、デジタル開発、データ、ジェンダー、災害後の復興などの主要分野において、障害インクルーシブ開発へ向けたグローバルな行動を加速させるための「10のコミットメント」を発表した。2022年には、障害インクルーシブ開発への投資を継続するため、コミットメントの一部を更新した（表 3-5） [7]。

表 3-5 世界銀行の障害インクルージョンに関する 10 のコミットメント

<p>1. インクルーシブ教育 2025年までに世銀が融資するすべての教育プログラム/プロジェクトが障害インクルーシブであることを確実にする。</p> <p>2. 技術・イノベーション 世銀が融資するすべてのデジタル開発プロジェクトが、ユニバーサルデザインやアクセシビリティ基準の使用を含め、障害に配慮したものとする。</p> <p>3. データ 障害データの収集と利用を拡大する。ワシントングループの障害機能に関する短い質問群の利用など、世界標準やベスト・プラクティスに導かれた、根拠に基づく政策決定のための障害別コア・データの利用における格差を減らすための機関の強化や能力の構築を含む。</p> <p>4. ジェンダー（女性と女児） 世銀グループの業務において障害のある女性の権利の更なる保護のためのエビデンスを構築するため、女性・ビジネス・法律チームによる法的・政策的枠組みにおける障害のある女性の社会経済的包摂に関するデータを分析する。</p> <p>5. 復興 災害後の復興において、公共施設に融資するすべてのプロジェクトが障害インクルーシブであることを確保する。</p>	<p>6. 交通 2025年までに世銀が融資する公共交通サービスを支援するすべての都市モビリティおよび鉄道プロジェクトが障害インクルーシブであることを確実にする。</p> <p>7. 民間セクター 国際金融公社（IFC）が融資する民間セクターのプロジェクトにおける障害インクルージョンに関するデューデリジェンスを強化し、障害インクルージョンにおける民間セクターの重要性に関するIFCからの発信を強化する。</p> <p>8. 社会保護 2025年までに世銀が融資する社会保護プロジェクトの75%が障害インクルーシブであることを確実にする。</p> <p>9. 雇用 世銀グループにおける更なるインクルーシブな環境の醸成（障害インクルージョン戦略の実施による）。</p> <p>10. フレームワーク 世銀の環境・社会フレームワーク（ESF：Environmental and Social Framework）を支援する方法として、更新版「障害者のインクルージョンと説明責任の枠組み」を世銀職員に広める。</p>
--	---

出典： [7]を基に作成

⁶ 新型コロナウイルス感染症危機への対応を迫られ、IDA20を1年前倒した [28]。

(2) 政策・戦略

世界銀行は、2018年に「障害インクルージョン・アカウンタビリティフレームワーク (Disability Inclusion and Accountability Framework)」(以下、フレームワーク)を発表した。その後、2018年以降の「国連障害インクルージョン戦略」(2019年)の策定等にもみられる世界的な取組の進展や世界銀行における取組の状況等を踏まえ、2022年に同フレームワークを更新した。なお、世銀によるとフレームワークは随時更新を行う「living document」であるとしている⁷ [6]。

フレームワークの主な目的は、世界銀行の事業において障害の主流化を促進し、幅広い分野での障害インクルーシブなプロジェクト、分析、実践に関する情報を提供することにより、世界銀行スタッフやその他のステークホルダーを支援することである。したがって、フレームワークは、1) 世界銀行の政策、業務、分析業務に障害を含めるため、そして 2) 障害インクルーシブ開発プログラムの実施において顧客を支援するための組織能力を構築するためのロードマップを提供している [6]。

障害インクルーシブ開発のための分野横断的なアプローチについては、同フレームワークの付録に掲載されている。具体的には、分野横断的なテーマや特定の分野における障害インクルーシブ開発の根拠を概観し、プロジェクト、分析、実践の事例等を示している。2018年の初版では、重点分野として、交通、都市開発等の9分野が掲載されていた。2022年の更新版では、分野横断的なテーマが新たに設けられ、13の分野が掲載されている。分野については、データ収集、食料安全保障と障害インクルーシブな農業、GovTech⁸、障害インクルーシブなIDの4分野が新たに追加されている(表3-6参照)。

表 3-6 「障害インクルージョン・アカウンタビリティフレームワーク」付録の更新

2018年	2022年
Appendices: Focus Areas for Projects and Advisory Services 1. Disability-Inclusive Transport 2. Disability-Inclusive Urban Development 3. Disability-Inclusive Resilience and Disaster Risk Management 4. Inclusive Education for Persons with Disabilities 5. Disability-Inclusive Social Protection 6. Jobs and Employment for Persons with Disabilities 7. Disability-Inclusive Information and Communication Technology 8. Disability Inclusion in Water Sector Operations 9. Disability-Inclusive Health Care	Appendix 1: Cross Cutting Themes 1. Social Inclusion 2. Citizen Engagement 3. Gender and Disability Inclusion 4. Fragility, Conflict and Violence Environments Appendix 2: Thematic Areas 1. Data Collection 2. Inclusive Education 3. Food Security and Disability-Inclusive Agriculture 4. Digital Development 5. GovTech 6. Health Care 7. Disability-Inclusive Identification 8. Jobs and Employment 9. Resilience and Disaster Risk Management 10. Social Protection 11. Transport 12. Urban Development 13. Water Sector Operations

注：灰色網掛けが新規に追加された分野
出典：[6],[8]

⁷ p.15, [6]

⁸ 世界銀行によると、GovTechは、公共セクターの近代化に対する政府全体のアプローチであり、普遍的にアクセス可能な市民中心の公共サービス、政府のデジタルトランスフォーメーションへの政府全体のアプローチ、シンプルで効率的かつ透明な政府システムを重視する [29]。GovTechにより障害者が行政サービスを受けられるようになる可能性がある [6]。

世界銀行は、4つの主要原則、1) 差別の撤廃と平等、2) アクセシビリティ、3) インクルージョンと参加、4) パートナリシップと協力を障害インクルージョンに取り組む際の指針としている [6]。

フレームワークでは、世銀における障害インクルージョンに向けた6つのステップを概説している。6つのステップは以下のとおり。

- ① ツイントラック・アプローチ:すべてのプロジェクトの受益者に障害者を含める一方で、障害インクルージョンに対する主なギャップを解決するための特定のプロジェクトを実施する。
- ② 世銀の活動を形成する一般政策、ガイドライン、手続きに障害への言及を明示する。
- ③ 障害を含むプロジェクトやアドバイザーサービスの重点分野を特定する。
- ④ 障害者の状況に関するエビデンスの基盤を改善するためのデータ収集を行う。
- ⑤ 障害インクルージョンに関するスタッフの能力と組織の知識を構築する。
- ⑥ 障害インクルージョンに関するアジェンダの実施に関する外部パートナーシップを構築する。

上記フレームワークおよび世銀の障害インクルージョンの取組を支える重要な文書として、「環境・社会フレームワーク (Environmental and Social Framework)」(2017年)⁹ (以下、ESF) がある。ESFは世銀の業務における障害インクルージョンの「エントリーポイント」とも言える文書である¹⁰ [9]。

ESFは、2018年10月1日以降に開始されるすべてのプロジェクト融資 (IPF: Investment Project Financing) 業務に適用される。ESFには、障害者の利益を確実に保護するための強力な規定があり、借り手は障害者に特別な注意を払うことが以下のとおり要求されている [6] [7]。

- ・ 借り手に対し、障害者に対するプロジェクトの潜在的な差別リスクと影響を特定し、リスクを予防・軽減すること。
- ・ プロジェクトで雇用される労働者の雇用条件、無差別と機会均等、労働安全衛生、労働者保護対策に関する労働・労働条件の基準を設定し、特に障害者を含め、合理的配慮の必要性を強調すること。
- ・ 建物や構造物の設計・建設において、ユニバーサルアクセスの原則を適用すること。
- ・ 障害のあるステークホルダーの有意義な参加を促進するための具体的な方策を講じること。

ESFの基準はすべて障害者に適用され、差別撤廃の原則が盛り込まれているが、特にESFの一部を構成する環境社会基準 (ESS: Environmental and Social Standards)¹¹のうち、特にESS2、4、10が関係する¹² [9]。

⁹ 2018年10月施行

¹⁰ p. 23, [9]

¹¹ 借り手へ求める環境社会に係る基準 (ESS 1~10 までである)。

¹² p. 34, [9]

表 3-7 障害に関連の深い環境社会基準 (ESS)

ESS 2 労働・労働条件	借り手は、女性や障害者を含むプロジェクト労働者の脆弱性に対処するため、適切な保護・支援措置を提供する義務がある。これには、職場における合理的配慮が含まれる。
ESS 4 コミュニティの健康と安全	借り手は新しい建物や構造物の設計と建設、コミュニティへのサービス提供にユニバーサルアクセスの概念を適用しなければならない。
ESS 10 ステークホルダーエンゲージメントと情報開示	ステークホルダーの参加に障害者を含めること、およびプロジェクト情報をアクセシブルな形式で開示することを求めている。

出典：p.34,[9]

また、ESF の運用を支援する目的で、ESF に付随する文書として「無差別と障害に関するスタッフ向けグッドプラクティスノート (Good Practice Note for Staff on Non-Discrimination and Disability)」（2018年）が策定されている。

3.1.3 障害インクルージョンに関するガイダンス文書

世界銀行は数多くの障害インクルージョンに関するガイダンス文書を策定してきた。表 3-8 に主な文書を示す。


表 3-8 障害インクルージョンに関するガイダンス文書

年	タイトル	分野・テーマ等	出典
2017	Including Persons with Disabilities in Water Sector Operations: A Guidance Note	水資源	[10]
2017	Disability Inclusion in Disaster Risk Management: Promising Practices and Opportunities for Enhanced Engagement	防災リスク管理	[11]
2018	Good Practice Note, Non-Discrimination and Disability	ESF 付属文書	[12]
2019	Brief on Violence Against Women and Girls with Disabilities	ジェンダー	[13]
2020	Disability Measurement in Household Surveys: A Guidebook for Designing Household Survey Questionnaires. LSMS Guidebook	調査手法	[14]
2020	Creating Disability-Inclusive ID Systems	障害インクルーシブな ID	[15]
2021	Criteria for the World Bank's Disability-Inclusive Investment Project Financing (IPF) in Education	教育	[16]
2022	Disability Inclusion in Disaster Risk Management Operations: An Exploration of Good Practices and Resources - Guidance Note	防災	[17]
2023	Including Women and Girls with Disabilities in World Bank Operations: Toolkit	ジェンダー	[9]

出典：p.27,[6]等を基に作成

また、アクセシビリティに関する取組の強化のため、「アクセシビリティに関するテクニカルノート (Technical Note on Accessibility)」（2022年）が策定されている。同文書は、主にプロジェクト融資 (IPF) に焦点を当て、世銀のタスクチームリーダー (TTL: Task Team Leader)、プログラム実施ユニット (PIU: Project Implementing Unit)、環境・社会 (E&S: Environment & Social) 専門官を対象として作成されたものである。テクニカルノートは以下の4つのパートから構成されている。

表 3-9 「アクセシビリティに関するテクニカルノート（2022年）」の構成

	<p>Part 1 : ナラティブ 内容: アクセシビリティとは何か、なぜ世界銀行や借り手にとって重要なのか等についての理解を深めることを目的としている。 利用するタイミング: プロジェクトの形成・実施時</p>		<p>Part 3 : 分野別ファクトシート 内容: 世銀の業務分野 (①都市開発、②インフラ、③情報通信技術 (ICT)、④交通、⑤水) における事例を紹介。 利用するタイミング: 各セクターにおけるプロジェクトの形成・実施時</p>
	<p>Part 2 : プロジェクトサイクルガイダンス 内容: プロジェクトサイクルの主要なステップにおけるアクセシビリティ確保に関する解説。 利用するタイミング: プロジェクトの形成、実施および評価時</p>		<p>Part 4 : テクニカルリファレンス 内容: インフラストラクチャー領域における主なアクセシビリティ勧告に関する説明。 利用するタイミング: インフラ分野を含むプロジェクトの実施とフォローアップ時</p>

出典：[18]

3.1.4 実施体制

世界銀行は 2002 年以降、グローバル障害アドバイザー（Global Disability Advisor）を配置している。現アドバイザーはシャーロット・マクレイン＝ンハラポ（Charlotte McClain-Nhlapo）氏¹³である。グローバル障害アドバイザーは、世界銀行の政策、プログラム、プロジェクトが障害者に配慮されていることを確かなものとするため、機関全体の業務チームと協力し、支援することに重点を置いている [7]。

グローバル障害アドバイザーは、業務政策・国別サービス総局（OPCS：Operations Policy and Country Services）に所属し、Lead Social Development Specialist として任命されている。OPCS の役割の一つとして、ESF を適用するための運用ガイダンスの提供がある。ESF には障害者に適用される特定の基準が含まれているため、グローバル障害アドバイザーは、世銀の業務に障害をどのように組み入れるかについての業務ガイダンスを提供している。同時に、グローバル障害アドバイザーは、社会的持続可能性・インクルージョングローバルプラクティス（SSI-GP：Social Sustainability and Inclusion Global Practice）内の障害インクルージョンチーム（Disability Inclusion Team）のリーダーでもある¹⁴。

障害インクルージョンチームの構成は、グローバル障害アドバイザー、常勤職員（1名）、パートナーシップ専門官（1名）、常勤コンサルタント（2名）、短期コンサルタント（必要に応じた人数）である。同チームは、グローバル障害アドバイザーの下、以下の役割を担っている¹⁵。

- 1) 技術支援：支援を求めるプロジェクトが初期の段階から障害インクルーシブであることを確かなものとする。
- 2) ナレッジと研究：セクターを超えた障害インクルージョンに関する技術的・運営的なガイダンスの策定および障害研究に関する新たなエビデンスの創出。
- 3) 世銀スタッフの能力開発

¹³ <https://www.worldbank.org/en/about/people/c/charlotte-mcclain-nhlapo> に略歴、著作等が掲載されている。

¹⁴ 世界銀行提供情報（2023年7月6日）

¹⁵ 同上

また、障害インクルージョンチームは世銀の障害インクルージョンに関するコミットメントのモニタリングも主導している。

3.1.5 事業運営

(1) 事業全体

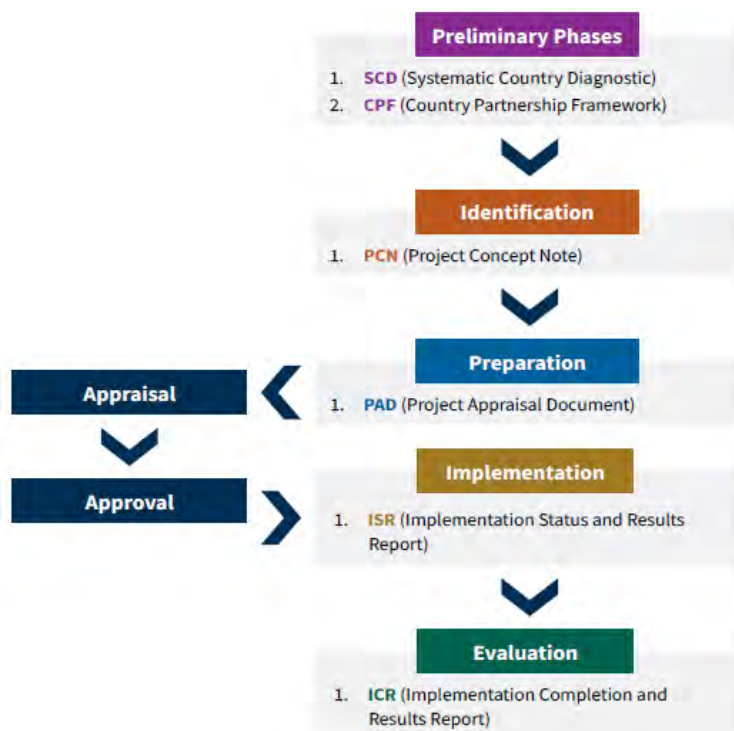
世銀のプロジェクトサイクルは、図 3-1 に示すとおり、1) 選定 (Identification)、2) 準備 (Preparation)、3) 審査 (Appraisal)、4) 交渉/承認 (Negotiation/approval)、5) 実施 (Implementation)、6) 完了/検証 (Completion/validation)・評価 (Evaluation) の6つの段階から成る [19]。



出典：[19]

図 3-1 世界銀行のプロジェクトサイクル

「アクセシビリティに関するテクニカルノート」の Part 2：プロジェクトサイクルガイダンス [20]では、事前準備、選定、準備、実施、評価の各段階（図 3-2）においてアクセシビリティ確保のための推奨事項や留意事項等が解説されている。以下、その概要を記す。



出典：p.9, [20]

図 3-2 プロジェクトサイクルと各フェーズにおける作成文書

(2) 事前準備¹⁶

プロジェクトの形成に先立ち、世界銀行は、「体系的国別診断（SCD：Systematic Country Diagnostic）」の実施・策定により、借入国の政府やその他のステークホルダーと協力して、対象国の優先事項を決定し、最大の効果を得るためにどのように資金援助やその他の援助を設計できるかを決定する。これは、世界銀行グループの国別関与の優先順位に関する顧客との協議のための参考資料となることを目的とされている。SCD 策定の際の推奨事項は以下のとおり。

- ・ アクセシビリティが評価の一部になっていることを確認する。
- ・ 必要な改善点を指摘し、借り手と一緒に提唱する。
- ・ 国内外でのアクセシビリティに対する借り手の義務やコミットメントを強調する。

上記の診断作業を行った後、借入国と世界銀行は、貧困削減と生活水準の向上に向けたその国の最優先事項を特定するため、「国別支援フレームワーク（CPF：Country Partnership Framework）」と呼ばれる戦略を作成する。SCD で得られた知見は、CPF においてその国の主要な開発目標を明確にするために有用である。CPF 作成時の推奨事項は以下のとおり。

- ・ SCD で特定された問題の一部または全部を解決することに関して、借入国からコミットメントを得ること。
- ・ アクセシビリティが国の目標に組み込まれるようにする。

¹⁶ pp. 10-19, [20]

(3) プロジェクトの選定¹⁷

世界銀行と借入国政府は、プロジェクトのコンセプトとその受益者について合意し、世界銀行のプロジェクトチームは、「プロジェクトコンセプトノート (PCN : Project Concept Note)」に概要を記載する。PCN 作成時の推奨事項は以下のとおり。

- ・ プロジェクトで取り組む具体的な分野とギャップを明確にすること。
- ・ 障害者権利条約 (CRPD : Convention on the Rights of Persons with Disabilities) やその他の関連する国際、地域、国の枠組みを遵守し、アクセシビリティの向上を通じて、プロジェクトが借入国のアジェンダ 2030 の目標達成にどのように役立つかを強調すること。
- ・ プロジェクトの初期段階から、アクセシビリティに関連した成果や指標が考慮されるようにする。
- ・ PCN のデザインに障害当事者団体 (OPD : Organizations of Persons with Disabilities) が関与していることを確認すること。
- ・ 提案された目的と受益者の関連性を示すこと。
- ・ 都市やインフラへの介入がプロジェクトに統合されるかどうか、またその程度を明確にし、主な要件の一つとしてアクセシビリティを特定する。
- ・ すべての活動がインクルーシブな調達方針を遵守することを確認する。
- ・ プロジェクトのアクセシビリティに関連する部分の資金ニーズを大まかに評価する。
- ・ 教訓とグッドプラクティスを収集するアクセシビリティ指向の資本化戦略を当初から計画する。

(4) プロジェクトの準備¹⁸

借入国と世界銀行は、選定段階での作業をレビューし、期待されるプロジェクトの成果、想定される受益者、進捗をモニタリングするための評価ツールなどを確認する。本段階での推奨事項は以下のとおり。

- ・ プロジェクトで対処しようとする問題や課題を明確化し、それらに取り組むためのアクセシビリティの介入の関連性と影響を明確に示すこと。
- ・ 形成段階から評価、実施、評価段階まで、様々な OPD がプロジェクトに関与するようにする。
- ・ プロジェクトの実現可能性を示し、CPF と PCN のアクセシビリティ関連の目的の一部の達成にどのように役立つかを示すこと。
- ・ アクセシビリティ関連プロジェクトの期待される成果、指標、活動、リソースを定義する。
- ・ プロジェクトの調達計画におけるアクセシビリティ関連事項を詳述する。
- ・ モニタリング・評価計画には、アクセシビリティの指標と全体的な質に関する明確な目標が含まれていることを確認する。

¹⁷ pp. 20-23, [20]

¹⁸ pp. 24-27, [20]

(5) プロジェクト実施¹⁹

プロジェクトは借入国政府が実施し、世界銀行は必要に応じて技術協力や支援を提供する。借入国の実施機関がプロジェクトの仕様書を作成し、必要なすべての物品、工事、サービスの調達と、合意された計画に定められた環境・社会影響緩和を実施する。「実施状況・結果報告書 (ISR : Implementation Status and Results Report)」は、TTL がプロジェクトをモニタリングするための管理ツールであり、プロジェクトの実施状況や将来の成果に関する情報をリアルタイムで提供するために使用される。本段階での推奨事項は以下のとおり。

- ・ すべてのインフラとデジタル介入において、アクセシビリティ基準に従い、遵守されることを保証する。
- ・ 関連するステークホルダーに対して適切なアクセシビリティ教育を行う。
- ・ プロジェクト審査文書 (PAD : Project Appraisal Document) で定義された、アクセシビリティに配慮した調達活動の実施確保。
- ・ アクセシビリティに関するデータ収集に貢献するプロジェクトであることを確認する。
- ・ アクセシビリティに関連する指標のモニタリングと達成を確実にする。
- ・ アクセシビリティに関する教訓とグッドプラクティスを特定・収集し、資本化プロセスに反映させるようにする。
- ・ セクター別プロジェクトの場合、プロジェクトの戦略や活動がアクセシビリティの妨げにならないようにすること。
- ・ 前プロジェクトのフェーズにおいて、OPD の積極的かつ効果的な参加が確保されているか、また、次のフェーズにおいても効果的に計画されているかを評価すること。
- ・ 障害およびアクセシビリティを重視した報告方法を採用する。

(6) プロジェクトにおける調達

上述のとおり、借入国の実施機関が必要な物品、工事、サービスの調達を行う。IPF に関連した現行の調達方針 [21]および調達規則 [22]には、障害配慮に関する直接の規定はない。しかし、調達に関連して、「アクセシビリティに関するテクニカルノート」 [20]では、準備段階でのプロジェクトの調達計画におけるアクセシビリティ関連事項の詳述等、調達を通じた障害インクルージョンの推進を推奨している。

また、「障害インクルージョン・アカウンタビリティフレームワーク」では、調達を通じて、障害インクルージョンを推進することができるとしている。障害に配慮した調達基準・方針により、例えば、学校や公共の場所における建設物がユニバーサルデザイン基準を満たすことで、アクセシビリティが促進されるとしている。また、障害当事者団体や障害インクルージョンを推進する企業の優遇も例として挙げている²⁰ [6]。

¹⁹ pp. 28-30, [20]

²⁰ pp. 23-23, [6]

(7) プロジェクト評価²¹

プロジェクトが完了すると、世界銀行と借入国は、プロジェクトの実施によって得られた成果、課題、教訓、知見などを文書化する。世界銀行のオペレーションチームは、これらの情報やデータを「実施完了報告書（ICR：Implementation Completion and Results Report）」にまとめる。本段階での推奨事項は以下のとおり。

- ・ アクセシビリティに関連する活動に対する受益者の全体的な満足度を評価する。
- ・ 改訂または作成された運用メカニズムがある場合、その有効性を評価する。
- ・ プロジェクトを通じて採用されたアクセシビリティ能力開発戦略の有効性を評価する。
- ・ アクセシビリティを考慮した調達が現地市場に与える効果を長期的に測定する。
- ・ アクセシブルな商品やサービスに関する予算の見積り目の正確さを、ハードおよびソフトのアクセシビリティ関連活動の実際のコストと比較することによって評価する。
- ・ 収集したデータや情報を分析し、研究論文等に役立てる。
- ・ アクセシビリティの啓発やトレーニングが様々なステークホルダーや環境全体に及ぼす影響を評価する。

3.1.6 障害主流化の実績に関するモニタリング・評価

「障害インクルージョン・アカウントビリティフレームワーク」は2018年に最初に策定され、2022年に更新された。世界銀行は、フレームワークの成果と実施プロセスは、最初の実施期間である4年後に評価の対象となるとしている²² [6]。

世銀がこれまでに行ったコミットメントに関しては、コミットメントの達成状況をモニターするための組織内システムが導入されている。コミットメントは組織全体に及ぶものであるため、コミットメントごとにフォーカルポイントを置いている [23]。フォーカルポイントは、四半期ごとに開催される障害インクルージョン・モニタリング委員会に報告する責任がある。前述のとおり、障害インクルージョンチームがこのモニタリングを主導している²³。

世銀は、障害分野への支出額等をトラッキングする目的で OECD-DAC 障害政策マーカーや類似のマーカーの導入は行っていない²⁴。しかし、プロジェクトやポートフォリオの要素を追跡するために、環境社会基準（ESS）に基づく様々な指標を使用している。ESS 4 の指標の一つとしてユニバーサルアクセスに関するものがあり、図 3-3 に示すとおり、「ユニバーサルアクセスのコンセプトは適用されているか」といった質問に「はい」、「いいえ」で答えるような形式になっている。ESF の指標は、審査前に、E&S 専門官により、Appraisal Environmental and Social Review Summary の作成に必要な E&S アセスメント作業の一部として記入される²⁵ [18]。

²¹ pp. 32-34, [20]

²² p. 30, [6]

²³ 世界銀行提供情報（2023年7月6日）

²⁴ 同上

²⁵ pp. 110-111, [18]

- > **Is the concept of universal access being applied?**
- ✓ [IF YES] Does the project design include accessibility features?
- ✓ [IF YES] Does the project design have differentiated measures for persons with disabilities?

出典：p. 111, [18]

図 3-3 環境社会基準 (ESS) 4 ユニバーサルアクセスに関する指標

3.1.7 組織文化・体制

(1) 障害者雇用

「世界銀行グループ ダイバーシティ&インクルージョンへのコミットメントに関するステートメント (World Bank Group Statement of Commitment to Diversity and Inclusion)」において、世銀グループにおいては、国籍、性別、性自認、人種、宗教、民族、年齢、性的指向、障害、学歴などの違いを認め、尊重し、広い意味で一人ひとりの個性を生かす文化や習慣をつくるとしている [24]。

また、世銀には合理的配慮基金 (DAF : Disability Accommodation Fund) があり、世銀で働く障害者に合理的配慮を行っている。例えば、緊急事態に聴覚障害者に注意を喚起するため、オフィスにストロボライト付警報器を設置することを支援した²⁶ [18]。

(2) 能力強化

世界銀行では、障害インクルーシブ開発に関する職員の能力と組織の知識を強化している。例えば、各国事務所を含むスタッフの障害に対する認識を高め、プロジェクトのアウトプット、成果物、イベント、その他のアウトリーチ活動をインクルーシブでアクセシブルなものにするための研修の実施等である。ESF 運用のために開発された研修やガイダンスは、能力強化において中心的役割を果たしている。組織的な能力は、グローバル障害アドバイザーの下、障害と開発の専門知識を持つ障害インクルージョンチームを通じて強化されている²⁷ [6]。

研修に関しては、入行時には必ず障害インクルージョンに関する研修を受講することになっている。また、特定の分野 (教育、保健等) に関する研修も実施されている。実施は、障害インクルージョンチームがタスクチームリーダーや各分野の専門家とともに担っている²⁸。

世界銀行全体で障害に取り組んでいる職員のネットワークを通じ、進行中のプロジェクトの進捗状況に関する情報等が共有されている。このことにより、部門間、チーム間のネットワークと知識の共有が強化され、グローバル障害アドバイザーはリソースや技術支援の要請があった場合に対応することができるようになっている²⁹ [6]。

また、内部での知識共有のために、ウェブベースの障害インクルージョンに関するリソースプラットフォームが設立されている。さらに、能力強化活動には、障害インクルージョンのためのエントリー

²⁶ pp. 112-113, [18]

²⁷ p. 28, [6]

²⁸ 世界銀行提供情報 (2023年7月6日)

²⁹ p. 28, [6]

ポイントの特定やプロジェクトの評価も含まれている。社会的持続可能性・インクルージョングローバルプラクティス（SSI-GP）や社会的包摂に関する各国のプラットフォームが、このプロセスを支援する³⁰ [6]。

3.1.8 障害当事者の参加

世界銀行は障害当事者の参加を障害インクルージョンにおける主要原則としている。具体的には、「障害インクルージョン・アカウントビリティフレームワーク」の4つの主要原則のうちの一つ「インクルージョンと参加」において「障害者とその代表者は、障害者の特定のニーズに関する専門家として尊重され、プロジェクトのライフサイクルのすべての段階に関与する³¹」とし、「パートナーシップと協力」においては「障害インクルーシブ開発は、政府、二国間および多国間開発銀行、市民社会、特にOPDとの強力なパートナーシップによって促進される³²」としている [6]。

ESF の ESS 10 はステークホルダーエンゲージメントと情報開示に関する要求事項を規定しており、ステークホルダーの参加に障害者を含めること、プロジェクト情報をアクセシブルな形式で開示することを求めている³³ [9]。例えば、会場までの交通手段、会場の物理的なアクセシビリティ、点字や大活字などのアクセシブルなフォーマットでの情報提供、テキストキャプションや手話ビデオ、聴覚障害者向けのテキストキャプション、支援技術・機器（AT：Assistive Technology）を使用する人向けのオンライン資料など、複数の形態での情報提供などが挙げられる³⁴ [25]。

障害当事者の参加へ向けた取組の一環として、タスクチームに対し、借入国政府が障害者およびOPDと有意義に関わるための支援方法に関する包括的なガイダンスを提供することを目的として、「テクニカルノート：障害インクルーシブな市民参加（Technical Note: Disability-Inclusive Citizen Engagement）」

（2022年）が策定されている。同テクニカルノートでは、プロジェクト審査文書（PAD）で障害について言及するとともに、各プロジェクトは、ステークホルダーエンゲージメント計画（SEP：Stakeholder Engagement Plan）に、障害者やOPDとの具体的な計画、行動、関与の方法を含めるべきであるとしている。また、審査文書やSEPの策定プロセスには、障害者の実際の状況やニーズに対応するため、プロジェクト準備中および実施中を通して、OPDとの協議を含めるべきであるとしている [25]。

実際、障害インクルージョンチームがSEPを確認したところ、多くのSEPにOPDとのコンサルテーションが含まれていた。ただし、OPDの参加については、参加の質を問う必要があり、情報提供の手段がアクセシブルであるかなど、様々な観点から検証する必要がある³⁵。

³⁰ p. 29, [6]

³¹ p. 21, [6]

³² p. 22, [6]

³³ p. 34, [9]

³⁴ p. 8, [25]

³⁵ 世界銀行提供情報（2023年7月6日）

3.1.9 障害主流化の事例—給水・衛生サービス

インドネシアの「低所得者向け給水・衛生プロジェクト/コミュニティベース給水プロジェクト」(PAMSIMAS) (2006-2021年) は全国的な農村給水・衛生プロジェクトである。2006年以來、約2,400万人に改善された給水設備へのアクセスを提供し、1,600万人に改善された衛生設備へのアクセスを提供した。2016年、PAMSIMAS は障害者のアクセスを向上させるため、障害インクルーシブ・アプローチを開始した [26]。

インドネシアでは、PAMSIMAS によって全国的に水・衛生設備へのアクセスが向上したものの、家庭や公共の場にある水・衛生施設の多くは、障害者のインクルージョンを考慮せずに設計されていたため、多くの障害者は、自力で、あるいは介助なしで施設にアクセスすることが困難であった。PAMSIMAS の対象の村では、人口の約1%が障害者と確認され、そのうち水・衛生施設を十分に利用できる障害者は3%未満であった [26]。

2016年11月、PAMSIMAS は国際NGOのChristian Blind Mission (CBM) を招き、国家レベル政府職員と州の水・衛生(WASH: Water, Sanitation and Hygiene) ファシリテーターの計55名を対象に、障害インクルーシブ WASH 研修ワークショップを実施した。州の WASH ファシリテーターは、カスケード方式で4,200人のコミュニティ・ファシリテーターを養成した。これにより、PAMSIMAS が障害インクルーシブ WASH を導入する第一歩となった。また、障害インクルーシブ開発のための標準作業手順書(SOP: Standard Operating Procedures) を作成し、障害者との関わり方に関するコミュニティ・ファシリテーターのスキルを向上させるため、中央・地方政府レベルでリフレッシュ研修を実施した。その目的は、地域住民の障害インクルージョンに対する共通理解を向上させ、障害者の自信を高めることであった [25][27]。

2017年、プロジェクトは59のパイロット村で包括的な障害インクルーシブ・アプローチを適用した。これにより、技術的な設計の開発や利用しやすい WASH 施設の建設だけでなく、研修教材の開発における障害当事者団体との協力、コミュニティ行動計画の策定協議への障害者の参加、建設された施設のアクセシビリティのチェックなど、計画から実施に至るまで障害者を巻き込んだ [25][27]。

2018年からは、障害インクルーシブ・アプローチがプロジェクト全体の主流となり、PAMSIMAS の新しい村すべてで WASH 設備へのユニバーサルアクセスを確保することを目標とした。アプローチの効果的な導入を確保するため、SOP が作成され、すべての関係者のガイダンスとして活用された [27]。2021年12月までに10,676の村が障害インクルーシブ・アプローチを採用し、その結果、181,500人の障害者が WASH 施設を利用できるようになった(PAMSIMAS の村で記録された障害者総数の約30%) [26]。

また、PAMSIMAS は、設計段階で障害インクルーシブ・アプローチを採用するためのコストは、すでに建設された施設を改修したり変更したりするよりもはるかに安価であることを実証した。ハード・コンポーネントでは、学校で WASH 施設を建設する場合、配管やポンプにかかる費用の方がはるかに大きく、スロープや手すりのような項目の増加費用はごくわずかであるか、ないに等しい程度であつ

た。ソフト・コンポーネントでは、PAMSIMAS はコミュニティ主導型開発アプローチを導入しているため、ソフト・コンポーネント（研修等による能力開発）に障害インクルージョンを組み込むための金銭的コストはそれほど大きくはなかった（ソフト・コンポーネントのコスト全体の2.8%） [27]。

3.1.10 その他

障害インクルーシブ開発に関連する世界銀行の主なパートナーを表 3-10 に示す。また、世界銀行は、Global Action on Disability (GLAD) Network のメンバーである。

表 3-10 障害インクルーシブ開発におけるパートナーシップ

組織	領域・内容等
ノルウェー開発協力局 (Norad : Norwegian Agency for Development Cooperation) 英国外務・英連邦・開発省 (FCDO : Foreign, Commonwealth & Development Office) 米国国際開発庁 (USAID : United States Agency for International Development)	<ul style="list-style-type: none"> • Norad と FCDO がインクルーシブ教育イニシアチブ (IEI : Inclusive Education Initiative) (世銀のマルチドナートラストファンド) を支援している。 • USAID は、「アフリカにおける障害者インクルーシブ教育プログラム」を支援している。
国際連合児童基金 (UNICEF : United Nations Children's Fund) 米国国際開発庁 (USAID)	<ul style="list-style-type: none"> • UNICEF および USAID と協力し、障害のある生徒を含むすべての人にとってインクルーシブな教育システムを構築する取組を支援するための環境整備とサービス提供の基本要素に関する包括的な技術学習シリーズを提供 (2018 年にウェビナーを開催)。
国連の障害者権利条約 (CRPD) の実施に関する機関間支援グループ (IASG : Inter-Agency Support Group)	<ul style="list-style-type: none"> • 国連の障害者権利条約 (CRPD) の実施に関する機関間支援グループ (IASG) のオブザーバーを務め、「国連インクルージョン戦略」にコメントを行う。 • 第 12 回国連障害者権利条約締約国会議 (2019 年ニューヨーク) に積極的に参加。 • パブリックフォーラム「障害インクルーシブな災害リスク軽減フレームワークとその実施に向けた行動を起こす (Taking Action towards a Disability-Inclusive Disaster Risk Reduction Framework and its Implementation)」を共催 (2015 年仙台)
ONCE Foundation	<ul style="list-style-type: none"> • ONCE Foundation と協力し、教育、雇用、技能開発、訓練、ユニバーサルデザイン、万人のためのアクセシビリティを通じて、障害者の社会的・経済的発展を促進する。
日本財団	<ul style="list-style-type: none"> • 日本財団と協力し、障害者の雇用機会の創出、情報技術の活用によるインクルージョンの推進、障害インクルーシブ開発の知見の積極的な共有など、障害に関わる活動に取り組む。
Leonard Cheshire Disability	<ul style="list-style-type: none"> • 共同研究、能力開発、成功モデルの構築を通じて、雇用やインクルーシブ教育を含む多くの分野で協力関係を築いている。 • 世界銀行は、Leonard Cheshire Disability および Inclusion International と連携し、2019 年 6 月に報告書「Every Learner Matters」を発表。

出典： [7]

3.2 アジア開発銀行 (ADB)

3.2.1 組織概要

アジア開発銀行 (ADB : Asian Development Bank) は、アジア・太平洋地域を対象とする国際開発金融機関として 1966 年に創設された。68 の加盟国・地域によって構成され、うち 49 は域内の加盟国・地域である。同地域の貧困削減を図り、平等な経済成長を実現することを最重要課題とし、加盟する開発途上国に対し、主に技術協力、助成金、融資、出資、政策対話を行う [1]。ADB の概要を以下に示す。



表 3-11 アジア開発銀行の概要

名称	ADB (Asian Development Bank)
代表者	浅川 雅嗣 (Masatsugu Asakawa) 第 10 代総裁 (2020 年 1 月 17 日着任)
所在地 (本部)	フィリピン メトロ・マニラ
設立年	1966 年
加盟国数	68 か国
職員数	1,337 人以上 (国際職員数、2021 年)
在外事務所	41 事務所
URL	https://www.adb.org/

出典： [1] [2]等を基に作成

3.2.2 リーダーシップ、政策・戦略

(1) リーダーシップ、コミットメント

ADB は、2018 年に「戦略 2030 (Strategy 2030)」を発表した。同戦略は、変化する地域のニーズに効果的に対応するための ADB の取組の方向性を示したものであり、未だ残る貧困の撲滅に向けた取組を継続し、豊かで包摂的、かつ強靱で持続可能なアジア太平洋地域の実現をビジョンに掲げている。そして、7 つの業務優先事項の一つ目に Addressing Remaining Poverty and Reducing Inequalities を挙げ、そのためには、貧困層や社会的弱者を含むすべての人々の人間開発とソーシャル・インクルージョンをより重視する必要があることを示している。ここでの社会的弱者には障害者が含まれており、ADB の障害インクルージョンへの取組の根幹となるコミットメントであると言える。また、業務優先事項 2 の Accelerating Progress in Gender Equality、業務優先事項 4 の Making Cities More Livable においても障害インクルージョンの推進が示されるとともに、障害者を含む社会的弱者のエネルギー、交通、水、衛生の基本的サービスへのアクセス向上についても言及がなされており、障害インクルーシブな開発につながるものである [3]。



出典：p.14, [3]、赤枠は調査団によるもの

図 3-4 戦略 2030 (Strategy 2030) における業務優先事項

また ADB は、第 1 回世界障害サミット (2018 年) において、同サミットの成果である Charter of Change に署名し、障害インクルージョンを強化するための「9 のコミットメント」を表明した。2022 年に開催された第 2 回世界障害サミット (2022 年) では、一部更新する形で「8 のコミットメント」を発表した。ADB による世界障害サミットのコミットメントを表 3-12 に示す。

表 3-12 ADB の世界障害サミットのコミットメント

第 1 回世界障害サミット	第 2 回世界障害サミット
1. 新たな戦略 (戦略 2030) の実施を強化するために障害インクルージョンに関するアセスメントを実施し、ロードマップを策定する。	1. 障害別データ収集の文化を定着させ、障害に配慮した分析ペーパーを発行する (社会的保護指標データベースの活用を含む)。
2. GLAD ネットワーク ¹ の一員として ² 障害インクルージョンのアドボカシーに取り組む。	2. 高齢者を含め、手頃な価格で利用しやすい、地域に根ざした多様な支援と介護サービスを引き続き拡大・推進する。
3. 仁川戦略の実施に関連する政府間会合に積極的に参加する。	3. 差別やスティグマに対する地域や開発協力全体における意識改革を促進するためのガイダンスを、障害者プリーフの更新版 (2022 年) に含める。
4. 既存の教育ポートフォリオを見直し、学校に通っていない障害のある子どもを含む最も疎外された子どもたちのソーシャル・インクルージョンをより効果的に支援するためのギャップと可能性を特定する。	4. 障害インクルージョン・レファレンス・グループを設置し、定期的に会合を開く。
5. 障害のある子どもが利用しやすい教材やインクルーシブな教授法のためのイノベーションを支援する。また、ユニバーサルデザインによって障害のある子どもがアクセスしやすい環境を整備する。	5. 障害当事者団体との協働ガイダンスを発行する。
6. 障害者が利用しやすい職業訓練プログラム、および政府・民間訓練機関の能力開発プログラムに投資する。	6. 障害者インクルージョン指標の活用を通して、障害者の有意義な参加を含む、ADB プロジェクトにおける障害インクルージョンの強化に取り組む。
	7. 支援技術とインクルーシブデザインについての理解を深める。

¹ Global Action on Disability Network

² ADB は GLAD ネットワークに 2015 年に加入。

第1回世界障害サミット	第2回世界障害サミット
<p>7. 低所得世帯の死亡や重度障害に備えたりリスク管理商品を提供するための包括的な保険市場の開発に関する調査を実施する。</p> <p>8. ADB の社会的保護指標データベースを活用し、アジア太平洋地域における障害者の社会保護に関するデータを分析する。</p> <p>9. ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの戦略や改革、および病院や医療施設の設計に障害インクルージョンの視点を組み込む。</p>	<p>8. 多様性のある組織文化のフレームワークの開発を行う。</p>

出典：p.11, [4]および [5]基に作成

(2) 政策・戦略

ADB は 2022 年に「障害インクルーシブな開発強化のためのロードマップ 2021-2025 (Strengthening Disability-Inclusive Development 2021-2025 Road Map)」(以下、ロードマップ)を公表した。同ロードマップは、先述の 2018 年世界障害サミットにおける 9 のコミットメントの一つとして策定されたものである。ロードマップは、障害インクルーシブな開発を進める枠組みとして、組織における完全な障害インクルージョン (full mainstreaming of disability inclusion) を目指すための 5 つの主要コンポーネントを提示している (表 3-13)。

表 3-13 ロードマップの 5 つの主要コンポーネント

コンポーネント 1 : ADB の様々な部門やセクターにおける障害インクルージョンに関する活動を調整し、組織内の能力を向上させる。(障害、インクルージョン、参加に関する職員間の共通認識の醸成を含む)

コンポーネント 2 : アドボカシーの効果を高めるためのパートナーシップを確立する。(すでにあるパートナーシップの活用³とともに、国、地域、国際レベルにおける障害当事者団体とのパートナーシップの確立を含む)

コンポーネント 3 : 障害に配慮したデータ収集と集計を推進し (文化を確立し)、分析結果を公表する。

コンポーネント 4 : 分野別ガイドラインを作成し、障害インクルーシブな開発のポートフォリオを徐々に拡大する。(すべてのセクターの事業において障害インクルージョンを進めていく)

コンポーネント 5 : ADB の職場、方針、実践において障害インクルージョンを強化する。

Figure 1: Road Map for Implementing Disability-Inclusive Development Core Components

COMPONENT 1: Coordinate actions on disability inclusion across different departments and sectors of ADB and develop capacity within the organization.

COMPONENT 2: Establish partnerships to leverage advocacy impact.

COMPONENT 3: Establish a culture of data disaggregation and publishing disability-sensitive analysis.

COMPONENT 4: Develop sector guidelines and gradually expand portfolio of disability-inclusive development interventions.

COMPONENT 5: Strengthen disability inclusion standards in ADB workplaces, policies, and practices.

Source: Author.

出典：p.16, [4]を基に作成

³ 既存のパートナーシップとして、GLAD ネットワーク、オーストラリアと協働で設立した Global Disability Innovation Hub、Inclusive Education Initiative や Global Partnership for Education、国連アジア太平洋経済社会委員会が挙げられている。

そして、これら5つの主要コンポーネントに沿って、短期～中期的な取組を整理している。ロードマップの付録1において、ロードマップにおける具体的な取組、担当部署、成果と期限が示されている。

上記戦略に基づき、組織全体で障害インクルージョンの推進が図られているが、ヒアリング調査によると、戦略的に力を入れて取り組む分野や部署を選択しているとのことである。ADBでは都市開発部門の融資額が大きく、障害インクルージョンの取組が分かりやすい分野であるため、同分野に注力している。他方、教育分野も重要であるが、まずは国際的動向や好事例の理解を含め、組織内の能力強化や専門性の向上に取り組む必要があるとの認識である⁴。

3.2.3 障害インクルージョンに関するガイダンス文書

ADBがこれまでに作成した障害インクルージョンに関連するガイダンス文書を表3-14にまとめる。

表 3-14 障害インクルージョンに関するガイダンス文書

年	タイトル	分野・テーマ	出典
2005	Disability Brief: Identifying and Addressing the Needs of Disabled People	障害アセスメント、プロジェクトデザイン	[6]
2012	Handbook on Poverty and Social Analysis: A Working Document	社会的弱者のためのリスクと機会のアセスメント	[7]
2014	Guidance Note on Poverty and Social Dimensions in Urban Projects	都市開発と貧困削減	[8]
2016	Enabling Inclusive Cities: Took Kit for Inclusive Urban Development	インクルーシブな都市開発	[9]
2020	Guidance Note on COVID-19 and Livable Cities in Asia and the Pacific	新型コロナウイルス感染症への対応 (障害視点を含む)	[10]
2021	Disability and Social Protection in Asia	障害と社会保護	[11]
2021	Inclusive Education with differentiated Instruction for Children with Disabilities	インクルーシブ教育	[12]
2022	Inclusive Cities: Urban Area Guidelines	都市開発	[13]
2022	Entrepreneurship Training and Online Marketplace Participation among Female Persons with Disabilities	女性障害者の就労	[14]
2023 (予定)	Gender and Disability Inclusion Guidance	障害とジェンダー (公開準備中)	—

出典：調査団

上記の他、Global Disability Innovation Hub (GDIH) と協働で Inclusive Design e-learning プログラムが開発されている⁵。

3.2.4 実施体制

組織における障害インクルージョンの推進を所管しているのは、Sustainable Development and Climate Change Department の Social Development Thematic Group である。組織全体の障害アドバイザーは配置されておらず、またアドバイザーの設置に関する検討も行われていない [15]。ADB 担当者によると、社会開発や社会保護分野の人材が不足している中で、障害インクルージョンに特化した人材の要求は困難であるため、組織外部のパートナーシップを強化し、様々な機関やネットワークから支援を得ることで障害インクルージョンの推進に取り組んでいるとのことである⁶。

⁴ ADB へのヒアリング (2023 年 6 月 9 日)

⁵ 同プログラムは ADB eLearn ([Course: Inclusive Design \(adb.org\)](https://www.adb.org/learn/course/inclusive-design)) で一般公開されている。

⁶ ADB へのヒアリング (2023 年 6 月 9 日)

また、ロードマップの実施状況を確認し、障害インクルージョンの取組に関する助言を行うことを目的とし、障害インクルージョン・レファレンス・グループを設置することがロードマップに示されている。同グループのメンバーの 50%以上は障害当事者団体のメンバーとすることが規定されており、障害当事者の参加を促進するものである [4]。

3.2.5 事業運営

(1) 事業運営における障害インクルージョンの取組指針

2005 年に発行されたガイダンス文書である「Disability Brief: Identifying and Addressing the Needs of Disabled People」は、国別戦略プログラム (CSP : Country Strategy Program) 策定時の上流段階と、プロジェクト設計・実施時の下流段階の両方で、障害者のニーズを組み込むことが理想であると述べている [6]。

上記 Disability Brief では、CSP 策定時における障害視点の組み込みの方法として、脆弱性・リスク評価での障害者ニーズの特定、策定プロセスにおける政府・非政府の障害関連組織（障害当事者団体含む）との対話が解説されている。また、事業形成と実施段階における障害インクルージョンの方法として、1) 障害に特化したプロジェクト、2) 障害に関連したプロジェクト、3) 障害主流化が説明されている。なお Disability Brief では、体系的に障害者ニーズを特定し組み込むための枠組みとして開発された KIPA (knowledge, inclusion, participation, and access) が紹介され、この枠組みを基に、国別戦略プログラムの策定や事業形成時、また分野別の事業における障害チェックリストが示されている [6]。

また、「Handbook on Poverty and Social Analysis」(2012 年)において、ADB の事業運営は、1) 地域および国レベルのプログラミング、2) 事業形成 (コンセプト化と事業デザイン)、3) 事業実施 (モニタリングと評価を含む) の 3 段階に整理され、その各段階において関連する社会問題を特定するための貧困・社会分析 (Poverty and Social Analysis) を実施することが推奨されている。そして、貧困・社会分析の中で障害に係る事項は、先述の脆弱性・リスク評価で確認をすることになっている。ただし、障害に特化したものではなく、貧困につながる様々な社会的リスクを評価するために、脆弱なグループを特定し、その脆弱グループに特に影響を及ぼす可能性のあるリスクを検討するものである [16]。

ロードマップの活動計画では、上記 2 点のガイダンス文書、「Disability Brief」および「Handbook on Poverty and Social Analysis」を改定予定となっている。なお、Disability Brief の改定では障害インクルージョンを含む事例分析も含めるとしている [4]7。

(2) 事業運営における障害インクルージョン推進の取組

ヒアリング調査⁸によると、上述の脆弱性・リスク評価での障害者ニーズの特定など、事業プロセスにおける障害インクルージョンに係る取組は、ガイダンスやコンサルテーションを通じて推奨しているものであり、必須事項とはなっていない。ADB 担当者は、障害インクルージョンを義務付けることによりネガティブな反応が生じたり、誤った対応につながったりする可能性があるため、職員が正しい

⁷ ADB へのヒアリング (2023 年 6 月 9 日) によると、これら文書は現在改訂中であり、順次公開予定とのことである。

⁸ ADB へのヒアリング (2023 年 6 月 9 日)

と考えることを実行できるような環境づくりと支援提供が重要と考えている。

後述の障害インクルージョン指標による評価はプロジェクト承認後に行われるものであるが、評価確定までの間、Social Development Thematic Group はプロジェクトチームに対しフィードバックの提供や技術支援を行う。

また、GDIH や CBM Australia などの機関とパートナーシップを築き、支援環境の構築を図っている。例えば、GDIH とのパートナーシップ契約では、ADB のプロジェクトチームに対する支援 (catalytic support for teams) のための資金が含まれている。これにより、プロジェクトチームが技術的支援を必要とする際に、GDIH が有する幅広いネットワークを通じてあらゆる分野の障害インクルージョン専門家の支援を必要に応じて得ることができる。また、パートナーシップ機関が実施する研修への参加も行われている。

ADB 担当者によると、上記取組を通じ、事業運営に関わるすべての人々に障害インクルージョンの考え方が浸透し、意識改革が進むことにより、徐々にインパクトが発現し、これが障害インクルージョン案件の増加につながっているとのことである。また、ADB の全加盟国が仁川戦略を採択しており、また大洋州では障害者権利の大洋州フレームワーク (Pacific Framework for the Rights of Persons with Disabilities, 2016–2025) が策定されている。これらにより、加盟国政府が障害分野に関し一定程度の理解を有していることは、政府やカウンターパートを巻き込みながら事業における障害インクルージョンを推進していく上で大いに有用であることが指摘された⁹。

なお調達に関しては、ロードマップの計画において、持続可能な調達ガイドラインへの障害インクルージョンの統合を図るとともに、障害インクルーシブな調達に関する事例調査を実施するとしている¹⁰。

3.2.6 障害主流化の実績に対するモニタリング・評価

ADB は、2019 年に、組織評価枠組み (Corporate Results Framework) にプロジェクトの障害インクルージョンの実績をモニタリングし、評価する指標を導入した [17]。

(1) 指標

ロードマップに概説されている障害インクルージョン指標を表 3-15 に示す。指標は 0 から 3 までの 4 段階となっている。

同指標は、2012 年の仁川戦略と 2017 年の北京宣言に沿う形で、OECD-DAC¹¹障害政策マーカーを基に策定されている¹²。つまり、1~3 の評価を受けるプロジェクトは、少なくとも仁川戦略の目標達成に貢献している必要がある。

⁹ 同上

¹⁰ p.30, [4]

¹¹ 経済協力開発機構 (OECD : Organisation for Economic Co-operation and Development) 開発援助委員会 (DAC : Development Assistance Committee)

¹² p.38, [4]

表 3-15 ADB の障害インクルージョン指標

指標	内容	基準
3	障害インクルージョンが主要または重要なものとして位置づけられている Principally or significantly disability inclusive	事業のデザイン、モニタリング、実施段階において明らかに障害当事者または障害当事者団体が参画し、事業の恩恵を受けている。 かつ 事業目標および成果が明確に障害インクルーシブなものであり、障害別データにより障害者に与える影響が明確に示される。 または 仁川戦略の目標に貢献する、政策、法律、制度の実質的な改善が行われる。 または 仁川戦略の目標やターゲット、または北京宣言と行動計画の実施に実質的に貢献していることが、障害別データにより示される。
2	ある程度障害インクルージョンの要素が含まれる Some disability inclusion elements	計画段階において、様々な障害のある人々のニーズが明示的に考慮され、受益者グループの一部を構成することが明示されている。 または 障害者が事業の恩恵にアクセスするための明確な方法が示されており、障害別データを用いてアクセスを評価している。 かつ 事業が、仁川戦略の目標とターゲット、および/または北京宣言と行動計画の実施に貢献していることを、障害別データで評価している。
1	明示的な障害インクルージョンの要素はないが、障害インクルージョンを可能にする条件がある Enabling conditions for disability inclusion, no explicit disability inclusion elements	障害者が明確なターゲットグループとして言及されている または 障害インクルージョンを支援する明確な手段が記載されている かつ 事業が、少なくともある程度仁川戦略の目標達成に寄与している
0	障害インクルージョンはない、障害インクルージョンを可能にする条件がない No disability inclusion, no enabling conditions for disability inclusion	(説明なし)

出典：pp.39-40, [4]

(2) 評価方法

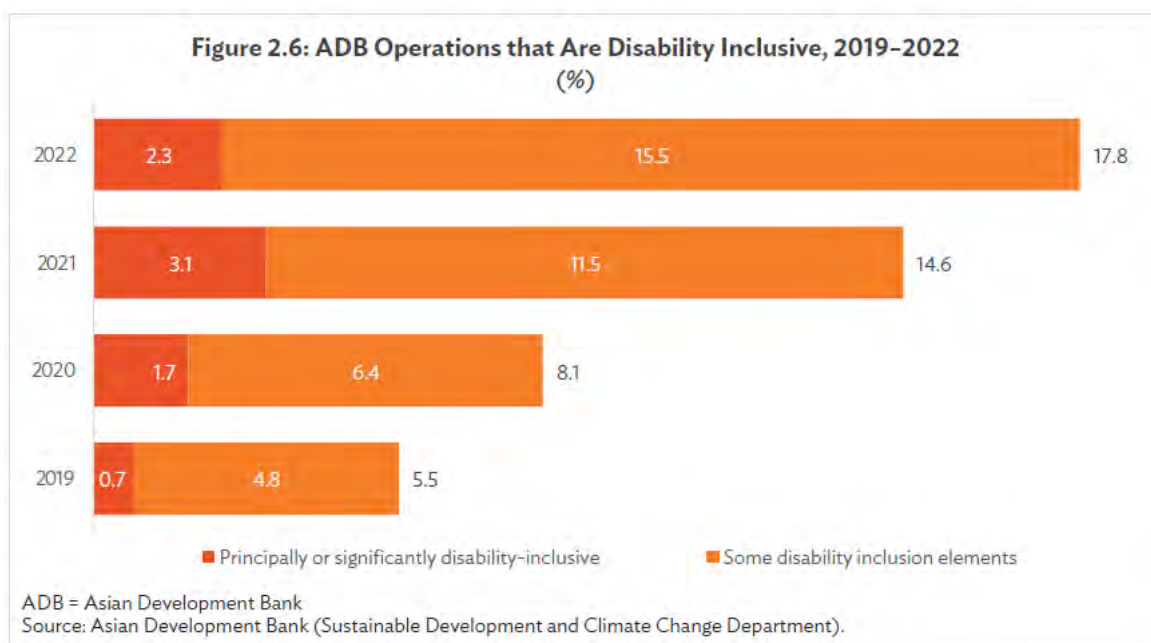
すべてのプロジェクトが同指標による評価の対象となっており、案件形成の最後の段階であるプロジェクト承認後、プロジェクト関連文書の確認を通して評価が行われる。評価は組織における障害インクルージョン推進を所管する Social Development Thematic Group が行っているが、現在は障害インクルージョンのコンサルタントを備上し、同コンサルタントが大部を担っている。2019年から2022年の4年間は同コンサルタントが評価とともにその根拠をプロジェクトチームに提示し、またプロジェクトで障害インクルージョンがどのように強化されたかというフィードバックも受け取っている¹³。

¹³ ADB へのヒアリング (2023年6月9日)

ADB 担当者は、同指標の導入は、組織内関係者が障害を重要な課題として認識することを促すものであると評価している。なお、障害インクルージョン案件数に係る目標値は設定されていない。これは、組織目標として設定した場合、部署間で様々な圧力がかかり、包括的な取組が求められるため、障害インクルージョンの進展に貢献しないと考えられたからである。現在は、プロジェクトチームが障害インクルージョンに取り組むための必要な能力開発や技術支援、ツールの提供を通して障害インクルージョンの推進に注力しているとのことである¹⁴。

(3) 評価実績

2019 年に障害主流化の評価指標を導入して以来、障害主流化の評価結果は毎年発刊される「Development Effectiveness Review」で報告が行われている。図 3-5 は評価指標による障害主流化案件の推移を示したものである。2022 年の実績評価としては、同年にコミットした 129 の事業のうち、23 件が障害インクルーシブな案件であり、うち 3 件が *principally or significantly disability-inclusive* (指標 3)、20 件が *some disability inclusion elements* (指標 2) の案件であった。2019 年以降、障害インクルージョン案件は着実に増えていることがわかる。



出典：p.33, [18]

図 3-5 障害インクルージョン案件の推移 (2019-2022 年)

3.2.7 組織文化・体制

(1) 障害者雇用

組織におけるダイバーシティとインクルージョンを進めるために、2021 年時点において、Diversity, Inclusion, and Belonging Framework の策定が進められている [4]。現時点では障害者雇用の促進に関する具体的な取組は行っていない¹⁵。

¹⁴ 同上

¹⁵ 同上

(2) 能力強化

ロードマップの中で、各分野や事業実施部門、各国事務所を含む組織全体において、障害インクルージョンの推進に係る技術が不足していることが最大の課題であると指摘されている¹⁶。こうした状況を踏まえ、ロードマップにおいては、障害インクルーシブ開発に関するガイダンスノートを作成に加え、障害インクルージョンの推進に向けた職員の能力と知識の強化のため、①ウェビナーの開催、② Inclusive Design Bootcamp、③職員と加盟国の障害インクルージョンに係る能力強化のための年間計画の策定が活動計画の中に含まれている [4]。2022年には、国際障害者デーに合わせた職員向けのウェビナーを開催した。

3.2.8 障害当事者の参加

先述の障害インクルージョン・レファレンス・グループの設置をはじめ、ロードマップでは障害当事者の参加の重要性が協調されている。障害インクルージョン・レファレンス・グループの活動においては、障害当事者団体や障害関連団体との協力が重要であるとの認識の下、国レベルで障害当事者団体のマッピングを行い、各国事務所と共有することでアウトリーチやコンサルテーションを促進している¹⁷。

¹⁶ p.25, [4]

¹⁷ ADB へのヒアリング (2023年6月9日)

3.3 米州開発銀行 (IDB)

3.3.1 組織概要

米州開発銀行 (IDB : Inter-American Development Bank) は、中南米・カリブ海地域の開発途上国の経済的・社会的発展に貢献することを目的として 1959 年に設立された。設立以降、これら地域の生活向上のために、資金・技術支援を通じて保健・教育の改善やインフラの整備等を支援しており、現在では同地域における開発資金の主要な供給源となっている。IDB の概要を以下に示す。



表 3-16 IDB の概要

名称	Inter-American Development Bank (IDB)
代表者	イラン・ゴールドファイン (Ilan Goldfajn) 総裁
所在地 (本部)	米国ワシントン D.C.
設立年	1959 年
加盟国数	48 か国
職員数	約 2,000 名
在外事務所	28 事務所
URL	https://www.iadb.org/en

出典： [1] [2]を基に作成

また、IDB グループは、IDB の活動を補完し中南米・カリブ (LAC : Latin America and the Caribbean) 域内の民間企業に対する投融資を通じて同地域の経済開発を促進することを目的とした米州投資公社 (IDB Invest)¹、LAC 域内において民間投資の促進を支援するために設立された多数国間投資基金 (IDB Lab)²から構成される。

3.3.2 リーダーシップ、政策・戦略

(1) リーダーシップ、コミットメント

IDB グループでは、2019 年に Institutional Strategy の第 2 回改訂を行い、LAC 域内における活動の戦略的優先事項として、1) 社会的包摂と平等、2) 生産性とイノベーション、3) 地域経済統合の 3 点を掲げた。さらに、プロジェクトにおいてこれら戦略的優先事項に取り組むには、a) ジェンダー平等、インクルージョン、多様性、b) 気候変動と環境の持続可能性、c) 法体系の整備と法の支配の 3 つの分野横断的な問題を考慮する必要があること、これら問題に対する取組を強化する必要があることを併せて述べている [3]。

上述した分野横断的課題の一つである a) ジェンダー平等、インクルージョン、多様性に関しては、IDB グループ経営陣の強いコミットメントが当該分野の主流化を進める重要な要素となっている。このコミットメントは、i) あらゆるレベルの業務へのジェンダーと多様性 (G&D : Gender and Diversity) の主流化をより体系的に要請すること、ii) 職員の年間業績システムに G&D に関する目標を継続的に盛り込むこと、iii) 人材と資金を投入すること、を通じて経営陣によって強化されてきた [4]。

また、IDB は 2018 年の第 1 回世界障害サミットにおいてジェンダーや教育等の分野に関するコミッ

¹ Inter-American Investment Corporation (IIC) の別称。

² Multilateral Investment Fund (MIF) の別称。

トメントを公表し、第2回の同サミットにおいて進捗が確認されている。コミットメントの内容と達成状況について、表 3-17 に概要をまとめる。

表 3-17 第1回世界障害サミットにおける IDB のコミットメント

コミットメント	達成状況
<ul style="list-style-type: none"> ● 障害のある女性、少女 IDB は、LAC 域内における課題と可能な介入策に焦点を当てた、障害と女性に対する暴力に関するセクター・ノートを策定することを約束する。 	2019 年にセクター・ノート「Violence against Women and Girls with Disabilities: Latin America and the Caribbean」を発行。
<ul style="list-style-type: none"> ● テクノロジーとイノベーションの活用 IDB は、バランキージャで開催される IDB 多国間投資基金の零細企業フォーラムで、デジタル技術と障害インクルージョンに焦点を当てたセミナーを開催する。 	2018 年に達成。
<ul style="list-style-type: none"> ● データの細分化 IDB は、2020 年の国勢調査において、より良い障害データの収集を支援することを約束し、各国の統計機関に技術支援を提供するため CEPAL³ と密接に協力する。 	技術協力事業を通じた資金提供により、2018 年に達成。
<ul style="list-style-type: none"> ● インクルーシブ教育 IDB は、インクルーシブ教育を推進するため、LAC 域内における障害のある子どもと若者のインクルージョンとアクセスに関する現状、ベスト・プラクティスを追求するセクター・ノートを策定することを約束する。 	2019 年にセクター・ノート「Education for All: Advancing Disability Inclusion in Latin America and the Caribbean」を発行。
<ul style="list-style-type: none"> ● その他 IDB は、障害インクルーシブな開発を促進するため、その業務の拡大に取り組む。 	障害インクルーシブ案件として、エクアドルにおける 2 プロジェクト (2018 年)、コロンビアにおける政策融資 (2019 年)、パナマにおける投融資 (2020 年) を承認。

出典：[5]を基に調査団作成

(2) 政策・戦略

先述のとおり、IDB グループでは戦略的優先事項である「社会的包摂と平等」を推進するため、分野横断的課題である「ジェンダー平等、インクルージョン、多様性」への取組を強化することを方針として示しており、これを受けて、2022 年にセクター・フレームワーク文書「Gender and Diversity Sector Framework Document (GDSFD)」が発行された。この文書は、G&D に関わる社会的・経済的成果の格差を縮小するため、IDB グループの業務、政策対話、知識創出活動の指針となるものである [4]。

GDSFD は、ジェンダーと多様なグループの両方を対象とし、多様なグループには先住民族、アフリカ系住民、障害者、LGBTQ+を含んでいる。そして、ジェンダーと多様なグループに共通の概念的枠組みや課題を提示すると同時に、それぞれのグループには異なる歴史的背景や経験があるとの認識に基づき記載がなされている。

GDSFD では、より包摂的で公平な地域に向けて進展するには、女性と多様なグループが直面する不公平の根底にある課題として、1) 排除のプロセスを永続させる構造的不公平、2) 同じ特性に対する不平等な待遇、3) G&D に関する政策を設計し実行するための脆弱な体制の 3 点が挙げられ、これらは機会を制限し、インクルージョンを阻む障壁を生むものであるとしている。これら課題を踏まえて、GDSFD では 3 つの行動指針を示している：i) 構造的要因から生じる格差に対処する、ii) 女性や多様

³ 国連ラテンアメリカ・カリブ経済委員会（英語略称：ECLAC）。

なグループに対する偏見を減らす、iii) G&D 政策を立案・実施するための制度的能力の強化 [4]。

障害インクルージョンは、IDB グループにとって比較的新しい分野ではあるものの、事業運営や技術支援、知識に関する重要なポートフォリオを確立しており、2019 年以降、47 件の障害インクルージョンを主流化した融資案件を実施してきた。障害インクルージョンに係る事業の実施は、相手国関係機関トップの流動性、組織的能力の脆弱性による影響を受けやすく、そのため今後は、主流化プロジェクトやより権限の強い省庁を通じた直接投資などのスキームにより実施が促進されることが示唆されている [4]。

また、IDB グループでは、GDSFD を補完する文書として、具体的な目標を掲げ、使命と優先事項を運用するための手段を概説する「IDB Group Gender and Diversity Action Plan 2022-2025 (GDAP)」を発行している。ジェンダーと多様性に関しては、従来、ジェンダー (Gender Action Plan 2020-2021)、多様性 (Diversity Action Plan for Operations 2019-2021) ⁴それぞれについて行動計画が策定されていたものが、相乗効果と限られた人的資源を最大限に活用するとともに、基準を標準化し、報告体系の合理化を図るために、これら二つの計画が統合されることとなった [6]。

GDAP の主な目的は、ジェンダーと多様性を支援する IDB グループの活動の影響力、広がり、深さを拡大することで、行動分野は表 3-18 に示す 4 つの柱の下に整理されている。

表 3-18 GDAP 2022-2025 に示された 4 つの柱

1. データ収集、国別戦略、知識創出、コミュニケーション、能力強化を通じて、IDB グループ借款加盟国において G&D を推進するための環境づくりに貢献する。
2. G&D に焦点を当てたプロジェクトやプロジェクト・コンポーネントの主流化、G&D に特化した技術協力など、プロジェクト・サイクル全体を通じて G&D を支援する IDB グループのプロジェクトの量と質を拡大する。
3. プロジェクトの実施と評価において、IDB グループが G&D の成果を重視するよう強化する。
4. 相乗効果と協力関係の向上のために、社内のインセンティブ構造を改善する。

出典： [6]を基に作成

加えて、GDAP2022-2025 では、1) 人的資本の向上 (教育や保健サービスへのアクセス改善等)、2) 経済的機会の拡大 (正規部門の職業へのアクセス改善、組織内でのジェンダー平等)、3) 主体性と発言力の向上 (女性の意思決定支援、地位向上等) が重点分野として扱われている [6]。

⁴ 先住民族、アフリカ系住民、障害者、LGBTQ+の人々等を対象に含む。

3.3.3 障害インクルージョンに関するガイダンス文書

IDB では、障害インクルージョンに関するガイダンス文書として表 3-19 に示す文書を発行している。

表 3-19 障害インクルージョンに関するガイダンス文書

年	タイトル	分野・テーマ等	出典
2019	We the People: Inclusion of People with Disabilities in Latin America and the Caribbean	障害インクルージョン一般	[7]
2019	Violence against Women and Girls with Disabilities: Latin America and the Caribbean	障害のある女性、少女に対する暴力	[8]
2019	Education for All: Advancing Disability Inclusion in Latin America and the Caribbean	インクルーシブ教育	[9]
2020	Reliable Information as A Tool for Closing Diversity Gaps	データ収集	[10]
2021	Cities as Spaces for Opportunities for All: Building Public Spaces for People with Disabilities, Children and Elders	都市建設におけるユニバーサルデザイン	[11]
2022	Gender and Inclusion in the Green Agenda: Where Are We and How to Move Forward?	ジェンダー、ダイバーシティと気候変動	[12]

出典：調査団

3.3.4 実施体制

障害インクルージョンの実施体制について、IDB では、セクター・ナレッジ担当副総裁 (VPS) 下に置かれる Social Sector (SCL) 部門の Gender and Diversity Division (SCL/GDI) が所管している [13]。VPS 下の各セクター部門と各国事務所には、G&D フォーカルポイントとして SCL/GDI の職員 1 名が配置され、主流化、直接投資業務、セクター別の知識創出・学習活動を支援する [6]。具体的には、毎年検討会議を通じて各部門のプロジェクトのポートフォリオを見直し、G&D の主流化の可能性のあるプロジェクトを特定したり、主流化に関する追加支援のニーズを確認する。また、各分野の専門家に対し、それら分野における障害インクルージョンの枠組みに関する関連資料を提供するなどして、組織内の能力強化を図っている⁵。このような専門の職員による直接的な技術支援も、G&D の主流化に貢献する要因の一つであると述べられている [4]。

GDAP によると、SCL/GDI チームは、2021 年 12 月時点で 15 名の職員 (3 分の 1 が在外事務所に駐在) と 15 名のフルタイムのコンサルタントで構成され、計画期間が終了する 2025 年までに約 13 名のフルタイムの職員を拡充する計画が示されている⁶。2023 年 7 月現在、同チームは 19 名で構成され、うち 1 名が障害分野を担当している。また、IDB Lab と IDB Invest それぞれにもフォーカルポイントが配置されている⁷。

⁵ IDB SCL/GDI チームの質問票に対する回答 (2023 年 7 月 11 日)

⁶ p.19, [6]

⁷ IDB SCL/GDI チームの質問票に対する回答 (2023 年 7 月 11 日)

3.3.5 事業運営

(1) 国別戦略

IDB グループでは、Country Development Challenges (CDC) と呼ばれる各国の開発課題の分析に基づき国別戦略が策定される。準備中のすべての CDC に対し G&D に関するインプットが行われる。GDAP では、2025 年までにすべての国別戦略が、戦略的優先分野の少なくとも一つに G&D を含めることを目指している。そのために、品質・リスクレビュー会議 (Quality and Risk Review) において、CDC と国別戦略の中で G&D がどの程度配慮されているのかを確認するとしている [6]。

(2) 事業形成

IDB グループは、G&D 推進の方策としてプロジェクトデザインへの G&D の主流化を特に重視し、その強化に取り組んでいる。G&D が主流化されているかを確認するために、IDB グループのすべてのプロジェクトに対し G&D 戦略的アラインメント検証 (Validation of Gender and Diversity Strategic Alignment) が行われ、プロジェクトは承認時にアラインメント基準に合致していることが求められる。IDB では品質・リスクレビュー会議において戦略的アラインメント検証が行われるが、取組強化のため SCL/GDI 内の独立したチームによる確認も開始された。3つのアラインメント基準は以下のとおり [6][14]。

- (i) **G&D 分析**：ジェンダーと多様性に関連する開発課題またはギャップを分析する。
- (ii) **活動／解決策**：ジェンダーと多様性の問題に対処する活動／解決策を少なくとも一つ含む。活動／解決策には特定の予算措置が行われていなければならない。
- (iii) **G&D 関連指標**：プロジェクト成果マトリックスに解決策に関連する指標を少なくとも一つ含む。

上記基準の一つである G&D 分析については、GDAP において、2024 年までにプロジェクト形成の一環としてすべてのプロジェクトでその実施を目指すとしている。

G&D 主流化の機会を特定するために、SCL/GDI が各部門と協働ですべてのプロジェクトに対し事前審査 (prescreening) を行い、プロジェクトチームにフィードバックを提供する。事前審査では G&D 主流化のため技術的支援を必要とするプロジェクトを特定し、その後 SCL/GDI スタッフおよびコンサルタントが主流化のための支援を行う [6]。

(3) 実施・モニタリング

GDAP において、プロジェクトのチームリーダーは、プロジェクトの複数年度実行計画および年次運営計画に、G&D に関する具体的な活動を予算措置と合わせ含めるとしている。またこれらの活動は、実施機関や受益者との現場視察を含むプロジェクトのスーパービジョン計画においても注視する必要があることが示されている。その他、プロジェクト実施においては、入札図書の作成や能力強化活動に G&D を組み込むことが重要であると述べられている。

プロジェクトの進捗状況は年 2 回の Progress Monitoring Report で確認され、プロジェクト全体の成果については Project Completion Report が作成される。これらの報告書が G&D に関する取組を確認する

文書となるが、現状ではG&Dに関する報告が限られており、課題として認識されている [6]。

(4) 環境・社会配慮

IDB の環境・社会配慮に関するポリシーや関連文書には障害者に関する言及がほとんどなされていないことが課題として指摘されている。具体的には、障害者は「不利な立場にある、弱い立場にあるグループ」という大きなカテゴリーの一部として挙げられているが、プロジェクトが障害者に与える影響を細分化し、インクルージョンと利益へのアクセスを保证するための必要な措置は明確に示されておらず、改善の余地がある [15]。

3.3.6 障害主流化の実績に関するモニタリング・評価

IDB グループでは、G&D 特化案件 (direct investment) と G&D 主流化案件を区別し、モニタリング・評価を行っている。ジェンダーを含まない多様性に特化した案件の 2019 年 - 2021 年実績は 395.7 百万 USD であった。GDAP において、今後 G&D 特化案件を増やしていく意向を示しているが、数値目標は定めていない [14]。

G&D 主流化案件については、先述の G&D 戦略的アラインメント検証で 3 つの基準との整合が確認されたプロジェクトが G&D 主流化案件とみなされる。IDB の 2019 年 - 2021 年の多様性 (diversity) 主流化案件の割合 (新たに承認された案件またはコミットメントの割合) は 25% であり⁸、2016 年から 2018 年の水準である 8.7% を大きく上回った。G&D 主流化案件割合については目標を定めており、多様性 (diversity) 主流化案件割合は 2022 年 - 2023 年に 40%、2024 年 - 2025 年に 60% とすることを目指している。グループごとに見ると、障害主流化案件の割合は 2019 年 - 2021 年実績で 15% であり、2025 年までに 25% に増加させることを目標としている [16]。

GDAP は、G&D 主流化案件が増加した理由として以下を挙げている⁹。

- 国によっては、また様々なセクターにおいて、G&D に対する各国政府の関心が高まっている。
- G&D に関する顧客支援や業務支援に技術協力資金が使用されている。
- IDB グループにおいて G&D に関する知識や経験が蓄積されている。
- 各国事務所や本部の G&D 専門スタッフやコンサルタントから直接技術支援を受けるプロジェクトの数が増加している。
- SCL/GDI のフォーカルポイントの役割が強化され、フォーカルポイントと各国事務所のプロジェクトチーム間のコミュニケーションが活発化している。
- ジェンダーについては 2018 年から、多様性については 2020 年から、主流化の機会を特定するためにすべてのプロジェクトをスクリーニングしている。

⁸ ジェンダー平等主流化案件の割合は 65% であった。

⁹ pp.4-5, [6]

3.3.7 組織文化・体制

(1) 組織文化・障害者雇用

2021年のデータによると、IDBグループの職員の3%が障害者(本人による申告)である。People Strategy 2022-2027に基づき、組織の多様性、インクルージョン、平等を推進している [17]。

(2) 能力強化

IDBグループはG&D主流化の促進に向け、以下を通じてスタッフの能力強化に取り組むとしている¹⁰。

- IDB Group Operational Learning Program platformでの、オペレーション・スタッフを対象にしたG&D主流化/特化案件に関する基礎講座の公開。オペレーション・スタッフの受講は必須であり、コンサルタントや相手国関係者も受講できる。
- G&Dの成果達成に関する研修モジュール開発。IDBグループのG&D実践を基に作成される。
- 分野別ラーニング・イベントの開催。
- 国別ラーニング・イベントの開催。
- 緊急災害対応におけるG&Dインクルージョンに関する業務ツールの開発。

上記のほか、業務評価システムに組み込まれている業務インセンティブに、G&Dに焦点を当てたCountry Development Challenges (CDC) や国別戦略の作成、多様性を支援するプロジェクトの実施、G&Dに特化したプロジェクトの実施を含め、これらの取組の促進を図っている。

また、G&D Diversity, Equity, and Inclusion Awardsを毎年開催し、現地事務所や本部において模範的なG&D活動を行ったチームやチャンピオンに対し表彰を行っている。

3.3.8 その他

IDBグループでは、情報格差に対処し、G&Dに関する知的財産をより効果的に活用するため、2020年に「Gender and Diversity Knowledge Initiative (GD Lab)」を立ち上げた。GD Labは、LAC域内における男女間の格差、先住民族、アフリカ系住民、障害者、LGBTQ+の人々が直面する不平等に焦点を当て、より包括的で公平な社会の実現を目指したインパクトのある研究を促進、主導し、資金提供を行っている。新たなエビデンスを生成し、普及することで、インパクトのある政策の立案、IDBグループの事業の運営に貢献している。GD Labのこれまでの具体的な取組には、以下のようなものがある¹¹。

- ジェンダー・多様性に関して、過去20年にわたりIDBグループが生み出してきた知識を体系化し、オンラインリポジトリを通じて可視化した。

¹⁰ pp.18-19, [6]

¹¹ p.8, [6]

- 1) ジェンダーと健康、2) 多様性格差是正のための情報の役割、3) ジェンダーに基づく暴力、4) 女性の労働市場、5) 先住民とアフリカ系住民の機会への不平等なアクセス、6) 女性と多様なグループに対する COVID-19 の影響の 6 テーマに関して、最新情報とエビデンスをまとめた政策概要を発表した。
- 知識格差が明らかにされている分野における研究の提案募集を 2 回実施した (2021 年:LGBTQ+ の人々、2022 年：ポストコロナにおける女性の雇用回復)。

3.4 国際労働機関 (ILO)

3.4.1 組織概要

国際労働機関 (ILO : International Labour Organization) は、1919年にベルサイユ条約によって国際連盟とともに設立された国際機関で、労働条件の改善を通じて社会正義を基礎とする世界の恒久平和の確立に寄与するとともに、完全雇用、労使協調、社会保障等を促進することを目的としている。最も重要な活動の一つに国際労働基準の策定があり、その内容は強制労働の禁止、児童労働の撤廃、雇用・職業の差別待遇の排除、雇用促進と職業訓練、労働安全衛生、社会保障などあらゆる分野に及ぶ。国連機関の中では唯一、政・労・使の三者構成の形式を取っており、政策策定や計画立案においては、労使代表も政府と等しく発言する権利を持っている。現在 187 か国が加盟し、年 1 回開催される ILO 総会はこちら加盟国の政府、労働者、使用者の代表が集まって行われる。ILO の組織概要は以下のとおり。



表 3-20 ILO の概要

名称	International Labour Organization (ILO)
代表者	ジルベール・F・ウングボ (Gilbert F. Hounbo) 第 11 代事務局長
所在地 (本部)	ジュネーブ
設立年	1919 年
加盟国数	187 か国
職員数	約 3,500 名
在外事務所	45 事務所
URL	https://www.ilo.org/global/lang--en/index.htm

出典： [1]を基に作成

3.4.2 リーダーシップ、政策・戦略

(1) リーダーシップ、コミットメント

ILO は、1999 年の第 87 回 ILO 総会事務局長報告でその概念が言及されて以降、すべての人に「ディーセント・ワーク」を実現するために取り組んでいる。ディーセント・ワークとは、「働きがいのある人間らしい仕事、より具体的には、自由、公平、安全と人間としての尊厳を条件とした、すべての人のための生産的な仕事」のことで、(1) 雇用の促進、(2) 社会的保護の方策の展開および強化、(3) 社会対話の促進、(4) 労働における基本的原則および権利の尊重、促進および実現、の 4 つの戦略目標を通して実現されると位置づけられている。また、男女平等と非差別は、これら戦略目標において横断的な課題として考慮されなければならないことが、「公正なグローバル化のための社会正義に関する ILO 宣言」(2008 年第 97 回 ILO 総会) に示されている [2]。

「障害と雇用」は ILO の取組分野の一つであり、ツイントラック・アプローチを通じて障害者のディーセント・ワークの実現を目指している。2019 年の第 108 回 ILO 総会で採択された「仕事の未来に向けた ILO 創設 100 周年記念宣言」では、「(viii) 障害者やその他の脆弱な立場の人々のために仕事の世界において平等な機会と待遇を実現すること」に努力を向けなければならない、と明示された [3]。

(2) 政策・戦略

障害インクルージョンに係る戦略として、ILO は 2015 年に「Disability Inclusion Strategy and Action Plan 2014-17」を発行している。同戦略については、2017 年に内部評価が行われ、主な成果として、支援要請に対する障害ユニットの対応力の強化、マニュアルやチェックリストにおける障害インクルージョン、ILO 本部におけるインクルーシブでアクセシブルな環境の改善などが挙げられている。他方、障害ユニットの人員体制が十分でないことや、特に現場レベルでは障害の主流化が限定的であること、職員の障害問題に対する知識の欠如、障害への介入に対する資金調達機会の減少などが今後の課題として挙げられた [4]。

これら成果と課題をもとに、ILO は障害インクルージョンに係る新たな政策・戦略として 2021 年に「ILO Disability Inclusion Policy and Strategy 2020-23」を策定した。これは、国連が 2019 年に発表した「国連障害インクルージョン戦略 (UNDIS : UN Disability Inclusion Strategy)」に沿って作成されており、ILO は国連システムと一体となった政策の実施を目指している。「ILO Disability Inclusion Policy and Strategy 2020-23」に示された政策宣言を表 3-21 に示す。

表 3-21 ILO Disability Inclusion Policy and Strategy 2020-23 における政策宣言

- ILO は、身体的、精神・社会的、知的、感覚的な障害を持つ人を含む障害者が、仕事の場に完全かつ有意義に参加することによってのみ、社会正義と万人のためのディーセント・ワークが実現できることを認識し、ILO が規範となって導く必要がある。
- この目的のため、ILO は以下を実現する：
 - ILO 職員を含む障害者が、他の者と平等に組織の業務に十分に貢献し、すべての政策、プログラム、プロジェクトおよび業務から平等に利益を得ることができる。
 - 三者構成員は、そのプログラム活動の受益者として、また社会対話における重要な役割を考慮し、ILO のディーセント・ワーク・アジェンダの実施における障害インクルージョンに十分に貢献することができる。
 - その政策、プログラム、プロジェクト、運営には、障害インクルージョンのための人権に基づく、ジェンダーに対応したアプローチが取り入れられる。
- この政策は、すべての関連分野の指標と目標を設定し、それに対する進捗を評価し、差異に対処する包括的な複数年戦略を通じて、また、一般的な政策と障害者に特化した政策の開発、見直し、適用を通じて実施される。

出典：p.4, [5]を基に作成

また、同文書には、政策を実施する上での指針が、(1) 雇用と非差別、(2) 社会対話と協議、(3) アクセシビリティ、(4) 調達、(5) 国連との協調、(6) 主流化とターゲティング、(7) 能力開発とコミュニケーション、(8) モニタリング・評価、(9) 人的・財政的資源、(10) 政策レビューの 10 の項目ごとに示されている。

政策実施のための戦略については、UNDIS の指標に沿って 13 の戦略が示されている (表 3-22)。

表 3-22 ILO Disability Inclusion Strategy 2020-2023 における 13 の戦略

	ILO の戦略	UNDIS 指標分類
A.	シニア・リーダーが障害インクルージョンを推進する	Leadership
B.	ILO の戦略的枠組みが障害インクルーシブなものになる	Strategic planning
C.	フォーカスポイント・ネットワークが、本部および現地事務所全体で障害インクルージョンを促進する	Institutional set-up
D.	障害当事者団体との協議を通じて、ILO の活動を強化する	Consultation with persons with disabilities
E.	職場環境、会合、科学技術、出版物などにおける障壁が取り除かれる	Accessibility
F.	ILO が障害者に選ばれる雇用主になる	Reasonable accommodation Employment
G.	アクセシブルな調達システムにより、商品・サービスのアクセシビリティを確保する	Procurement
H.	ILO のプログラムおよびプロジェクトは、障害インクルージョンを主流化する	Programmes and projects
I.	ILO の評価プロセスと成果物は、障害インクルーシブである	Evaluation
J.	ディーセント・ワーク国別プログラムの成果は、障害インクルーシブである	Country programme documents
K.	ILO の活動は、国連システムにおける障害インクルージョンに協力する	Joint initiatives
L.	ILO 職員が障害インクルージョンについて学ぶ機会を増やす	Capacity development for staff
M.	組織内外のコミュニケーションにおいて、障害のある人を尊重した表現をする	Communication

出典：[5]を基に作成

3.4.3 障害インクルージョンに関するガイダンス文書

ILO がこれまで発行した障害インクルージョンに関する主なガイダンス文書を表 3-23 に示す。

表 3-23 障害インクルージョンに関するガイダンス文書

年	タイトル	概要	出典
2013	Inclusion of people with disabilities in vocational training: A practical guide	職業訓練センターや職業訓練プログラムの管理者、訓練生向けに、障害のある人をどのように受け入れるかについて、実践的なアドバイスを提供している。	[6]
2014	Business as unusual: Making workplaces inclusive of people with disabilities	多国籍企業、事業主組織、ビジネスネットワークなど 15 団体の事例をもとに、障害のある人を職場に迎え入れ、障害インクルージョンを進めるための重要な要素を紹介している。	[7]
2014	Achieving equal employment opportunities for people with disabilities through legislation: Guidelines	2006 年に国連総会で障害者権利条約 (CRPD) が採択された翌年に初版が発行された。法規定の見直しが求められている CRPD 締約国の政策立案者や法案作成者向けに、現行法の改正や新法の立案、それらの法を実現するための規制や政策の策定を支援することを目的としている。	[8]
2015	Decent work for persons with disabilities: promoting rights in the global development agenda	障害者の「働く権利」の発展過程や、これまでの国際文書や国内法での扱い、雇用や労働機会の促進に関する世界各国の経験などを検証したワーキングペーパー。2003 年、CRPD 策定準備のための審議に際して ILO が提供した文書がもとになっている。	[9]
2016	Promoting diversity and inclusion through workplace adjustments: A practical guide	あらゆる規模、あらゆる部門の雇用主向けに、「合理的配慮」の概念について説明し、それが職場においていつどのように提供されるべきか、実践的、段階的な指針を示したものの。	[10]

3.4.4 実施体制

ILO には障害チームがあり、本部の「Gender, Equality, Diversity and Inclusion Branch」に置かれている。現在、6 名のスタッフで構成され、1 名はチームリーダー (Senior Disability Specialist)、2 名は民間部門

との活動 (ILO Global Business and Disability Network) を担当、他 2 名は ILO の障害インクルージョン政策・戦略の実施を担当、残り 1 名はプロジェクトやプログラムにおける障害インクルージョンの主流化の促進等を担当している¹。

3.4.5 事業運営

(1) 事業全体

ILO は現在約 120 の開発パートナーによる支援のもと、100 以上の国で約 630 件の事業を実施している。これら開発事業の内部管理マニュアルとして、ILO は 2022 年に「ILO Development Cooperation Internal Governance Manual」を発行している。同マニュアルは、本部および現地事務所を含むすべての ILO 職員向けに作成されたもので、プログラム/プロジェクトの(1)事業設計、(2)審査、(3)承認、(4)実施・モニタリング、(5)評価の事業サイクルに沿って、各段階に関連する規則やツール、プロセス、方法が示されている。

(1)事業設計に関して、近年、開発事業に障害インクルージョンを取り入れる開発パートナーが増えていくことを受けて、本マニュアルには障害の視点の取り入れ方がボックスに示されている。表 3-24 にその概要をまとめる。

表 3-24 ILO Development Cooperation Internal Governance Manual における
障害インクルージョンに関する事項

- ターゲットグループの特定と問題分析の段階においては、ベースラインデータは、性別、年齢、民族性などの属性に加えて、障害の有無や障害種別によって区別する必要がある。
- 障害者および障害当事者団体は、その実質的な代表権を確保するため、事業の計画、設計に係る関係者会議やフォーカスグループに参加する必要がある。
- 障害当事者団体、社会的パートナー、他の国連機関、政府機関など、障害問題に取り組む関係者も事業に参加する必要がある。
- 事業者が障害問題に対応する能力を持たない場合には、障害の認識や技術的な問題についての研修に係る規定を事業提案書に明記すること。
- 提案書は、関連する国内法、政策、障害者計画、および国連の政策枠組みや障害に関する条約の原則を参照し、それらに準拠したものでなければならない。
- 事業のすべての段階において、アクセシビリティに配慮することが極めて重要である。物理的なアクセス（建物、交通機関、合理的配慮）だけでなく、情報へのアクセスも重要であり、情報伝達のための代替フォーマットや異なるチャネルが必要である。

出典：p.55, [11]を基に作成

(2)審査の段階においては、審査基準の一部として障害インクルージョンを含めたチェックリストがあり、品質管理メカニズムの重要なツールとして機能している [5]。障害インクルージョンに係る推奨事項として、設計段階における障害当事者団体との協議、障害別データの作成、可能であれば障害別での成果指標の設定、会議や資料のアクセシビリティの確保、合理的配慮を求めるための予算の確保

¹ ILO 障害チームの質問票に対する回答 (2023 年 7 月 6 日)

などがあり、障害チームからインプットを行う。プログラム/プロジェクトがこれらチェックリストの基準を満たさなければ、原則として承認されない。承認される可能性はあるが、チェックリストがあることで障害インクルージョンを進める圧力となっている。また、障害インクルーシブであると自己評価するプロジェクトも、このチェックリストにより同じ観点から評価されることはもう一つの利点である²。

プロジェクトが(3)承認され、(4)実施に至った段階においても、障害インクルージョンの取組について障害チームから適宜アドバイスを提供している。プロジェクトの(5)評価に関しては、評価部門が行う。

(2) 調達

ILO と取引する資格を得るための ILO 標準契約条件では、「責任ある事業運営」として、請負業者は契約の履行にあたり、「人種、肌の色、性別（妊娠を含む）、宗教、政治的意見、国籍、社会的出身、年齢、障害、HIV 感染、性的指向や性自認などを理由とする差別のない、雇用および職業に関する機会と待遇の平等³」を尊重することが明記されている。

3.4.6 障害主流化の実績に対するモニタリング・評価

ILO では、開発協力プロジェクトに関し、OECD-DAC 障害政策マーカーに類似した新たな障害マーカー制度を導入し、障害に関して「ある程度の配慮」「大きな配慮」「障害に特化した事業」などに区分している⁴。先述の戦略文書「ILO Disability Inclusion Policy and Strategy 2020-23」に示された戦略の達成指標の一つに「100 万ドル以上のプログラムおよびプロジェクトに占める障害主流化案件の割合」があり、現在はベースラインが設定された段階である。2022-2023 年の目標としては、「障害主流化案件の 5%の増加」が掲げられている [5]。

このように、障害関与のレベルによって案件を分類化するシステムは取り入れられたものの、障害インクルージョンにかかる金額を把握するまでの活用には至っていない。また、プログラムの成果に対しては「障害」タグを設定しているものの、まだ体系的に適用されておらず、また、資金には直接結びついていないとのことである⁵。

3.4.7 組織文化・体制

(1) 障害者雇用

ILO における障害者の雇用状況について、確認できる体制はとられておらず、数は不明である。

雇用に関連して、最近 ILO では、障害のあるスタッフ、扶養家族内に障害のある人がいるスタッフを対象とした、障害に関する従業員リソースグループが立ち上げられた。また、近々、障害者の雇用に関する職員アンケート調査が実施される予定であり、これにより、障害のあるスタッフ、障害のある扶養家族をもつスタッフに関して、情報が得られるものとみられている⁶。

² 同上

³ p.9, [13]

⁴ 同上

⁵ 同上

⁶ 同上

(2) 能力強化

ILO 国際研修センター (ITCILO : International Training Centre ILO) は 1964 年に設立され、ディーセント・ワークの実現に向けて、現在 238 の研修コースを用意している (オンライン、対面、ハイブリッド形式を含む)。障害インクルージョンに係る研修は 2 コース開設されている (表 3-25)。

表 3-25 ITCILO が提供する障害インクルージョンに係る研修コースの概要

(1)	コース名	Disability in the Workplace
	コース概要	コーネル大学と提携し開設されたコースで、ビデオベースで受講することができる。
	対象者	雇用主、人事担当者、企業団体の代表者など、より公平で包括的、革新的、生産的な職場環境の確立に関心のあるすべての人。
	カリキュラム	1. 概要 2. 障害の基礎知識 3. 経営戦略としての障害インクルージョン 4. 障害インクルージョン戦略の立案、実用、今後の展開
(2)	コース名	Promoting disability inclusion: Make the change happen
	コース概要	国際的な専門家によるライブ・バーチャル・セッションとオンラインモジュールで構成される、UNDIS フォーカルポイント向けの能力開発プログラム。
	対象者	UNDIS フォーカルポイントに指定された国連職員、UNDIS の実施に直接関わる職員。
	カリキュラム	1. 障害インクルージョンの概念、定義、アプローチ 2. 国際的な基準とフレームワーク、障害インクルージョンの取組を推進するための活用方法 3. UNDIS の歴史、目的、構造、実際の活用方法 4. 障害インクルージョンを効果的に推進するための活動、ツール、パートナーシップの概要

出典：[12]を基に作成

ILO 障害チームの担当者によると、障害インクルージョンを進める上での主な課題として、職員の意識の定着が挙げられた。そのため、障害チームでは、研修やその他の意識啓発の取組を通じて継続的にリマインドを行い、その上で、インクルージョンを進めるための具体的な技術支援を提供している。また、障害チームでは、プロジェクト実施者がいかに障害者のインクルージョンに成功したか (あるいは成功しなかったか)、お互いの経験から学ぶ場を提供している⁷。

3.4.8 障害当事者の参加

障害当事者あるいは障害当事者団体との連携に関し、国際レベルでは、ILO は労働に関する様々な分野で国際障害同盟 (IDA : International Disability Alliance) と連携して取り組んでいるとのことである⁸。また、現場レベルでは、各国の障害当事者団体と連絡を取りながらプロジェクトが実施されている。先述の戦略文書「ILO Disability Inclusion Policy and Strategy 2020-23」では、戦略の一つに「障害当事者団体との協議を通じて、ILO の活動を強化する」ことが示されており、「障害当事者団体と協働する ILO 現地事務所の数」が指標に設定されている [5]。その他、ILO には 80 名以上で構成される Disability Champions Network があり、障害当事者団体との連携はその活動の焦点の一つとして位置づけられている⁹。

⁷ 同上

⁸ 同上

⁹ 同上

3.5 国連児童基金 (UNICEF)

3.5.1 組織概要

国連児童基金 (UNICEF : United Nations Children's Fund) は、1946年に創設された米国ニューヨーク州に本部を構える国際機関である。世界 150 以上国以上に現地事務所を持ち、190 以上国以上で活動を展開する。2022年2月より、キャサリン・ラッセル (Catherine Russell) 氏が第8代事務局長を務める。1989年の国連総会において採択された子どもの権利条約を活動の指針とし、保健、栄養、水・衛生、教育、子どもの保護、緊急人道支援等の分野において、子どもの基本的なニーズ (Basic Needs) 充足のための社会サービスの提供支援や政策提言を行っている。UNICEF の概要を以下に示す。



表 3-26 国連児童基金の概要

名称	UNICEF (United Nations Children's Fund)
代表者	キャサリン・ラッセル (Catherine Russell) 第8代事務局長
所在地 (本部)	米国ニューヨーク
設立年	1946年
加盟国数	193か国
職員数	15,000人以上 (2020年)
在外事務所	150事務所以上
URL	https://www.unicef.org/

出典： [1] [2]を基に作成

資金源は各国政府の任意拠出と民間組織からの寄付である。2021年の総収入額は、2020年の72億1900万USDから81億2200万USDに増加しており [3]、収入源内訳は、公的組織 (政府や政府間組織) が59億2,400万USD (73%)、民間組織 (各国UNICEF協会、民間企業、個人、NGO、財団等) が20億7,700万USD (26%) となっている [3]。このうち支援先の国や地域、分野を限定しない通常予算 (Regular Resources) は14億800万USD、緊急・人道支援を含む国や地域、プロジェクトを指定するその他の予算 (Earmarked Other Resources) は、総額67億13百万USDである [3]。

3.5.2 リーダーシップ、政策・戦略

(1) リーダーシップ、コミットメント

UNICEF は、現行の組織戦略である「UNICEF Strategic Plan 2022-2025」において、障害者の権利に関する取組を強化し、障害を組織の分野横断的な優先事項として位置づけた。これは、障害のある子どもが社会で最も排除され、差別されているとの認識に基づいている。同戦略は、ツイントラック・アプローチを採用し、障害に特化した対策と並行し、障害のある子どもが他の人々と完全かつ平等にサービスや機会にアクセスし、社会参加できるようインクルーシブな支援を展開していくことを明示している。また、障害のある子どもに細分化したデータの入手を通じ、成果の進捗状況をモニタリングするとしている [4]。この組織戦略に基づき、UNICEF は障害インクルージョンの取り組みを加速させるため、2022年12月に「Disability Inclusion Policy and Strategy 2022-2030」 (以下、DIPAS) を発表した (DIPASについては次項に詳述する)。

UNICEF は世界障害サミットにおいて、積極的な参加と発言を行っている。第1回および第2回の世界障害サミットとも UNICEF 事務局長が出席し、障害のある子どもの権利を保障するための国際的な行動をより一層推進していくことを表明した [5]。また UNICEF は第1回世界障害サミットの Charter for Change に署名するとともに、両サミットにおいて障害インクルージョン推進に向けたコミットメントを発表した [6] [7] [8]。UNICEF による世界障害サミットのコミットメントを表 3-27 に示す。

表 3-27 UNICEF の世界障害サミットのコミットメント

第1回世界障害サミット
<p>今後3年間で、3つの主要分野での取り組みを強化する</p> <p>【インクルーシブ教育に関して】</p> <ul style="list-style-type: none"> - 障害のある子どもに関するデータの強化に取り組む。 - 政府との協力のもと、国の法律や政策が障害のある子どものニーズを満たしていることを確認する。 - 障害のある子どもが学習目標を達成するための新たなイノベーションを探る。 <p>【支援技術・機器 (AT : Assistive technology) に関して】</p> <ul style="list-style-type: none"> - AT のグローバルパートナーシップとともに、2030年までに、世界の5億人へのATの提供に取り組む。 - 調達から提供、データ収集、分析まで、パートナーと協力し障害者の潜在能力を最大限に発揮できるように支援する。 <p>【人道危機にある障害のある子どもに関して】</p> <ul style="list-style-type: none"> - 2021年までに35か国で人道支援計画に障害のある子どもたちを含める。また下記3つの主要分野の拡大を図る。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 障害のある子どものニーズや要件に関するより良いデータ 2) 障害のある子どものニーズに合わせた介入の設計および提供 3) 人道支援プログラム全体に障害を含めるためのトレーニングの継続
第2回世界障害サミット
<ol style="list-style-type: none"> 1. 国連障害インクルージョン戦略 (UNDIS : UN Disability Inclusion Strategy) の推進により、完全なインクルーシブな組織となる。 2. 障害のある子どもに対する能力主義 (エイブリズム)、スティグマ、差別、その他の暴力を減少させ、彼らの社会的インクルージョンを支援する。 3. より良い政策と、障害のある子どものインクルージョンを目指した投資拡大に向けて、調査、評価、データを通じて新たなエビデンスを生み出す。 4. 支出およびインクルージョンのための取り組みの動向を、国家会計および開発協力の観点から追跡する。 5. 国の政策と制度設計、実施、モニタリング、評価、および国際協力において、障害者や障害当事者団体との協議と意義ある参加を拡大させる。 6. ATに関するプログラムの支援、開発、実施。 7. 障害のある子どもや大人のインクルージョンを促進するために、あらゆるステークホルダーとコミュニティとのパートナーシップのもと、セクター横断的な政策を立案し、行動計画を策定する。 8. アクセシブルで障害インクルーシブなニーズ評価、情報管理システム、およびコミュニティインクルージョンのための協調的支援を促進するアウトリーチメカニズムに投資する。 9. 人道的および開発的な文脈において、隔離された支援制度から、コミュニティベースの支援への段階的な移行を目指す。 10. 保健、栄養、子どもの保護など、障害のある子どもとその家族のインクルージョンを支援するために、(緊急支援を含む) 各部門の現場の人々の能力開発に投資する。

11. 国連人権高等弁務官事務所 (OHCHR : Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights) 、国際障害同盟 (IDA : International Disability Alliance) 、国際障害開発コンソーシアム (IDDC : International Disability and Development Consortium) 、障害者の権利に関する国連パートナーシップ (UNPRDP : UN Partnership on the Rights of Persons with Disabilities) などと協力し、さまざまな状況におけるコミュニティベースの支援に関する知識基盤を強化する。
12. 障害のある人の完全なインクルージョンと有意義な参加に貢献するために多様な選択と主体性を促進し、支援システムの開発、拡充に投資する。
13. IDA や障害当事者団体 (OPD : Organizations of Persons with Disabilities) 、保護者団体、青少年障害者ネットワークとの連携、協力のもと支援を拡充させる。
14. インクルーシブな教育システムの強化に向けて、コースやガイダンス、各国への技術支援の開発・提供を通じ、能力強化を継続する。
15. 政策立案と介入を通じて、インクルーシブ教育の制度強化のための情報と知見を拡充する。
16. 一般的な保健サービスと、障害特性に応じた専門的な保健サービスやプログラムを提供する包括的な保健システムを強化する。
17. パートナー諸国政府におけるインクルーシブな保健システムを促進するための法的枠組みの見直しや支援を実施する。
18. インクルーシブな生活と社会的保護に向け、障害インクルーシブな社会保護プログラムやシステムの支援、研修を通じたスタッフの能力強化に取り組む。
19. 障害のある子どもや大人とその家族に対する児童手当、家族手当、障害者手当、介護者手当を含む、障害インクルーシブな支援を推進する。
20. 世界銀行および IDA とともに、さまざまな状況における障害のある子どもとその家族のための障害関連コストの評価方法を開発し、子どもの貧困測定において障害関連コストを踏まえたガイダンスを作成する。
21. 緊急事態への準備、対応、回復のために、障害インクルージョンを緊急時対応型社会保護制度の一部とする。
22. 人道支援プログラム・サイクル全体を通じて、障害インクルーシブな人道支援活動を行う (ツールキットの作成、スタッフの能力強化等含む) 。
23. 障害インクルーシブな人道支援活動の強化に向け、関連する機関間調整を主導する。
24. OPD とのパートナーシップを構築し、障害者の参加促進および障害当事者団体の人道支援活動に関する能力強化に取り組む。
25. 災害や気候変動が障害のある子どもに与える影響、効果的なアプローチのエビデンスを強化し、気候変動対策に障害のある人を含めるべく、参加を支援する。

出典： [6] [7] [8] [9] を基に作成

(2) 政策・戦略

UNICEF は、先述の UNICEF Strategic Plan 2022-2025 を踏まえ、国際協力事業における障害のある子どもの完全なインクルージョンに向けた戦略として 2022 年 12 月に DIPAS を発表した。策定においては、80 カ国の UNICEF 職員や障害当事者団体、開発パートナー、各国政府、そして障害のある子どもや若者らとの協議が実施された [9]。また、2022 年世界障害サミット (GDS 2022) の方針も踏まえている。国連機関が障害インクルージョンを進展させるための枠組みとして立ち上げられた国連障害インクルージョン戦略 (UNDIS : UN Disability Inclusion Strategy) (2019 年 6 月) に沿って作成されており、国連システムと一体となった取り組みを進めるとしている。

DIPAS は、UNICEF における障害インクルージョン推進に向けた分野横断的なプログラムや活動指針、ロードマップを提示している [9]。DIPAS が掲げるビジョンと 6 つの戦略的優先事項を下表に示す。

表 3-28 DIPAS が掲げるビジョン 6 つの戦略的優先事項

ビジョン : DIPAS は、2030 年までに、よりインクルーシブな世界を実現するという UNICEF のビジョンを達成するための包括的な枠組みを確立する。障害のある子どもを含むすべての子どもたちが、バリアフリーでインクルーシブなコミュニティで暮らし、生涯を通じて、その権利を実現・擁護され、完全かつ効果的な参加を実現することを目指す。

6 つの戦略的優先事項

- スティグマと差別の防止
障害のある子どもに対するスティグマ、差別、ネグレクト、暴力を防止し、多様性とインクルージョンを促進する。大きな影響力を持つ UNICEF が、障害のある子どもたちのニーズ、貢献、多様性に対する理解を促進する。
- 障害インクルーシブなサービス、プログラムの改善
障害のある子どもや成人のニーズを満たす、障害インクルーシブなインフラ、サービス、プログラム、調整基盤の改善。UNICEF は、保健、栄養、教育、子どもの保護、社会的保護、水・衛生管理、システム、サービスを、障害のある子どもたちが利用しやすく、インクルージョンを促すべく政府を支援し、市民社会と連携していく。
- 地域包括ケアおよびサポートサービスへのアクセス
セクター内およびセクターを超えた、地域包括ケアおよびサポートサービスへのアクセス。UNICEF は、障害のある子どもたちがそれぞれの家庭や地域社会で必要とする状況に応じた支援やケアへのアクセスを提供できるよう各国政府を支援する。
- 支援技術やサービスへのアクセス
アクセスしやすく、質の高い、適正な支援技術や関連サービスへのアクセス。UNICEF は、各国政府が障害のある子どものための支援技術へのアクセスを段階的に実施できるよう、投資やパートナーシップ、物資の供給、技術支援を拡大する。
- 脆弱な状況における障害インクルーシブな行動
人道的、緊急的、脆弱な状況において、また人道支援、開発、平和構築のすべての領域において、障害インクルーシブな行動をとる。UNICEF は、気候変動への対応を含む緊急事態への備えと対応における障害インクルージョンを拡大し、あらゆる環境において障害のある子どもたちのためのサービスの継続性を促進する。
- 障害者の完全かつ意義ある参加
障害者の完全かつ意義ある参加。UNICEF は、障害のある子どもや若者の声、経験、意義ある参加を優先し、障害当事者団体との協力を大幅に拡大する。

出典 : pp.2-3, [9]を基に作成

また DIPAS では、戦略の成果フレームワークとして 34 の指標を設けるとともに、組織全体で取り組む責任 (アカウントビリティ) として以下の 7 つを挙げている [9]。

表 3-29 DIPAS が掲げる 7 つのアカウントビリティ

1. 2025 年までに、UNICEF は組織予算の支出を少なくとも 2%増加させ、開発と人道支援活動の両方におけるプログラムと活動全体に障害インクルージョンを徐々に浸透させ、2030 年までに支出全体の 10%という目標に取り組む。
2. 2025 年までに、UNICEF はすべての事務所において、障害のある職員の数少なくとも 2%増加させ、2030 年までに 7%の割合にすることを旨とする。
3. 2025 年までに、すべての UNICEF 地域事務所、プログラムとオペレーションを担当する専任の常勤の障害専門家を少なくとも 1 名配置し、地域における障害インクルージョンのコーディネート・支援をする。
4. 2025 年までに、UNICEF 職員の 75%が、障害インクルージョンに関する研修を受ける。
5. UNICEF は、プログラムデザインと投資の指針となるよう、専門の機能（例：障害のある子どものデータに関する専門センターである The Centre of Excellence on Data for Children with Disabilities¹）を通じて、データの知見と調査からエビデンスを構築する。
6. UNICEF は、メディア・コミュニケーションとアドボカシーにおいて、特に障害のある子どもたちの障害インクルージョンを体系的に主流化する。
7. 2023 年 12 月までに、UNICEF の地域および本部事業部長（Regional and headquarters Divisional Directors）が、DIPAS に関する部門・地域別行動計画（divisional/regional action plans）を策定する。

出典：pp.85-86, [9]を基に作成

DIPAS の他、UNICEF は、人道支援活動の方針と枠組みである「Core Commitments for Children (CCCs)」(1998 年策定、2010 年と 2020 年改訂)において、障害インクルージョンに係る方針として、以下の 3 つを掲げている [10]。

- **インクルーシブなニーズアセスメント・プランニング・モニタリング**：障害のある子どもとその養育者のニーズを把握し、計画やモニタリングに反映させる。
- **情報やサービスへのインクルーシブかつ安全なアクセス**：障害のある子どもとその養育者が、人道支援プログラムを安全に利用できる。
- **参加**：障害のある子どもたちがプログラムの策定や生活に影響を与える決定の場に参加する。

3.5.3 障害インクルージョンに関するガイダンス文書

UNICEF がこれまでに作成した障害インクルージョンに関連するガイダンス文書を表 3-30 にまとめる。

¹ 2021 年 11 月に UNICEF によって立ち上げられた。同センターは、障害分野におけるデータの収集、分析、活用により、有効な政策立案やデータ利用者を支援している [30]。

表 3-30 障害インクルージョンに関するガイダンス文書

年	タイトル	分野・テーマ等	出典
2014年	Collecting data on child disability -Companion technical booklet-	障害に関するデータの収集・分析および活用に係るブックレット	[11]
2016年	A Key to Inclusion: New tool to measure child functioning and disability (Video)	障害に関する調査方法の説明 (映像)	[12]
2017年	Module on Child Functioning: Tabulation plans, narrative and syntaxes	障害に関するデータ分析・集計の説明	[13]
2017年	Including Children with Disabilities in Humanitarian Action	障害児を含む人道支援	[14]
2019年	Collecting data on children with disabilities -Training videos- (Video)	障害に関するデータ収集・障害統計	[15]
2020年	Producing disability-inclusive data -Why it matters and what it takes	障害に関するデータの収集・分析	[16]
2022年	Module on Child Functioning: Questionnaires	子どもの機能評価モジュール：アンケート	[17]
2022年	Module on Child Functioning: Guidance note for translation and customization	子どもの機能評価モジュール：ガイダンス	[18]
2022年	Module on Child Functioning: Manual for interviewers	子どもの機能評価モジュール：インタビュアーのためのマニュアル	[19]
2022年	Disability-Inclusive Humanitarian Action Toolkit Operational guidance on including children with disabilities in humanitarian response	人道支援、トレーニングモジュール	[20]
2022年	Disability-Inclusive Evaluations in UNICEF Guideline for Achieving UNDIS Standards	障害インクルーシブ評価：UNDIS 基準を達成するためのガイドライン	[21]

出典：UNICEF の発行文書検索サイト ([UNICEF DATA - Child Statistics](#))
で“Guidance”、“disabilities”等で検索した情報を基に作成

人道支援における障害インクルージョンに関するツールキットである Disability-Inclusive Humanitarian Action Toolkit には、チェックリストやトレーニングモジュールも含まれている [20]。また、アクセシビリティの取組強化のため「アクセシビリティに関するテクニカルノート (Technical Note on Accessibility)」(2022年)を策定しており、下記7つの領域から構成されている [22]。

- A：アクセシビリティの提言
- B：プログラム関連の建物
- C：緊急事態におけるアクセシビリティ
- D：ユニセフと国連共同施設におけるアクセシビリティ向上
- E：アクセシビリティアセスメント
- F：アクセシブルなイベントの開催
- G：アクセシビリティチェックリスト

3.5.4 実施体制

UNICEF 本部に、組織全体の障害主流化推進を担う Global Lead on Disability 1名と数名の障害専門家が配置されている。また、7か所の地域事務所およびその他の関連部署に障害フォーカル・ポイントを置き、グローバル障害ネットワークを形成している [9]。

Global Lead の責任のもと、DIPAS に基づく取り組みの推進、進捗状況のモニタリングおよび報告を行うテクニカルワーキング・グループ (Global Disability Inclusion Programmes Technical Working Group) が設置される予定である。また、UNDIS の実施と DIPAS の組織的な取組のモニタリング・報告を行う

UNICEF-UNDIS Operations Working Group が事務局長室の Organizational Culture in the Office Principal Adviser の責任のもと設置される。両ワーキング・グループとも様々な部署が参加予定であり、分野を超えて組織全体で障害主流化の取組を推進する体制となっている [9]。

また、2025年までに、地域事務所に障害インクルージョンに係る専門家を少なくとも1名配置する予定である。同専門家は現場における障害主流化推進のコーディネートおよび支援を行う役割を担う [9]。

3.5.5 事業運営

(1) 事業全体

UNICEF は、2030年までに各国や地域事務所において、すべての開発および人道支援プログラムが一定の障害インクルージョン基準を満たすよう取組を進めている。各国・地域事務所の運営計画や国別プログラム文書等の主要文書において障害インクルージョンを組み込むことにより、2030年までに全体支出の10%を障害インクルージョンの取組に割り当てることを目指している [9]。

(2) 計画、実施、モニタリング・評価

UNICEF は、inSight²と呼ばれるパフォーマンス管理システムを用いて、計画から実施、モニタリング・評価に至るプログラム管理を行っている。inSight にはプログラム情報データベースとしてコーディング・システムが含まれており、コーディングは成果と活動レベルで適用される。ここから得られるデータにより、組織戦略の進捗モニタリングと評価を行っている。2018年に障害インクルージョンに係るコードを導入し、すべての活動国で適応している。これにより障害インクルージョンの取組をモニタリング・評価し、障害インクルージョンの主流化を図っている [23]。

事業運営に関しては Disability-Inclusive Evaluations in UNICEF Guideline for Achieving UNDIS Standards (2022年) を始めとするガイダンス文書を発行し、プログラムにおける障害主流化の具体的方法を提示し、推奨している。

(3) 調達

UNICEF は、DIPAS で、障害に配慮した製品やツールを提供し、調達プロセスそのものをよりインクルーシブなものにしている [9]。2019年のUNDISの立ち上げに際し、UNICEF は「UNDIS 指標 8 (調達) の実施に関するガイドライン [24]」の策定のためのタスクフォースを主導し、本部および各国事務所レベルの両方でガイドラインの実施に携わっている³。

さらに、UNICEF は調達に関し以下に焦点を当てるとしている⁴。

1) インクルーシブでアクセシブルな商品およびサービスの調達

インクルーシブでアクセシブルな製品やサービス、特に障害者に適したものを調達するよう努め、さ

² 外部には公開されていない。

³ pp.74-75, [9]

⁴ 同上

らにユニバーサルに設計された製品やサービスであることが望ましい。

2) 調達プロセスをアクセシブルにすること

障害者が UNICEF の事業に対等な立場で参加できるよう、その調達プロセスをアクセシブルなものにするを含め、障害インクルージョンに向けた運営を推進する。

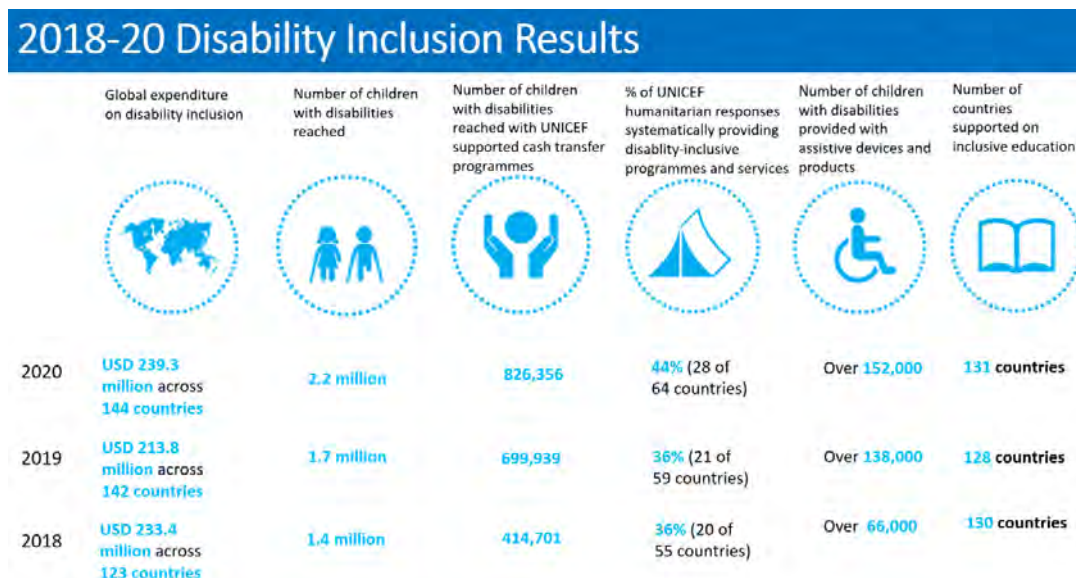
3) 障害インクルーシブな取引先からの調達の推進

障害インクルージョン方針を持つ調達先を特定し、障害インクルージョンを重視する調達先との取引を推進する。

3.5.6 障害主流化の実績に対するモニタリング・評価

先述の inSight での障害インクルージョン・コードの適用により、すべてのプログラムにおける障害インクルージョンの取り組みをモニタリング・評価している。コードには障害に特化した介入コード (SICs : Disability Specific Intervention Code) と Disability Tag がある。SICs にはインクルーシブ教育システム強化などの 9 のコードが含まれ、一つだけ選択できる。Disability Tag は OECD-DAC 障害政策マーカーに準じた基準となっているが、より詳細に障害インクルージョンの取組の程度を図るため、Principal、Significant、None の他に、Significant には至らないが多少の障害インクルージョンを行っている場合の評価として Marginal レベルを追加している⁵。Disability Tag はすべてのプログラム活動で適応することになっている。なお、UNICEF は毎年、OECD に対し Disability Policy Marker による実績報告も行っている [23][25]。

UNICEF の 2018 年から 2020 年の障害主流化の実績は図 3-6 のとおりである。支援を受けた障害のある子どもの数を含め、成果を確認することが可能となっている。



出典 : p.11, [25]

図 3-6 UNICEF における障害インクルージョンの成果 (2018-2020)

⁵ Open seminar on the OECD-DAC disability policy marker (2023 年 5 月 15 日) における Mr. Gopal Mitra, Global Lead on Disability, UNICEF による発表。 [OECD DAC Disability Policy Marker Seminar - YouTube](#)

3.5.7 組織文化・体制

(1) 障害者雇用

UNICEF は、DIPAS に基づき、2025 年までに、すべての事務所において、障害のある職員の数を少なくとも 2% 増加させ、2030 年までに 7% の割合にすることを目指すとしている。

UNICEF では障害インクルーシブな雇用の取組として、障害のある職員が必要とする配慮を提供する「合理的配慮基金」を 2011 年に設立し、スクリーンリーダー（画面読み上げソフト）や手話通訳等を提供している。また障害インクルーシブな雇用を促進し、あらゆるレベル、セクター、オフィスを問わず、障害のある職員の割合を増やすためのイニシアティブとして、「障害インクルーシブな人事管理に関する手順」などを導入している [9]。その他、職員リソースグループ (ERG : employee resource group) である障害のある職員のグローバルネットワーク（別名 Disability Connect）や障害のある子どもを持つ職員支援グループは、定期的な協議に加え、ピアサポートや職員主導による障害インクルーシブな組織改革に向け活動している [9] [26]。

(2) 能力強化

UNICEF は、政策やプログラム、運営において、障害の視点を主流化するためには、スタッフの能力強化が不可欠であるとし、能力強化戦略（capacity-building strategy）を策定し、本部、地域事務所、各国事務所の管理職を含むすべての職員への研修活動を展開するとしている [9]。また、DIPAS に基づき、2025 年までに、UNICEF 職員の 75% が障害インクルージョンに関する研修を受けることをコミットメントとして表明している。そして、すべての研修・学習コースは、障害インクルーシブかつアクセシブルなものとするのが示されている [9]。

3.5.8 障害当事者の参加

先述の DIPAS では障害当事者の参加が記されており、重要性が協調されている。具体的には、DIPAS が掲げる戦略的優先事項では、「障害者当事者の参加および障害当事者団体との協力を大幅に拡大する」とし、第 2 回世界障害サミットにおけるコミットメントでは、「国の政策と制度設計、実施、モニタリング、評価、および国際協力において、障害者や障害当事者団体との協議や参加を拡大させる」としている。その他、人道支援・平和構築・開発および特定の分野や活動においては、障害当事者や障害当事者団体の外部専門家とのコンサルタント契約をすることでしている [9]。

また、人道支援活動において障害当事者団体との関係を築くためのガイドライン Operational Tools to Strengthen the Inclusion of Children with Disabilities in Humanitarian Action toolbox が策定されている。同ガイドラインには障害当事者団体との協働に向けた準備やステップが記載されている。概要は以下のとおり [27]。

- 現地で障害当事者団体（または非公式の障害者グループ）を特定する。
- 障害当事者団体の参加が障害の多様性を反映していることを確認する。
- 役割分担を明確にするために、障害当事者団体との関与の仕方について取り決めておく。
- 障害当事者団体との協議および関与において、アクセシビリティおよびインクルーシブなコミュニケーション・デバイスを活用しやすくする。

3.5.9 障害主流化の事例：教育平等戦略

ネパールでは、初等・中等教育における子どもたちのアクセスや参加、学習成果の格差を是正することを目的とし、「教育平等戦略（EES：Education Equity Strategy）」が2014年12月に導入された [28]。これに関連し、UNICEF「Process-based and Formative Evaluation of the Education Equity Strategy in Nepal (2014-2021)」では、社会的に疎外された民族やカーストの子ども、低所得家庭の子ども、障害のある子どもたちの経験の差異を分析するために評価が実施された [28]。この評価の目的は下記のとおり。

- 関連性、整合性、有効性、効率性、持続可能性の観点から、平等戦略（Equity Strategy）の意図する効果と意図しない効果を評価する。
- 平等戦略を活用することで得られる機会、成果、課題に関する知見を収集する。
- 様々な公平性介入策に関するステークホルダーの認識を評価する。
- 新たな教育セクター計画の下で、エビデンスに基づいたプログラミングと政策立案に貢献する。

報告書全体を通じて、障害のある子どもたちに関する調査結果が統合的に含まれており [21]、その他、GEROS 評価品質保証ツール（Evaluation Quality Assurance Tool）においては、「障害とインクルージョンに関する分析が十分に実施されている」と評価されている [29]。このように、教育システムにおける公平性の評価を実施するにあたり、個人の特性や社会的障壁（貧困、カースト、ジェンダー、障害）に関し、分野横断的に取り組んだという点で好事例と言える。

3.5.10 その他

UNICEF は、国連機関や障害当事者団体から構成される Global Action on Disability (GLAD) Network、IDA、国際障害と開発コンソーシアム (IDDC：International Disability and Development Consortium) など、他機関と引き続き協力していくとしている [9]。具体的には、国連障害者の権利に関するパートナーシップ (UNPRPD) の参加機関として、障害者権利条約 (CRPD：Convention on the Rights of Persons with Disabilities) や持続可能な開発目標 (SDGs：Sustainable Development Goals) における障害インクルージョンを推進するための協力、また IDA との協力のもと、国や地方の障害当事者団体、保護者組織、教育、保健、栄養、子どもの保護等に対する支援すること、さらには国際労働機関 (ILO：International Labour Organization) や世界銀行とのパートナーシップにより開発された研修コースを通して、スタッフの能力開発の機会を提供する、などとしている [9]。

3.6 米国国際開発庁 (USAID)

3.6.1 組織概要

米国の対外援助に関わる機関は、国務省をはじめ財務省、農務省、保健福祉省、平和部隊などがあるが、二国間援助の実施において中心的な役割を担うのが米国国際開発庁 (USAID : United States Agency for International Development) である。USAID は国務長官から総合的な外交政策のガイダンスを受ける独立した連邦政府機関であり、開発援助、人道支援等の案件を実施・管理している¹ [1]。USAID の概要を表 3-31 に示す。



表 3-31 米国国際開発庁 (USAID) の概要

名称	United States Agency for International Development (USAID)
代表者	サマンサ・パワー (Samantha Power) 長官
所在地 (本部)	ワシントン D.C.
設立年	1961 年
職員数*	10,013 人 (うち本部 3,646 人)
事業実施国	100 以上
URL	https://www.usaid.gov/

注：*政府直接雇用職員は 4,256 名在籍。在外現地採用職員 4,508 名のほか、各種プログラムで採用される者を含めた総数
出典： [2]等を基に作成

米国は経済協力開発機構 (OECD : Organisation for Economic Cooperation and Development) 加盟国の中で最大のドナーである。2022 年度の予算総額は約 50,199 百万 USD で、資金の大半は財務省が管轄する国家予算から割り当てられる。同年の事業費支出の実績合計額は約 29,348 百万 USD で、援助分野別内訳は、経済成長 (36.9%)、保健 (25.7%)、人道支援 (22.5%)、民主主義・人権・ガバナンス (5%)、教育・社会サービス (3.9%)、プログラム開発・監理 (3.9%)、平和と治安維持 (2%) である [2]。

USAID は、開発援助の支援内容を「標準的プログラム構成および定義 (Standardized Program Structure and Definition)」に則り、民主主義・人権・ガバナンス、経済成長、教育・社会サービス、人道支援、保健、プログラム開発・監理、平和と治安維持の 7 つのカテゴリーに分類している² [2]。

表 3-32 USAID の支援カテゴリー

支援カテゴリー	支援内容
民主主義・人権・ガバナンス	民主的な制度・プロセス・価値観を確立・定着・保護し、自由への前進を支援する。
経済成長	高度かつ持続的で、幅広い経済成長の促進に努める。
教育・社会サービス	教育および社会サービスに対する効果的かつ責任のある投資を通じて、協力対象国の国民の生産性とウェルビーイングを持続可能な形で改善する。
人道支援	普遍性・公平性・人命救助の尊厳の原則に則り、協力対象国をニーズに基づき支援する。苦難を緩和し、紛争・災害・強制退去の経済的損失を最小化する。
保健	世界の国々において、女性、子ども、最も脆弱な人々を中心に、人々の健康状態の改善を支援する。
プログラム開発・監理	米国の対外援助目標を支援するため、プログラムの監理、会計、コスト管理、評価などを行う。
平和と治安維持	協力対象国が、平和・安全・安定に必要な条件や能力を確立するよう支援し、国内外の治安や安定を脅かす脅威に対処する。

出典： p.6, [2]

¹ p. 170, [1]

² p. 6, [2]

3.6.2 リーダーシップ、政策・戦略

(1) リーダーシップ、コミットメント

USAID は、1997 年という早い時期から障害政策を有し、障害に対する取組を長年進めてきた。最近では、2022 年 2 月の第 2 回世界障害サミットにおいて、サマンサ・パワー長官が、障害インクルーシブな開発と人道支援活動に対する米国政府の長年の支援に沿う形でコミットメントを発表した [3]。USAID は 2026 年までに 16 のコミットメントに取り組むとしている (表 3-33)。

表 3-33 USAID の障害インクルージョンに関する 2026 年までのコミットメント

全体

- USAID は、プログラムの中に障害者の代表を含め、USAID の開発プログラムに関連するデータの収集と分析を強化する。
- USAID は、障害者および当事者団体が市民活動や自国の政治・公的活動に積極的に参加できるように、障害者のコミュニティへの完全参加を支援する政策やプログラムのアドボカシーに関しても、そのエンパワメントを支援する。

インクルーシブな保健医療

- “すべての人のためのリハビリテーション”の国際的なアドボカシーと推進のため世界リハビリテーション連盟 (WRA : World Rehabilitation Alliance) の発展を支援する。

気候変動に焦点を当てた、紛争や危機の状況

- 障害者と当事者団体が気候変動に対応し、気候変動の影響に対するレジリエンスを強化し、積極的な変革の担い手、解決策の提供者として気候変動対応に貢献できるよう支援する。
- 人道支援を受ける人々が、生活に影響を与える意思決定に参加することを優先させる。あらゆる多様性を持つ障害者が、プログラムと政策決定、特に復興、リスク軽減、レジリエンス強化の取組に含まれるようにする。人道支援局 (BHA : Bureau for Humanitarian Assistance :) は、障害者のインクルージョンが BHA のすべてのプログラムにおける横断的な要件であることを確認することにより、これを達成する。
- 複雑な人道的緊急事態においてより悪化する障害による不平等の根本原因に対処するため、現地の障害当事者団体の組織的、技術的、財政的能力強化を支援する。
- 人道支援における障害者のインクルージョンを確保するためのガイダンスに関する世界的な組織間のベストプラクティスと最低基準の策定と展開を支援する。
- 障害者と当事者団体が、コミュニティにおける紛争や暴力に対応し、積極的な変革の担い手や解決策を提供できる存在として、平和構築の取組に貢献できるよう支援する。
- 紛争や危機の影響を受けた地域で障害のある女性や少女が直面する明確な課題に対処するためのコミットメントを含め、世界中の紛争を予防し、安定した持続的な平和を促進するための障害のある女性の有意義な参加とリーダーシップに対する障壁を理解するために取り組む。
- 紛争予防、暴力防止、安定化の取組において、障害者と当事者団体の積極的な役割について、職員的能力開発を継続する。

支援技術・機器 (AT : Assistive Technology)

- 車椅子、義肢、眼鏡、補聴器などの支援機器へのアクセスを改善するための投資を行う。USAID は、ATscale (Global Partnership for Assistive Technology) (支援技術・機器のためのグローバル・パートナーシップ) を活用して、今後 5 年間で 2,500 万 USD を拠出し、この活動を加速させる予定。
- 車椅子、眼鏡、補聴器、義肢、デジタル機器やソフトウェアなどの支援製品を持続的に提供するために、地方自治体を巻き込む国家ベースのプログラムの実施を支援する。

インクルーシブ教育

- 障害当事者団体と連携して、障害インクルーシブ教育で何が有効かについての知識ベースを発展させ、教育プログラミングのための障害データの利用を強化する。
- すべての新規 USAID の教育プログラムに、すべての学習者のための学びのユニバーサルデザイン (UDL : Universal Design for Learning) の原則を取り入れる。
- 就学前教育、青少年労働力開発、高等教育、教育資金プログラムにおいて、障害のある学習者のための USAID のイニシアチブを増やす。
- USAID スタッフとパートナーに、障害インクルーシブ教育や UDL を教育現場のあらゆるレベルで進め、効果的に実施するための知識、スキル、ツールを提供し続ける。

出典： [4]

(2) 政策・戦略

障害者権利条約が採択される 10 年近く前から、USAID は障害分野での取組を展開してきた。1996 年の全米障害者協議会 (NCD : National Council on Disability) ³ の勧告を受け、USAID は 1997 年 9 月に「USAID 障害政策文書 (USAID Disability Policy Paper)」を発表した [5]。なお、同政策文書は、1990 年の障害のあるアメリカ人法 (ADA : Americans with Disabilities Act) との関連に関し、以下のとおり記載している。

「1990 年の障害のあるアメリカ人法 (ADA) は一般的に USAID の国外プログラムには適用されない。ADA は国外の米国国民 (USAID 職員を含む) には適用されるが、USAID プログラムの主な受益者である非米国民には適用されない。したがって、USAID 障害者政策文書は、米国の管轄を超えた領域で ADA の精神を普及する努力の一環である。⁴」

USAID 障害政策の目的は以下のとおり [6]。

- USAID の政策、国別・セクター別戦略、活動計画、実施において、障害者の参加と機会均等を促進することにより、米国の対外援助プログラムの目標達成を促進する
- USAID のプログラム内と相手国の両方で障害に対する認識を高める
- 障害者に対する差別を撤廃する環境を整備するために、他の米国政府機関、相手国のカウンターパート、政府、実施機関、他のドナーを巻き込む
- 障害者のための国際的なアドボカシーを推進する

障害政策の策定から 25 年以上が経過し、現在、USAID は同政策の更新を行っている [7]。

また、障害政策に基づき「USAID が資金提供する施設建設における障害者のアクセシビリティ基準に関する方針 (USAID Policy on Standards for Accessibility for the Disabled in USAID Financed Construction)」が策定されている。同方針の主な内容は以下のとおり [8]。

³ 全米障害者評議会は、障害者、障害当事者団体、その他障害関連の機関から情報を収集し、毎年、大統領・議会に障害者政策に関する進捗報告を提出し提言を行う。また、連邦各省庁、国家障害リハビリテーション研究所、州政府・地方政府、民間の取組についてリハビリテーション法 401 条に基づき評価や提言・助言を行う。

⁴ [6], p.2

- ユニバーサルデザインの推進
障害者が利用しやすく、使いやすい製品や建物を意味するアクセシブルデザインよりも障害者を含むすべての人が利用しやすく、使いやすい製品や建物を意味するユニバーサルデザインを推進する。
- USAID が資金提供するすべての建設活動への適用
請負業者や下請業者、助成金受領者または助成金副受領者 (subgrantee)、機関間義務協定を通じて支援される他の米国政府機関が行う建設を含め、USAID が資金提供するすべての建設活動に適用される。
USAID は専門知識を有していないため、障害者のアクセシビリティに特化した独立連邦機関である U.S. Access Board を、アクセシビリティ要件の策定と整備、ガイドラインと基準に関する技術支援と研修の提供における USAID の諮問機関とする。
- アクセシビリティ基準
建設におけるユニバーサルアクセスに関する相手国または地域の基準が存在する場合は、その基準を使用することが最優先される。ただし、相手国または地域の基準が不十分または存在しない場合は、障害のあるアメリカ人法 (ADA) および 1968 年建築物障害除去 (ABA : Architectural Barriers Act) アクセシビリティ・ガイドラインに規定される基準を用いる。

その他、分野別の戦略、政策、ガイダンス文書において、障害者のインクルージョンに取り組むとしている。

3.6.3 障害インクルージョンに関するガイダンス文書

USAID が作成した障害インクルージョンに関連したガイダンス文書でウェブ上から確認できるものを表 3-34 に示す。

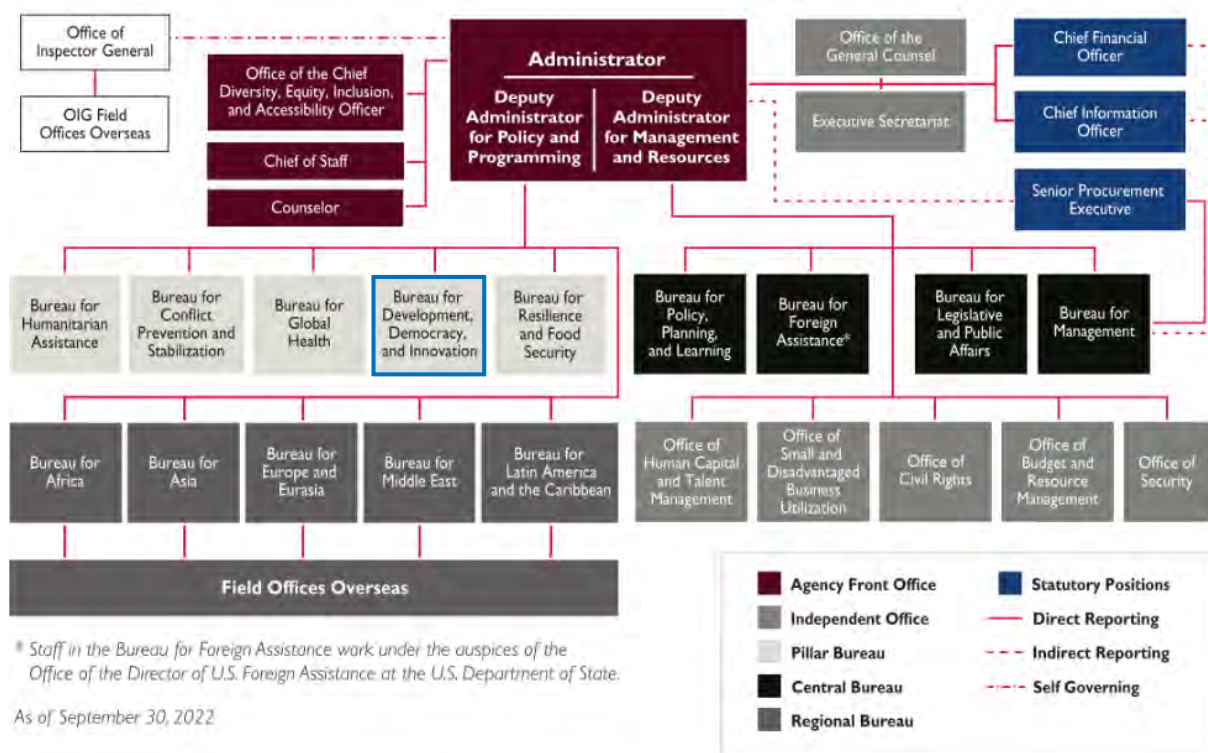
表 3-34 USAID の障害インクルージョンに関するガイダンス文書

年	タイトル	分野・テーマ等	出典
2009	Transitions Towards an Inclusive Future: Vocational Skills Development and Employment Options for Persons with Disabilities in Europe & Eurasia	職業能力開発・雇用	[9]
2010	Guide on How to Integrate Disability into Gender Assessments and Analyses	ジェンダー、分析手法	[10]
2012	Towards Gender Equality in Europe and Eurasia: Toolkit for Analysis	ジェンダーと障害	[11]
2012	Women with Disabilities in the Europe & Eurasia Region	女性と障害	[12]
2018	Suggested Approaches for Integrating Inclusive Development Across the Program Cycle and in Mission Operations	インクルーシブ開発	[13]
2018	How-To Note: Disability Inclusive Education	教育	[14]

出典： [15]等を基に作成

3.6.4 実施体制

USAID は障害者権利コーディネーター (Agency Disability Rights Coordinator) を配置している。現コーディネーターはキャサリン・ガーンジー (Katherine Guernsey) 氏である⁵。同コーディネーターは、プログラムと政策の両レベルにおいて障害インクルージョンについて USAID に助言する責任を負うとともに障害者プログラム基金 (Disability Program Fund) を管理している (基金については「3.6.8 障害当事者の参加」を参照) [16]。



出典： [17]

図 3-7 USAID 組織図 (2022年9月時点)

障害者権利コーディネーターは、開発・民主主義・イノベーション局 (Bureau for Development, Democracy, and Innovation) (図 3-7 の青枠) のインクルーシブ開発ハブ (Inclusive-Development Hub) に属する⁶ [18]。インクルーシブ開発ハブの職員は 46 名 (2023 年 6 月時点) で、障害者の権利、リハビリテーション、支援技術・機器 (AT)、先住民、LGBTQI+、青少年、逆境にある子ども、拷問被害者、メンタルヘルス、横断的なインクルージョンと平等、プログラム/コミュニケーション、マネジメントを担当している。そのうち障害者権利コーディネーターを含む 5 名の職員が、障害者の権利、リハビリテーション、AT を担当している。障害者権利、リハビリテーション、AT を担当する 5 名の職員から構成されるチームが、障害に関する技術的なアドバイスや支援を提供しているが、USAID 内に正式な仕組みがあるわけではなく、状況に応じて対応している⁷。

⁵ <https://www.usaid.gov/organization/katherine-guernsey> に略歴等が掲載されている。

⁶ p. 135, [18]

⁷ USAID 提供情報 (2023 年 6 月 17 日)

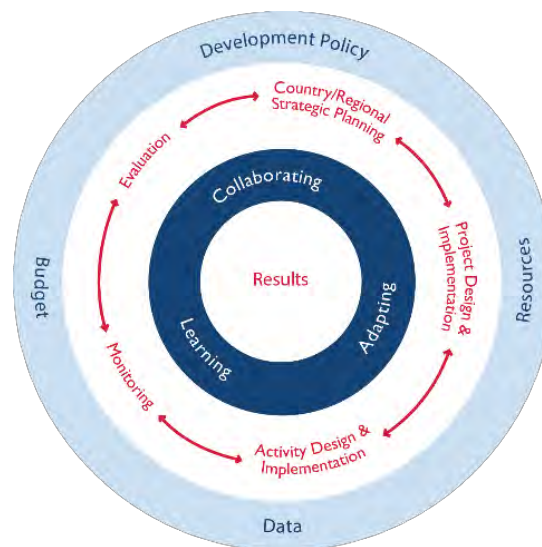
3.6.5 事業運営

(1) 事業全体

USAID においてプログラムサイクル (図 3-8) は、米国の外交政策を推進し、より効果的で持続可能な成果を達成するために、特定の地域や国で開発プログラムを計画、実施、評価、適応するための業務モデルであるとされている [19]。

プログラムサイクル全体にインクルーシブ開発を統合するためのガイダンス文書として、

「Suggested Approaches for Integrating Inclusive Development Across the Program Cycle and in Mission Operations: Additional Help for ADS 201, 2018」 [13] が策定されている。同文書は任意 (non-mandatory) のガイダンスである⁸。



出典： [19]

図 3-8 USAID のプログラムサイクル

同ガイダンス文書の中で、インクルーシブ開発分析 (Inclusive Development Analysis) をプログラムサイクル全体に亘って障害者を含む疎外されたグループ (marginalized group)⁹を含めるための最も重要なツールの一つであると、分析結果を国別開発協力戦略 (CDCS : Country Development Cooperation Strategy) やプロジェクト形成、活動計画に統合し、反映することを推奨している [13]。

(2) 事業形成・実施

① 国/地域戦略計画

国別開発協力戦略 (CDCS) は国レベルの5か年戦略であり、USAID と他の機関との協力関係を反映し、結果重視で、相手国との提携を促進し、国の全体的な安定と繁栄を形成する重要な分野に投資を集中させるものである。地域レベルでは、地域開発協力戦略 (RDCS : Regional Development Cooperation Strategy) と呼ばれる。CDCS と RDCS が十分に効果を発揮するためには、障害者の開発ニーズを考慮しなければならない。つまり、CDCS や RDCS の策定に用いられる評価、エビデンス、分析結果は、その国や地域の障害者の視点、ニーズ、意向を反映したものでなければならないとしている [20]。

② プロジェクト形成・実施

USAID において、プロジェクトとは、CDCS の成果フレームワークの中間成果 (Intermediate Result) に沿った個別の開発成果を達成するために、決められたスケジュールと予算で行われる一連の補完的な活動と定義されている。プロジェクト形成段階においては、当初から障害者をプロジェクトに参加させることが、障害者のアクセスとインクルージョンのニーズに確実に対応するために重要である。

⁸ p.13, [13]

⁹ 歴史的、文化的、政治的、および/またはその他の理由により、法的保護や社会的・経済的参加およびプログラムへのアクセス (警察による保護、政治参加、医療、教育、雇用へのアクセス) を、実際であれ原則であれ、通常拒否される人々。女性・少女、障害者、避難民、移民、高齢者等が含まれる [13]。

実施段階では、プロジェクトが障害に特化したものであろうと、より広範な主流化のプロジェクトであろうと、障害者が他の人々と公平にプロジェクトの成果から利益を得ることができるようにすることが重要である [20]。

③ 活動計画・実施

活動 (activity) は、通常、他の米国政府機関または相手国政府との契約、助成金、協定を通じて、介入または一連の介入により実施される。ほとんどの場合、プロジェクトの望ましい成果を達成するために必要な相乗効果を発揮するために、複数の活動が必要となる。活動計画段階では、プロジェクト形成段階と同様に、障害者のアクセスやインクルージョンのニーズに確実に対応するため、当初から障害者を参加させることが重要であるとしている。また、実施段階においても、プロジェクトの実施時と同様、障害者が他の人々と公平にプロジェクトの成果から利益を得ることができるようにすることが重要であるとしている [20]。

(3) 事業モニタリング

モニタリングツールは、障害者の参加を測定する指標を含むことが理想的であり、最低限、性別と障害の状態、あるいは可能であれば障害の種類によって細分化されるべきであるとしている [20]。

(4) 調達

USAID の障害政策をより確実なものとするため、Automated Directive System¹⁰ (ADS) 302 (直接契約) と ADS 303 (NGO に対する助成金および協力合意) は、契約、助成、協力合意、その他の調達・資金援助に関する文書に特定の条項や規定を含めることを要求している。具体的には、ADS 302 は、契約担当者に USAID 調達規則 (AIDAR : Agency for International Development Acquisition Regulations) 条項第 752.222-70 号 USAID 障害政策をすべての提案依頼書 (RFP : Request for Proposal) および結果として生じる契約に含めることを義務付けている。ADS303 のレファレンス文書である ADS 303maa および ADS 303mab は、契約担当者に USAID 障害政策の条項が、すべての申請依頼書 (RFA : Request for Application) および結果としての契約に含まれることを義務付けている。

上記の条項および規定は、請負業者および受領者に以下を要求する：

- USAID プログラムの実施時に障害者を差別しないこと
- プログラムサイクルに障害のある男性、女性、子どもを含めるための包括的かつ一貫したアプローチを示すこと

アクセシビリティに関しては、ADS 302 は、契約担当者に AIDAR 条項 752.236-70 USAID 建設契約のためのアクセシビリティ基準を、新規プログラム資金による改築または建設を必要とするすべての RFP およびその結果の契約に含めることを義務付けている。ADS303maa および ADS303mab は、建設を伴う契約における障害者のためのアクセシビリティの基準が、募集 (RFA) および建設を伴う契約

¹⁰ ADS には、USAID の組織と機能および USAID のプログラムと運営を規定する方針と手順が記載されている。ADS は、6つの職務 (組織と法務、プログラム、調達と資金援助、人事、管理サービス、予算と財務) ごとに構成された 200 以上の章で構成されている。

に含まれることを義務付けている。

上記の条項と規定は、請負業者と受領者が以下を遵守することを求めている：

- すべての構造物、建物、施設におけるアクセシビリティ基準
- 新設、改築または既存の構造物の変更により生じるすべての構造物、建物、または施設におけるアクセシビリティの基準に関する USAID の方針（緊急/暫定的な構造物を除く）

3.6.6 障害主流化の実績に対するモニタリング・評価

(1) モニタリング・評価

USAID は、1997 年から 2008 年までの間、障害政策の実施に関する報告書を隔年で 5 回発行していたが、2008 年以降、報告書は発行されていない¹¹。

世界障害サミット（GDS : Global Disability Summit）における 16 のコミットメントに関しては、インクルーシブ開発ハブ、教育センター、人道支援局、紛争予防・安定化局などの USAID 内の関連業務部門が各コミットメントを所管している。障害者権利コーディネーターのチームが、GDS ポータルに報告するために、毎年、実施状況を更新している。

また、国務省の要求に従い、障害者権利コーディネーターのチームは事業部門に対し、年 2 回義務付けられている報告プロセスの一環として、「障害インクルーシブ開発の重要課題（Disability-inclusive development key issue）」について報告するよう要請している（内容は非公開）¹²。

なお、障害インクルージョンを追跡するための指標として、海外援助標準指標（F 標準指標）¹³と F カスタム指標がある。国務省は、教育や社会サービス、民主主義とガバナンスの指標など、障害者への支援を測定するために使用できる分野別の F 標準指標を定義している。F 標準指標により、米国政府に直接帰属する成果と、米国政府が貢献した成果の両方を測定することができる¹⁴ [21]。F カスタム指標は、USAID 在外事務所が標準指標と組み合わせて、意図した成果に対する進捗状況をモニタリングするために使用する指標である [22]。

(2) OECD-DAC 障害政策マーカー

現在、米国政府は OECD-DAC 障害政策マーカーを使用していない。USAID においては、OECD-DAC 障害政策マーカーを内部報告システムにどのように活用できるかの検討を行っている¹⁵。

¹¹ NCD によると、なぜ USAID がこのやり方を廃止したのかは不明であるとのこと（p.32, [5]）。

¹² USAID 提供情報（2023 年 6 月 17 日）

¹³ Foreign Assistance Standard Indicators（F Standard Indicator）

¹⁴ p.29, [21]

¹⁵ USAID 提供情報（2023 年 6 月 17 日）

3.6.7 組織文化・体制

(1) 障害者雇用

1973年リハビリテーション法(改正)は、連邦機関が実施するプログラム、連邦財政援助を受けるプログラム、連邦雇用、および連邦請負業者の雇用慣行において、障害を理由とする差別を禁止している。したがって、USAIDは、あらゆる種類の障害のある有資格者を募集し、適切なポジションに雇用することを確約している。

また、2010年7月、大統領は大統領令13548に署名し、連邦政府は全米最大の雇用主であるため、障害者雇用の模範となるべきであると規定した。この大統領令は、連邦政府の各省庁に対し、障害者や対象となる障害者の募集、採用、雇用維持を強化し、連邦労働者を雇用するための取組を改善するよう指示するものであり、USAIDも障害者雇用の模範となる義務を負っている [23]。

しかしながら、2018年度から2020年度にかけて、障害のある職員は0.22%増加しただけで、特定の障害¹⁶を持つ職員は0.1%減少した。そのためUSAIDは、雇用機会均等委員会(EEOC: Equal Employment Opportunity Commission)の2017年最終規則の要件¹⁷を満たすため、障害のある従業員の数を増やす努力を行っている。この最終規則は、連邦政府機関に対し、労働力の12%を障害者、2%を特定の障害者とする目標を採用するよう求めるものである¹⁸ [2]。2023年9月30日までに、USAIDは、障害のある職員の数が全職員の12%以上、特定の障害がある職員が2%以上となるように募集・採用・定着を強化するとしている。2023年4月時点では、障害のある職員の割合は5.8%、特定の障害がある職員の割合は1.4%である [24]。

USAIDでは公民権室(Office of Civil Rights)の障害者雇用課(Disability Employment Division)が特定の障害がある個人を含む、障害のある個人の募集・雇用・昇進・定着のための戦略を策定し実施することにより、障害者雇用プログラムを管理している。また、1973年改正リハビリテーション法および関連する法律、規制、指令、行政命令、ガイダンス、組織の方針に従って、合理的配慮プログラムの実施も行っている¹⁹ [18]。なお、合理的配慮の実施手順については、ADS 111に定められている。

(2) 能力強化

USAIDは、能力強化の一環として、eラーニングコース「Disability-Inclusive Development 101」を実施している。同コースでは、開発における障害に関連する動向やUSAIDの要件について共通の理解を図るため、障害の概念、障害インクルーシブな開発、USAID政策の一般的な概要を説明している。同コースはUSAID職員と開発パートナーを対象としており、国際手話付きで一般公開されている²⁰。

¹⁶ 特定の障害 (targeted disabilities) として、発達障害、外傷性脳損傷、聴覚障害または重度の難聴、全盲または眼鏡では補えない重度の視覚障害、四肢の欠損、重度の運動障害、部分的または完全な麻痺、てんかんおよびその他の発作性疾患、知的障害、重度の精神疾患(双極性障害等)、小人症、重度の容貌障害(例えば、火傷、負傷、事故、先天性障害による容貌の変化)がある [28]。

¹⁷ 連邦政府機関に対し、労働力の12%を障害者、2%を特定の障害者とする目標を採用するよう求めるもの。

¹⁸ p.24, [2]

¹⁹ pp. 71-76, [18]

²⁰ <https://www.usaid.gov/inclusivedevelopment/disability-inclusive-development-101-course> から受講ができる。

また、「Disability Inclusive Development 102: Mainstreaming Disability Across the Program Cycle and Beyond Course」と題する USAID 職員向けのコースも開設されている（一般非公開）。

3.6.8 障害当事者の参加

USAID は、USAID が資金提供するすべての業務において、障害者のインクルージョンを推進してきた。USAID は、2005 年以来、障害プログラム基金（Disability Program Fund）を通じ 65 か国で 150 以上のプログラムや活動を支援し、さまざまな団体や実施パートナーと協力してきた。多くの場合、それらの団体は障害者当事者団体（OPD : Organizations of Persons with Disabilities）であるなど、障害当事者が事業に参加している [15]。USAID 側も、OPD が代表実施者となることを強く奨励している²¹。

3.6.9 障害主流化の事例—気候変動対策における障害主流化

2021 年 11 月の第 26 回気候変動枠組条約締約国会議において、USAID サマンサ・パワー長官は、気候の公平性のためのグローバル・アクションを推進するための一連のプログラムと目標を発表した。障害に関しては、「USAID の障害者プログラム基金は、気候変動への対応において、障害者と当事者団体を支援し、気候変動の影響に対するレジリエンスを強化し、積極的な変革の担い手、解決策の提供者として貢献できるようにすることを計画している」とした [25]。

世界障害サミット（2022 年）においても、「USAID は、異常気象に対する障害者のレジリエンスを強化するだけでなく、障害者が積極的な変革の担い手として、また解決策の提供者として気候変動への対応に貢献できるようにするため、障害インクルーシブな気候変動対策を支持する」 [3]とコミットメントを表明したとおり、USAID は気候変動対策における障害主流化を推進している。

■ ルワンダ Hinga Weze 活動

ルワンダでの USAID の支援による Hinga Weze²²活動（2017-2022 年）は、地元政府や民間セクターのパートナーと協力し、研修、普及活動、実証圃場を通じて、気候変動に配慮した優れた農業の実践方法に関する農民の知識を向上させた。Hinga Weze は開始以来、支援が社会的にインクルーシブなものとなり、受益者に公平に届くよう、意図的に活動を展開し、女性、若者、障害者を含む受益者に、いかなる差別もなく支援を提供してきた [26]。

Hinga Weze では、障害者により設立された Twisungane Mageragere 協同組合と提携し、マーケティングに関する技術支援を提供するとともに、約 9,642 USD の助成金を得て、組合が必要とする農産物加工機器等²³を調達した。Hinga Weze が支援した機器により、ポストハーベスト・ロス²³は 50%以上削減され、協同組合の生産物はより市場価値が上がり、より多くのトウモロコシを販売してより多くの利益を得ることができるようになった。Hinga Weze は、障害者が経営する協同組合や企業と直接協力するだけでなく、農業改良普及の技術支援、市場との連携、灌漑や段々畑などの技術へのアクセスなど、

²¹ USAID 提供情報（2023 年 6 月 17 日）

²² 「より良い収穫のために耕す」という意味。

²³ テント、脱穀機、水分計、ビニール袋、保管のための金属製サイロ、協同組合内の障害者の移動手段を改善するための自転車など。

すべての活動介入において障害インクルージョンを行った。2020年には、Hinga Weze は支援活動を通じて2,111人の障害者を支援した [26] [27]。

3.7 英国外務・英連邦・開発省 (FCDO)

3.7.1 組織概要

英国外務・英連邦・開発省 (FCDO : Foreign, Commonwealth and Development Office) は、政府開発援助の政策立案と実行を担う国際開発省 (DFID : Department for International Development) と外務・英連邦省を統合し、2020年に設立された。280の大使館と高等弁務官事務所を有し、職員数は約17,300人である [1]。2021年の政府開発援助 (ODA : Official Development Assistance) 実績贈与相当額は157.1億ドルで、日本に次いで4位となっている [2]。



表 3-35 英国外務・英連邦・開発省の概要

名称	英国外務・英連邦・開発省 (FCDO: Foreign, Commonwealth & Development Office)
代表者	ジェームズ・クレバリー (James Cleverly) 外務・英連邦・開発大臣
所在地 (本部)	イギリス ロンドン
設立年	2020年
職員数	17,300人
在外事務所	280事務所
URL	https://www.gov.uk/government/organisations/foreign-commonwealth-development-office

出典： [3]を基に作成

3.7.2 リーダーシップ、政策・戦略

(1) リーダーシップ、コミットメント

イギリスは、2016年頃から、国際協力における障害インクルージョン推進に向けたリーダーシップを強め、明確な指針とコミットメントを示すとともに、第1回世界障害サミットを国際障害同盟 (IDA : International Disability Alliance)、ケニア政府と共に開催するなど、同分野の国際社会の取組を牽引している。

2016年、DFIDの当時の新国務長官であったプリティ・パテル (Priti Patel) 国会議員は、「イギリスは、障害を世界的な開発アジェンダの上位に押し上げることにより、極度の貧困撲滅のための世界的な取組において一歩進んだ変化を先導する」と発表した。その後も障害分野におけるDFIDのリーダーシップは継続され、後継者であるペニー・モーダント (Penny Mordaunt) 国会議員は2017年の就任演説で「部局として、私たちは障害をすべての活動の中心に据える」と発表した¹。このような流れを受け、DFIDは2018年に「DFID 障害インクルーシブ開発に向けた戦略 (2018-2023) (DFID's Strategy for Disability Inclusive Development 2018-23)」を発表、同年、171の国や機関が参加した第1回世界障害サミットを主催した。また、2017年には障害政策マーカーの導入を経済協力開発機構 (OECD : Organisation for Economic Co-operation and Development) に提案し、導入に向けた取組を主導した。こうしたリーダーシップの背景には、2015年の「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の採択や、2017年の障害者権利条約 (CRPD : Convention on the Rights of Persons with Disabilities) 総括所見における第32条 (国際協力) への勧告などがあった。また、政治家を含む関係者が、障害者が世界で最も貧しい人々

¹ pp.29-30, [26]

の一部であり、貧困と障害との間に強い結びつきがあること、そして障害者が取り残されていることを認識したことも重要な要素であった²。

FCDO は組織計画である「FCDO Outcome Delivery Plan: 2021 to 2022」において、協力事業における障害インクルージョンの推進を以下のとおり示している（下線は調査団による） [4]。

E. 平等目標（該当箇所を一部抜粋）

- 保護特性（ジェンダー、障害、セクシュアリティ、人種）に基づく差別に対応し、国際的かつあらゆる地域において平等を推進する。イギリスは、国内および国際レベルでの外交を強化し、特定または主流化されたプログラムを通じて、周縁化されたマイノリティ・グループを確実に支援する。
- 極度の貧困と排除に取り組み、世界で最も貧しい人々の機会を最大化し、差別、暴力、構造的な障壁に取り組むことにより、インクルーシブなサービス、経済、社会を構築する。そのために、社会的保護、障害インクルージョン、女子教育、女性と女兒に対する暴力への取組を、焦点化した外交と ODA 支出を通じて提供するとともに、事業における Gender Equality Act 2010 と Public Sector Equality Duty の遵守を確保する。

また、2021 年 7 月に発表されたイギリス国家障害者戦略（National Disability Strategy）³においても、国際協力における障害インクルージョンの推進が以下のとおり示されている⁴。国家障害者戦略のドラフト段階では国際協力に関する言及はなかったが、FCDO の障害インクルージョンチームの働きかけにより含まれるに至った⁵。

FCDO は、障害者の権利に関する世界的なリーダーシップを継続し、以下を約束する：

- 強化された障害インクルージョン戦略を立ち上げ、2021 年の新たな国際開発戦略に障害者の権利を組み込む。
- イギリスの ODA 支出（2021～2022 会計年度で 100 億 GBP）を障害インクルーシブなものにする。
- 新たに FCDO 外部障害者委員会を設立し、2021 年 12 月までに初会合を開き、障害の権利とインクルージョンに関する国際的な活動に関する情報を提供する。

2021 年 2 月に開催された第 2 回世界障害者サミットでは、表 3-36 に示す新たな 18 のコミットメントを発表した。

² FCDO へのヒアリング（2023 年 7 月 11 日）

³ 障害者の生活を向上させるための政府のビジョンとコミットメントを定めた包括的な計画であり、同種の計画としては 10 年ぶりに策定された。

⁴ p.98, [24]

⁵ FCDO へのヒアリング（2023 年 7 月 11 日）

表 3-36 FCDO の障害インクルージョンに関する 18 のコミットメント (2022 年)

- | | |
|--|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 2025 年までに、グローバルヘルス、教育、経済開発、人道支援の各ポートフォリオにおいて、障害インクルージョンに対する認識と理解を深め、注意を喚起する。 2. 2025 年までにグローバルヘルス、教育、経済開発、長期化する危機や新たな人道支援の優先分野において、障害当事者団体との連携等を通じて、障害者の意義ある参加を確立する。 3. 2025 年までにグローバルヘルス、教育、社会的保護、LGBT、経済開発、人道支援において、障害インクルージョンの主流化に向けた具体的な行動を起こす。 4. 2025 年までにグローバルヘルス、教育、LGBT、経済開発、人道支援における新規活動において、障害別に細分化されたモニタリングと評価を組み込むことを目指す。 5. イギリスの Women's Integrated Sexual Health プログラムにおいて、障害当事者団体との活動を強化し、障害者の性と生殖に関する健康と権利の実現に取り組む。 6. 英国国際投資を 2021 年の企業向け障害インクルージョン・ガイドンスに基づいたものにする。 7. イギリスの民間インフラ開発グループは、2018 年に掲げた目標を再確認し、さらに拡大する。 8. What Works to Prevent Violence: Impact at Scale プログラムを通じ、障害のある女性と女兒に対する暴力に取り組む。 9. LGBT+の人々の生活向上を目指す Safe to Be Me 会議における、障害者の参加を確保する。 10. 2024 年 3 月まで、GLAD Network に資金を提供する。 | <ol style="list-style-type: none"> 11. 教育グローバル・パートナーシップ (GPE : Global Partnership for Education) および Education Cannot Wait の主要ドナーとして、多国籍援助における障害インクルージョンの実現と障害のある子どもたちの権利促進のための行動を加速させるよう求めている。 12. FCDO 2022 Women and Girls Strategy において、障害のある女性・少女が主要優先事項全体に有意義に組み込まれ、2022 年の FCDO 障害インクルージョン戦略を相互に強化することを確実にする。 13. 2023 年までに FCDO 障害当事者団体エンゲージメント・ガイドンスを作成し、公表する。 14. アフリカで実施されるすべての新規プログラムのビジネスケースと、中央で管理されるすべての教育プログラムにおいて、計画プロセス段階の障害当事者団体の参加を確実に実行する。 15. 将来の教育プログラムや政策に反映させるため、青少年の障害者活動家を積極的に教育活動に参加させる。 16. 可能であれば、世界的な女子教育目標に関する結果の追跡調査をジェンダー、年齢、障害別に細分化することを推進し、報告においてインクルージョンに焦点を当てるようにする。 17. FCDO は、障害等を有する同僚が公平に扱われ、能力を最大限に発揮できるような、支援的で利用しやすい職場環境を提供する、親切で尊重される組織となる。 18. イギリスの人権大使は、国連の多国籍交渉や各国での活動において、すべての障害者の人権と基本的自由の促進と保護を擁護する。 |
|--|---|

出典： [5]を基に作成

また、FCDO (当時 DFID) は上記コミットメントにも言及のある GLAD Network の共同議長を 2018 年から 3 年間務め、またその中で、2020 年 6 月の「障害インクルーシブな COVID-19 の対応と復興の確保に関する行動強化のためのハイレベル会合」の開催を支援するなど、国際社会においてもリーダーシップを継続している。

(2) 政策・戦略

■ 障害インクルージョンに係るこれまでの政策文書と取組

2014年に発表された国際開発委員会 (International Development Committee) による FCDO (当時 DFID) の障害と開発分野に関する勧告レポートは、DFID の当該分野に係る取組と課題を整理し、今後取り組むべき推奨事項をまとめたものである。同レポートの推奨事項の一つ目として障害戦略の策定が示された [6]。これを受けて DFID は同年に「Disability Framework」を策定し、局長クラスの管理職の障害チャンピオン (モニタリング・報告の責任者) としての任命、分野別ガイダンスの作成、組織内の障害専門グループの設置等に取り組んだ [7]。

その後、2018年に発表された援助インパクトのための独立委員会 (Independent Commission for Aid Impact) によるレビュー報告書では、上記 Disability Framework を契機として DFID における障害インクルージョンの取組は進み始めたと評価する一方で、「タイムライン、指標、財政目標がなく、各国事務所からのコミットメントも確認できなかった」点が指摘された⁶。同レビュー等を踏まえ、DFID は具体的な目標や取組を設定した戦略策定に取り組み、2018年に「障害インクルーシブ開発戦略 (2018-2023) (DFID's Strategy for Disability Inclusive Development 2018-23)」を発表し、2022年には後継の戦略である「FCDO 障害のインクルージョンと権利戦略 (2022-2030) (FCDO Disability Inclusion and Rights Strategy 2022-2030)」を採択した。

■ 障害インクルーシブ開発戦略 (2018-2023)

(DFID's Strategy for Disability Inclusive Development 2018-23) [8]

2018年の「障害インクルーシブ開発戦略」は、変革の理論 (theory of change)、実施計画、障害インクルーシブ・スタンダードから成る。優先的に取り組む分野として①インクルーシブ教育、②社会的保護、③経済的エンパワーメント、④人道支援の4つの柱が設定され、また①偏見と差別への取組、②障害のある女性と女兒のエンパワーメント、③適切な支援技術へのアクセスの3つの横断的分野が示されている。実施計画には、約85の具体的な取組が列挙されており、担当部署、期限が設定されている。

障害インクルーシブ・スタンダードは、すべての部署において障害インクルーシブを主流化するための基準を示したものであり、5分野について最低基準と高い達成目標が設定されている (表 3-37)。基準の一つ目に設定されている障害チャンピオン (担当責任者) については、組織全体で65人の障害チャンピオンが任命、ネットワーク化され、各部署で戦略を実行するための特定の時間と責任が割り当てられている [9]。

⁶ p.14, [25]

表 3-37 DFID の障害インクルージョン・スタンダードの概要

分野	最低基準	高い達成目標
事務所全体のアプローチと文化	部署責任者の明確なコミットメント。障害チャンピオンの任命。障害インクルージョン計画/戦略が実施、等。	リーダーシップからの継続的な強い意思表示。部署の戦略や計画に障害視点が含まれている、等
障害者の参加とエンパワーメント	プログラムの設計・実施・評価、および部署の方針・戦略に関し、障害当事者団体と毎年（少なくとも）協議を行う、等。	障害当事者団体との強固なネットワークの構築。
影響力	民間部門を含む利害関係者との障害インクルージョンに関する定期的な関与。 各国事務所のみ：各国政府への定期的なアドボカシーの実施。	政府等の利害関係者が、スティグマと差別に対処し、CRPD および世界障害者サミットの公約を実施するよう支援する。
プログラミング	事業の障害インクルーシブ評価の実施。すべての新規事業、供給業者への委託条件、年次レビューにおいて障害者ニーズを考慮する。すべての事業を障害政策マーカーで評価する、等。	重点分野のすべての事業が、障害者のニーズを考慮した上で支援を提供する、等。
データ、エビデンス、学習	すべての新規事業は、関連指標について、障害に細分化したデータを収集し、使用する、等。	DFID 事業におけるジェンダー対応、障害インクルーシブなプログラムについて最先端のエビデンスと学習を得る。 各国事務所のみ：障害のある女性、少女、男性、少年にとっての障壁と実現要因に関する情報を収集する。

出典： [10]を基に作成

DFID は同戦略の実行を進めるため、以下の関連プログラムへの予算配分を行った [11]。

- **Disability Catalyst Programme :**
世界各国の障害当事者団体の能力強化を図るため、Disability Rights Fund、IDA、障害者の権利に関する国連パートナーシップ (UNPRPD : UN Partnership on the Rights of Persons with Disabilities) を支援するプログラム
- **Disability Inclusive Development (DID) programme :**
障害インクルーシブ開発の有効な手立ての開発等を行うプログラム
- 障害当事者団体の草の根の活動支援予算を、2018 年の 790 万 GBP から 1,190 万 GBP に増額。

■ **FCDO 障害のインクルージョンと権利戦略 (2022-2030)**
(FCDO Disability Inclusion and Rights Strategy 2022-2030) [12]

2022 年に発表された最新の戦略である「障害のインクルージョンと権利戦略」では、障害インクルージョンに対し権利ベースアプローチを採用することを明示するとともに、以下の 4 つ成果に向けた具体的な取組を進めるとしている。

1. **権利 (Rights) :** 障害者はすべての権利と基本的自由を完全かつ平等に享受する
2. **声 (Voice) :** 障害当事者の完全かつ有意義な参加とリーダーシップを確保する
3. **選択 (Choice) :** 障害者は生活のあらゆる側面において、より多くの選択肢を持ち、自己決定を行うことができる
4. **ビジビリティ (Visibility) :** 質の高い包括的なデータとエビデンスにより、障害者のビジビリティを高める

戦略では、下表に示す6の介入分野、1の新興分野、3のインクルージョンを可能にするもの (enablers) を優先的に組み入れるとしている。

表 3-38 障害のインクルージョンと権利戦略 (2022-2030) における優先的事項

<介入分野>	<新興分野>
1. 普遍的人権、自由、民主主義	インクルーシブな気候変動への取組
2. インクルーシブ教育	
3. インクルーシブヘルス	<インクルージョンを可能にするもの (enablers) >
4. インクルーシブな社会的保護	1. 支援技術
5. インクルーシブな経済的エンパワメント	2. 障害当事者団体の強化
6. インクルーシブな人道支援	3. 障害者のエンパワメント

出典：[12]

2022年に発表された戦略には実行計画は含まれておらず、今後、障害当事者団体とのコンサルテーションの下、策定が予定されている。

3.7.3 障害インクルージョンに関するガイダンス文書

FCDO (DFID) がこれまでに作成した障害インクルージョンに関連するガイダンス文書を表 3-39 にまとめる。

表 3-39 障害インクルージョンに関するガイダンス文書

年	タイトル	分野・テーマ	出典
2010	Education for children with disabilities: Improving access and quality	障害のある子どもの教育	[13]
2014	FCDO Policy on Standards of Accessibility for Disabled People in FCDO Financed Education Construction	教育施設建設におけるアクセシビリティ・スタンダード	[14]
2015	Disability Inclusion Topic Guide	障害インクルージョンに関連するトピック	[15]
2020	An Approach and Theory of Change to Mental Health and Psychosocial Support	メンタルヘルス	[16]
2021	Health Systems Strengthening for Global Health Security and Universal Health Coverage	保健システム強化 (障害者を含む)	[17]
2022	Child Safeguarding Due Diligence: for external partners	子どものセーフガーディング (社会配慮)	[18]

出典：調査団

3.7.4 実施体制

本部の Gender & Equalities Department のもとに障害インクルージョンチームが設置されており、組織全体の障害インクルージョンの推進を管轄する。同チームには6人の常勤職員とチームリーダーが配置されている。チームリーダーはLGBT+のリーダーと兼務である。障害インクルージョンチームの主な役割は以下のとおり⁷。

⁷ FCDO の質問票に対する回答

- 自国のリーダーシップと他機関とのパートナーシップのもと、国際社会における障害者の権利擁護とインクルージョンを促進する。
- 組織全体でインクルーシブな政策やプログラムを推進し、外交チャンネルを利用して障害者のインクルージョンと権利を促進する。
- 障害に特化したプログラムの実施を通じて障害者を支援する。

障害インクルージョンチームに加え、先述のとおり、各部署に障害チャンピオンが任命され、ネットワーク化されており、実践や教訓の共有が行われている。障害チャンピオンは、所属部署の障害に対する認識を高め、政策やプログラムがより障害インクルーシブなものになるよう取り組む。なお、DFID時代に策定された初期の戦略ではすべての部署に障害チャンピオンを配置することを目指していたが、外務・英連邦省との統合後、それは現実的ではないため、現在は当時のネットワークの維持に努めている⁸。

戦略の実施状況のモニタリングについては、FCDO ガバナンス委員会が上級監督を行い、外部障害理事会 (External Disability Board) が実施を指導する。

また、外部委託で障害インクルージョン・ヘルプデスクを設置しており⁹、FCDO やその他イギリス政府の省庁に対し、政策、プログラム、各部署における障害インクルージョン・スタンダードの推進等について、調査実施やアドバイス提供を行う機能を有している [19]。

3.7.5 事業運営

(1) 事業全体

2018年の障害インクルージョン戦略の導入以降、FCDOは事業運営における障害インクルージョンの強化にも積極的に取り組んでいる。

FCDOの政策と事業実施における規則を定めたものとして、「事業運営フレームワーク (FCDO Programme Operating Framework) (2021年)」が策定されており、インクルーシブな事業運営を原則としている。29ある規則の一つ (規則10) には、「すべてのプログラム (および政策) において、ジェンダー平等、障害インクルージョン、保護が必要な人々への影響を検討し、関連する場合にはエビデンスを提供しなければならない」と明記されている。そして、この規則の実践原則として、①活動は害を及ぼさないものであること (do no harm)、②説明責任を果たすこと、③状況に応じた分析と排除されたグループ (障害当事者団体を含む) の参加を含むこと、④エビデンスに基づくものであること、が示されている [20]。

事業運営フレームワークの規則は必ず守らなければならないものであるが、状況に応じて柔軟な対応が可能となっている。規則を遵守していない場合、組織内のコンプライアンスチェックの過程でリス

⁸ FCDO へのヒアリング (2023年7月11日)

⁹ Disability Inclusive Development (DID) programme として Social Development Direct に委託している。予算規模は6年間 (2019-2025年) で2,925万 GBP である。[Disability Inclusion Helpdesk - GOV.UK \(www.gov.uk\)](https://www.gov.uk/government/news/disability-inclusion-helpdesk)に調査報告書等が掲載されている。

クが高い事業として扱われる。一方、障害インクルージョンチームによると、上記の規則 10 についてはコンプライアンスチェックが難しいとの認識である。規則 10 に関連し、障害インクルージョンチームは障害インクルージョンの方法と障害当事者のエンゲージメントに関する 2 種類のガイダンス文書を策定した。これらガイダンス文書に記載されている取組は必須ではない。

障害インクルージョンチームは、関係者への地道な働きかけを通じて、規則 10 に沿った取組の実行を促進している。具体的には、上記ガイダンス文書の定期的な更新や組織内における活用促進、先述の障害チャンピオンネットワークに対する定期的なニュースレターの発行、プログラマネージャー・ネットワークへの働きかけなどに取り組んでいる¹⁰。

(2) 事業形成・実施

2019 年以降、ビジネスケースや年次レビュー等のプログラム文書のテンプレートには、プログラムチームが障害者を含む社会的弱者グループの視点を組み込み、モニタリングを実施しているか等を確認するための事項を含めている。FCDO では、品質保証ユニット (Quality Assurance Unit) が管轄する技術審査プロセスを通じてビジネスケースを定期的に審査しているが、この審査において障害視点が含まれているかについても確認が行われている。また、障害インクルージョンチームとヘルプデスクがプログラムチームに対し、適宜助言やリソースを提供する [21]。

また、障害に特化したプログラムについては、プログラム提案の審査の段階において、障害インクルージョンチームが CRPD に反する活動が含まれていないかを確認している [22]。なお、FCDO (当時 DFID) は 2018 年に脱施設化に関するコミットメントを発表しており、入所型児童施設への資金提供に関する申請は受け付けないこととしている¹¹。

(3) モニタリング・評価

事業運営フレームワークによると、成果フレームワーク (ログフレーム) は、プログラム実施期間中、必要に応じて見直し、更新されるとともに、可能な限り地理的、性別、年齢、障害の有無によって細分化された情報を含めるべきであるとしている [20]¹²。2018 年の障害インクルージョン戦略でも、成果フレームワークにおいて障害別データを収集し、使用することが最低基準として示されており、取組が進められている。障害別データ収集においては、Washington Group Questions の活用が推奨されている。2020 年に発表された障害インクルージョン戦略に関する進捗報告書によると、2017 年から 2019 年にかけて、障害別データを含むプログラムが 10 ポイント増加した¹³。

(4) 委託管理・調達

障害インクルージョン戦略 (2018 年) の実行計画において、①委託先機関に対し、障害インクルージョンへのコミットメント、およびプログラム介入を通じて障害者の参加を図ることの重要性を示すこ

¹⁰ FCDO の質問票に対する回答およびヒアリング (2023 年 7 月 11 日)

¹¹ p.12, [9]

¹² FCDO はインクルーシブなデータの量と質を向上させるため、インクルーシブ・データ憲章にも署名し、賛同している。

¹³ p.34, [9]

と、②委託管理に関し、契約条件、評価基準、調達戦略に関するガイダンスに障害配慮を含め、すべての委託先機関に対し障害インクルージョンを求めることを2019年までの目標としていた [23]。2020年の進捗報告によると、委託先機関が提案書に障害インクルージョンを組み込むよう委託に関するガイダンスを更新している [9]。

また、人道支援の分野では、FCDO はすべてのパートナーに対し、国連機関間常設委員会発行の「人道支援における障害者のインクルージョンに関するガイドライン」の遵守を要求している。また、二国間の人道支援資金を申請するすべての機関に対しては、すべての障害者のニーズがどのように考慮されているかについての詳細説明を提供するよう求めるとしている [22]。

調達に関しては、FCDO の標準契約条件と供給パートナー行動規範において、無差別、平等、社会的包摂に関する要求事項を含めており、調達プロセスにおける障害インクルージョンの推進も図られている [12]。

3.7.6 障害主流化の実績に対するモニタリング・評価

FCDO は OECD-DAC 障害政策マーカーを適用しており、障害インクルージョン・スタンダードの最低基準において、すべての事業を同マーカーで評価することとしている。プログラムチームは、事業立ち上げに時に必ず、組織内の事業管理データベースである Aid Management Platform において障害政策マーカーによる評価を行わなければならない仕組みになっている。これにより、プログラムチームは当該案件に障害視点が組み込まれているかを確認することになり、障害主流化の取組を促進する機会となっている。障害インクルージョンチームは、年に1~2回、障害政策マーカーが適切に使用されているかどうかを確認している。すべての事業を確認することは難しいため、Principal 案件（スコア 2）と障害に関する記載はあるものの「対象としていない」（スコア 0）と評価されている案件について確認を行っている。OECD-DAC¹⁴障害政策マーカーに関する組織内のガイダンス文書は策定しておらず、OECD により発行されている文書を参照するよう通達している。なお、FCDO 以外のイギリス ODA 実施機関にも同マーカーの活用を促していきたいとのことであった¹⁵。

2018年の障害インクルージョン戦略では、2023年までに障害インクルージョン案件（スコア 2 または 1）の割合を倍増させることを目標に掲げた。2020年の障害インクルージョン戦略の進捗報告によると、障害インクルージョン案件は、2017年11月ベースラインの202から2020年9月には278へと、38%増加し、案件全体の19%から35%へと増加した¹⁶。2021年のOECD-DAC Creditor Reporting System のデータによると、障害インクルージョン案件数の合計は520となっており、すでに目標は達成されている（詳細は「第2章 2.2.3 OECD-DAC 障害政策マーカーの各国における活用状況」を参照）。

3.7.7 組織文化・体制

障害のある職員への支援を含め、障害インクルージョンに対する組織全体の理解や対応の向上を図る

¹⁴ 開発援助委員会 (Development Assistance Committee)

¹⁵ FCDO への質問回答およびヒアリング (2023年7月11日)

¹⁶ p.31, [9]

取組を積極的に進めている。

(1) インクルーシブな組織文化の醸成

障害インクルージョンチームが責任者向けの障害のある職員支援に関するガイダンス文書を作成する等、インクルーシブな組織文化の醸成が図られている。Disability Confident Leader¹⁷の地位を確立し、すべてのレベルにおいて、障害や長期的な疾患を有する職員の採用と育成を優先するとしている [9]。

(2) 障害者雇用

2020年6月時点のデータによると、イギリスをベースに勤務する職員の11.4%が、またシニアリーダーの7.7%が障害を有している。障害者や健康に問題を抱える職員を支援するため、組織内に障害とエンパワーメントネットワーク、メンタルヘルスネットワーク、障害児の親ネットワークが形成されている [9]。

(3) 能力強化

最新の戦略（障害のインクルージョンと権利戦略）においても、障害チャンピオンネットワークやヘルプデスクの活用等を通じて、障害インクルージョンの推進に向けた職員やパートナーの能力強化を図ることが明示されている。平等と障害インクルージョンに関する新たな研修を、組織内の全スタッフに対し実施予定である [5]。

3.7.8 障害当事者の参加

イギリスのODA事業への障害当事者団体の参加は、援助インパクトのための独立委員会 (Independent Commission for Aid Impact) や国際開発委員会の勧告で繰り返し取り上げられたテーマとなっている。先述のとおり、障害インクルージョン・スタンダードの最低基準に「プログラムの設計・実施・評価、および部署の方針・戦略に関し、障害当事者団体と毎年（少なくとも）協議を行う」ことを含める等、組織および事業運営における障害当事者の参加に積極的に取り組んでいる。

¹⁷ イギリス政府が実施する Disability Confident scheme による障害者雇用に関する認定（3段階）のうち、3段階目の認定が Disability Confident Leader となっている [27]。

3.8 ノルウェー開発協力局 (Norad)

3.8.1 組織概要

ノルウェーでは、外務省が開発援助に関する政策立案および全体調整を担っている。開発援助のほとんどが外務省および各国ノルウェー大使館によって管理・運営されている。外務省傘下の専門機関であるノルウェー開発協力局 (Norad : Norwegian Agency for Development Cooperation) は、援助に関する外務省への技術的助言、質の保証とモニタリング、市民社会組織 (CSO : Civil Society Organization) 等への資金提供を通じた支援、ノルウェー国民への情報提供、評価を任務としている。なお、気候・林業イニシアチブに関しては、Norad は気候・環境省の下部組織として位置づけられる¹ [1] [2]。Norad の概要を表 3-40 に示す。



表 3-40 ノルウェー開発協力局 (Norad) の概要

名称	Norwegian Agency for Development Cooperation (Norad)
代表者	ボード・ベールガル・ソールエル (Bård Vegar Solhjell) 長官 (2020年1月就任、任期4年間)
所在地 (本部)	ノルウェー・オスロ
設立年	1968年
職員数	270人 (2021年)
在外事務所	n.a. (各国ノルウェー大使館が二国間援助の実施を担う)
URL	https://www.norad.no/en/front/

出典： [2]を基に作成

ノルウェーにおいては国会 (*Storting*) が開発政策と開発協力の目標を決定する。選挙で選出された議員が、どの国や地域に優先的に取り組むべきか、ノルウェーの政策がどのようなテーマや課題に重点を置くべきかを決定し、予算額も決定する [3]。

ノルウェー政府は従来、政府開発援助 (ODA : Official Development Assistance) の対国民総所得 (GNI : Gross National Income) 比 1%達成を目標に予算を設定している。2021年度当初予算における開発援助予算は約 381 億クローネ (約 40.50 億 USD²) である。前年度から約 11 億クローネ (約 1.17 億 USD) 減となるも、対 GNI 比 1%を維持している。開発援助を重要外交政策の一つと位置づけ、経済開発、民主化、人権、良い統治 (グッドガバナンス)、貧困削減の促進を目的に掲げている。重点分野は、教育、人道支援、公衆衛生、民間セクター支援、気候変動、人権である³ [1]。

二国間援助対象重点国・地域 (2021年~2023年) は、長期協力対象国 (コロンビア、エチオピア、ガーナ、インドネシア、マラウイ、モザンビーク、ミャンマー、ネパール、タンザニア、ウガンダ) および安定化および紛争予防を必要とする国 (アフガニスタン、マリ、ニジェール、パレスチナ、ソマリア、南スーダン) の 16 か国・地域である⁴ [1]。

¹ p. 153, [1]

² クローネ/USD の換算は、OECD/DAC が公表した 2020 年用レートを適用。

³ p. 153, [1]

⁴ 同上

3.8.2 リーダーシップ、政策・戦略

(1) リーダーシップ、コミットメント

ノルウェー政府の開発援助における障害に関する取組の歴史は長い。国連が「障害に関する世界行動計画」(1983年)と「障害者の10年」(1983-92年)を宣言して以来、北欧諸国の政府と障害当事者団体(OPD: Organizations of Persons with Disabilities)は、障害を人権問題として推進し、開発プログラムにおける障害の主流化を提唱する上で、主導的役割を担ってきた。1998年にノルウェー国会は、すべての開発協カイニシアチブに障害を含めるべきであると合意をし、1999年に外務省が「開発協力における障害者への協力計画(Plan for the work with people with disabilities in development assistance)」を発表した。同計画を受け、2002年にNoradは「開発協力における障害インクルージョンのための実践的ガイドライン(Practical guidelines for the inclusion of disability in development cooperation)」を作成するなど、取組を進めてきた [4]。

その後、障害者権利条約(CRPD: Convention on the Rights of Persons with Disabilities)(2008年5月発効)の実施に向けた動きなどの国際的な背景の中で、ノルウェー政府は開発協力における障害主流化において積極的な役割を担うべく、2016年の「人道支援における障害者のインクルージョンに関する憲章」や2018年の第1回世界障害サミットでの「Charter for Change」への署名などの政策的コミットメントを行い、また多くの機関とのパートナーシップを確立してきた。例えば、CRPDに関連する義務を履行するため、ノルウェー政府は国連児童基金(UNICEF: United Nations Children's Fund)、世界銀行、世界保健機関(WHO: World Health Organization)、国連女性機関(UN Women)や国連総会と戦略的に協力してきた。世界銀行のマルチドナートラストファンドであるインクルーシブ教育イニシアチブ(IEI: Inclusive Education Initiative)、WHOの支援技術・機器(AT: Assistive Technology)に関する世界協力(GATE: Global Cooperation on Assistive Technology)、USAIDのATのためのグローバル・パートナーシップ(ATscale)などのイニシアチブを支援し、積極的に活動している [5]。

ノルウェー外務省とNoradはGlobal Action on Disability (GLAD) ネットワークのメンバーであり、2022年には第2回世界障害サミットをガーナ政府と国際障害同盟(IDA: International Disability Alliance)と共同開催した。世界障害サミットにおけるノルウェー政府のコミットメントを表3-41に示す。

表 3-41 ノルウェー政府の障害インクルージョンに関するコミットメント

<ul style="list-style-type: none"> • 全体 関連分野のデータと統計が、障害政策マーカーを使用して細分化され、優先分野での成果を達成するために必要な知見を提供するのに役立てられるように取り組む。 • 紛争と危機(気候変動含む) 災害リスク軽減と気候変動適応の取組に、障害者の権利とニーズを含める。 • 障害当事者団体(OPD)の意義ある関与 開発協力における障害者および障害当事者団体の関与と参加を促進する。障害当事者団体との協力を継続する。 	<ul style="list-style-type: none"> • インクルーシブな保健 リプロダクティブヘルスサービスを含む、保健、ケアおよび福祉サービスへの平等なアクセスを促進する。 • インクルーシブな生活保護・社会保護 障害者の労働市場への参加を促進し、ディーセント・ワークを促進する取組が障害者のニーズにも対応するように働きかける。 • インクルーシブ教育 ノルウェーの教育資金が、インクルーシブ教育をさらに促進するために使われるようにする。
--	---

出典: [6]

(2) 政策・戦略

ノルウェー政府（子ども・平等省）は、障害戦略「すべての人のための社会—障害者の平等に関する政府戦略 2020-2030 年 (A Society For All—The government’s strategy for the equality of persons with disabilities for the period 2020–2030)」を策定した。同戦略において、政府は国際協力に関し、以下に取り組むとしている⁵ [7]。

- 1) 北欧閣僚理事会、欧州評議会、欧州連合／欧州経済領域 [European Union (EU) /European Economic Area (EEA)]、国連への関与を継続する
- 2) 誰一人取り残さないことを確実にする義務を含む、国連の持続可能な開発目標に関する取組をフォローアップする
- 3) 外交政策や開発政策に関連するフォーラムやパートナーシップに参加する

国際協力における障害戦略に関しては、ノルウェー外務省が「すべての人に平等を—障害インクルーシブ開発のためのノルウェーの戦略 2022～2025 年 (Equality for all—Norway’s strategy for disability-inclusive development 2022–2025)」(以下、障害インクルーシブ開発戦略)を策定している。2022 年 2 月にノルウェーで開催された第 2 回世界障害サミットの際、ストーレ首相が同戦略を発表し、戦略のフォローアップのために、3 年間で 2 億 1000 万ノルウェークローネ (約 28.9 億円⁶) を確保することを確約した⁷ [8]。

障害インクルーシブ開発戦略は、1) 障害者権利条約 (CRPD) の遵守を促進すること、2) 「誰一人取り残さない」という 2030 アジェンダの中核的原則を支援するために積極的に活動することを目的としている。また、ジェンダー平等を推進し、格差を是正するための幅広い取組の一環であるとしている⁸ [9]。

同戦略は、ツイントラック・アプローチを採用している。障害インクルーシブ開発に向けて変化を促すための戦略行動の領域として、「行動変容」、「アカウントビリティの向上」、「意義ある参加」の三つを挙げている。優先課題は、政治参加、気候変動と適応、社会保護と食料安全保障、インクルーシブな雇用、教育、保健である⁹ [9]。

2022 年 12 月、Norad は、外務省に代わり障害インクルーシブ開発戦略の実施計画 (表 3-42) を発表した。同実施計画は、ノルウェー政府の開発協力における障害インクルージョンに係る取組の評価¹⁰ 結果にある提言を踏まえて策定された [10]。同実施計画には、人権に基づくアプローチの強化を通じて障害インクルージョンに貢献するという方針が表れている。

⁵ p. 23, [7]

⁶ 1 ノルウェークローネ= 13.7953 円で計算 (2023 年 7 月 17 日付 OANDA レート)

⁷ p. 10, [8]

⁸ p. 3, [9]

⁹ p. 4, [9]

¹⁰ Evaluation of Norway’s inclusion of persons with disabilities in development cooperation (2022)

表 3-42 障害インクルーシブ開発戦略の実施計画

優先重点分野／目標	施策の例	担当課	期限
1. 障害者の権利を向上させるための障害に特化した取組を継続する	途上国の障害当事者団体を強化するプログラムなど、主要パートナーに対する障害に特化した支援を継続する。	人権課	継続中
2. 横断的配慮事項として人権の強化に取り組む	横断的配慮事項として人権とジェンダー平等に関する Norad の取組を強化するため、専門家チームを設置する。	人権課、ジェンダー平等課	2022 年
	横断的配慮事項としての人権に関する専門性を高める（新しい学習プラットフォームでコースを提供する等）	人権課	継続中
3. Norad の活動において人権に基づくアプローチを強化し、無差別、参加、説明責任を重要な原則とすることで、障害者の全面的なインクルージョンに貢献する	Norad の職員とパートナーの人権に基づくアプローチに関する専門性を向上する。特に、新しい学習プラットフォームでコースを提供することにより専門性の向上を図る。	人権課	継続中
	準備中のポートフォリオ、新たなイニシアチブ、パートナーとの活動、戦略・政策活動などにおいて、人権に基づくアプローチを確実に実行。	人権課、その他	継続中
	理事会への技術的な助言、年次会議、予算編成、関連する提案募集に関する条件、コースやオンラインリソースの提供などを通じて、パートナー組織における人権の強化に協力する。	人権課、その他	継続中
	援助プログラムに障害者を含めるための効果的な方法に関するナレッジベースを強化する。	人権課	2024 年
4. インクルーシブな援助に関するより良い追跡調査と統計に貢献する	Norad およびパートナー間で、OECD-DAC 障害政策マーカーをより適切に統一的に使用することに貢献する。例えば、トレーニングを提供し、パートナーとの対話においてその使用を推奨する。	人権課、その他	継続中
	市民社会組織を通じての障害に特化した取組において、(ジェンダーと障害についての) 細分化されたデータを引き続き要求し、主流化の取組においてもこれを推進する。	人権課、その他	継続中
5. 戦略の重点分野の中で、障害者のインクルージョンに優先的に取り組む	関連部門は、さまざまな重点分野・部門で戦略の目標を達成するため、独自の実施策を用意している。		

出典：[10]

実施計画の遂行の責任は、各部門や課にある。人権課は、フォローアップ責任を負い、他の課に専門知識を提供し、質の保証を行う。また、人権課が計画の見直しや調整を行う [10]。

3.8.3 障害インクルージョンに関するガイダンス文書

Norad は、障害インクルージョンに関連するガイドライン文書として、2002 年に「Practical guidelines for the inclusion of disability in development cooperation（開発協力における障害インクルージョンのための実践的ガイドライン）」¹¹を策定した [4]。2017 年には「V04 Guide to assessment of results and risk management, including cross-cutting issues（分野横断的課題を含む成果評価とリスク管理のための指針）」¹²が策定されている。本指針は、グラント管理者に、政府の財務管理に関する規則に沿って、成果と

¹¹ 文書自体の入手・確認はできなかった。

¹² 同上

関連リスクの評価・管理に関するガイダンスを提供することを目的として作成された。同指針は、ノルウェーからの ODA 資金を受けるプロジェクトやプログラムにおいて、障害者を含む社会的弱者や障害インクルージョンが考慮され、優先されるべき重要な課題であることを認識させるために策定された¹³ [5]。

3.8.4 実施体制

Norad においては、人間開発部 (Department of Human Development) の人権課 (Section for Human Rights) が、障害インクルージョンを担当している。人権課は、人権、子どもの権利、障害インクルージョン、現代奴隷制との闘い、宗教および信仰に基づく少数派の権利、言論とメディアの自由、民主主義と民主化に関する事項の他、UNICEF への中核的支援とセーブ・ザ・チルドレンとの協力協定の管理を担当している [11]。2023 年 6 月現在、人権課における障害インクルージョンの担当者はシニアアドバイザー1名である。課長はじめ課内のメンバーも障害インクルージョンに携わっている¹⁴。Norad ホームページによると人権課の人員は7名である [12]。

Norad は外務省および大使館への技術的助言を行う。外務省に対しては定期的な会合や年次会合等、様々な機会に障害インクルージョンに関する助言を行っている¹⁵。

3.8.5 事業運営

Norad は、外務省および気象・環境省からの援助方針に係る通達（重点分野や分野ごとの予算規模、パートナー機関への資金提供規模等）に基づき、CSO、国際機関や研究機関等に対する資金提供を行う [13]。したがって、Norad は主にグラントのマネージメントを行っている。

グラントに対するプロポーザル募集要項には、すべてのプロジェクトにおいて、考慮しなければならない4つの分野横断的課題として以下を挙げている。

- 参加、説明責任、非差別に特に焦点を当てた人権
- 女性の権利とジェンダー平等
- 気候変動と環境
- 汚職防止

グラント受領者は、4つの分野横断的課題に悪影響を及ぼす可能性のある重大なリスク要因を特定し、プロジェクト・サイクルを通じてこれらのリスクを分析・管理しなければならないとしている [14]。障害に関しては人権の中に含まれる。

また、一部のプロポーザル募集には、OPD とのコンサルテーションや OPD の巻き込みを要件あるいは強く推奨するものもある¹⁶。

¹³ p. 29, 55, [5]

¹⁴ Norad 提供情報 (2023 年 6 月 22 日)

¹⁵ Norad 提供情報 (2023 年 7 月 5 日)

¹⁶ Norad 提供情報 (2023 年 6 月 22 日)

なお、Norad の「倫理ガイドライン (Ethical guidelines - Guide for Norad's grant recipients) (2014 年)」では、すべてのグラント受領者は、その活動に対して倫理的ガイドラインを定めることが義務付けられるとしている。ガイドラインには最低限、人権の尊重を求める条項を盛り込まなければならないとし、例えば、人種、性別、社会的身分、性的指向、障害、宗教、政治的所属などによる差別を受けることなく業務を遂行しなければならないとしている [15]。

3.8.6 障害主流化の実績に対するモニタリング・評価

(1) モニタリング・評価

障害主流化に関する取組の評価について、2000 年以降を対象としたものを表 3-43 に示す。約 10 年間で対象期間とし、障害に関する取組を広範かつ詳細に評価している。評価では、Norad、外務省、大使館に対する提言が行われている。

表 3-43 障害主流化に関する評価

文書名	対象期間
Mainstreaming disability in the new development paradigm. Evaluation of Norwegian support to promote the rights of persons with disabilities 2000-2010 (2012)	2000-2010 年
Mapping of Norwegian Efforts to Include Persons with Disabilities in Development Assistance 2010-2019 (2021)	2010-2019 年
Evaluation of Norway's inclusion of persons with disabilities in development cooperation (2022)	2010-2020 年

出典：Norad ホームページ上の情報を基に作成

(2) OECD-DAC 障害政策マーカー

ノルウェー政府は 2018 年から OECD-DAC 障害政策マーカーの使用を開始した [16]。第 2 章 2.2 で記載のとおり、ノルウェー政府の OECD-DAC 障害政策マーカー付与率は 100% である。障害インクルージョン開発戦略の実施計画 (表 3-42) にあるとおり、Norad は OECD-DAC 障害政策マーカーの適切かつ統一的使用をパートナーにも促すことを目標にするなど、同マーカーの使用に積極的に取り組んでいる¹⁷。

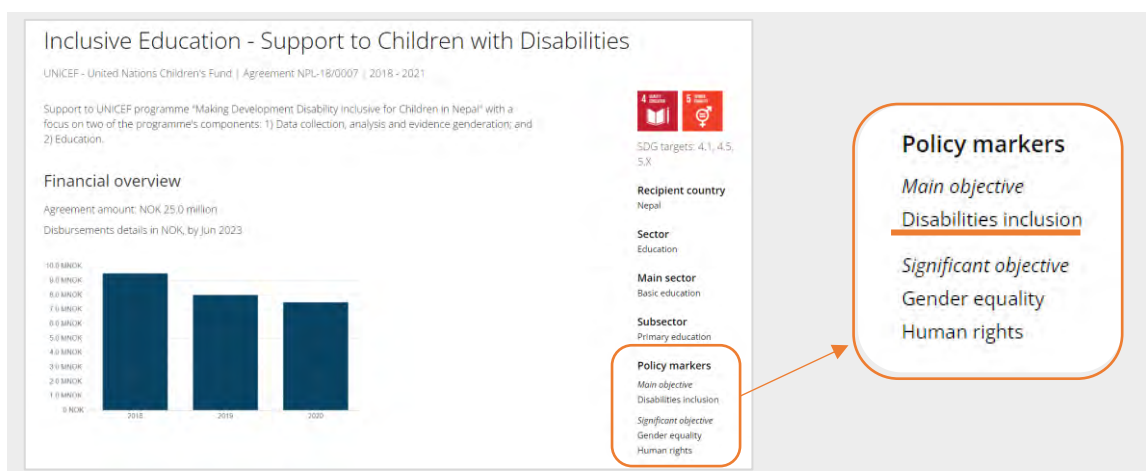
Norad、外務省、大使館では、共通のプログラム管理プラットフォーム (PTA¹⁸システム) を使用している。各組織のグラント・マネジャーが PTA システム上で新規案件の登録時にマーカーを付与している (プルダウンメニューで Main objective、Significant objective、None から選択する) [5][17]。

Norad は、統計情報の質の確保を目的に「Statistical Classification Manual (2023 年 1 月)」を策定した。このマニュアルは、ODA 統計に関わる、主に Norad、外務省、大使館の職員向けのものであるが、毎年 ODA 統計を提供する協力パートナーである他省庁やノルウェーの NGO 等のためにも策定されたものである [17]。同マニュアル内において障害政策マーカーについての説明が掲載されているが、内容は OECD の「Converged Statistical Reporting Directives for the Creditor Reporting System (CRS) and the Annual DAC Questionnaire – Annexes – Modules D & E (2020 年)」にある内容と同一である。

¹⁷ ノルウェーは、特定分野の結果を把握するため、1999 年、DAC 報告書に女性、子ども、先住民、難民、障害者など、主な対象グループに関連する独自の指標を導入するなどの取組を行っていた [4]。

¹⁸ PTA は Plan – Tilskudd – Avtale (計画 – グラント – 契約書) を意味する。

今年（2023年）、OECD-DAC 障害政策マーカーの使用に関する内部ガイダンス文書を策定予定とのことである。なお、Norad において OECD-DAC 障害政策マーカーに関わる目標値は設定していない¹⁹。また、ノルウェーの開発援助に関するポータルサイト (<https://resultater.norad.no/en>) が開設されている。同ポータルサイトは、ノルウェーの開発援助がどこで、どのように使われ、途上国や人々にどのような成果をもたらしたかについて公表し、透明性を高めることを目的としている。ポータルサイトには各プロジェクトの情報が掲載されており、プロジェクトの OECD-DAC 障害政策マーカーの状況も確認できる。図 3-9 の UNICEF のネパールにおける支援（インクルーシブ教育—障害児への支援）の例では、障害インクルージョンが main (principal) であることが分かる。



出典：[18]

図 3-9 ノルウェー開発援助ポータル

3.8.7 組織文化・体制

(1) 障害者雇用

Norad は、ノルウェーの平等・反差別法に従って行動する義務に基づき、ジェンダー平等を推進し、差別と闘うために積極的に取り組んでいる。採用の際には、Norad は多様性に関する政府のガイドラインに従っている。具体的には、障害がある、履歴書に空白がある、移民の背景があるなどの条件を満たす応募者を面接に招集するとしている。Norad の 2022 年の年次報告書では、募集ポジションのうち、5 つのポジションで、「障害がある」と明言した応募者に面接を行ったが、採用には至らなかったとの記載がある [8]。

一方、2022 年に実施されたノルウェー政府の障害インクルージョンに関する評価²⁰の結果では、障害者の採用に関する規程、障害者である職員の定着やキャリアアップを支援する具体的な方針は特定できないとある。また、合理的配慮のための正式なプロセス（申請および決定プロセスに対する職員の満足度を含む）も確認できないとのことである²¹ [16]。

¹⁹ Norad 提供情報（2023年7月5日）

²⁰ Norad、外務省、大使館に対する評価

²¹ p. 37, [16]

(2) 能力強化

障害インクルーシブ開発戦略の実施計画（表 3-42）にある、人権に基づくアプローチに関する専門性を向上するため研修コースについては、ノルウェーの障害当事者団体（OPD）を統括する Atlas Alliance（詳細は 3.8.9 参照）と協働で、障害インクルージョンの新たな E ラーニングプラットフォームを作成中である²²。また、Atlas Alliance は外務省と提携し、外務省と CSO の職員のための研修を実施している [19]。

3.8.8 障害当事者の参加

2019 年、国連障害者権利委員会は総括所見において、ノルウェーの開発協力におけるパートナーとしての障害当事者団体（OPD）の効果的な関与に関する情報不足を懸念しているとし、プログラムおよびプロジェクトの設計、実施、モニタリング・評価において、OPD を通じた障害者の完全かつ効果的な参加およびインクルージョン、ならびに障害者との協議を行うよう勧告した [20]。現時点で、プロジェクトの設計、実施、モニタリング・評価において OPD の参加を義務付けるような規定等の文書は確認できない。

その一方で、Atlas Alliance を通じ、Atlas Alliance に加盟するノルウェーの OPD が実施するプロジェクトが多く実施されている（3.8.9 参照）。また、食料安全保障政策、障害インクルーシブ開発戦略およびその実施計画の策定プロセスにおいて、Norad は OPD との協議を行っている²³。

3.8.9 障害主流化の事例—障害当事者団体による人権擁護活動を通じた障害主流化の推進

Atlas Alliance は、1981 年に設立された、国際開発支援や人道援助に携わるノルウェーの障害当事者団体（OPD）7 団体²⁴を統括する組織である [21]。Atlas Alliance の基本原則は「Nothing about us without us（私たち抜きに私たちのことを決めるな）」であり、障害者がプロジェクトの設計から最終決定まで、あらゆるプロセスのあらゆる段階に参加することを意味する。Atlas Alliance は、OPD をエンパワメントし、地方および国家の政府内の変革に影響を与え、他の CSO や国際 NGO との連携や連帯を構築することにより、基本原則を確実なものにしている [22]。

Atlas Alliance は、Norad との枠組み合意（Framework Agreement）を通じて割り当てられたノルウェーの OPD や CSO への資金を管理・モニタリングしている [16]。Norad との 2020～2024 年の枠組み合意の下、Atlas Alliance は 13 の国・地域で 5 つの分野（人権擁護、インクルーシブ教育、保健・リハビリテーション、経済的エンパワメント、障害インクルーシブ災害リスク軽減）において計 34 のプロジェクトを実施している²⁵ [22]。

²² Norad 提供情報（2023 年 7 月 5 日）

²³ Norad 提供情報（2023 年 6 月 22 日）

²⁴ Norwegian Association of the Blind and Partially Sighted (NABP)、Norwegian Association of Disabled (NAD)、Norwegian Federation of Organisations of Disabled People (FFO)、Norwegian Association for Persons with Intellectual Disabilities (NFU)、Norwegian Association for Spina Bifida and Hydrocephalus (RHF)、Youth Mental Health Norway (YMHN)、Signo Foundation

²⁵ p. 4, [22]

2021年、Atlas Alliance は、人権擁護分野では11か国2地域で計18のプロジェクトを実施した。人権擁護分野の全体的な目標は、障害者が自分たちの権利を主張し、自分たちの生活に影響を与える問題に対して影響力を行使できるようになることである。成果として以下2つを掲げている²⁶ [22]。

成果1：OPD が国や地方の意思決定プロセスに影響を与える

成果2：障害のある少女と少年、女性と男性が対象地域における国および地方レベルのプログラムやサービスの恩恵を受ける

南部アフリカ地域では、ノルウェー障害当事者団体連合会（FFO：Norwegian Federation of Organisations of Disabled People）が南部アフリカ障害者連盟（SAFOD：Southern Africa Federation of the Disabled）をカウンターパートとしてプロジェクトを実施している²⁷ [22]。

成果1の達成に貢献するこれまでの成果として、SAFOD が南部アフリカ開発共同体（SADC：Southern African Development Community）指導部に働きかけ、ボツワナのSADC本部でSADC新議長との面会を行ったことが挙げられる。そこでは、SAFODによって作成された障害者議定書（Disability Protocol）の草案について討議が行われ、また、同地域におけるマルチセクターでの障害主流化の推進についても話し合いが行われた。SAFODの大きな成果は、議長自身が2022年にSADC政府の閣僚も参加するマルチセクター会議においてSAFODと協力することを約束したことである。障害者議定書は、地域の政策やプログラムに障害者、特に少女や女性のニーズを取り入れるための共通戦略を策定するための法的基盤となる²⁸ [22]。

成果2に関する進捗としては、2021年12月のSAFODとUNICEFの協力協定締結が挙げられる。その目的は、SADC地域の国・地域の青少年・子どもの育成の枠組みの中で、障害の効果的な主流化を提唱する地域プロジェクトを試験的に実施することである。これは、障害のある青少年や子どもたちがソーシャルメディアやその他のオンライン・ツールを利用できるプラットフォームを提供することによって行われる予定である²⁹ [22]。

²⁶ p. 8, [22]

²⁷ 同上

²⁸ p. 11, [22]

²⁹ p. 16, [22]

3.9 ドイツ連邦経済協力開発省 (BMZ)・ドイツ国際協力公社 (GIZ)

3.9.1 組織概要

ドイツにおける開発協力は、連邦経済協力開発省 (BMZ : Bundesministerium für wirtschaftliche Zusammenarbeit und Entwicklung Federal) が所管し、援助政策の企画・立案、二国間援助および多国間援助の調整、政府開発援助 (ODA : Official Development Assistance) 実績の取りまとめ等を行っている。開発協力の実施機関であるドイツ国際協力公社 (GIZ : Deutsche Gesellschaft für Internationale Zusammenarbeit) は、ドイツ技術協力公社 (GTZ : Gesellschaft für Technische Zusammenarbeit)、ボランティアや専門家など人材派遣を担うドイツ開発サービス公社 (DED : Deutscher Entwicklungsdienst)、人材開発・研修実施機関である国際再教育開発公社 (InWent : Internationale Weiterbildung und Entwicklung) の国際開発機関 3 団体が統合して 2011 年に発足した。GIZ は連邦政府を出資者とする有限会社として、BMZ による監督の下、二国間援助のうち技術協力事業を実施する。対して、有償・無償資金協力事業については、復興金融公庫 (KfW : Kreditanstalt für Wiederaufbau) を実施機関としている。GIZ の組織概要は以下のとおりである。



表 3-44 GIZ の概要

名称	Deutsche Gesellschaft für Internationale Zusammenarbeit (GIZ)
代表者	トーステン・シェーフアー・ギュムベル (Thorsten Schäfer-Gümbel)
所在地 (本部)	ボンおよびエッシュボルン
設立年	2011 年
加盟国数	n.a
職員数	約 25,000 名
在外事務所	90 事務所
URL	https://www.giz.de/en/html/index.html

出典： [1]を基に作成

3.9.2 リーダーシップ、政策・戦略

(1) リーダーシップ、コミットメント

ドイツ政府は、2016 年に障害者権利条約 (CRPD : Convention on the Rights of Persons with Disabilities) に係る第 2 次国家行動計画を公表しており、国際協力に関する計画としては、例えば障害者を開発協力事業や人道支援活動に体系的に包摂するための戦略策定や障害別にデータを分析することなどが挙げられている。

GIZ では、国際協力において障害者のインクルージョンを組織的に推進するためのグローバル・プロジェクトとして「Global Project on Inclusion of Persons with Disabilities」を実施している。これは、現在世界中で実施されている約 1,500 の GIZ のプロジェクトの一つに位置づけられ、2013 年から 2023 年までの期間をもって、「BMZ とその実施機関が、国際開発の取組において障害者のインクルージョンに一層配慮する」ことを目的として実施されている。

また、2025 年 4 月にベルリンで開催される第 3 回世界障害サミットについて、ドイツは、ヨルダンや国際障害同盟 (IDA : International Disability Alliance) とともに共催国として参画することとなっており、現在開催に向けた準備が進められている。開催国としての参画については、連邦経済協力開発大臣の

イニシアチブにより実現した¹⁾。

(2) 政策・戦略

障害インクルージョンに係る戦略としては、BMZ が 2019 年に開発協力における障害インクルージョン戦略「Inclusion of persons with disabilities in German development cooperation」を発行している。分野横断的な同戦略は、ドイツの ODA 事業に関わるすべての人に対して拘束力をもつガイドラインであり、障害者の利益に影響を与えうるあらゆる分野の ODA 事業はこの戦略に沿ったものでなければならないと述べられている。

同戦略では、障害インクルージョンのための課題と活動領域として、(1) BMZ の施策と戦略に障害者を含めること、(2) 障害者の状況に関するデータの収集と利用方法の改善、(3) 障害者の権利に関する二国間の資金・技術協力事業における人権基準と原理の評価基準を検討することが挙げられた。これを踏まえ、包括的な目標として「ドイツの開発協力において、障害者のインクルージョンが横断的な形で体系的に確立されるようにする」ことが掲げられ、さらに表 3-45 のように、ドイツの開発協力関係機関が取り組むべき目標として、3 点示されている。BMZ は今後、これらの戦略実施に向けたより詳細な行動計画を策定する予定である。

表 3-45 BMZ 障害インクルージョン戦略に示された 3 つの目標

- Goal 1 : ドイツの開発協力関係機関は、CRPD に従い、組織内の業務において障害者のインクルージョンを推進する
- Goal 2 : ドイツの開発協力関係機関は、パートナー国との協力において、CRPD の実施を促進する
- Goal 3 : ドイツの開発協力関係機関は、国際政治対話において障害者の権利実現を提唱する

出典 : p.12, [2]を基に作成

3.9.3 障害インクルージョンに関するガイダンス文書

GIZ では、様々な分野の案件で障害主流化を進めるため、プロジェクト計画段階における取り組み方を示したガイドラインの他、雇用、社会保障、保健医療などのセクター別にガイドラインを用意し、国際協力の実務に関わる者が実際に障害インクルージョンに取り組めるようにしている。これらのガイダンス文書は、3.9.7 に後述する職員の能力強化にも活用される。

表 3-46 障害インクルージョンに関する GIZ のガイダンス文書

年	タイトル	概要	出典
2022	Inclusion of persons with disabilities in project planning	プロジェクト計画段階における障害インクルージョンの具体的な取組方法を説明し、リソースやツールを紹介している。	[3]
2022	Guide to working inclusive: Remove barriers	障害をもつ人がアクセシブルな環境で働くために取り組むべき事項について、具体的な場面ごとに紹介している。	[4]
2022	Guidelines on inclusion in textile supply chains	繊維産業における障害インクルージョンに関し、小売業者への推奨事項、サプライヤー企業への推奨事項について、取り組み方をステップごとに紹介している。	[5]
2021	Ensuring social protection for persons with disabilities matters	障害インクルーシブな社会保護プログラムのフレームワーク、運用方法、有用なリソースについて紹介している。	[6]

¹⁾ GIZ へのヒアリング (2023 年 7 月 12 日)

年	タイトル	概要	出典
2021	Inclusion and tourism: Analysis and practical approaches for development cooperation projects	インクルーシブ・ツーリズムを推進するため、障害者のツーリズム分野の現況について概観した上で、インクルージョンのための戦略、具体的なステップについて述べ、好事例を紹介している。	[7]
2019	Disability-inclusive employment promotion: Lessons learned from five GIZ projects	障害者の雇用に関するケーススタディとして5案件を紹介し、それぞれの案件で用いられたアプローチや成功要因を分析し、紹介している。	[8]
2019	Including persons with disabilities in health projects and programmes	保健医療分野における障害インクルージョン実現のための取組として、WHOの保健システムのフレームワークに沿って、各項目について解説している。	[9]
2019	Disability inclusion matters: Inclusion of persons with disabilities in the context of forced displacement	強制移住の状況における開発協力の障害インクルージョンを実現するために、開発実務者が取り組むべき事項(データ収集、アクセシビリティの確保、障害当事者の参加等)について説明している。	[10]
2019	Disability inclusion matters: Including persons with disabilities in the promotion of good governance	ガバナンス分野における障害インクルージョン実現のための取組として、法律・政策・司法制度の整備、意思決定・計画・モニタリングプロセスへの参加、公共サービスや司法へのアクセスの確保等について解説している。	[11]
2018	Including persons with disabilities in employment promotion	障害インクルージョンを雇用促進の実践に活かすための方法論として、主なアプローチ方法、効果的な対策とメカニズムについて説明している。	[12]

3.9.4 実施体制

ドイツにおける障害主流化の実施体制として、BMZの「Division 413 – Human rights, inclusion of persons with disabilities, media」が当該政策の企画・立案を担い、実施機関であるGIZでは「Sector and Global Programmes (GloBe) Department」の「Global Policy, Governance, Cities」が関連する業務を行っている。

先述した、GIZが組織内外の障害主流化を促進するために実施している「Global Project on Inclusion of Persons with Disabilities」は15名の体制で実施されており、プロジェクト・マネージャー1名、財務マネージャー1名、コミュニケーション・マネージャー2名、オフィス・マネージャー1名、各分野におけるインクルージョン・アドバイザー10名(南アフリカの地域アドバイザー1名を含む)が従事している。

また、GIZでは障害に関して以下の人材が配置されている。

- インクルージョン・フォーカルポイント(分野別部門、プログラム実施部門に配置)
- Official GIZ Inclusion Manager(雇用主側、人事部)
- Official GIZ Representative for Persons with Severe Disabilities(職員から選出)

加えて、GIZでは障害インクルージョン・ネットワークが立ち上げられており、GIZ本部、各国事務所から当該分野に関心のある職員約120名が参加し、定例ミーティングやニュースレターの発行等を通じて意見交換が行われている。現在、同ネットワークは内部での運用に限られているが、BMZからの提案を受けて、今後は他の関係機関、障害当事者団体やNGO等からの参加も促していく予定である²。

² 同上

3.9.5 事業運営

(1) 事業全体

GIZ では、受益者として障害者を含めることを目的とした障害特化のプロジェクトの場合、プロジェクト・サイクルを通じて、セクター部門や Global Project on Inclusion of Persons with Disabilities から助言が提供される。具体的な助言内容としては、プロジェクトの審査、計画段階において障害当事者団体を含むすべてのステークホルダーとの対話を実施すること、また、プロジェクトのログフレーム（インパクト、アウトカム、アウトプット、アクティビティ）には障害者の関与と想定される影響を明記すること、などが挙げられる。指標の策定においては、障害インクルージョンのガイドラインがあり、これに沿って指標を検討することとなる。また、実施段階においては、必要に応じて Global Project チームに助言を求めることができる³。

(2) 調達

GIZ では、サービス、建設、開発パートナーシップの契約に関して「一般契約条件」が定められており、「基本条件と持続可能性」に係る事項のうち「環境・社会基準と人権」において、障害配慮について言及されている。請負業者は、「業務やサービスの提供期間全体を通して、人権の尊重、児童の保護、あらゆる形態の暴力・虐待・搾取の防止、民族的な出自や宗教的信条、年齢、性自認、性的指向、あらゆる種類の障害に基づく差別の排除、あらゆる性別に対する男女平等の促進を図ること⁴」が求められている。

3.9.6 障害主流化の実績に対するモニタリング・評価

2018年にOECD-DAC障害政策マーカーが国際的に導入されることが決定され、ドイツはこの決定に賛同しているが、現在ドイツの二国間援助に運用可能かどうか検討している段階である。具体的には、2024/25年の導入に向けて、BMZが準備を行っている。BMZがOECD-DAC障害政策マーカーの正式運用を決定したのち、GIZでは各種必要なガイドラインや研修教材、報告体系を整備していくこととしている⁵。

現在は、BMZの内部ガイドライン（内部指標）である「Quality Criteria on Human Rights, Gender Equality and Disability Inclusion」が用いられており、GIZではこのガイドラインに沿ってプロジェクトの計画、報告を行っている。

³ 同上

⁴ p.2, [15]

⁵ 同上

3.9.7 組織文化・体制

(1) 障害者雇用

GIZ は、2022 年 12 月時点で 275 名の障害者を雇用している⁶。

(2) 能力強化

GIZ では、障害に関する意識啓発、能力強化のための様々な研修を用意している。表 3-46 に示したガイダンス文書は研修用教材としても活用される。また、e ラーニングやウェビナー、ビデオ教材なども豊富に揃えている。各部門/ユニットおよび職員は、障害インクルージョンに関する年間目標を立てることとされ、職員の人材育成が図られている。

3.9.8 障害当事者の参加

GIZ の取組として、プロジェクトの審査や計画の段階においては、CRPD にある「Nothing about us without us」の理念に従って、障害当事者団体を含むプロジェクトのすべてのステークホルダーや受益者と協議が行われる。

3.9.9 障害主流化の事例：「Sanitation for Millions」プロジェクトのインクルーシブ WASH 活動

「Sanitation for Millions」は、BMZ をリード・ドナーとして、ビル&メリンダ・ゲイツ財団、Water Unite、ハンガリー外務貿易省等からの資金援助を受けて GIZ が実施しているグローバル・プロジェクトである。現在、コロンビア、ヨルダン、パキスタン、ウガンダ、カリブ海地域 11 か国で実施されている。同プロジェクトは、学校や医療施設、宗教施設等に女性にやさしくインクルーシブな衛生施設を建設するとともに、併せて、施設の運営・維持管理に関わる人材を育成し、人々に安全な衛生習慣を促すものである [13]。

ウガンダでは、小中学校 15 校と保健センター 2 か所にインクルーシブな衛生設備、手洗い設備が整備された。学校のバリアフリートイレまでのアプローチにはスロープがあり、外開きドアは車椅子の利用者にとっても十分な広さがとられている。内部も広い空間が確保され、手すり、手が届く水洗ハンドル、座ったままで利用可能な洗面台が備わっている。ウガンダにおいてインクルージョンは政治的な優先事項とされており、水と衛生（WASH：Water, Sanitation and Hygiene）サービス提供に関しても障害のある子どものために展開する政策環境が整っている。バリアフリートイレとスロープの建設・設計は、ウガンダの既存の基準が用いられ、設計にあたっては、行政関係者に加えて施設の利用者と協議が行われた。

同プロジェクトは WASH 活動に焦点が置かれたが、学校関係者や障害のある児童と協力する中で、衛生設備だけではなく学校全体の建物の構造や学校までのアクセス（通学）に関する問題も浮き彫りとなり、インクルージョンに関してより広範な議論を促している [14]。

⁶ 同上

3.10 豪州外務貿易省 (DFAT)

3.10.1 組織概要

政府開発援助の政策立案と実行を担ってきたオーストラリア国際開発庁 (AusAID : Australian Agency for International Development) は、2013年3月に外務貿易省 (DFAT : Australian Government Department of Foreign Affairs and Trade) に統合された。新体制では、二国間援助は外交を担当する部局が外交政策の一環として担い、国際協力・開発グループ等の部局が多国間協力、人道支援、調達・官房業務等を担当する。

2021年のODA実績贈与相当額は14.7億USDで、17位であった [1]。オーストラリア政府は、インド太平洋地域、特に太平洋島嶼国や東南アジアにおける持続可能な経済成長および貧困削減への貢献を通じて、国益を促進する援助を実施するとの方針を打ち出しており、国際機関経由の援助を含む国・地域別予算の約9割がインド太平洋地域を対象としている (2021-2022年予算) [2]。



Australian Government
Department of Foreign Affairs and Trade

表 3-47 豪州外務貿易省の概要

名称	Australian Government Department of Foreign Affairs and Trade
代表者	パット・コンロイ (Pat Conroy) 国際開発・太平洋大臣
所在地 (本部)	オーストラリア首都特別地域
設立年	1974年 (オーストラリア開発援助庁 (Australian Development Assistance Agency) の設立年)
職員数	5,947人
在外事務所	85か国
URL	https://www.dfat.gov.au/

出典：DFAT ホームページおよび DFAT Annual Report 2021-2022 [3]を基に作成

3.10.2 リーダーシップ、政策・戦略

(1) リーダーシップ、コミットメント

DFAT (当時 AusAID) は、他の国際援助機関より先んじて、2008年に障害インクルーシブ開発の戦略である「Development for All: Towards a disability-inclusive Australian aid program 2009–2014」 (以下、DFA 2009–2014) を発表し、その取組を積極的に推進してきた。国際社会において、この分野のリーダー的役割を担い続けるという意志も明確に示している [4]。

DFAT は組織の最上位文書である国際開発方針「Australian aid: promoting prosperity, reducing poverty, enhancing stability」 (2014年) で、障害者の貧困対策へのコミットメントを示した [5]。2023年8月に発表された新たな国際開発方針「Australia's International Development Policy: For a Peaceful, Stable and Prosperous Indo-Pacific」は、障害インクルージョンに対するコミットメントを明確に掲げている。効果的な開発を行うために、障害者と対等なパートナーであること、また、開発プログラムのあらゆる段階において障害者と障害当事者団体が積極的かつ主導的な役割を果たすことを支援することを示している¹。同文書の序文において、ペニー・ウォン (Penny Wong) 外務大臣は「私たちはジェンダー平等

¹ p.15, [33]

と障害者の権利を推進する」、またパット・コンロイ (Pat Conroy) 国際開発・太平洋大臣は「オーストラリアは、ジェンダー平等、気候変動、障害者の平等を行動の中核的課題とする」と述べており、障害インクルージョンへのリーダーシップを示している²。

このように、DFAT は、障害インクルージョンを開発協力および人道支援における横断的な優先事項に位置づけており、ジェンダー平等、障害インクルージョン、人権に対する実践的な支援を通じ、開発援助の効果を高めていくとしている [6]。また、「Corporate Plan 2022-2023」では、7つの優先事項のうち3つで障害インクルージョンが言及されている。優先事項4では、女性と女兒の支援とともに障害インクルージョンは政府の中心的な優先事項であり、開発プログラムにおけるジェンダー平等と障害インクルージョンの説明責任を強化する旨記載されている [7]。

DFAT は第1回および第2回世界障害サミットにおいて、表 3-48 に示すコミットメントを発表した。

表 3-48 DFAT の障害インクルージョンに関する 18 のコミットメント (2022 年)

第1回世界障害サミット	第2回世界障害サミット
1. 人権特別報告者による国連の障害の取組に関する基礎レビュー実施への資金援助を行う。	1. 東ティモールの政府と障害当事者団体を支援し、障害者国家行動計画 2021-2030 を実施する。
2. インクルーシブ・コミュニティのための ASEAN ³ 基本計画策定のため ASEAN General Network for Disability Access へ資金援助を行う。	2. 保健医療プログラムの全体にわたって、障害者インクルージョンの主流化を強化する。
3. Pacific Disability Forum への資金援助を通じ、太平洋地域におけるろう者の状況分析を行う。	3. 開発および人道支援活動における障害インクルージョンを促進するための支援を強化・調整するため、主要パートナーによる地域組織の設立に関するスコーピング・スタディに資金援助を行う。
4. 国連、世界障害者サミット、Global Action on Disability Network (GLAD Network) など国際的なイベントやメカニズムへの障害者の参加を支援する。	4. 社会保護プログラムへの支援において、障害者インクルージョンを確保する。
5. 米国国際開発庁 (USAID)、ワールド・ビジョンとのパートナーシップのもと、障害のある学習者にも配慮した子どもの読書学習を支援するソリューションの開発に取り組む。	5. 2022 年アジア太平洋防災閣僚会議の共催国として、障害者インクルージョンに重点的に取り組む。
6. 世界保健機関 (WHO) 西太平洋地域事務所への資金提供を通じ、太平洋地域における支援技術・機器の調達と提供のためのフィジビリティ・スタディを実施する。	6. ニューゼaland、太平洋諸島フォーラム事務局、太平洋障害フォーラムとともに、2022 年 2 月 16 日に「世界障害者サミット-太平洋サテライト・サミット」を開催する。
7. Washington Group Questions の活用による、障害別データの活用拡大を支援する。	7. 国際援助機関との戦略的パートナーシップにおいて、障害者インクルージョンを推進することを約束する。
8. OECD-DAC 障害政策マーカーを導入する。	8. Development for All 2015-2020 の後継の戦略文書を策定する。
9. シリア危機における障害者を含む人道支援活動を支援するため、3 年間で 1,640 万 AUD を提供する。	9. 障害当事者組織を支援するため、太平洋障害フォーラムと International Disability Alliance に対する援助資金を増額する。
10. 障害者を含むより包括的な援助プログラムを提供するため、DFAT 職員の能力向上に投資する。	

出典： [8]を基に作成

² pp.3-4, [33]

³ 東南アジア諸国連合 (Association of Southeast Asian Nations)

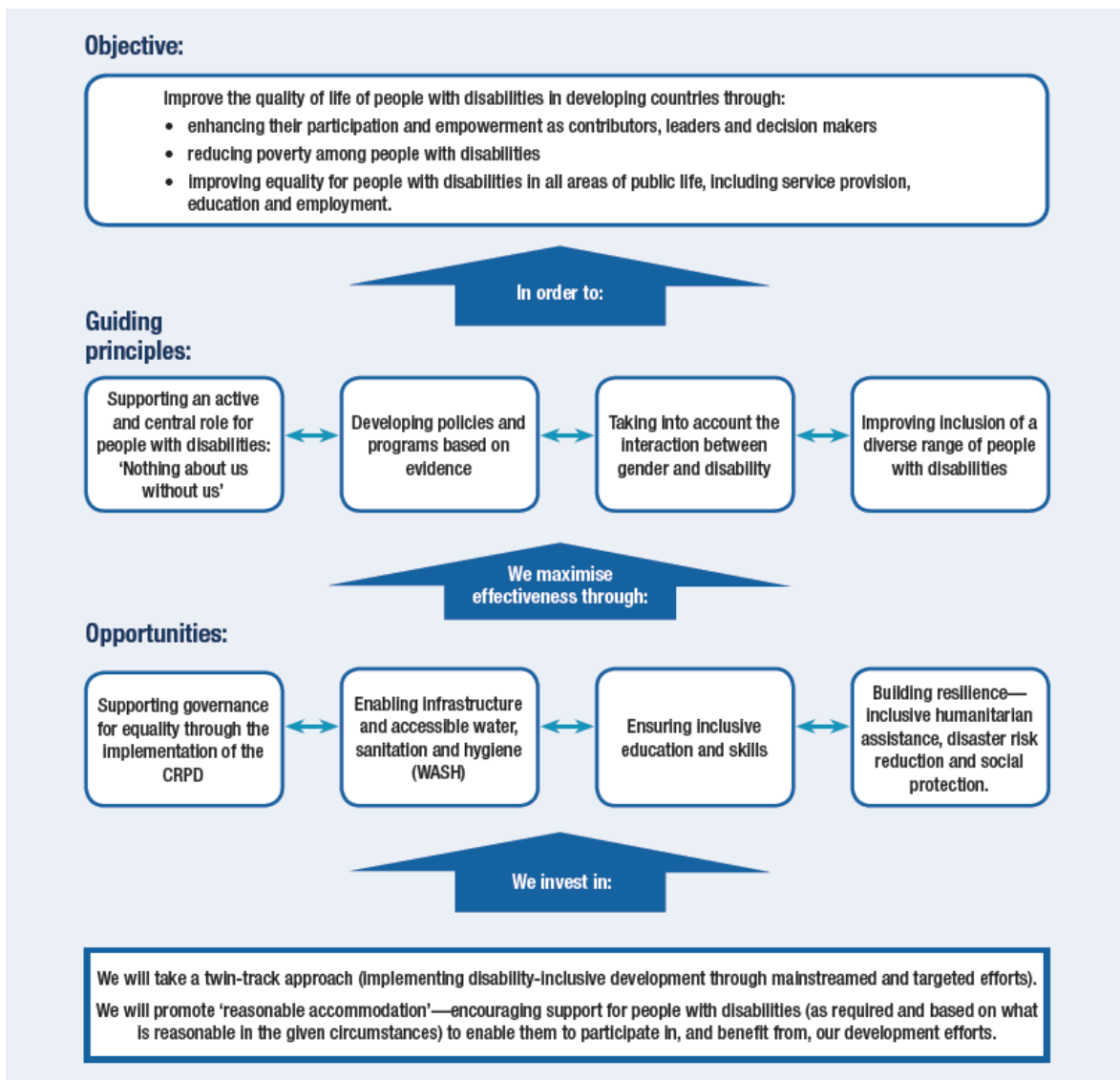
(2) 政策・戦略

障害インクルーシブ開発に焦点を当てた初の戦略として、2008年にDFA 2009-2014が発表された。同戦略策定の背景には、障害者を含む市民社会によるアドボカシー活動と2007年の障害者権利条約（CRPD：Convention on the Rights of Persons with Disabilities）への批准があった。DFA 2009-2014は、政府および組織幹部の強いリーダーシップのもと、2008年にAusAID内に設置された障害タスクフォースが中心となり策定された。策定過程においては、他機関の動向分析、障害当事者を含む国内外の関係者とのコンサルテーションが行われた [9]。DFA 2009-2014で示された優先事項は以下のとおりである [10]。

- 障害インクルーシブ開発に向けたパートナー政府への包括的な支援
- 援助プログラム全体における障害者の教育やインフラへのアクセス改善
- 障害当事者団体の能力強化
- ボランティア、NGO協定、研究、リーダーシップ賞、奨学金、スポーツ、小額助成金など、さまざまな支援プログラムを通じたイニシアチブの育成
- 障害と開発におけるリーダーシップの強化

2014年には後継の戦略として、「Development for All 2015-2020: Strategy for strengthening disability-inclusive development in Australia's aid program」(DFA 2015-2020)が策定された(期間は2021年まで延長)。DFA 2015-2020は、戦略の目標として以下の3点を掲げるとともに、障害インクルーシブ開発の取組強化のための戦略フレームワーク (Strategic Framework)を示している(図 3-10) [11]。

- 貢献者、指導者、意思決定者として障害者の参加とエンパワメントを強化する
- 障害者の貧困を削減する
- サービス提供、教育、雇用を含む生活のあらゆる分野において障害者の平等を向上させる



出典 : p.6, [11]

図 3-10 Development for All 2015-2020 戦略フレームワーク

3.10.3 障害インクルージョンに関するガイダンス文書

DFAT が発行する障害インクルージョンに係るガイダンス文書を表 3-49 にまとめる。

表 3-49 障害インクルージョンに関するガイダンス文書

年	タイトル	分野・テーマ等	出典
2013	Protection in Humanitarian Action Framework for the Australian aid program	人道支援	[12]
2013	Accessibility Design Guide: Universal design principles for Australia's aid program	ユニバーサルデザイン	[13]
2014	Technical Guidance Note: Social Protection and Disability	障害と社会的保護	[14]
2020	COVID-19 Gender and Social Protection Guidance Note: Violence Against Women and Girls- and Gender-sensitive Social Protection programming	COVID-19 対応におけるジェンダーと社会的保護（障害についても言及あり）	[15]
2021	Ethical Research and evaluation guidance note	調査と評価における倫理	[16]
2021	Disability Inclusion in the DFAT Development Program: Good Practice Note	開発事業における障害インクルージョン	[17]
2022	Health Security Initiative Guidance Note: Supporting disability inclusion through DFAT health security investments	保健医療分野における障害インクルージョン	[18]

出典：調査団

3.10.4 実施体制

障害者の平等と権利を所管する Disability Equity and Rights Section が障害インクルーシブ開発の推進を担う。同セクションは開発政策部（Development Policy Division）の Gender Equality, Disability and Social Inclusion Branch のもとに設置され、5 人の常勤職員が配置されている。

Disability Equity and Rights Section は、国際開発プログラム、多国間人権システム、外交政策を通じた障害者の権利とソーシャルインクルージョンの推進を担い、DFAT の業務に障害者の平等とインクルージョンを統合することを目指し、政策や制度の整備、職員の能力強化を行う。同セクションは、今年、障害者の平等と権利に関する新たな戦略の策定に取り組んでいる⁴。

なお最近まで Disability, Indigenous and Social Inclusion Section が、障害者とともに他のグループも含むソーシャルインクルージョンを所管していたが、組織改組により他のグループは他部署が管轄することになり、障害者に焦点を当てた Disability Equity and Rights Section が置かれた。DFAT 担当者によると、ソーシャルインクルージョンの枠組みにおいて他グループとの連携も引き続き重視していくとのことである⁵。

また、人道課、太平洋事務所、東南アジア事務所などの部署や事務所、重要な二国間開発プログラムを実施している国において、障害フォーカルポイントを配置している。障害フォーカルポイントの主な役割は以下のとおりである⁶。

⁴ DFAT による質問票に対する回答（2023 年 7 月 13 日）

⁵ 同上

⁶ 同上

- 障害インクルーシブ開発に関する問い合わせに対応し、専門的な知識を提供する
- 障害インクルージョンを強化するプログラムを提唱したり、その機会を特定する
- 関連ツール、ニュースリサーチ、ガイダンスなど、障害インクルーシブ開発に関する情報を共有する
- 障害インクルーシブ開発のプログラミングや研究における優れた実践例を共有することで、機関やセクターを超えた学習を促進する
- 障害インクルーシブ開発に関する知識と自信を能力開発の機会を通じて構築する

上記の他、DFAT の職員は DID4all ヘルプデスクに障害インクルージョンに係る技術支援を求めることができる体制となっている。DID4all ヘルプデスクは、DFAT の技術パートナーである CBM オーストラリアが管理しており、技術サポートに係る費用は Disability Equity and Rights Section が負担する [17]。

3.10.5 事業運営

(1) 事業全体

2018 年に発表された DFA の進捗に関する評価報告書において、提言の一つとして「プログラムの全ての段階において障害インクルージョンの検討を要件とすること」が示され、DFAT は対応として以下に取り組むとした⁷。

- 既存のプログラムサイクルや関連文書における障害インクルージョンの取組をマッピングし、推進することにより、プログラムサイクルにおいて障害インクルージョンが検討されるべきタイミングを明確にする。
- 案件形成、実施、評価において障害インクルージョンが適切に取り組みされていることを確認するため、定期的に抜き取り検査を実施する。

「Aid Programming Guide」(2022 年) は、プログラム・マネジメントに関する基本的な考え方や方法を記載した職員向けのガイダンス文書であり、障害インクルーシブ開発の取組についても説明がなされている。同ガイダンス文書は、すべての支援で考慮しなければならない 4 つの政策優先事項の一つとして障害インクルーシブ開発を挙げ⁸、事業運営サイクルの全ての段階で、障害者と障害当事者団体の参加のもと、インクルージョンを阻む障壁を特定し、対処しなければならないとしている [19]。

次節に詳述する事業形成・実施～モニタリング・評価における障害インクルーシブ開発の取組に関しては、プログラムデザインのひな型 (予算額が 300 万 AUD 以上の事業に適用) に組み込まれており、事業形成段階で必要な検討や取組が明確化されるようになっている。プログラムデザインのひな型で示されている障害インクルーシブ開発に関する記載事項は下表のとおり。

⁷ p.6, [24]

⁸ 他は、ジェンダー平等、レジリエンスの構築 (気候変動と災害リスクの軽減)、先住民族である。

表 3-50 プログラムデザインのひな型における障害インクルージョンに関する記載事項

項目	障害インクルージョンに関する記載事項
B. 背景と状況分析	<ul style="list-style-type: none"> 女性、障害者、その他周縁化された人々を含むグループについて記載すること。
C. 戦略的意図 ➤ ジェンダー、イノベーション、分野横断的な問題	<ul style="list-style-type: none"> ジェンダー、障害、他の分野横断的問題について、取り組む分野を特定すること。 女性、障害者、その他周縁化されたグループなど、主要なステークホルダーをモニタリングと評価にどのように関与させるかを記載すること。
G. ジェンダー、障害、他の分野横断的問題 ➤ 障害インクルージョン	<ul style="list-style-type: none"> 設計プロセスにおいて、障害当事者団体、障害専門家、Disability, Indigenous and Social Inclusion Section とどの程度協議を行い、助言を受けたかを説明すること。 インクルージョンと参加の機会に対する主な障壁を特定し、事業がこれらの障壁にどのように対処するのかを記載すること。 障害当事者団体およびまたは障害者が、実施、モニタリング、評価にどのように関与するかを明記すること。

出典：[20]を基に調査団作成

障害インクルージョンの取組を担保する仕組みとしては、300万AUD以上のプログラムに適応され、毎年実施される投資モニタリングがある。投資モニタリングでは、プログラムマネージャーによる進捗状況の自己評価（3.10.6に詳述するAid Quality Checks）の提出が求められている。

自己評価の一部はピアレビューを受け、プログラム品質の確保と改善が行われる。またDFATの障害インクルージョン技術顧問パートナーであるCBMオーストラリアが、実践の改善機会を特定することに重点を置いて、関連部分をレビューしている⁹。

また、2021年に発行されたガイダンス文書「Disability Inclusion in the DFAT Development Program Good Practice Note」において、開発プログラム管理サイクルにおける障害インクルージョンのためのチェックリストが示されている。同ガイダンス文書に記載されている障害インクルージョンを強化するためのエントリーポイントを表3-51にまとめる。

⁹ 同上

表 3-51 障害インクルージョンを強化するためのエントリーポイント

- ☑ 障害者と障害当事者団体との協議を通じて、国/地域における障害インクルージョンに対する主要な課題と障壁を特定する
- ☑ 上記課題と障壁に取り組む機会と、そのための最善の方法を特定する
- ☑ 事業設計、リスク評価、分析、契約、評価、プログラムレビューを含むすべてのプログラム文書において、障害インクルージョンの取組を明確にする
- ☑ 障害者と障害当事者団体が開発プログラムに参加し、そこから利益を得られるようにすることに関連する潜在的な費用を賄うため、適切な資金が確保されていることを確認する（プログラムまたは戦略策定プロセスがインクルーシブでアクセスibelであるために、予算の約 3~5%を特別に割り当てるべきである）
- ☑ モニタリングと評価に障害を組み込む
- ☑ 障害インクルージョンを促進するために、政策対話に関与する機会を特定する
- ☑ 障害インクルージョンを促進するために、障害者および障害当事者団体を支援する
- ☑ パートナー国政府に対し、国勢調査や行政調査に Washington Group Questions を活用し、障害者の割合を算出するよう奨励する
- ☑ Washington Group Questions を活用し、プログラムレベルのデータを障害別に集計し、障害インクルージョンに関連するプロセスと成果を測定するための質的データを確実に収集する

出典：pp.3-4, [17]

(2) 事業形成・実施

Aid Programming Guide において、相手国政府、民間セクター、受益者、障害当事者団体を含む市民社会組織等の有意義かつ早期段階からの関与が、プログラムのデザイン段階において不可欠であるとしている¹⁰。プログラムデザインの品質基準（Investment Design Quality Criteria）では、障害を含む分野横断的な問題に関し十分な分析を行うこと、障害者を含むソーシャルインクルージョン推進の方策を提示すること、モニタリング・評価に障害者を含む社会的弱者グループに細分化したデータを含めることが示されている [21]。さらには、障害インクルージョンの視点を持ったプログラムデザインが可能となるよう、プログラムデザインを行うチームに求められる技術としてジェンダー平等・障害・ソーシャルインクルージョンが含まれている¹¹。

DFAT では事業規模やリスク格付けによりプログラムデザインの確認・承認手順は異なるが、最終承認の前に実施される品質保証確認で参照する「Investment Design Quality Assessment Tool and Scoring Matrix」において、「ジェンダー平等、障害インクルージョン、気候変動などの分野横断的な問題にどの程度取り組んでいるか」を確認する項目が設けられている [22]。障害インクルージョンに関するプログラムデザイン文書のレビューのほとんどは、先述の DID4all ヘルプデスクの仕組みを通じて、CBM オーストラリアによって行われている。一部のレビューは、Disability Equity and Rights Section が行う¹²。

(3) モニタリング・評価

中間評価または終了時評価が、障害インクルージョンに関する助言が取り入れられたかどうかを確認

¹⁰ p.41, [19]

¹¹ p.16, [23]

¹² DFAT による質問票に対する回答（2023年7月13日）

する機会となっている。ただし、評価設問に障害インクルージョンに関する事項が含まれている場合に限る。「DFAT Monitoring and Evaluation Standards」(2022年)によると、進捗報告においては、障害者を含め社会的に不利な立場にあるグループに対する恩恵を説明するとともに、これらグループに対する具体的な取組を明示することが示されている¹³。

モニタリング・評価では、障害者を含む社会的に不利な立場にあるグループのインクルージョンを阻む要因を特定するとともに、主要な成果に含まれるインクルージョンの取組やさまざまなグループへの恩恵(中間成果)を追跡することとしている。また、男女や障害などソーシャルインクルージョンの観点から細分化されたデータの取得することを求めている。さらに、モニタリング・評価計画の策定にあたっては、社会的に不利な立場にあるグループの代表の参加が推奨されている [23]。

(4) 環境・社会配慮

事業運営において障害者の権利と利益を保護する規定として、「環境・社会配慮ポリシー (Environmental and Social Safeguard Policy)」がある。同ポリシーは、環境に加え、子ども、社会的弱者、先住民等の健康と安全を保護するための要件を示したものであり、障害者も社会的弱者グループとして明示されている。社会的弱者や不利な立場にあるグループを含む開発の影響を受ける人々への負の影響を回避し、回避が不可能な場合は、ジェンダー対応および障害インクルージョンの取組を行うことにより影響を緩和することを要求している [24]。

事業の計画および形成の複数の段階において、Safeguard Screening Checklist を用いて環境・社会配慮に係るリスクを確認することになっている。同チェックリストに含まれる障害に関する確認事項は以下のとおりである [25]。

表 3-52 Safeguard Screening Checklist における障害に関する確認事項

<p>※ 障害者およびインクルージョンについて記載がある部分のみ抜粋</p> <p>(インフラ建設/プログラミング)</p> <ul style="list-style-type: none">• インフラ事業は、女性、障害者、社会的弱者が、リーダー、起業家、労働者として、またインフラの利用者として、等しく参加し利益を得ることができない方法で設計・建設されていないか。 <p>(社会)</p> <ul style="list-style-type: none">• 開発プログラムが、子ども、女性、障害者、マイノリティグループ、高齢者など、社会的弱者や不利な立場にある人々に悪影響を及ぼす可能性はあるか。• 開発プログラムは、障害者にとって潜在的に有害な状況を生み出しているか。• プログラム活動に意図的に障害者を含めなければ、活動によって障害者がさらに取り残される危険性があるか。• 障害者に対する潜在的なリスクや悪影響を管理するために、適切な管理と処置がなされているか。• 開発プログラムは、インクルーシブで利用しやすい仕組みを用いて、意図しない結果や負の影響をどのように監視するつもりかについて概説しているか。• 開発プログラムは、意図せざる排除をどのように回避し、監視し、障害者が他の人々と平等に投資に参加し、そこから利益を得ることができるようにするのかについて概説しているか。
--

出典： [25]を基に調査団作成

¹³ p.51, [23]

(5) 委託管理

開発プログラムの実施を委託する主要パートナー機関については、年次パートナー評価を通じて障害インクルージョンを含む政策との整合性について確認、評価が行われる。

人道支援分野に関しては、DEA の進捗に関する評価報告書 (2018 年) によると、パートナー機関に対し障害インクルージョンの取組を要件とするよう交渉し、ほぼすべてのパートナー機関との契約において障害インクルーシブな支援活動を展開することが明記された。これにより、パートナー機関による人道支援活動では、障害分析や障害インクルージョンの取組が進められ、また障害別データ取得によるモニタリング・評価が行われている [26]。

3.10.6 障害主流化の実績に対するモニタリング・評価

(1) 評価方法

現行の障害インクルージョン戦略 Development for All 2015-2020 において、DFAT は、開発プログラムにおける障害インクルージョンの取組実績を毎年評価し、公表するとしている。評価は以下の情報に基づいて行われる [11]。

- 国別プログラムの年次プログラム実績報告書
- Aid Quality Checks (AQCs) を通じて収集された、国別、セクター別、金額別に分析された障害インクルージョンの取組の評価
- モニタリング・評価の枠組みを通じて収集された障害者インクルージョン指標に関するデータ
- 障害インクルージョンを推進するプログラム支出
- 分野別の取組のレビュー (パイロット事業等)
- 障害に特化したプログラムおよび障害主流化プログラムのケーススタディ

上述の Aid Quality Checks (AQCs) は、プログラム実績を評価するため、プログラムマネージャーにより毎年実施されるものであり、予算額が 300 万 AUD 以上の全ての事業において適応される。2014 年より、AQCs に障害インクルージョン評価が追加され、以降、AQCs を通じた評価が行われている。なお、AQCs における障害インクルージョンの評価基準は、導入以降、何度か見直しが行われている。現行の AQCs における障害インクルージョンの評価指標は以下のとおりであり、5 段階で評価が行われる¹⁴。

- 計画、実施、モニタリングおよび評価に、障害者および／または障害当事者団体の積極的な参加が行われている。
- 障害者が協力事業から等しく恩恵を受けることができるよう、障害者のインクルージョンと参加の機会に対する障壁を特定し、対処しているか。

AQCs による障害インクルージョンの取組評価に加え、DFAT は、2011-12 年度から毎年、年度事業報告書 (Statistical Summary) において、障害インクルージョン案件支援額の報告を行っている。この報

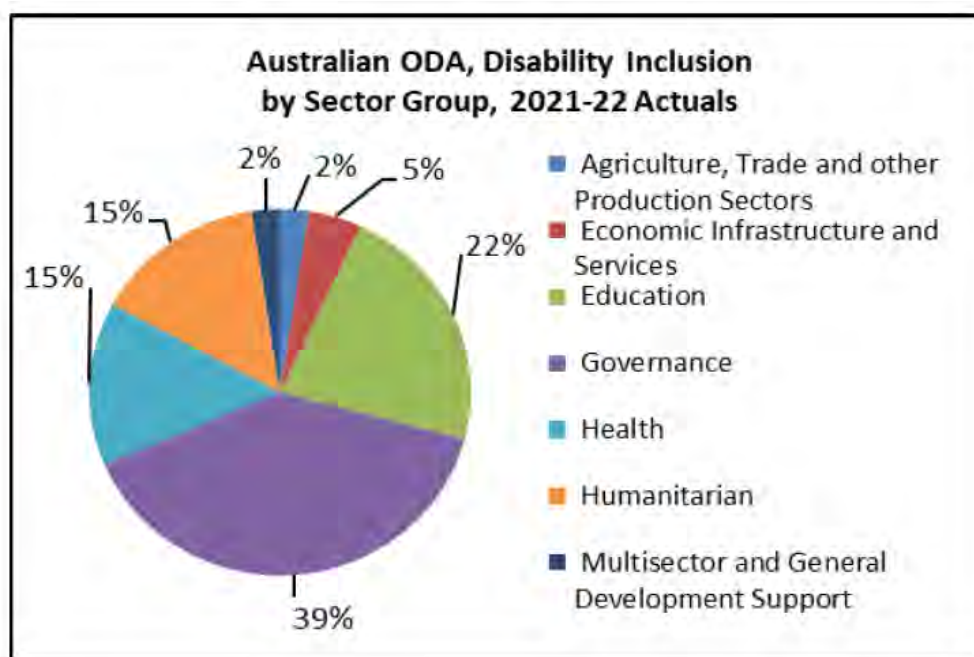
¹⁴ p.4., [17]

告は、OECD-DAC の他分野のマーカ―を参考に、DFAT (当時 AusAID) が開発した障害インクルージョンマーカ―を用いて集計が行われている。また、OECD-DAC への ODA 実績報告でも障害政策マーカ―による報告を行っており、2021 年についてはすべての案件で同マーカ―による評価が行われている (第2章 2.2 を参照のこと)。

(2) 評価実績

DFA の進捗評価報告書 (2018 年) によると、AQC による評価では、全援助プログラムの約 40% が障害インクルーシブであると報告されている。分野別の分析も行われており、教育分野では障害インクルーシブな案件が 55~73% と多く、ガバナンス分野でも 46~50% と比較的取組が進んでいる。一方、インフラ、農業、漁業、水分野では 17~30% と平均を下回っており、特にインフラ分野の取組が遅れている。スキーム別に見ると、NGO への委託事業 (Australian NGO Cooperation Program) では約 60%、直接援助プログラム (Direct Aid Program)¹⁵ では約 14% が障害インクルージョン案件であった。また、奨学金やボランティアプログラムにおける障害当事者の割合についても評価が行われている [26]。

障害インクルージョン関連の援助額は、2021-2022 年度実績で 1 億 990 万 AUD であった。これには、障害者に係る何等かの活動を有する案件の援助額が含まれている [27]。分野別の内訳は図 3-11 のとおり。



出典：[28]

図 3-11 障害インクルージョン援助額の分野別内訳 (2021-2022 年)

¹⁵ 開発途上国のコミュニティへの小規模補助金プログラム。

3.10.7 組織文化・体制

(1) 組織文化

DFAT は組織としての多様性を重視し、インクルージョンを推進する施策を採っている。インクルーシブで多様性のある組織文化推進の責任を担うリーダーを「チャンピオン」として任命し、取組を進めており、障害チャンピオンも配置されている [29]。障害チャンピオンの役割は以下のとおり¹⁶。

- 組織内における障害者の平等なアクセスとインクルージョンの推進
- 雇用方針および雇用プロセスに関する優れた実践の提唱
- 障害関連の雇用イニシアチブと組織改革の推進、障害者を大切にし、支援する職場を作るためのリーダーシップの発揮
- 肯定的でインクルーシブな職場環境、意識的・無意識的な偏見への取組

2016年には「Disability Action Strategy 2017-2020」を発表し、障害者の雇用、能力開発、昇進の機会を妨げる可能性のある障壁への対応を図っている [30]。同文書は、2022年から2023年にかけて策定中のインクルーシブな職場と企業文化の構築に関する新たな行動計画に引き継がれる予定である。

(2) 障害者雇用

2022年6月時点で障害のある職員数は168人で、全体の3.6%となっている。組織内に設置されているEmployee Disability Networkと連携し、障害のある職員への支援サービス提供や障壁への対応が行われている [3]。

3.10.8 障害当事者の参加

DFAT は障害インクルージョンの推進において開発途上国の障害当事者団体への支援を重視している。障害者権利擁護基金 (Disability Rights Advocacy Fund) への支援提供を通じ、障害当事者団体への助成やアドボカシー活動、技術支援を行っている [31]。また、能力強化の支援を受けている障害当事者団体に関する量的・質的データを収集するための新たな成果指標を設計中である。

3.10.9 その他

障害インクルーシブ開発の推進において、DFAT は他機関との連携に積極的に取り組んでいる。パートナー機関には、国際障害同盟 (IDA : International Disability Alliance)、CBM オーストラリア等が挙げられる。CBM オーストラリアとは2008年より連携しており、先述のDID4allヘルプデスクを通じたDFATへの技術支援の提供、太平洋障害フォーラム (Pacific Disability Forum) の共同開催等の実績がある。国連児童基金 (UNICEF) とは障害統計ワシントン・グループの小児モジュールの活用促進に取り組んでいる [32]。DFAT は、GLAD Network のメンバーである。

¹⁶ DFAT による質問票に対する回答 (2023年7月13日)

3.11 Save the Children

3.11.1 組織概要

セーブ・ザ・チルドレン (Save the Children) は、子どもの支援活動を行う民間・非営利の国際組織で、1919 年、第一次世界大戦後に飢餓に陥った子どもたちを救うため、「セーブ・ザ・チルドレン基金」の創設により活動が開始された。現在、30 か国のメンバー国により構成され、118 か国で活動を展開している。2030 年に向けての目標として、すべての子どもたちが 5 歳まで生き延びること (生きる)、すべての子どもたちが質の高い基礎教育を受けること (学ぶ)、すべての子どもたちが暴力から守られること (保護される) を掲げている。セーブ・ザ・チルドレンの概要を以下に示す。



Save the Children

表 3-53 セーブ・ザ・チルドレンの概要

名称	Save the Children International
代表者	インゲル・アッシン (Inger Ashing) CEO
所在地 (本部)	イギリス ロンドン
設立年	1919 年
加盟国数	30 か国
職員数	約 23,566 人 (118 か国)
在外事務所	5 事務所
URL	https://www.savethechildren.net/

出典： [1] [2]を基に作成

3.11.2 リーダーシップ、政策・戦略

(1) リーダーシップ、コミットメント

1989 年に国連総会で採択された「児童の権利に関する条約 (子どもの権利条約)」は、セーブ・ザ・チルドレンの創始者であるエグランタイン・ジェブ (Eglantyne Jebb) が 1923 年に提唱した「子どもの権利に関する宣言」に基づいている。セーブ・ザ・チルドレンでは、同条約のもと、子どもの権利の実現に取り組むと同時に障害者権利条約 (CRPD : Convention on the Rights of Persons with Disabilities) を推進し、障害のある子どもも大人も公平な社会参加の権利を得るよう取り組んでいる [1]。

2022 年 2 月に開催された第 2 回グローバル障害サミットにおいて、セーブ・ザ・チルドレンは、障害インクルージョンに関する取組をさらに強化することを目的として、他の関係機関と協働で推進する 12 のコミットメントを発表した。コミットメントの具体的な内容は以下のとおり。

表 3-54 第2回グローバル障害サミットで宣言された12のコミットメント

1. 潜在的能力を最大限に発揮できるよう、保健、教育、支援技術・機器（AT：Assistive Technology）へのアクセスを強化し、人道的および発達の原因から障害のある子どもたちへの早期介入とリファラルシステムの改善に貢献する。
2. 一般的なヘルスケアと障害特有のニーズに対応する専門的なサービスを提供する、包括的な保健システムを強化する。
3. 障害者を暴力、搾取、虐待から守る。
4. 障害インクルーシブな子どもの保護介入、ジェンダーに基づく暴力のリスク削減活動を通じて、障害のある子ども、特に女兒を、暴力、搾取、虐待から守る。
5. 人道的活動や開発活動における障害インクルーシブな子どものセーフガーディング・システムの改善を促進し、貢献する。
6. 少数グループの参加を促進し、インターセクショナルリティに取り組む。
7. 他の社会運動との連携を支援する。
8. 多様な障害権利運動や、少数グループを含む障害当事者団体の形成を支援する。
9. 教育関係者のインクルーシブ教育に関する能力を強化する。
10. 障害のある生徒に対する重点的な支援を強化する。
11. より包括的な緊急事態への準備、対応、復興に向けて、危機対応型社会保護制度に障害インクルージョンを組み込む。
12. 事業サイクルを通じて、人道的活動への障害者の参加を可能にする。

出典： [3]を基に作成

(2) 政策・戦略

2021年、セーブ・ザ・チルドレンは、障害インクルージョンに係る新たな政策として「Save the Children's Disability Inclusion Policy」を発表した。これは、セーブ・ザ・チルドレンが、障害のある大人と子どもが他の人と平等に権利と基本的自由を享受できるよう、プログラム立案、アドボカシー活動、パートナーシップの構築、組織づくりを行う上での指針であり、組織全体で障害インクルージョンを進めるための基盤となるものである。同政策には、障害インクルージョンを実現するための4つのコミットメントと具体的な取組方法、コアとなるアプローチが示されている。コミットメントの具体的な内容を表3-55に、コアとなるアプローチを表3-56に示す。

表 3-55 Disability Inclusion Policy における4つのコミットメント

コミットメント1： 障害当事者組織との積極的なパートナーシップ関係の構築

- 技術面での能力向上、ステークホルダーへのアカウントビリティの確保、プログラムや文化の周知を図るため、若者や子どもを含む障害をもつ人々や障害当事者団体、ネットワークと積極的に連携する。

コミットメント2： ツイントラック・アプローチによる障害インクルーシブ・プログラムの計画、実施

- a) 障害をもつ家族や子どもが他の人々と平等にプログラムにアクセスし、参加し、意思決定者として行動し、利益を得ることができるように、また、b) 排除や差別などを経験することが減るよう、障害をもつ家族や子どもを特にターゲットとし支援する、「ツイントラック・アプローチ」をもって障害インクルーシブ・プログラムを計画し、実施する。

コミットメント3： アドボカシー活動を通じたすべての障害のある子どもの権利の向上、保護、擁護

- 地域、国、世界レベルで、分野別および分野横断的なインクルーシブ政策、法律に向けたアドボカシー活動を通じて、性別に関わらず障害のある子どもが自らの権利を主張し、責任を負う能力を公平に強化することで、彼らの権利の向上、保護、擁護を図る。

コミットメント4： 多様性と障害に配慮した職場環境づくり

- 性別問わず障害のある人を積極的に採用し、多様で、障害があっても安心できる職場づくりに取り組む。また、障害の有無に関わらず、スタッフが支えられていると感じ、業務を効果的かつ安全に遂行できる職場風土を構築する。

出典： [4]を基に作成

表 3-56 障害インクルージョンを進めるための4つのアプローチ

<p>人権的アプローチ (A Human-based Approach)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 子どもの権利条約と障害者権利条約 (CRPD) のもと、人権の尊重、保護、実現に向けて取り組む。
<p>可能にする手段の適用 (Applying Enablers)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 障害のある人が公平な参加機会を得るため、ユニバーサルデザイン、アクセシビリティ、合理的配慮、法的能力によりバリアフリーを図る。
<p>ツイントラック・アプローチ (A Twin-track Approach)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● すべてのプログラムにおいてインクルーシブを推進する障害インクルージョンの主流化アプローチと、障害のある人を対象にして支援プログラムを展開するアプローチを併せた「ツイントラック・アプローチ」により、障害のある子ども、大人が平等に社会参加する機会と利益を得られるよう取り組む。
<p>社会生態学的アプローチ (Socio-Ecological Approach)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 社会生態学的モデルを用いて、家庭や地域社会レベルで子どもの権利に関する意識を高め、障害に関する社会的・文化的な考えを明らかにし、すべての子どものウェルビーイングを図る

出典： [4]を基に作成

3.11.3 障害インクルージョンに関するガイダンス文書

障害インクルージョンに関するガイダンス文書に関し、セーブ・ザ・チルドレンは、2021年に Able Child Africa と共同で「Disability-inclusive child safeguarding guidelines」を策定している。「子どものセーフガーディング」とは、関係者による虐待や搾取など、子どもの権利に反する行為や危険を防止し、安心・安全な活動と運営を目指す取組で、セーブ・ザ・チルドレンでは、2011年にこれに係る指針を発表し、併せて行動規範や実践のための手引書などを整備している。2021年に策定された「Disability-inclusive child safeguarding guidelines」は、開発プログラムに参加する際に障害のある子どもが直面する特有のリスクに対処するための、初の包括的なガイドラインである。それまでのセーフガーディングの実践においては、障害のある子どもの安全を確保するのに必要な特別なニーズを認識できておらず、そのギャップに対応するために作成された。同ガイドラインは、表 3-57 に示すように、5つの手引書およびツール等で構成される。

表 3-57 Disability-inclusive child safeguarding guidelines の手引書一式

	タイトル	概要	出典
1.	Disability-inclusive Child Safeguarding Guidelines	国際協力や人道活動を行う団体など向けの手引書。障害インクルーシブな子どものセーフガーディング実施のための組織づくり、子どものセーフガーディングの各サイクル（エンパワメント、リスク予防、報告システム、対処方法）における取組方についてまとめている。	[5]
2.	Disability-inclusive Child Safeguarding Toolkit	リスクアセスメント、リファラルマッピング、レポートイングのためのチェックリスト、アクセシビリティ・チェックリストなど、障害のある子どものリスクを確認し、安全を確保するための12のツールが用意されている。	[6]
3.	Guidance for organisations (summary)	1.の手引書の内容を、特に組織向けに要約したもの。	[7]
4.	Guidance for practitioners (summary)	1.の手引書の内容を、特に実践者向けに要約したもの。	[8]
5.	Disability-inclusive Safeguarding Guidelines: SEAH (sexual exploitation, abuse and harassment)	障害のある子どもを、特に性的搾取、虐待、ハラスメントから守るための手引書。	[9]

3.11.4 実施体制

セーブ・ザ・チルドレンの障害インクルージョン推進体制としては、本部に4名の Senior Disability Inclusion Technical Advisor (TA) が配置されている他、ノルウェー、アメリカ、オーストラリアの各事務所に Disability Advisor が1名、ソマリア、ルワンダ、モザンビーク、ウガンダの各事務所に National Disability Advisor が1名配置されている（現在、アフガニスタン事務所にも同職員の配置を検討中）。また、事務所によっては、障害とジェンダーの両分野を担当する Cross-cutting Advisor がいる。

障害インクルージョンに関する方針や戦略、ガイドライン等の策定は、9名で構成される Disability Inclusion Technical Working Group (WG) が担っている。WG や本部の障害アドバイザーは、基本的に各国で実施される個々のプロジェクトに対する助言等を行っていないが、アドバイザーが配置されていない現地事務所から問合せや支援要請があれば対応できる体制となっている¹。

3.11.5 事業運営

Disability Inclusion Policy によると、各種事業で障害インクルージョンを取り入れる際には、その計画・立案段階において障害のある子どもの参加のもと障害インクルージョン分析を行い、問題の根本原因や権利侵害を特定することが示されている [4]。障害インクルージョン分析は、案件形成時に実施する Child Rights Situation Analysis に障害視点を含めたもので、障害に関して状況や課題、ギャップを確認することで、プロジェクト・デザインに反映させている。

障害インクルージョン分析の実施は必須ではないものの、プロジェクト開始後に障害視点を追加的に組み込むことは容易ではないため、案件形成時に障害インクルージョン分析を行うことが推奨されている。他方、障害視点が含まれない現行案件についても、少額の助成金を提供することである程度障害インクルーシブに適應するよう助言がなされている²。

3.11.6 障害主流化の実績に対するモニタリング・評価

セーブ・ザ・チルドレンでは、OECD-DAC 障害政策マーカーは使用しておらず、障害インクルージョンに関する支出や案件数のモニタリングも行われていない。プロジェクトのマネジメント・システム上、障害コンポーネントを含む案件を確認することは可能であるものの、障害特化案件か障害主流化案件かの判別や、障害インクルージョンの程度について確認することは困難である。また、各案件のインクルージョンのレベルを確認するには、各国事務所に個別に問い合わせる必要があるが、現地事務所に障害アドバイザーが配置されていない場合、障害分野に関する十分な理解がなく、その判別は難しいとのことである³。

3.11.7 組織文化・体制

セーブ・ザ・チルドレンは、「多様性、公平性、インクルージョン」を組織のビジョンと価値として掲げており、ジェンダー、人種や民族性、障害の有無に関わらず雇用や昇格を進めている。

¹ Save the Children International へのヒアリング（2023年6月23日）

² 同上

³ 同上

(1) 障害者雇用

障害のあるスタッフはいるが、個人のプライバシーの問題もあり人数は不明である。セーブ・ザ・チルドレンでは、新たな障害インクルージョン政策の実施に伴って、障害のある職員や障害のある家族をもつ職員を支えるため、「Employee Disability Support Network」が発足した。同ネットワークでは、本部の人事部に対し課題や要望等を共有したり、組織に伝えたいことなどを取りまとめている⁴。

(2) 能力強化

セーブ・ザ・チルドレンでは、職員向けに数多くの研修機会を提供している。国ごとに1週間の集中トレーニング・プログラムを実施したり、「社会的保護におけるインクルージョン」などのように分野別の研修プログラムもある。また、毎月のイベントとしてウェビナーも開催している。これらの研修は、組織独自の研修システムを用いることで、オンラインで世界中どこからでも参加できる体制となっている⁵。

事業の障害インクルージョンを進めるには、スタッフの能力強化が必要であることが認識されている。能力強化の手段としては、研修のほかに、比較的小さい規模の案件で実際に障害視点を取り入れることで、障害当事者団体との連携等を通じて知識や経験を養っている⁶。

3.11.8 障害当事者の参加

先述したとおり、セーブ・ザ・チルドレンでは、案件の計画・立案段階において障害のある子どもの参加のもと障害インクルージョン分析を行うことが推奨されており、障害当事者や障害当事者団体との連携を重視している。また、組織内の障害インクルージョンの推進に向けては、特に障害当事者団体とのパートナーシップを強化していくことが述べられた⁷。

⁴ 同上

⁵ 同上

⁶ 同上

⁷ 同上

国際援助機関における障害主流化の取組 比較表

	リーダーシップ、コミットメント	戦略	実施体制	事業運営	実績評価	能力強化	組織文化・障害者雇用	障害当事者の参画
世界銀行	- IDA20 - GDS2018 および 2022 での 10 のコミットメント	- Disability Inclusion and Accountability Framework (2018 策定, 2022 更新)	- グローバル障害アドバイザー - 障害インクルージョンチーム (アドバイザーを含む 5 人+必要に応じ短期コンサルタント)	- 環境・社会フレームワーク (ESF) のすべてのプロジェクト融資業務への適用	- Disability Inclusion and Accountability Framework の成果と実施プロセスの評価 - 環境社会基準 (ESS) に基づく指標の使用	- 入行時の研修および分野別研修の実施 - ウェブベースの障害インクルージョンに関する内部リソースプラットフォームの設立	- World Bank Group Statement of Commitment to Diversity and Inclusion - 世銀で働く障害者に合理的配慮を行うための合理的配慮基金	- 環境社会基準 (ESS) 10 ステークホルダーエンゲージメントと情報開示により規定
アジア開発銀行 (ADB)	- 組織戦略 Strategy 2030 での言及 - GDS (第 1 回、第 2 回) でのコミットメント	- 障害インクルーシブな開発強化のためのロードマップ 2021-2025	- Social Development Thematic Group が所管、専任職員は配置されていない - コンサルタントを備上	- 案件形成時における障害インクルージョン評価	- OECD-DAC 障害政策マーカーに準拠した指標による評価、組織評価枠組みへの導入	- 障害インクルージョンに係る能力強化のための年間計画の策 - ガイダンスノートの作成、ウェビナーの実施等	- Diversity, Inclusion, and Belonging Framework	- 国レベルでの障害当事者団体のマッピングの実施
米州開発銀行 (IDB)	- 組織戦略 Institutional Strategy - GDS (第 1 回、第 2 回) でのコミットメント	- Gender and Diversity Sector Framework Document - IDB Group Gender and Diversity Action Plan 2022-2025	- Gender and Diversity Division が所管 (19 名、うち障害分野担当は 1 名) - セクター部門と各国事務所に G&D フォーカル・ポイントを配置	- 案件承認時における G&D 戦略的アライメント検証による確認	- 左記の G&D 戦略的アライメント検証によるモニタリング・評価	- 全スタッフ対象の研修実施 - 業務評価システムへの組み込み - G&D Diversity, Equity, and Inclusion Awards による表彰	- People Strategy 2022-2027	-
国際労働機関 (ILO)	- 仕事の未来に向けた ILO 創設 100 周年記念宣言	- ILO Disability Inclusion Policy and Strategy 2020-23	- 本部に障害チームの配置 (6 名)	- 審査のチェックリストに障害インクルージョンに係る推奨事項を規定	- OECD-DAC 障害政策マーカーに類似した障害マーカーを導入し、障害配慮の度合いを評価	- 全職員向けの研修コースを用意	- 雇用数不明 - 障害に関する従業員リソースグループの設立	- 戦略の評価指標に「障害当事者団体との協働」を含む
国際連合児童基金 (UNICEF)	- GDS2018 および 2022 での 25 のコミットメント	- UNICEF Strategic Plan 2022-2025 - Disability Inclusion Policy and Strategy 2022-2030	- 本部に Global Lead on Disability (1 名) と障害専門家の配置 - 7 の地域事務所および関連部署に障害フォーカル・ポイントを設置	- パフォーマンス管理システム (inSight) - ガイダンス文書を発行し、障害主流化の具体的方法を提示し、推奨	- inSight での障害インクルージョン・コードの適用により、すべてのプログラムをモニタリング・評価	- 能力強化戦略を策定し、全職員向けの研修コースを用意 - 2025 年までに、職員の 75% が研修を受けることをコミットメントとして表明	- 2030 年までに障害のある職員の割合 7% を目指す - 「合理的配慮基金」を設立し、手話通訳等を提供 - 「障害インクルーシブな人事管理に関する手順」などを導入	- 障害当事者や障害当事者組織の外部専門家とのコンサルタント契約
米国国際開発庁 (USAID)	- GDS2022 での 16 のコミットメント	- USAID Disability Policy Paper (1997)	- 障害者権利コーディネーター - インクルーシブ開発ハブ内のチーム (コーディネーター含む 5 人)	- 施設建設におけるアクセシビリティ基準に関する方針の適用 - Automated Directive System による障害政策等の条項・規定の契約書等文書への記載	- 年 2 回の関連事業部署からの報告 - 海外援助標準指標 (F 標準指標) および F カスタム指標の使用	- E ラーニングコースの実施	- 障害のある職員の割合 5.8%、特定の障害がある職員の割合 1.4%	- 障害プログラム基金 (Disability Program Fund) における障害当事者団体による事業の実施
英国外務・英連邦・開発省 (FCDO)	- 組織最上位計画での言及 - GDS2022 での 18 のコミットメント	- FCDO Disability Inclusion and Rights Strategy 2022-2030	- 障害インクルージョンチーム (常勤職員 6 人) - ヘルプデスクの設置	- 事業運営フレームワークで障害インクルージョンを必須事項として規定	- 全事業を OECD-DAC 障害政策マーカーで評価	- 全スタッフへの研修実施	- 障害者雇用率 11.4% (イギリススペース) - 職員の障害とエンパワーメントネットワーク	- 障害インクルージョン・スタンダードの最低基準に障害当事者団体との協議を含む
ノルウェー外務省／ノルウェー開発協力局 (Norad)	- 政府の障害戦略 - GDS2022 での 6 つのコミットメント - GDS2022 共催	- 外務省 Equality for all-Norway's strategy for disability-inclusive development 2022-2025	- 人間開発部人権課 (7 人、うち 1 人が障害インクルージョン担当)	- 倫理ガイドラインにおける人権の尊重、横断的事項としての人権配慮	- OECD-DAC 障害政策マーカーの使用 - 約 10 年ごとの障害主流化/インクルージョンの取組に係る評価の実施	- E ラーニングプラットフォームを作成中	- 障害のある職員数等不明 - 多様性に関する政府のガイドラインに従い、障害者に面接を実施	- 障害当事者団体による事業実施 - 政策等策定時の協議
ドイツ連邦経済協力開発省 (BMZ) / ドイツ国際協力公社 (GIZ)	- 第 2 次 CRPD 国家行動計画 - GDS2025 開催国	- BMZ Strategy Paper: Inclusion of PWDs in German development cooperation	- GIZ Global Project on Inclusion of PWDs (15 名)	-	- OECD-DAC 障害政策マーカーを 2024/25 に導入予定 - 現在は BMZ の内部指標を用いて事業計画、報告を行う	- 全職員を対象に研修実施	- 全職員合計約 25,000 名中 275 名	- 計画段階における障害当事者団体との対話 - 障害インクルージョン・ネットワークへの障害当事者団体の参画

	リーダーシップ、コミットメント	戦略	実施体制	事業運営	実績評価	能力強化	組織文化・障害者雇用	障害当事者の参画
豪国外務貿易省 (DFAT)	- 国際開発方針での言及 - GDS (第1回、第2回) でのコミットメント	- Development for All 2015-2020	- Gender Equity and Rights Section (常勤職員5人) - 部署・事務所への障害フォーカル・ポイントの配置 - ヘルプデスクの設置	- Aid Programming Guide における障害インクルージョンに関する規則 - 環境・社会配慮のチェックリストでの言及	- 全事業を OECD-DAC 障害政策マーカーで評価 - 組織内プログラム評価システムにおける障害インクルージョンの評価	-	- 障害者雇用率 3.6% - 障害チャンピオンの配置によるインクルーシブな組織文化の推進	- 障害者権利擁護基金への支援を通じた障害当事者団体への助成
セーブ・ザ・チルドレン	- GDS2022 での12のコミットメント	- Save the Children's Disability Inclusion Policy	- Senior Disability Inclusion Technical Advisor (4名) - Disability Inclusion Technical Working Group	- 事業計画段階における障害インクルージョン分析の実施		- 全職員向け研修プログラムの実施	- 雇用数不明 - Employee Disability Support Network の設置	- 障害当事者との障害インクルージョン分析の実施 - 障害当事者団体とのパートナーシップ強化
JICA	- 政府の開発協力大綱 - JICA 中期目標、中期計画、年度計画	- グローバル・アジェンダ (課題別事業戦略) - 課題別指針「障害と開発」(2015年)	- 人間開発部社会保障チーム - 総務部総務課 - 国際協力専門員	- JICA 環境社会配慮ガイドライン	- OECD-DAC 障害政策マーカーの使用 - 2030年までに、障害インクルージョン案件の割合15%を目指す	- 「障害者差別解消推進のための定例会」の開催 - 業務実施者向け JICA 能力強化研修 (障害と開発) の実施	- ダイバーシティ & インクルージョンの実現に向けた障害者雇用促進 - 障害のある職員数等不明	- 障害のある専門家 (77人)、調査団員 (18人)、ボランティア (12人) の派遣実績あり (1991年~2014年)

GDS: 世界障害サミット (Global Disability Summit) 2018年と2022年に開催

第4章 JICA の資金協力事業における障害主流化の取組（事例分析）

本調査では、以下の資金協力事業（有償資金協力および無償資金協力）5 事例における障害主流化の取組について事例調査を行った。当該事業の JICA 担当者およびコンサルタントへの質問票送付とヒアリングを実施し、事例集を作成した。また、本調査を補足するため、JICA の能力強化研修「障害と開発」の受講者で資金協力事業の従事経験があるコンサルタント（1 名）にヒアリングを実施した。本章では事例分析および補足ヒアリングから得られた考察をまとめる。

表 4-1 本調査対象の5 事例

	事業名	スキーム	略称
1	バングラデシュ国ダッカ都市交通整備事業	有償資金協力	ダッカ MRT
2	バングラデシュ国行政運営研究・人材育成施設整備計画	無償資金協力	バングラデシュ人材育成
3	モンゴル国新ウランバートル国際空港建設事業	有償資金協力	モンゴル空港
4	モンゴル国ウランバートル市初等・中等教育施設整備計画	無償資金協力	モンゴル教育施設
5	ウガンダ国カンパラ立体交差建設・道路改良事業	有償資金協力	カンパラ立体交差

出典：調査団

4.1 JICA の資金協力事業における既存の障害主流化に関する取組

事例調査を通じ確認された障害主流化の取組を以下にまとめる。なお、取組が確認された事例は表 4-1 の略称で記載する。

《計画／案件形成時》

- 協力準備調査企画競争説明書へのバリアフリー対応の包含

協力準備調査の企画競争説明書にバリアフリー対応について記載されている事例が確認された。企画競争説明書に含まれることにより、バリアフリー対応の具体的な計画とその後の実施は確実なものとなる。

（企画競争説明書が入手できたもののみ：バングラデシュ人材育成、モンゴル教育施設）

（バングラデシュ人材育成）

「社会的弱者およびジェンダーへの配慮」

- ✓ BIGM¹の設計にあたっては本施設の利用に関してそれらの人々が排除されることのないよう、BIGM との協議を通じて具体的な配慮事項を提案すること

（モンゴル教育施設）

「実施方針および留意事項」

- ✓ 「ユニバーサルデザイン」を考慮した学校施設を目指すこと

「業務の内容」

- ✓ 日本国内の障害児が通う教育施設の視察等による施設設計上の工夫に関する情報収集、障害児を含む社会状況調査の実施等

¹ ガバナンス・マネジメント研究所（BIGM：Bangladesh Institute of Governance and Management）

- **協力準備調査企画競争説明書への障害インクルージョン推進のための対応の包含**

ダッカ MRT の事例²では、障害視点の組み込みや、事業計画段階における障害者の参加を促すためのインクルージョン推進の対応が含まれている。後述のとおり、ジェンダー・アクションプランの策定が指示されたことにより、実施段階での障害者および障害当事者団体へのニーズ調査の実施等、障害者を含め広く社会的に配慮が必要な人々への対応策が検討されることとなった。

（ダッカ MRT）

（ダッカ MRT 1 号線・5 号線準備調査）（2016 年）

「ジェンダー・アクションプランの策定」

- ✓ 想定する利用者へのインタビューやモックアップ等を用いた説明会などを行い、女性利用者のニーズを把握した上で、対応策を検討する。

「ユニバーサルデザイン、ジェンダーおよび貧困配慮の検討」

- ✓ 利用客の性別、年齢、障害の有無を問わず誰もが安全で快適に駅施設を利用できるよう合理的な動線となるよう利用者目線に立った駅の施設計画を策定する。
- ✓ その際、モックアップを作成し、障害者、女性、妊婦、高齢者等に対してワークショップを行い、ニーズ調査を事前に行うこと。

- **協力準備調査段階におけるバリアフリー対策・ユニバーサルデザイン採用の検討**

すべての事例において、協力準備調査の段階でバリアフリー対策・ユニバーサルデザインの採用に関する検討が行われていた。ヒアリング調査によると、設計段階においてバリアフリー対策やユニバーサルデザインに関する検討はどの案件でも一般的に行われているようである。日本人コンサルタントにはバリアフリー対策やユニバーサルデザインに関する知識が備わっており、コンサルタントの知識と経験に基づき、バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方を踏まえた設計が行われる。他方、各案件の所与の条件（予算、土地、相手国関係者の理解等）により、どの程度の対応ができるかは異なってくる。

（ダッカ MRT、バングラデシュ人材育成、モンゴル空港、モンゴル教育施設、カンパラ立体交差）

- **計画への障害当事者の参加**

計画段階である協力準備調査において障害当事者の参加によりアクセシビリティの確認等が行われた例が確認された。

（モンゴル教育施設）

（モンゴル教育施設）

- ✓ モンゴル車いす協会と連携し、障害当事者によるアクセシビリティのチェックが行われた。

² ダッカ MRT6 号線の企画競争説明書は入手できなかったため、1 号線・5 号線準備調査の企画競争説明書を記載する。

- 事前評価表におけるバリアフリー対策の記載

すべての事例の審査調書と事前評価表においてバリアフリー対応についての記載がなされていた。
(ダッカ MRT、バングラデシュ人材育成、モンゴル空港、モンゴル教育施設、カンパラ立体交差)

(カンパラ立体交差の事前評価表)

「9. 環境社会配慮・貧困削減・社会開発 (3) 社会開発促進 (ジェンダーの視点、エイズ等感染症対策、参加型開発、障害者配慮等)」

- ✓ 公共事業省は 2012 年に Non-Motorized Transport に関する政策文書を発表しており、ユニバーサルデザイン、新規市道への歩道や自転車用レーンの設置、交通が激しい交差点における歩道橋の設置が提言されている。本事業はスコープに二か所の歩道橋を設置するほか、拡幅・改良予定の道路には歩道を設置し、歩道橋の設計では車いす利用者への配慮が含まれている。

《案件実施時》

- バリアフリー対策・ユニバーサルデザインの採用

すべての事例において、案件実施の段階で、実際にバリアフリー対策やユニバーサルデザインのための対応がなされている。また、計画外のことであっても、アクセシビリティ確保に必要と考えられることについては、所与の条件下において最大限の対応が行われていた。これらの対応においては、現地の基準に加え日本や海外の基準が参照されていた。ヒアリング調査では、現地の基準を一義的には採用するが、記載内容が十分でないことがあり日本等の基準を参照することが多いことが確認された。一方、日本のバリアフリー基準は特殊性が高いため現地への適応が難しい場合があるといった意見も出された。

(ダッカ MRT、バングラデシュ人材育成、モンゴル空港、モンゴル教育施設、カンパラ立体交差)

(ダッカ MRT 6 号線)

当初計画にはなかったが、コンサルタント側の情報収集の努力と技術的な知見により、車いす利用者が単独で乗降できるよう、可能な限りホームと車両の段差・隙間を縮小する取組が行われた。

- 技術協力プロジェクトとの連携

モンゴルの事例 2 件では、障害分野の技術協力プロジェクトとの連携により積極的な障害主流化推進の取組が行われた。ヒアリング調査でも、障害分野の技術協力プロジェクトの実施により、現地関係者の理解や障害当事者団体との関係構築など、障害主流化を進める上での土台ができており、有効であることが強調された。

ダッカ MRT では、ダッカ都市交通法整備支援（有償勘定技術支援）において整備された「都市鉄道技術基準」がバリアフリー対策を進める上での具体的な基準として大きな役割を果たし、ユニバーサルデザインの実現に有効であった。また、公共交通を担う事業者として障害者の権利に配慮しなければならないという意識づけも可能となったとの意見があった。

(モンゴル空港、モンゴル教育施設、ダッカ MRT)

(モンゴル空港)

「ウランバートル市における障害者の社会参加促進プロジェクト (DPUB)」および DET フォーラム・モンゴルとの共催で空港職員の障害配慮に関する理解向上のための研修が実施された。

(モンゴル教育施設)

「障害児のための教育改善プロジェクト」の支援のもと、インクルーシブ教育実践校と特別学校において障害児対応事例・仕様、運用・利用状況に関する調査が実施された。

(ダッカ MRT)

「ダッカ都市交通法整備支援 (有償勘定技術支援)」において整備された「都市鉄道技術基準」がバリアフリー対策を進める上での具体的な基準となった。

• **障害当事者の参加**

モンゴル空港の事例において、技術協力プロジェクトの支援によるアクセシビリティチェックでの障害当事者の参加が図られた。

(モンゴル空港)

(モンゴル空港)

「ウランバートル市における障害者の社会参加促進プロジェクト (DPUB)」との連携により、障害当事者の参加のもと新空港のアクセシビリティチェックが実施された。

• **障害者・障害当事者団体とのコンサルテーション**

ダッカ MRT 5 号線 (北路線) での取組であるが、ジェンダー・アクションプラン策定のため、貧困・社会アセスメントが実施され、その対象に障害者が含まれ、ニーズの確認が行われた。

(ダッカ MRT)

(ダッカ MRT 5 号線 北路線)

✓ ダッカ MRT では、ジェンダー・アクションプラン策定のため、貧困・社会アセスメントが実施され、障害者や高齢者等へのフォーカスグループディスカッションや特定の団体・個人 (障害者含む) へのインタビューが行われた。

なお、MRT6 号線では、現地の国際 NGO (BRAC) が MRT における障害者配慮に関しコンサルテーションを開催し、障害者を含む 80 の NGO の代表が参加した。コンサルテーションでは、コンサルタントにより事業におけるアクセシビリティ確保について発表が行われた。

4.2 JICA 事業の障害主流化促進に向けたポイントおよび課題

本事例調査での分析を基に、JICA 資金協力事業の障害主流化促進に向けたポイントおよび課題を以下にまとめる。

- **案件形成段階からの障害視点の組み込み**

ヒアリング調査でも指摘されていたが、すでに計画・合意された案件に障害の視点を組み込むことは容易ではない。したがって、関係者が障害に対する理解を持った上で、案件の性質（障害者が利用する可能性のある施設か否か等）や周囲の環境（相手国の法整備状況、実施機関の理解等）を踏まえた上で、案件形成段階から障害の視点を組み込むことが重要である。また、案件形成の段階から、バリアフリー対応等について検討し、相手国関係者との合意形成を図ることで、その実施が確実なものとなる。現在では、環境社会配慮がそのチェック機能の一部を果たしていると考えられるが、その機能を十分に活かすための方策を検討する必要がある。

- **障害主流化に対する相手国関係者の理解の促進**

資金協力事業において障害主流化の促進を図るには、相手国関係者の理解と巻き込みが不可欠である。多くの国が障害者権利条約に批准しており、それに沿った法律や制度の整備を行っているものの、実施機関の理解や障害配慮の実績が十分ではないことが多い。したがって、事業関係者は対象国の障害に係る政策や制度の動向を十分に把握した上で、障害主流化の取組について相手国関係者との合意形成を図り、その後の事業実施を通じて理解の促進と醸成を図ることが重要である。特に有償資金協力の実施期間は長期間に及ぶため、このような視点を当初から織り込んで事業実施を行うことが望まれる。

そのための方策の一例として、ダッカ MRT のジェンダー・アクションプランが挙げられる。ジェンダー・アクションプランのような計画に障害配慮を含め、計画に沿った事業の実施を通じて障害配慮に係る取組を行うことで、実施機関等相手国関係者の理解が促進、醸成されることが期待される。

また、モンゴル空港の事例では、相手国関係者の障害の社会モデルに対する理解が、障害主流化の取組を進める上で極めて重要であることが指摘された。障害の社会モデルに立脚した社会基盤の整備を図る技術協力プロジェクトの拡大も有効であろう。

- **JICA の障害分野のプロジェクトや人材との連携、知見の活用**

モンゴルの事例2件から、事業の障害主流化の促進においては、障害分野の技術協力プロジェクトとの連携が有効であることが認められた。現地障害当事者団体との関係を含め、障害分野のプロジェクトを通じ蓄積された知識と経験は、障害主流化を進める上での土台となる。技術協力のみならず、海外協力隊や草の根技術協力事業では多くの障害分野の取組が行われており、当該国の障害分野の知見を活かした障害主流化の促進が重要かつ可能である。また障害者を対象とした調査やコンサルテーションの実施においては、障害分野を所管する省庁や障害当事者団体の巻き

込みが必要であるが、障害分野の経験を有する JICA 職員や海外協力隊の協力・連携により、効果的に進めることができる。このような取組を促進するためには、本部、現地事務所における部署や担当を超えた連携が求められる。そのためには特に、本部の障害主流化を所管する部署が現地・日本国内のリソースを把握し、適時案件関係者が必要とするリソースを紹介、橋渡しを行うことができるような体制構築が必要となる。

- **ユニバーサルアクセス等の障害関連法・基準整備**

多くの国で障害者権利条約に基づいた法制度整備が行われているものの、バリアフリーやユニバーサルアクセスに関連する基準の整備が十分ではないことが想定される。ダッカ MRT は、バングラデシュ政府にとって初めての MRT 事業であるため、関連する基準の整備が必要であった。そのため、ダッカ都市交通法整備支援（有償勘定技術支援）により「都市鉄道技術基準」が策定され、その中で「バリアフリー設備」が規定された。このように、インフラ整備のような案件では、事業実施国の法整備や関連基準の整備状況を踏まえ、障害配慮を行う上での根拠となる基準の整備も併せて行うことが必要である。

- **コンサルタントの技術と経験の更なる活用**

資金協力事業を受諾し、実施しているコンサルタントは、バリアフリー対策やユニバーサルデザインに係る技術と知識を備えているとともに、途上国での様々な状況下における障害主流化の経験を蓄積している。また、環境社会配慮やジェンダー配慮の要員として活躍するコンサルタントの中には、その業務の中で障害視点の統合や、他グループも含めた社会配慮の対応を行っている場合もある。これらコンサルタントの技術と経験を集約し、JICA 事業における障害主流化の促進に向けた更なる活用に取り組むことは有効であろう。現在、障害主流化を担う独立したポジションは設けられていない。コンサルタントの技術と経験を更に活かし、事業の障害主流化の促進につなげるには、そうした要員の配置検討や適切な M/M の検討と計上が必要である。

- **障害者・障害当事者団体の意義のある参加の促進**

開発事業における障害主流化または障害インクルージョンの取組では、障害者・障害当事者団体の意義ある参加が求められている。本事例調査でも、事業の計画および実施段階において、障害者・障害当事者団体の参加に関するグッドプラクティスが確認された。一方で、事業実施国の障害者の実情をより詳細に把握すべきであったとの意見もあった。事業プロセスにおける障害者・障害当事者団体の参加促進においては、現地障害当事者団体との調整、様々な障害種の考慮、参加の方法などについて十分な検討が求められる。試行的取組をとおして、JICA 事業における障害者・障害当事者団体の参加に関する基準や具体的な実施方法について整理し、JICA 内外の関係者に示していく必要がある。

4.3 JICA 資金協力事業における障害主流化促進にあたり活用可能な日本国内の協力リソース

本事例調査を通じ確認された障害主流化促進にあたり活用可能な協力リソースは以下のとおりである。

- **資金協力事業に従事する建設コンサルタント**
 - バリアフリー対策やユニバーサルアクセスに関するローカライゼーションの経験を有するコンサルタント
 - 環境社会配慮やジェンダー分野において、障害者を含めた調査を行った経験のあるコンサルタント
- **障害分野の技術協力において資金協力事業との連携を行ったことがある専門家・コンサルタント**
- **能力強化研修「障害と開発」の受講者で資金協力事業に従事する者**
- **公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団**
 - 1994年に設立され、ハードおよびソフトの面から交通のバリアフリー化の促進に取り組んでいる。途上国のインフラ事業において障害当事者を含むコンサルテーション・ワークショップを実施した経験を有する。

第5章 JICA 事業における障害主流化の推進に向けた提言

第2章から第4章までの調査結果に基づき、JICA 事業における障害主流化の推進に向けた提言を以下にまとめる。JICA 事業の障害主流化推進においては、本調査対象を含む国際援助機関の取組に加え、JICA におけるジェンダー主流化の戦略および実践が大いに参考になる。以下の提言に基づき、JICA における障害主流化推進の具体的対策が講じられることが望まれる。

提言1 障害主流化推進に係る戦略文書の策定

JICA における障害主流化（障害インクルーシブな開発）の推進に向けた具体的方策を示した戦略文書の策定が望まれる。

- 本調査対象のすべての国際援助機関（11 機関）は、障害主流化推進の具体的方策をまとめた戦略文書（framework/policy/strategy 等名称は様々）を策定し、それに基づき取組を進めている。JICA 課題別指針「障害と開発」（2015 年 2 月）では障害主流化についても言及がなされているが、内容が限定的であり、策定から 8 年以上が経過している。また、JICA グローバル・アジェンダでの 2030 年までに目指す指標と世界障害サミットでのコミットメントの間の整理と一貫性の確保も重要である¹。例えば、世界銀行やノルウェー開発協力局（Norad）の戦略文書と世界障害サミットでのコミットメントの間には一貫性が読み取れる。障害主流化（障害インクルーシブ開発/障害インクルージョン）の方針と方法を示した戦略文書の策定が望ましい。
- 国際援助機関の調査結果からも、戦略文書の策定はその策定の過程も含めリーダーシップ強化、組織全体での取組の促進、組織内の意識醸成において有用かつ肝要であると言える。
- 戦略文書は具体的な活動、担当部署、期限を含む実施計画や行動計画（アクションプラン）を伴う必要がある。英国外務・英連邦・開発省（FCDO）は、初期の戦略（Disability Framework）に指標や活動計画を含んでいなかった反省を踏まえ、2018 年の障害インクルーシブ開発戦略では実施計画を加えている。さらに同戦略で導入された「障害インクルージョン・スタンダード」も参考になる。また、実施計画や行動計画は、組織のこれまでの取組に対する評価結果を踏まえた上での策定が望ましい。Norad や FCDO の実施計画は、評価の提言を踏まえ策定されている。
- 戦略文書の策定にあたっては、障害当事者団体（OPD）等も含めたコンサルテーションの実施が求められる。

¹ JICA グローバル・アジェンダ「9. 社会保障・障害と開発」で示されている 2030 年までに達成を目指す指標は以下の 2 点である。

- 1) 社会保障分野（障害と開発分野含む）で関係省庁、NGO 等を対象に 13,500 人の人材育成を実施する。
- 2) 8 万人の障害者の社会参加、経済参加の機会が向上する。

また、JICA は第 1 回および第 2 回世界障害サミットにおいてコミットメントを発表している。

- 策定された戦略文書は適宜見直しと更新を行うことが望ましい。世界銀行は戦略文書（障害インクルージョン・アカウンタビリティフレームワーク）を「living document」とし、随時見直しと更新を行うとしている。

提言 2 実施体制の強化

障害主流化の推進に向けた着実な取組を可能とする実施体制の構築が必要である。また、JICA の障害主流化の取組への助言等を行う障害当事者を含む外部専門家委員会の設置について検討の余地がある。

- 現在 JICA においては人間開発部社会保障チームが障害主流化を所管しているが、他業務との兼務であり、更なる取組を行うには十分な体制とは言えない。他の提言で述べている取組を進めていくには、障害主流化を担当する職員を增強し、盤石な体制を構築することが不可欠である。
- 本調査対象の国際援助機関では、組織内に障害主流化を進めるチームや専門スタッフを配置している。例えば FCDO には障害インクルージョンチームがあり、6 人の専任の常勤スタッフとチームリーダーが配置されている。
- 障害主流化の推進を担う部署名は、障害インクルージョンチーム (FCDO)、人権課 (Norad)、障害者の平等と権利セクション (豪州外務貿易省 (DFAT)) 等が使われており、組織における障害インクルージョンの位置づけを示したものになっている。JICA における障害主流化または障害インクルージョンの方針や戦略を明確にした上で、体制の構築と合わせ部署名の検討も重要である。
- また、国連児童基金 (UNICEF)、DFAT、FCDO、ドイツ国際協力公社 (GIZ) では、各部署に障害フォーカルポイントを配置しており、彼らを通じて各部署の取組強化や情報共有を図っている。JICA におけるジェンダー主流化の体制においても、各部・国内機関・在外事務所にジェンダー担当者を配置している²。JICA 社会保障チームを中心に組織全体で障害主流化に取り組む上でフォーカルポイントの配置は有用であると言える。現在 JICA では、内部規定である「独立行政法人国際協力機構における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づき障害者差別解消推進員を配置している。障害フォーカルポイントの配置検討においては、同推進員のこれまでの実績や課題の分析が有効であろう。
- JICA におけるジェンダー主流化の取組において、外部専門家委員会 (ジェンダー懇談会) の設置は、上層部がジェンダー主流化の意義を認識する上で有用であった³。FCDO でも同様の目的をもって外部障害理事会を設置している。障害主流化の推進においても、障害当事者を含む外部専門家委員会の設置について検討の余地がある。最近設置された JICA の「社会

² JICA ジェンダー平等・貧困削減推進室へのヒアリング (2023 年 3 月 22 日)

³ JICA シニア・ジェンダー・アドバイザーへのヒアリング (2023 年 3 月 31 日)

保障・障害と開発分野プラットフォーム」には、2023年7月1日時点でOPDも団体会員として登録されており、今後、登録団体もさらに拡大していくものと予想される。先述の障害当事者を含む外部専門家委員会を同プラットフォームのサブグループのような形で設けることも考えられる。

提言3 事業運営における障害主流化の仕組化と取組の強化

事業運営において障害主流化の取組が組み込まれるよう仕組化する必要がある。

- JICA 事業における障害主流化の事例調査を通じ、障害主流化に係るグッドプラクティスが確認されたが、一方で、それらの取組はプロジェクト関係者の知識や発意に基づくものや対象国の国内法規や国際的な基準（ユニバーサルアクセス等）に基づくものであった。現行の仕組みにおいては、環境社会配慮の横断的事項として障害が含まれているのみであるが、提言4で詳述のとおり十分なものではない。
- 事業運営における障害主流化の具体的方法を示したガイダンス文書等の作成とともに、必須事項に関してはそれらが着実に実行されるような管理運営方法、すなわち仕組化の検討が必要である。この点については、DFAT および FCDO の取組が参考になる。仕組化への取組の一つとして、各種文書の様式に障害主流化に関する項目を別途設けることが考えられる。障害主流化に関しては、経済協力開発機構（OECD）開発援助委員会（DAC）の障害政策マーカーの分類に揃え、可能であれば特にスコア1（significant）、2（principal）に分類される案件についてはその理由を付すことが望ましい。様式の改訂が有効と思われるものは以下のとおり。

✓ 案件計画調書/事業事前評価表

- ◇ 横断的事項の一つとしてではなく、別途項目を設ける必要がある。
- ◇ ジェンダー分類についての記載が必須事項となっている。OECD-DAC 障害政策マーカーに合わせ、障害インクルージョン案件分類も同様に記載事項に含まれるとよい。

（バングラデシュ人民共和国 行政運営研究・人材育成施設整備計画 事業事前評価表より）

（8）環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

- 1）環境社会配慮 カテゴリ分類 C
- 2）横断的事項：特になし
- 3）ジェンダー分類：【対象外】■（GI）（ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件）

<活動内容/分類理由>協力準備調査にてジェンダー主流化ニーズが調査されたものの、ジェンダー平等や女性のエンパワメントに資する具体的な取組を実施するに至らなかったため。

- ✓ 相手国政府との基本合意文書（M/D、M/M 等）
- ✓ 協力準備調査、詳細計画策定調査、基礎調査等の業務指示書

- 上述の様式の整備に併せ重要となるのは、事業の障害主流化の取組に関する確認体制や質的な保証を行う仕組みである。DFAT では1年に一度実施される事業モニタリングでのプロジェクトマネージャーによる自己評価の中に、障害インクルージョンに関する事項を含め、それらについてもピアレビューの実施と障害インクルージョンチームによる確認を行っている。アジア開発銀行（ADB）ではすべてのプロジェクトに対し、案件形成時に障害インクルージョン指標による評価を実施している。評価は所管部署である **Social Development Thematic Group** とコンサルタントがプロジェクト関連文書の確認を通じ行い、評価とともにその根拠をプロジェクトチームにフィードバックしている。
- JICA においてすべての案件で障害主流化の取組を確認し、改善に向けたインプットを行うことは現行の体制では難しいと考えられる。確認が必要な案件の基準を設け、案件を特定した上で内容を確認し、助言を行うような仕組みと体制の整備が求められる。体制としては、障害の専門性に加え、全事業スキームに精通しており、他部署とのコミュニケーションを円滑に取ることができる人材が必要である。
- 現在行われている社会保障チームによる障害配慮コメントのタイミングについても検討が必要である。現在は、有償資金協力事業において障害配慮コメントが適宜提出されている。合同 PC 後に作成される案件計画調書に対しコメントが行われることが多いとのことであるが、案件形成において確実に障害視点を組み込むには、初期の案件計画調書段階でコメントがなされることが望ましい。またすべての案件について着実に社会保障チームにコメント依頼が回るような決裁プロセスの改訂や、協力準備調査におけるコンサルタントの業務内容への反映も必要である。
- 事例調査「ダッカ都市交通整備事業」（有償資金協力）で確認されたジェンダーアクションプランに障害を組み込んだ取組も参考になる。例えば公共施設建設の案件については障害アクションプランの策定を事業に組み込む、またはジェンダーや他のグループの主流化と合わせたインクルーシブアクションプランの導入も検討できる。また、アクションプランに障害を組み入れることで、実施機関の障害に対する意識の向上や浸透につながることを期待される。
- 役務や物品の調達における障害主流化にも取り組む必要がある。例えば、米国国際開発庁（USAID）では、すべての申請依頼書および結果としての契約に USAID 障害政策の条項を含むよう契約担当者に義務付けている。また、建設を伴う契約における障害者のためのアクセシビリティ基準が、募集および契約に含まれることを義務付けている。FCDO では、契約条件や評価基準を含む委託管理に関するガイダンス文書に障害配慮を含め、すべての委託先機関に対し障害インクルージョンを求めている。このように、調達システムに障害の視点を組み込むことで、障害主流化の確実な実施を促進することが望まれる。

提言4 環境社会配慮における障害主流化の強化

障害者の利益が確実に保護されるよう、環境社会配慮において障害主流化の取組を強化する必要がある。

- JICA の環境社会配慮では障害者は横断的事項に含まれている。環境社会配慮における障害者の扱いを強固なものとするために、横断的事項の記載方法とその記載内容についてこれまでの状況を振り返り、改善することが必要である。
- 環境社会配慮における障害インクルージョンについては、世界銀行やDFAT の取組が参考となる。世界銀行の「環境・社会フレームワーク」(2017年)はすべてのプロジェクト融資に適用されるが、その中で障害者の利益保護のための強力な規定(ステークホルダーエンゲージメント計画の策定等)を設けている。DFAT の環境・社会配慮のチェックリストでも障害に関する確認事項が複数含まれており、事業の計画および形成の複数段階でこのチェックリストに基づき確認が行われる。
- 環境社会配慮における障害主流化の強化では、様式の改訂が検討できる。現行のスクリーニング様式では項目9「環境社会に望ましくない影響を及ぼす可能性」の中で「社会的弱者」に貧困層やマイノリティとともに障害者が含まれている。他方、ジェンダーや子どもの権利は別項目となっており、個別の検討を要求している。
- 特記仕様書における環境社会配慮のポジション(M/M や等級)および業務内容についての現状分析も、障害主流化の促進を検討する上で有用である。現在は「環境社会配慮」や「社会配慮」担当が社会的弱者への対応の中で障害者についても見ることになっているが、事例調査では社会環境に係る調査では住民移転やジェンダーに重点が置かれているとの意見が多かった。例えば社会配慮における社会状況分析において障害を確実に含める、障害者の意見を反映させるためのワークショップを実施する等の取組を特記仕様書に含めるといった場合、それに応じた要員の配置が求められる。ヒアリング調査では、「ジェンダー/障害配慮」「参加型開発/障害配慮」のように障害関連ポジションを明確にすることで、障害主流化の専門性を有した人材の確保および養成が可能になるとの意見が挙げられた。

提言5 OECD-DAC 障害政策マーカーによる障害主流化のモニタリング・評価の強化

OECD-DAC 障害政策マーカーの適切な使用を促進し、障害主流化案件のモニタリングと評価を強化する必要がある。

- OECD-DAC 障害政策マーカーは2018年に導入され、約5年が経過するが、他の二国間援助機関でもその使用方法や質の担保を模索している段階にある。JICA においても、障害主流化の推進にあたって、組織内における同マーカーの適切な使用を促し、その結果に基づき障害主流化のモニタリングと評価を継続的に行う必要がある。
- OECD-DAC 障害政策マーカーについては、政府開発援助(ODA) 事業における障害インク

ルーション案件金額とともに、各機関における障害政策マーカーによる評価案件の割合についても国際的に注目されている。各機関における障害主流化の取組を評価する上では、まずすべての案件について評価がなされる必要があるとの認識である。第2章で見たとおり、同マーカーを適用している国のうち8カ国は、すべてのODA案件を同マーカーで評価している。また他の国についても大半は80~90%の案件がマーカー付与されている。その中で日本は同マーカーによる報告を行っている加盟国の中で最も低い29.6%となっており、その理由についての原因究明が求められる。また、日本政府としての報告にはOECD-DACにデータが報告されている外務省等他機関のデータも含まれていることに留意が必要である。

- JICA 内での障害政策マーカーの適切な使用の促進も重要である。国際援助機関調査では、障害政策マーカーで評価する仕組みは確立したものの、適切なマーカー付与が行われるためには、職員の能力強化が重要である点について複数の機関が指摘していた。適切なマーカーの使用促進に資する取組として、現行の「障害政策マーカー付与基準補足資料」にOECDハンドブック⁴に含まれている障害インクルージョン案件の事例を翻訳の上、添付することも検討できる。また、既存の職員研修の中で、他国のマーカー活用状況や取組に合わせ、マーカーの使用方法について説明する機会が設けられるとよい。
- 障害インクルージョン案件数の割合について目標値を設定することも検討できる。調査対象機関のうち数値目標を設定していたのはFCDOのみであったが、数値目標を設定することにより、組織のリーダーシップとコミットメントが強固になり有効であるとの意見であった。JICAにおけるジェンダーの取組では、中期目標においてジェンダー案件比率を40%にするという目標を掲げ、それに向かって取組を進めているとのことである。なお、2022年度からDACの要件に合わせ、ジェンダー案件の要件を厳格化している。こうしたジェンダーの取組も参考にできる。2021年のJICAを含む日本のODA実施機関全体の障害インクルージョン案件の割合（スコア2と1の合計）は1.7%であり、ここからどのような方針と戦略をもって取り組んでいくのかについて十分な検討が求められる。
- 障害政策マーカーの適切な活用促進と合わせ、障害インクルージョンの取組の質をどのように担保していくかという点もモニタリングと評価の観点から重要である。例えば「障害当事者の参加」といった場合でも、参加の程度やあり方は様々である。障害当事者の意義ある参加についての機構の認識を整理し、そのための具体的な取組を示していく必要がある。また、草の根技術協力事業を含むすべての案件について、「do no harm」（害悪を及ぼさない）の観点から障害者権利条約（CRPD：United Nations Convention on the Rights of Persons with Disabilities）に反した取組が行われていないか（例えば障害者を分離した環境での支援等）を確認する仕組みと体制の構築が必要である。

⁴ The OECD-DAC policy marker on the inclusion and empowerment of persons with disabilities Handbook for data reporters and users (2020)

- OECD-DAC 障害政策マーカーの活用については、国際援助機関の間で活発な議論が行われているところである。JICA でも他援助機関や DAC メンバーとの積極的な情報・意見交換を行うことが望まれる。この点、Global Action on Disability (GLAD) Network は大いに活用できる。そして日本の経験から得た知見や見解を OECD 加盟国および DAC メンバーとして OECD にフィードバックすることで、マーカーの有益な使用や改善に寄与することができる。

提言 6 障害主流化の好事例の蓄積

事業における障害主流化の試行的取組を通じ、好事例を蓄積することが有用である。

- 事業における障害主流化の好事例を蓄積、それを記録・文書化し、JICA 内外に共有することで関係者の理解促進につなげることができる。また、事例に基づき提言 3 で述べた障害主流化の仕組化の具体的な検討が可能となる。ヒアリング調査でも、JICA のジェンダー主流化の経験から、関係者の理解を促進し、行動変容に繋げる上では、事例を積み上げてモデルを示すことが肝要である点が指摘された⁵。
- 試行的な取組としては以下のようなものが考えられる。試行的な取組を行う際には、今後 JICA において特に注力する分野や国・地域から戦略的に始めることが有効であろう。

- ◇ 有償・無償資金協力事業（公共施設建設等）の協力準備調査における障害分析や OPD との連携
 - 業務仕様書に上記の取組を含めるとともに、障害配慮ポジションを配置する
 - 取組の効果およびプロセスの適切性を検証する
 - 取組を一般化させるための方策の検討する
- ◇ インクルージョンアクションプランの試行
 - 業務仕様書にインクルージョンアクションプランの作成を含め、環境社会配慮ポジションによる実施可能性を検討する

提言 7 セクター別ガイドラインの策定

障害主流化の取組に関する具体的方法や留意点を示したセクター別ガイドラインの策定が望まれる。

- セクターごとに障害を取り巻く課題や対処すべき事項は異なるため、JICA 職員やコンサルタント等、実務に携わる者が参照できるセクター別のガイドラインが必要である。セクターには教育、保健医療、運輸交通、防災などあらゆる分野が想定される。本調査対象の国際援助機関はすべて、セクター別のガイドラインを策定し、障害主流化の実践を推進しており、それらの文書は参考になる。

⁵ JICA シニア・ジェンダー・アドバイザーへのヒアリング（2023年3月31日）

- すべてのセクターを一度に対応することは難しいため、重点的に取り組む分野を特定し、提言6で述べた取組の試行と合わせ実践的な内容にできるとよい。また、本調査の対象事例に従事しているコンサルタントの中には、対象事例以外の案件においてもアクセシビリティ確保や社会環境調査等に関する有用な経験を有しているコンサルタントもいた。障害主流化の取組に豊富な知識と経験を有するコンサルタント等を特定し、その方々からインプットを得ることも有用であろう。
- また、組織全体における障害主流化の推進においては、情報アクセシビリティの確保も重要であることから、情報アクセシビリティに関するガイドラインの策定も必要である。年次報告書、課題別指針、パンフレットなど組織文書の情報アクセシビリティに加え、研修やセミナーにおける情報保障に関する内容も含むことが望ましい。例えば UNICEF は、組織の情報通信技術におけるアクセシビリティの推進に取り組んでいる。また、アクセシブルなイベント開催を含む UNICEF の「アクセシビリティに関するテクニカルノート」（2022年）や世銀の「アクセシビリティに関するテクニカルノート」（2022年）は参考になる。

提言8 職員、関係者（コンサルタント、NGO等）の理解促進および能力強化

障害主流化の推進においては、職員および関係者の理解促進と能力強化が不可欠である。

- ヒアリング調査において、複数の国際援助機関により障害主流化の推進には職員および関係者の理解促進と能力強化が重要である点が強調された。事業運営の仕組みや規定の改善に合わせ、関係者の理解と能力の底上げ・維持・強化がなければ運用には至らない。JICA では毎年、障害と開発分野の能力強化研修を実施するほか、2022年1月には延べ386名が参加した障害者差別解消法に対応するためのオンライン研修を実施した⁶。これらの実績に基づき、JICA 職員および関係者に対する障害主流化の理解促進に継続的に取り組む必要がある。
- 障害や障害主流化に対する理解の促進においては、障害者権利条約（CRPD）に立脚した権利ベースアプローチに依拠することが重要である。権利ベースアプローチを基軸にすることにより、「私たちのことを私たち抜きで決めるな（Nothing about us without us）」から発する障害当事者の国際協力事業への意義ある参加の理解と実践につながるのである。権利ベースアプローチに基づく障害主流化の取組については、Norad の経験が参考になる。
- 調査対象の国際援助機関は、オンラインツールを含め、様々な研修教材を開発している。一般公開されているもの多いため、能力強化のツール検討の際には参考にできる。
- 先述の「社会保障・障害と開発分野プラットフォーム」は、途上国における社会保障制度へのアクセシビリティの改善やより良い社会保障・福祉サービスの提供を支援するため、課題

⁶ p.80, [1]

解決に向けて自由に議論し、パートナーシップを深め、共創と革新を生み出す「場」として、専門家・実務者間のネットワークを構築することを目的としている。今後、同プラットフォームを障害主流化に関する理解促進、情報交換の場として、積極的に活用していくことが望まれる。

提言 9 国際援助機関・国際ネットワーク、障害当事者団体との連携強化

国際援助機関・国際ネットワーク、障害当事者団体（OPD）との障害主流化に関する情報共有や連携の強化が望まれる。

- 2030 アジェンダの達成に向け、国際社会全体で障害インクルーシブ開発を推進する機運が高まっている。こうした状況にあつて、他機関や国際ネットワークとの議論や国際会議等に積極的に参加し、情報共有や連携を図ることは日本のプレゼンスを高める上でも重要である。
- 国際援助機関へのヒアリング調査において、当該分野における JICA との連携強化を望む意見が複数機関から出された。例えば質の高いインフラ投資における ADB との連携は大きなインパクトをもたらすことが期待される。また、各機関は障害インクルーシブ開発の取組に関し、積極的に他機関との連携や情報共有を行っていることが確認された。世界障害サミットでは、各機関積極的にコミットメントを表明し取組をアピールしたり、他機関との連携のもと新たなワーキンググループや取組を立ち上げている。
- 提言 5 でも言及した GLAD Network は障害インクルーシブ開発に特化したネットワークであり、JICA は運営委員会メンバーとして参加している。更なる積極的な関与は JICA において障害主流化を促進する上でも有用であろう。
- 国内の OPD との連携促進も、JICA において障害主流化を進める上で重要である。本調査対象の国際援助機関でも、OPD との連携を重視している機関が複数あつた。例えば FCDO の「障害インクルージョン・スタンダード」では、プログラムの実施や部署の方針等に関し 1 年に 1 度 OPD と協議を行うことが示されている。また、Norad は、国内 OPD を統括する Atlas Alliance と国内外で協働している。JICA においてもこれまで、OPD との連携を図っている。その成果の一つに草の根技術協力における合理的配慮に係る経費保障の導入が挙げられる⁷。これは、認定 NPO 法人 DPI 日本会議および全国自立生活センター協議会の要請を受け、これら団体との協議を経て実現したものである。このような経験に基づき、今後も障害者および OPD との連携を促進することが、JICA における障害主流化の推進に有効である。

⁷ 2021 年から、草の根技術協力事業の実施において、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき、合理的配慮を要する業務従事者が業務を実施するために必要となる経費を事業費とは別に申請できるようになった (p.24, [2])。

提言 10 インクルーシブなアプローチの検討と促進

ジェンダーを始めとする他グループも含めたインクルーシブなアプローチの検討と促進が重要である。

- 2030 アジェンダは「誰一人として取り残さない」を掲げすべての人が開発プロセスに包摂され、恩恵を享受することを求めている。脆弱な立場にある人を考えた場合、障害者はもちろんのこと、ジェンダー、高齢者、子ども、LGBTQI+など、国や分野の文脈によって、開発協力の対象像は多様である。また、周縁化されている人々は、障害やジェンダー、人種、民族、国籍、宗教など様々な事由に基づく複合的差別を受けている状況がある。従い、一つの事由に特化したアプローチでは十分な対応が難しく、差別を交差するものとして捉える交差性（intersectionality）の重要性が指摘されている。これらの観点から、障害者だけに焦点を当てた取組とともに、種々の多様性を前提とした、すべての人を含めたインクルーシブなアプローチのあり方の検討が求められている。
- 米州開発銀行（IDB）では、従来分けて策定していたジェンダーと障害を含むダイバーシティグループの戦略を統合し、2022年に「IDB Group Gender And Diversity Action Plan 2022-2025」を発表した。統合の目的は、限られた人的資源を最大限に活用し相乗効果を高めることとし、基準や報告書、作業の標準化に取り組んでいる。また、周縁化されやすいグループに対し総合的に取り組む姿勢を示すことで、経営陣や理事会の関心も高まったと記されている。一方、インクルーシブなアプローチに障害を取り込むことで、焦点がぼやけたり、障害者の更なる排除につながる可能性がある点は、IDB、FCDOともに指摘していることであり、留意が必要である。
- JICAは2022年にテーマ別評価「“Leave No One Behind”実現に向けた社会的弱者に関する評価手法」を実施し、事後評価において「社会的弱者への視点」を評価基準に反映し、具体的な評価手法について検討を行った。これはインクルーシブなアプローチの取組の一つである。今後、事後評価のみならず、事業運営全般におけるLeave No One Behindの実現へ向けた調査や検討が望まれる。
- 取組が進むジェンダー分野における障害視点の組み込みも重要であり、ジェンダー主流化の取組との連携強化も必要である。調査対象の国際援助機関においてもジェンダーでの先例から学んでいるとの発言が多くあった。

引用文献

【第1章】

1. United Nations. Disability Inclusion Strategy. (オンライン) (引用日: 2023年6月5日.)
<https://www.un.org/en/content/disabilitystrategy/>.
2. 外務省. 開発協力大綱. 開発協力大綱～自由で開かれた世界の持続可能な発展に向けた日本の貢献～. (オンライン) 2023年6月9日. (引用日: 2023年8月10日.)
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/100514690.pdf>.

【第2章】

1. Federal Government Commissioner for Matters relating to Persons with Disabilities. Chairs' Summary Global 7 Inclusion Summit 2022. (オンライン) 2022年9月2日. (引用日: 2023年8月10日.)
https://www.behindertenbeauftragter.de/SharedDocs/Downloads/DE/AS/PublikationenErklaerungen/GIS_G7/Chairs_Summary_G7_englisch.pdf?__blob=publicationFile&v=5.
2. 外務省. G7/G8 首脳会議・外相会議. (オンライン) (引用日: 2023年6月5日.)
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/summit/index.html>.
3. - G20 大阪サミット. 成果文書. (オンライン) (引用日: 2023年6月5日.)
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/g20/osaka19/jp/documents/main_point.html.
4. - 質の高いインフラ投資に関する G20 原則 (仮訳). (オンライン) 2019年. (引用日: 2023年6月5日.)
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/g20/osaka19/pdf/documents/jp/annex_01.pdf.
5. Global Disability Summit. Global Disability Summit. (オンライン) (引用日: 2023年6月5日.)
<https://www.globaldisabilitysummit.org/>.
6. - Global Disability Summit 2022 Report. (オンライン) 2022年. (引用日: 2023年5月10日.)
<https://www.globaldisabilitysummit.org/resources/global-disability-summit-2022-report>.
7. United Nations. Disability Inclusion Strategy. (オンライン) (引用日: 2023年6月5日.)
<https://www.un.org/en/content/disabilitystrategy/>.
8. 伊東亜紀子. 国連と障害の観点から取り組む 2030年開発アジェンダ. 「新ノーマライゼーション」 2020年4月号. (オンライン) 2020年. (引用日: 2023年6月5日.)
<https://www.dinf.ne.jp/d/0/464.html>.
9. Charter on Inclusion of Persons with Disabilities in Humanitarian Action. (オンライン) (引用日: 2023年6月15日.)
<https://humanitariandisabilitycharter.org/>.
10. Inter-Agency Standing Committee. IASC Guidelines, Inclusion of Persons with Disabilities in Humanitarian Action, 2019. (オンライン) 2019年11月19日. (引用日: 2023年6月15日.)
<https://interagencystandingcommittee.org/iasc-guidelines-on-inclusion-of-persons-with-disabilities-in-humanitarian-action-2019>.
11. Inclusive Education Initiative. Inclusive Education Initiative. (オンライン) (引用日: 2023年6月15日.)
<https://www.inclusive-education-initiative.org/>.
12. United Nations. Report on the 2022 Transforming Education Summit. (オンライン) 2023年1月. (引用日: 2023年6月22日.)
https://www.un.org/sites/un2.un.org/files/report_on_the_2022_transforming_education_summit.pdf.
13. UNESCO. Analysis of National Statements of Commitment. Transforming Education Summit. (オンライン) 2022年10月. (引用日: 2023年6月22日.)
https://transformingeducationsummit.sdg4education2030.org/system/files/2022-12/Analysis%20of%20TES%20National%20Statements%20of%20Commitment_23.10.2022_FINAL.pdf.
14. International Disability Alliance. Transforming Education for Disability Inclusion: A Call to Action for All Children. (オンライン) 2022年9月. (引用日: 2023年6月22日.)
<https://www.internationaldisabilityalliance.org/blog/transforming-education-disability-inclusion-call-action-all-children>.

15. World Health Organizations. The highest attainable standard of health for persons with disabilities. 148th session/EB148.R6. (オンライン) 2021年1月25日.(引用日: 2023年6月22日.)
https://apps.who.int/gb/ebwha/pdf_files/EB148/B148_R6-en.pdf.
16. 障害保健福祉研究情報システム. 第3回国連防災世界会議(2015年3月14日~3月18日): 本会議および関連事業: 障害者関連を中心に. 障害保健福祉研究情報システム.(オンライン)(引用日: 2023年6月15日.) https://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/world/2015dp/wcdrr_indexjp/wcdrr_indexjp.html.
17. Global Partnership for Sustainable Development Data. Inclusive Data Charter. (オンライン)(引用日: 2023年6月15日.) <https://www.data4sdgs.org/index.php/initiatives/inclusive-data-charter>.
18. International Disability Alliance. (オンライン)(引用日: 2023年6月15日.)
<https://www.internationaldisabilityalliance.org/>.
19. -. Disability Inclusive Development-consortium project led by Sightsavers. (オンライン)(引用日: 2023年6月15日.) <https://www.internationaldisabilityalliance.org/did-project>.
20. -. Making DPOs Equal Partners of Inclusive Development in Africa. (オンライン)(引用日: 2023年7月5日.)
<https://www.internationaldisabilityalliance.org/norad>.
21. United Nations Partnership on the Rights of Persons with Disabilities. (オンライン)(引用日: 2023年7月12日.) <https://www.unprpd.org/>.
22. UN Partnership on the Rights of Persons with Disabilities. Annual Narrative and Financial Report 2022. (オンライン) 2022年.(引用日: 2023年7月5日.) https://www.unprpd.org/sites/default/files/library/2023-06/UNPRPD%20Annual%20Report%202022%20Final_compressed.pdf.
23. GLAD Network. Home. (オンライン)(引用日: 2023年6月15日.) <https://gladnetwork.net/>.
24. -. The Five Goals of the GLAD Network. (オンライン)(引用日: 2023年6月15日.)
<https://gladnetwork.net/five-goals-glad-network>.
25. Organisation for Economic Co-operation and Development (OECD). Proposal to Introduce a Policy marker in the CRS Track Development Finance that Promotes the Inclusion and Empowerment of Persons with Disabilities. OECD DAC Working Party on Development Finance Statistics. (オンライン) 2018年.(引用日: 2023年6月15日.) [https://one.oecd.org/document/DCD/DAC/STAT\(2018\)39/REV1/en/pdf](https://one.oecd.org/document/DCD/DAC/STAT(2018)39/REV1/en/pdf).
26. -. OECD-DAC policy marker on the inclusion and empowerment of persons with disabilities: Handbook for data reporters and users. DAC Working Party on Development Finance Statistics. (オンライン) 2020年12月10日.(引用日: 2023年8月10日.) [https://one.oecd.org/document/DCD/DAC/STAT\(2020\)48/En/pdf](https://one.oecd.org/document/DCD/DAC/STAT(2020)48/En/pdf).
27. Meeks, Polly. Making the most of the OECD-DAC disability inclusion policy marker to promote equality and inclusion in international development and humanitarian assistance. (オンライン) 2023年.(引用日: 2023年8月10日.) https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fuploads-ssl.webflow.com%2F60fea532c3e33e5c5701d99a%2F6450f0a913cabf92e26b88d9_Report%2520OECD-DAC%2520FINAL.docx&wdOrigin=BROWSELINK.
28. The International Disability and Development Consortium (IDDC). Call to Action-Implementation of the Disability Inclusion marker. (オンライン) 2019年5月.(引用日: 2023年5月10日.)
<https://www.iddcconsortium.net/blog/call-to-action-implementation-of-the-disability-inclusion-marker/>.
29. United Nations Human Rights Office of the High Commissioner. Data sources for outcome indicators on Article 32: International Cooperation. SDG-CRPD resource package. (オンライン)(引用日: 2023年5月15日.)
<https://www.ohchr.org/sites/default/files/Documents/Issues/Disability/SDG-CRPD-Resource/accessiblePDF/data-sources-article-32.pdf>.
30. UN Women. In Brief: Disability Inclusion Markers. (オンライン) 2021年.(引用日: 2023年8月10日.)
<https://www.unwomen.org/sites/default/files/2022-01/Brief-Disability-inclusion-markers-en.pdf>.
31. Meeks, Polly. Getting the Data: How much does aid money support inclusion of persons with disabilities. (オンライン) 2020年.(引用日: 2023年6月15日.) https://inclusive-policy.org/wp-content/uploads/2020/09/OECD-DAC-data-guide-disability-marker_1.0.pdf?fbclid=IwAR1zkUIUagAwUsXn5fECee2OSRJ78eabigYv0SWj6U6l-2czf6160YaFM0U.
32. Giorgio Gualberti, OECD statistical analyst. Open seminar on the OECD-DAC disability policy marker. The Atlas

- Alliance, 2023年5月15日.
33. Foreign, Commonwealth Development Office (FCDO). FCDO disability update: Progress against DFID's strategy for Disability Inclusive Development. (オンライン) 2020年. (引用日: 2023年6月15日.) https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/934618/Progress_Paper_of_the_Disability_Inclusion_Strategy_November_2020.pdf.
 34. Foreign, Commonwealth & Development Office. FCDO Disability Inclusion and Rights Strategy 2022-2030. (オンライン) 2022年2月16日. (引用日: 2023年6月15日.) <https://www.gov.uk/government/publications/fcdo-disability-inclusion-and-rights-strategy-2022-to-2030>.
 35. Government of Canada. Feminist approach - Innovation and effectiveness guidance note. (オンライン) 2023年1月6日. (引用日: 2023年6月22日.) https://www.international.gc.ca/world-monde/issues_development-enjeux_developpement/priorities-priorites/fiap_ie-paif_ie.aspx?lang=eng.
 36. Italian Agency for Development and Cooperation. Disability and international cooperation: participation and inclusion. (オンライン) 2020年. (引用日: 2023年6月23日.) <https://www.aics.gov.it/wp-content/uploads/2020/10/Disability-and-International-Cooperation-participation-and-inclusion-2016-2017-eng.pdf>.
 37. European Disability Forum. Fact sheet: Disability inclusiveness of development and humanitarian aid in SWEDEN. Mapping disability inclusiveness of European member states' development and humanitarian aid. (オンライン) 2020年. (引用日: 2023年6月15日.) <https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.edf-feph.org%2Fcontent%2Fuploads%2F2021%2F07%2FSweden-factsheet-FINAL.docx&wdOrigin=BROWSELINK>.
 38. Australian Government Department of Foreign Affairs and Trade. Development for All 2015-2020 Strategy for strengthening disability-inclusive development in Australia's aid program. (オンライン) 2015年5月. (引用日: 2023年6月15日.) <https://www.dfat.gov.au/about-us/publications/development-for-all-2015-2020>.
 39. 外務省. 障害者の権利に関する条約. (オンライン) (引用日: 2023年6月15日.) https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/hr_ha/page22_000899.html.
 40. ー. 第1回政府報告に関する障害者権利委員会の総括所見 (和文仮訳). 障害者の権利に関する条約 (略称: 障害者権利条約). (オンライン) 2022年10月7日. <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100448721.pdf>.
 41. United Nations Human Rights Office of the High Commission. The Committee on the Rights of Persons with Disabilities. (オンライン) (引用日: 2023年1月10日.) <https://www.ohchr.org/en/treaty-bodies/crpd>.
 42. 外務省. 2019年G20岡山保健大臣宣言 (仮訳). (オンライン) (引用日: 2023年6月5日.) https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/g20/osaka19/pdf/documents/jp/okayama_hm_jp.pdf.
 43. United Nations. Transforming Education: An urgent political imperative for our collective future. Vision Statement of the Secretary-General on Transforming Education. (オンライン) 2022年9月. (引用日: 2023年6月22日.) https://www.un.org/sites/un2.un.org/files/2022/09/sg_vision_statement_on_transforming_education.pdf.
 44. The United Nations General Assembly. Transforming our world: the 2030 Agenda for Sustainable Development. (オンライン) 2015年10月21日. (引用日: 2023年5月15日.) <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/000101401.pdf>.
 45. United Nations High Commissioner for Human Rights. GA 75th session Disability-inclusive international cooperation. Annual thematic reports Special Rapporteur on the rights of persons with disabilities. (オンライン) 2020年. (引用日: 2023年8月10日.) <https://www.ohchr.org/en/documents/thematic-reports/a75186-report-disability-inclusive-international-cooperation>.

【第3章】

1. World Food Programme. WFP disability inclusion road map (2020-2021). (オンライン) 2020年11月. (引用日: 2023年8月10日.) <https://docs.wfp.org/api/documents/WFP-0000119397/download/>.
2. ー. WFP Strategic Plan (2022-2025). (オンライン) 2021年11月12日. (引用日: 2023年8月10日.) <https://www.wfp.org/publications/wfp-strategic-plan-2022-25>.

(3.1 : 世界銀行)

3. World Bank. Organization. (オンライン) n.d.年. (引用日: 2023 年 2 月 1 日.)
<https://www.worldbank.org/en/about/leadership>.
4. -. The World Bank Annual Report 2022. (オンライン) 2022 年. (引用日: 2023 年 8 月 1 日.)
<https://www.worldbank.org/en/about/annual-report#anchor-annual>.
5. 世界銀行東京事務所. 世界銀行と日本. (オンライン) 2023 年. (引用日: 2023 年 8 月 1 日.)
<https://thedocs.worldbank.org/en/doc/840931459218186481-0090022020/original/WorldBankandJapan.pdf>.
6. World Bank. Disability Inclusion and Accountability Framework. (オンライン) 2022 年. (引用日: 2023 年 8 月 1 日.) <https://documents1.worldbank.org/curated/en/437451528442789278/pdf/Disability-inclusion-and-accountability-framework.pdf>.
7. -. Disability Inclusion. (オンライン) 2022 年 4 月 14 日. (引用日: 2022 年 12 月 23 日.)
<https://www.worldbank.org/en/topic/disability#2>.
8. -. Disability Inclusion and Accountability Framework. 2018.
9. -. Including Women and Girls with Disabilities in World Bank Operations: Toolkit. (オンライン) 2023 年. (引用日: 2023 年 8 月 1 日.)
<https://documents1.worldbank.org/curated/en/099133003062341330/pdf/P1766670ab8eab09f0818d0151795a488d6.pdf>.
10. -. Including Persons with Disabilities in Water Sector Operations: A Guidance. (オンライン) 2017 年. (引用日: 2023 年 8 月 1 日.) <https://documents1.worldbank.org/curated/en/834711499660401130/pdf/117306-REVISED-PUBLIC-15-3-2018-14-18-45-W.pdf>.
11. -. Disability Inclusion in Disaster Risk Management: Promising Practices. (オンライン) 2017 年. (引用日: 2023 年 8 月 1 日.)
https://www.gfdrr.org/sites/default/files/publication/GFDRR%20Disability%20inclusion%20in%20DRM%20Report_F.pdf.
12. -. Good Practice Note, Non-Discrimination and Disability. (オンライン) 2018 年. (引用日: 2023 年 8 月 1 日.)
<https://documents1.worldbank.org/curated/en/573841530208492785/Environment-and-Social-Framework-ESF-Good-Practice-Note-on-Disability-English.pdf>.
13. -. Brief on Violence Against Women and Girls with Disabilities. (オンライン) 2019 年. (引用日: 2023 年 8 月 1 日.) <https://documents1.worldbank.org/curated/en/864511600841231218/pdf/Brief-on-Violence-Against-Women-and-Girls-with-Disabilities.pdf>.
14. Tiberti, M., Costa, V. Disability Measurement in Household Surveys: A Guidebook for Designing Household Survey Questionnaires. (オンライン) 2020 年. (引用日: 2023 年 8 月 1 日.)
<https://documents1.worldbank.org/curated/en/456131578985058020/pdf/Disability-Measurement-in-Household-Surveys-A-Guidebook-for-Designing-Household-Survey-Questionnaires.pdf>.
15. World Bank. Creating Disability Inclusive ID System. (オンライン) 2020 年. (引用日: 2023 年 8 月 1 日.)
<https://documents1.worldbank.org/curated/en/967741605683569399/pdf/Creating-Disability-Inclusive-ID-Systems.pdf>.
16. -. Criteria for the World Bank's Disability-Inclusive Investment Project Financing (IPF) in Education. (オンライン) 2021 年 4 月. (引用日: 2023 年 8 月 1 日.)
<https://documents1.worldbank.org/curated/en/712711627321467972/pdf/Criteria-for-the-World-Bank-s-Disability-Inclusive-Investment-Project-Financing-IPF-in-Education-Guidance-Note.pdf>.
17. -. Disability Inclusion in Disaster Risk Management Operations: An Exploration of Good Practices and Resources - Guidance Note. (オンライン) 2022 年. (引用日: 2023 年 8 月 1 日.)
<https://documents1.worldbank.org/curated/en/099025008152214591/pdf/P176516025211304f09f9201fb04c176943.pdf>.
18. -. Technical Note on Accessibility (Part 1: The Narrative) . (オンライン) 2022 年. (引用日: 2023 年 8 月 1 日.)
<https://thedocs.worldbank.org/en/doc/2c15b0291da3107e5a324e8d261c674b-0320012022/original/WBG->

[TECHNICAL-NOTE-PART-1.pdf](#)

19. - World Bank Project Cycle. (オンライン) n.d.年. (引用日: 2023 年 2 月 1 日.)
<https://www.worldbank.org/en/projects-operations/products-and-services/brief/projectcycle>.
20. - Technical Note on Accessibility (Part 2: Project Cycle Guidance). (オンライン) 2022 年. (引用日: 2023 年 8 月 1 日.) <https://thedocs.worldbank.org/en/doc/4f828bfeef2126691b25913cadb951c1-0320012022/original/WBG-TECHNICAL-NOTE-PART-2.pdf>.
21. - Bank Policy, Procurement in IPF and Other Operational Procurement Matters. (オンライン) 2017 年. (引用日: 2023 年 8 月 1 日.) <https://thedocs.worldbank.org/en/doc/02c022198520f5b6ab2ecfe64e56ec19-0290012023/original/Bank-Policy-Procurement-in-IPF-and-Other-Operational-Procurement-Matters.pdf>.
22. - Procurement Regulations for IPF Borrowers, Procurement in Investment Project Financing, Goods, Works, Non-Consulting and Consulting Services, Fourth Edition. (オンライン) 2020 年 11 月. (引用日: 2023 年 8 月 1 日.) <https://thedocs.worldbank.org/en/doc/178331533065871195-0290022020/original/ProcurementRegulations.pdf>.
23. Gerard Quinn, United Nations Special Rapporteur on the rights of persons with disabilities. Podcast Ep2: Charlotte McClain-Nhlapo, the World Bank & disability inclusion. (オンライン) 2023 年 1 月 18 日. (引用日: 2023 年 2 月 10 日.) <https://srdisability.org/media/podcast-ep2-charlotte-mcclain-nhlapo-the-world-bank-disability-inclusion/>.
24. World Bank. Diversity and Inclusion. (オンライン) n.d.年. (引用日: 2023 年 2 月 10 日.)
<https://www.worldbank.org/en/about/careers/diversity-inclusion>.
25. - Technical Note: Disability-Inclusive Citizen Engagement. (オンライン) 2022 年. (引用日: 2023 年 8 月 1 日.)
<https://thedocs.worldbank.org/en/doc/024f8650fe21fd700e6c26da7296af7f-0320012022/original/CE-disability-note.pdf>.
26. - PAMSIMAS: Expanding Inclusion for People with Disabilities in Rural Water Supply and Sanitation Services in Indonesia. (オンライン) 2023 年 1 月 20 日. (引用日: 2023 年 7 月 13 日.)
<https://www.worldbank.org/en/results/2023/01/20/expanding-inclusion-for-people-with-disabilities-in-rural-water-supply-and-sanitation-services-in-indonesia>.
27. - Scaling Up Disability Inclusion in Water Projects, Case Study of PAMSIMAS. (オンライン) 2020 年. (引用日: 2023 年 8 月 1 日.) <https://openknowledge.worldbank.org/server/api/core/bitstreams/eebf9b3e-2d49-59fd-8235-8ddb87fc9cba/content>.
28. - World Bank Launches Early IDA20 Replenishment to Help Poorest Countries Recover from the COVID-19 Crisis. (オンライン) 2021 年 4 月 15 日. (引用日: 2023 年 2 月 1 日.)
<https://www.worldbank.org/en/news/press-release/2021/04/15/ida20-replenishment-launched>.
29. - GovTech - Putting People First. (オンライン) n.d.年. (引用日: 2023 年 2 月 3 日.)
<https://www.worldbank.org/en/programs/govtech/priority-themes>.

(3.2 : アジア開発銀行 (ADB))

1. Asian Development Bank. Who we are. (オンライン) (引用日: 2022 年 2 月 24 日.) <https://www.adb.org/who-we-are/main>.
2. - ADB Annual Report 2021 Toward a Green and Inclusive Recovery. (オンライン) 2022 年 4 月. (引用日: 2023 年 8 月 10 日.) <https://www.adb.org/documents/adb-annual-report-2021>.
3. - Strategy 2030 - Achieving a Prosperous, Inclusive, Resilient, and Sustainable Asia and the Pacific. (オンライン) 2018 年 7 月. (引用日: 2023 年 8 月 10 日.) <https://www.adb.org/documents/strategy-2030-prosperous-inclusive-resilient-sustainable-asia-pacific>.
4. - Strengthening Disability-Inclusive Development 2021-2025 Road Map. (オンライン) 2022 年 3 月. (引用日: 2023 年 6 月 15 日.) <https://www.adb.org/publications/disability-inclusive-development-2021-2025>.
5. Global Disability Summit. Global Disability Summit Commitments. (オンライン) (引用日: 2023 年 4 月 5 日.)
<https://www.globaldisabilitysummit.org/commitments>.

6. Asian Development Bank. Disability Brief: Identifying and Addressing the Needs of Disabled People. 2005.
7. -. Handbook on Poverty and Social Analysis: A Working Document. (オンライン) 2012 年 12 月. (引用日: 2023 年 8 月 10 日.) [Guidance Note: Poverty and Social Dimensions of Urban Projects | Asian Development Bank \(adb.org\)](https://www.adb.org/documents/guidance-note-poverty-and-social-dimensions-of-urban-projects)
8. -. Guidance Note on Poverty and Social Dimensions in Urban Projects. (オンライン) 2014 年 10 月. (引用日: 2023 年 8 月 10 日.) <https://www.adb.org/documents/guidance-note-poverty-and-social-dimensions-urban-projects>.
9. -. Enabling Inclusive Cities: Tool Kit for Inclusive Urban Development. (オンライン) 2016 年 12 月. (引用日: 2023 年 8 月 10 日.) <https://www.adb.org/documents/enabling-inclusive-cities>.
10. -. Guidance Note on COVID-19 and Livable Cities in Asia and the Pacific. (オンライン) 2020 年 12 月. (引用日: 2023 年 8 月 10 日.) <https://www.adb.org/documents/covid-19-livable-cities-asia-pacific-guidance-note>.
11. -. ADB Briefs: Disability and Social Protection in Asia. (オンライン) 2021 年 12 月. (引用日: 2023 年 8 月 10 日.) <https://www.adb.org/sites/default/files/publication/760671/adb-brief-203-disability-social-protection-asia.pdf>.
12. -. Inclusive Education with Differentiated Instruction for Children with Disabilities: A Guidance Note. (オンライン) 2022 年 10 月. (引用日: 2023 年 8 月 10 日.) <https://www.adb.org/publications/inclusive-education-children-disabilities-guidance-note>.
13. -. Inclusive Cities: Urban Area Guidelines. (オンライン) 2022 年 3 月. (引用日: 2023 年 8 月 10 日.) <https://www.adb.org/publications/inclusive-cities-urban-area-guidelines>.
14. Asian Development Bank Institute. Entrepreneurship Training and Online Marketplace Participation among Female Persons with Disabilities. (オンライン) 2022 年 10 月. (引用日: 2023 年 8 月 10 日.) <https://www.adb.org/publications/entrepreneurship-training-and-online-marketplace-participation-among-female-persons-with-disabilities>.
15. Bank Information Center. Asian Development Bank and Disability Inclusion. (オンライン) (引用日: 2023 年 2 月 18 日.) https://bankinformationcenter.org/en-us/update/adb_disability_commitments/#:~:text=Though%20ADB%20does%20designate%20a%20staff%20member%20as.regarding%20disability%20inclusion%2C%20which%20is%20currently%20being%20updated.
16. Asian Development Bank. Handbook on Poverty and Social Analysis: A Working Document. (オンライン) 2012 年 12 月. (引用日: 2023 年 8 月 10 日.) <https://www.adb.org/documents/handbook-poverty-and-social-analysis-working-document>.
17. -. ADB Corporate Results Framework 2019-2024. (オンライン) 2019 年 8 月. (引用日: 2023 年 8 月 10 日.) <https://www.adb.org/documents/adb-results-framework-2019-2024-policy-paper>.
18. -. 2022 Development Effectiveness Review. (オンライン) 2023 年 4 月. (引用日: 2023 年 8 月 10 日.) <https://www.adb.org/documents/development-effectiveness-review-2022-report>.

(3.3 : 米州開発銀行 (IDB))

1. Inter-American Development Bank. Inter-American Development Bank. (オンライン) (引用日: 2023 年 7 月 1 日.) <https://www.iadb.org/en>.
2. -. Annual Report: The Year in Review 2022. (オンライン) 2023 年. (引用日: 2023 年 7 月 16 日.) <https://publications.iadb.org/publications/english/viewer/Inter-American-Development-Bank-Annual-Report-2022-The-Year-in-Review.pdf>.
3. Inter-American Development Bank Group. Second Update to the Institutional Strategy. (オンライン) 2019 年. (引用日: 2023 年 8 月 3 日.) <https://iadb-comms.org/IDBGroup-InstitutionalStrategy>.
4. Inter-American Development Bank. Gender and Diversity Sector Framework Document. (オンライン) 2022 年 12 月. (引用日: 2023 年 4 月 21 日.) <https://www.iadb.org/document.cfm?id=EZSHARE-1011213690-92>.
5. Global Disability Summit. Inter-American Development Bank. (オンライン) (引用日: 2023 年 7 月 19 日.) <https://www.globaldisabilitysummit.org/commitments/inter-american-development-bank>.
6. Inter-American Development Bank. IDB Group Gender and Diversity Action Plan 2022-2025. (オンライン)

- 2022年10月。(引用日:2023年6月15日)
<https://idbdocs.iadb.org/wsdocs/getdocument.aspx?docnum=EZSHARE-266317725-88>.
7. - We the People: Inclusion of People with Disabilities in Latin America and the Caribbean. (オンライン)2019年。(引用日:2023年8月3日)
https://publications.iadb.org/publications/english/viewer/We_the_People_Inclusion_of_People_with_Disabilities_in_Latin_America_and_the_Caribbean_en.pdf.
 8. - Violence against Women and Girls with Disabilities: Latin America and the Caribbean. (オンライン)2019年。(引用日:2023年8月3日)
https://publications.iadb.org/publications/english/document/Violence_against_Women_and_Girls_with_Disabilities_Latin_America_and_the_Caribbean_en_en.pdf.
 9. - Education for All: Advancing Disability Inclusion in Latin America and the Caribbean. (オンライン)2019年。(引用日:2023年8月3日)
https://publications.iadb.org/publications/english/viewer/Education_for_All_Advancing_Disability_Inclusion_in_Latin_America_and_the_Caribbean_en_en.pdf.
 10. - Reliable Information as A Tool for Closing Diversity Gaps. (オンライン)2020年。(引用日:2023年8月3日)
<https://publications.iadb.org/publications/english/viewer/Reliable-Information-as-A-Tool-for-Closing-Diversity-Gaps.pdf>.
 11. - Cities as Spaces for Opportunities for All: Building Public Spaces for People with Disabilities, Children and Elders. (オンライン)2021年。(引用日:2023年8月3日)
<https://publications.iadb.org/publications/english/viewer/Cities-as-Spaces-for-Opportunities-for-All-Building-Public-Spaces-for-People-with-Disabilities-Children-and-Elders.pdf>.
 12. - Gender and Inclusion in the Green Agenda: Where Are We and How to Move Forward? (オンライン)2022年。(引用日:2023年8月3日)
<https://publications.iadb.org/publications/english/viewer/Gender-and-Inclusion-in-the-Green-Agenda-Where-Are-We-and-How-to-Move-Forward.pdf>.
 13. - Detailed IDB Organizational Chart. (オンライン)2020年。(引用日:2023年7月21日)
<https://idbdocs.iadb.org/wsdocs/getdocument.aspx?docnum=EZSHARE-1051431357-262>.
 14. - ANNEX IV. Guidelines for IDB Projects Supporting Gender and Diversity. IDB Group Gender and Diversity Action Plan 2022-2025. (オンライン)
 15. IFI Working Group. Including Persons with Disabilities in the IDB Safeguards Review. (オンライン)(引用日:2023年6月15日)
https://bankinformationcenter.org/en-us/update/idb_safeguard_review_disability/#:~:text=If%20the%20IDB%20is%20serious%20about%20drafting%20a,international%20standards%20and%20best%20practice%20on%20disability%20inclusion..
 16. Inter-American Development Bank. ANNEX I. Gender and Diversity Action Plan Results Matrix. Action Plan 2022-2025. (オンライン)
 17. - Promoting an equitable workplace: What it means for the IDB Group. (オンライン)(引用日:2023年7月20日)
<https://blogs.iadb.org/igualdad/en/promoting-an-equitable-workplace-what-it-means-for-the-idb-group/>.

(3.4 : 国際労働機関 (ILO))

1. International Labour Organization. International Labour Organization. (オンライン)(引用日:2023年3月27日)
<https://www.ilo.org/global/lang--en/index.htm>.
2. - 公正なグローバル化のための社会正義に関する ILO 宣言. (オンライン)(引用日:2023年3月28日)
https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---asia/---ro-bangkok/---ilo-tokyo/documents/genericdocument/wcms_236375.pdf.
3. ILO 駐日事務所. 仕事の未来に向けた ILO 創設 100 周年記念宣言. (オンライン)(引用日:2023年3月27日)
https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---asia/---ro-bangkok/---ilo-tokyo/documents/publication/wcms_715346.pdf.
4. International Labour Office. Evaluation Summary: ILO Disability Inclusion Strategy and Action Plan 2014-17. (オ

- ンライン)(引用日: 2023年4月10日.) https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---ed_emp/---ifp_skills/documents/publication/wcms_640908.pdf.
5. International Labour Organization. ILO Disability Inclusion Policy and Strategy 2020-23. (オンライン) 2021年. (引用日: 2023年8月3日.) https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---ed_emp/---ifp_skills/documents/publication/wcms_821102.pdf.
 6. -. Inclusion of people with disabilities in vocational training: A practical guide. (オンライン) (引用日: 2023年3月28日.) https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---dgreports/---gender/documents/publication/wcms_230732.pdf.
 7. -. Business as unusual: Making workplaces inclusive of people with disabilities. (オンライン) (引用日: 2023年3月28日.) https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---ed_emp/---ifp_skills/documents/publication/wcms_316815.pdf.
 8. -. Achieving equal employment opportunities for people with disabilities through legislation. (オンライン) (引用日: 2023年3月28日.) https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---ed_emp/---ifp_skills/documents/publication/wcms_322685.pdf.
 9. -. Decent work for persons with disabilities: promoting rights in the global development agenda. (オンライン) (引用日: 2023年3月28日.) https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---ed_emp/---ifp_skills/documents/publication/wcms_430935.pdf.
 10. -. Promoting diversity and inclusion through workplace adjustments: A practical guide. (オンライン) (引用日: 2023年3月28日.) https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---ed_norm/---declaration/documents/publication/wcms_536630.pdf.
 11. -. Development Cooperation Internal Governance Manual. (オンライン) 2022年. (引用日: 2023年8月3日.) https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---dgreports/---exrel/documents/publication/wcms_452076.pdf.
 12. International Training Centre ILO. International Training Centre ILO. (オンライン) (引用日: 2023年4月20日.) <https://www.itcilo.org/>.
 13. International Labour Organization. Terms and Conditions applicable to ILO Contracts. (オンライン) 2021年. (引用日: 2023年8月3日.) https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---ed_mas/---inter/documents/legaldocument/wcms_768752.pdf.

(3.5 : 国連児童基金 (UNICEF))

1. United Nations Children's Fund. (オンライン) (引用日: 2023年7月10日.) <https://www.unicef.org/>.
2. -. UNICEF's Journey of Organizational Transformation. (オンライン) 2020年. (引用日: 2023年5月1日.) <https://www.unicef.org/sites/default/files/2020-04/UNICEF%27s-Journey-of-Organizational-Transformation.pdf>.
3. -. Funding compendium 2021. (オンライン) 2022年7月. (引用日: 2023年7月3日.) <https://www.unicef.org/reports/funding-compendium-2021>.
4. -. UNICEF Strategic Plan, 2022-2025. (オンライン) 2021年7月. (引用日: 2023年7月3日.) [UNICEF Strategic Plan, 2022-2025 | UNICEF Executive Board](https://www.unicef.org/strategic-plan).
5. International Disability Alliance. GLOBAL DISABILITY SUMMIT +2 YEARS. (オンライン) 2021年. (引用日: 2023年7月10日.) https://www.internationaldisabilityalliance.org/sites/default/files/final_en_-_global_disability_summit_2_years_-_progress_on_implementation_of_commitments_-_pm_final_0.pdf.
6. Global Disability Summit 2018. Global Disability Summit 2018 - Summary of Commitments. (オンライン) (引用日: 2023年7月10日.) https://www.internationaldisabilityalliance.org/sites/default/files/global-disability-summit-summary-commitments_2.pdf.
7. United Nations Children's Fund. UNICEF Executive Director remarks at the Global Disability Summit, as prepared. (オンライン) 2018年7月24日. (引用日: 2023年7月10日.) <https://www.unicef.org/press-releases/unicef-executive-director-remarks-global-disability-summit-prepared>.
8. -. UNICEF Executive Director Catherine Russell's remarks at the 2nd Global Disability Summit. (オンライン) 2022年2月16日. (引用日: 2023年7月10日.) <https://www.unicef.org/press-releases/unicef-executive>

- [director-catherine-russells-remarks-2nd-global-disability-summit.](#)
9. - United Nations Children's Fund, Disability Inclusion Policy and Strategy (DIPAS) 2022-2030. (オンライン) 2022年12月. (引用日: 2023年7月7日.) <https://www.unicef.org/unicef-disability-inclusion-policy-and-strategy-dipas-2022-2030>.
 10. United Nations Children's Fund. Core Commitments for children in Humanitarian Action. (オンライン) 2022年. (引用日: 2023年7月10日.) [https://www.unicef.org/media/87611/file/Core%20Commitments%20for%20Children%20\(English\).pdf](https://www.unicef.org/media/87611/file/Core%20Commitments%20for%20Children%20(English).pdf).
 11. - Collecting data on child disability Companion technical booklet. (オンライン) 2014年12月1日. (引用日: 2023年7月10日.) <https://data.unicef.org/resources/collecting-data-child-disability-companion-technical-booklet/>.
 12. - A Key To Inclusion: New tool to measure child functioning and disability. (オンライン) 2016年4月19日. (引用日: 2023年7月10日.) <https://data.unicef.org/resources/key-inclusion-new-tool-measure-child-functioning-disability/>.
 13. - Module on Child Functioning: Tabulation plans, narrative and syntaxes. (オンライン) 2017年6月21日. (引用日: 2023年7月10日.) <https://data.unicef.org/resources/module-child-functioning-tabulation-plan-narrative/>.
 14. - INCLUDING CHILDREN WITH DISABILITIES IN HUMANITARIAN ACTION. (オンライン) 2017年. (引用日: 2023年7月10日.) <https://sites.unicef.org/disability/emergencies/>.
 15. - Collecting data on children with disabilities. (オンライン) 2019年12月2日. (引用日: 2023年7月10日.) <https://data.unicef.org/resources/child-disability-training-videos/>.
 16. - Producing disability-inclusive data. (オンライン) 2020年7月20日. (引用日: 2023年7月10日.) <https://data.unicef.org/resources/producing-disability-inclusive-data-why-it-matters-and-what-it-takes/>.
 17. - Module on Child Functioning: Questionnaires. United Nations Children's Fund. (オンライン) 2022年5月. (引用日: 2023年7月10日.) <https://data.unicef.org/resources/module-child-functioning/>.
 18. - Module on Child Functioning: Guidance note for translation and customization. (オンライン) 2022年10月26日. (引用日: 2023年7月10日.) <https://data.unicef.org/resources/module-on-child-functioning-guidance-note-for-translation-and-customization/>.
 19. - Module on Child Functioning: Manual for interviewers. (オンライン) 2022年11月. (引用日: 2023年7月10日.) <https://data.unicef.org/resources/module-on-child-functioning-manual-for-interviewers/>.
 20. - Disability-Inclusive Humanitarian Action Toolkit -Operational guidance on including children with disabilities in humanitarian response-. (オンライン) (引用日: 2023年7月10日.) <https://www.unicef.org/documents/disability-inclusive-humanitarian-action-toolkit>.
 21. - Disability-Inclusive Evaluations in UNICEF Guideline for Achieving UNDIS Standards. (オンライン) (引用日: 2023年7月10日.) <https://www.unicef.org/evaluation/documents/disability-inclusive-evaluations-unicef-guideline-achieving-undis-standards>.
 22. - Toolkit on Accessibility. (オンライン) 2021年. (引用日: 2023年7月10日.) <https://accessibilitytoolkit.unicef.org/toolkit-accessibility>.
 23. Mona Christophersen Bjørkhaug and Åge A. Tiltne Ingunn. Tracking disability inclusion in multilateral organizations. FAFO. (オンライン) 2022年4月. (引用日: 2023年7月7日.) <https://www.fafo.no/en/publications/fafo-reports/tracking-disability-inclusion-in-multilateral-organizations>.
 24. United Nations, High-Level Committee on Management. Guidelines on the Implementation of UNDIS Indicator 8 (Procurement). (オンライン) (引用日: 2023年8月1日.) https://www.un.org/sites/un2.un.org/files/2021/01/2020_un_disability_inclusion_strategy_guidelines_indicator_8.pdf.
 25. Takona/UNICEF and Berman-Bieler. Connecting expenditure to results for children with disabilities through PIDB codes and the disability tag. (オンライン) 2021年. (引用日: 2023年7月7日.) <https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fgladnetwork.net%2Fsites%2Fdefault%2Ffiles%2F2021-04%2F4.%2520Rosangela%2520UNICEF.pptx&wdOrigin=BROWSELINK>.
 26. United Nations Children's Fund. A diverse and inclusive workforce is part of UNICEF's DNA -UNICEF

- continuously strives to be a gender-equal, diverse and inclusive workplace for all-. (オンライン)(引用日: 2023年7月10日.) [A diverse and inclusive workforce is part of UNICEF's DNA | UNICEF Careers.](#)
27. -. Including children with disabilities in humanitarian action _GENERAL GUIDANCE. (オンライン)(引用日: 2023年7月10日.) <https://sites.unicef.org/disability/emergencies/general-guidance.html>.
28. UNICEF Nepal Office. Process-based and Formative Evaluation of the Education Equity Strategy in Nepal (2014-2021). (オンライン) 2021年. (引用日: 2023年7月15日.) [Evaluation reports | UNICEF Evaluation in UNICEF.](#)
29. UNICEF Nepal Country Office. GEROS Evaluation Quality Assurance Tool. (オンライン) 2021年. (引用日: 2023年7月15日.) <https://evaluationreports.unicef.org/GetDocument?fileID=22222>.
30. Centre of Excellence on Data for Children with Disabilities. Centre of Excellence on Data for Children with Disabilities -Fostering inclusion through data-. (オンライン)(引用日: 2023年7月10日.) <https://data.unicef.org/resources/centre-of-excellence-on-data-for-children-with-disabilities/>.

(3.6 : 米国国際開発庁 (USAID))

1. 外務省. 2021年版 開発協力参考資料集. (オンライン) 2021年. (引用日: 2023年8月1日.) <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/100406954.pdf>.
2. USAID. Fiscal Year 2022 Agency Financial Report: Progress Beyond Programs. (オンライン) 2022年. (引用日: 2023年8月1日.) https://www.usaid.gov/sites/default/files/2022-12/USAID_FY2022_AFR.pdf.
3. -. USAID Announces Commitments at the Global Disability Summit. (オンライン) 2022年2月16日. (引用日: 2023年5月10日.) <https://www.usaid.gov/news-information/press-releases/feb-16-2022-usaid-announces-commitments-global-disability-summit>.
4. Global Disability Summit (GDS) Secretariat. Commitments. (オンライン) n.d.年. (引用日: 2023年6月15日.) <https://www.globaldisabilitysummit.org/commitments>.
5. National Council on Disability (NCD). US Foreign Policy and Disability: Progress and Promise 2017. (オンライン) 2018年. (引用日: 2023年8月1日.) https://ncd.gov/sites/default/files/US%20Foreign%20Policy%20and%20Disability_Accessible_0.pdf.
6. USAID. USAID Disability Policy Paper. (オンライン) 1997年. (引用日: 2023年8月1日.) https://pdf.usaid.gov/pdf_docs/PDABQ631.pdf.
7. -. USAID Disability Policy. (オンライン) n.d.年. (引用日: 2023年8月1日.) <https://www.usaid.gov/inclusivedevelopment/disability-policy#:~:text=Avoid%20discrimination%20against%20persons%20with,opportunity%20for%20persons%20with%20disabilities..>
8. -. USAID Policy on Standards for Accessibility for the Disabled in USAID Financed Construction. (オンライン) n.d.年. (引用日: 2023年8月1日.) https://pdf.usaid.gov/pdf_docs/Pdacg011.pdf.
9. -. Transitions Towards an Inclusive Future: Vocational Skills Development and Employment Options for Persons with Disabilities in Europe & Eurasia. (オンライン) 2009年10月. (引用日: 2023年8月1日.) https://pdf.usaid.gov/pdf_docs/pnads500.pdf.
10. -. Guide on How to Integrate Disability into Gender Assessments and Analyses. (オンライン) 2010年. (引用日: 2023年8月1日.) https://www.usaid.gov/sites/default/files/Guide_How_Integrate_Disability_Gender_Assessments_2010.pdf.
11. -. Towards Gender Equality in Europe and Eurasia: Toolkit for Analysis. (オンライン) 2012年5月24日. (引用日: 2023年8月1日.) <https://www.usaid.gov/sites/default/files/EE-Gender-Analysis-Toolkit-June-2012.pdf>.
12. -. Women with Disabilities in the Europe & Eurasia Region. (オンライン) 2012年8月. (引用日: 2023年8月1日.) <https://www.usaid.gov/sites/default/files/Women-with-Disabilities-EE-Region-FINAL-2012.pdf>.
13. -. Suggested Approaches for Integrating Inclusive Development Across the Program Cycle and in Mission Operations: Additional Help for ADS 201. (オンライン) 2018年7月. (引用日: 2023年8月1日.) https://usaidlearninglab.org/sites/default/files/resource/files/additional_help_for_ads_201_inclusive_development.

- [180726 final r.pdf](#).
14. -. How-To Note: Disability Inclusive Education. (オンライン) 2018 年 11 月. (引用日: 2023 年 8 月 1 日.)
https://www.edu-links.org/sites/default/files/media/file/How-ToNote_DisabilityInclusiveEducation_0.pdf.
 15. -. Disability Programming. (オンライン) n.d.年. (引用日: 2023 年 6 月 15 日.)
<https://www.usaid.gov/inclusivedevelopment/disability-rights/disability>.
 16. -. Katherine Guernsey. (オンライン) n.d.年. (引用日: 2023 年 5 月 10 日.)
<https://www.usaid.gov/organization/katherine-guernsey>.
 17. -. Organization. (オンライン) 2022 年 9 月 30 日. (引用日: 2023 年 6 月 15 日.) <https://www.usaid.gov/about-us/organization>.
 18. -. ADS Chapter 101 Agency Programs and Functions. (オンライン) 2022 年. (引用日: 2023 年 8 月 1 日.)
<https://www.usaid.gov/sites/default/files/2022-12/101.pdf>.
 19. -. The USAID Program Cycle. (オンライン) n.d.年. (引用日: 2023 年 6 月 5 日.)
<https://usaidealarninglab.org/learning-at-usaid/program-cycle-overview-page>.
 20. -. Disability-Inclusive Development 101. (オンライン) n.d.年. (引用日: 2023 年 6 月 1 日.)
<https://www.usaid.gov/e-learning/drgcenter/disability-inclusive-development-101-course/>.
 21. -. Disability Inclusive Development 102, Programming Tool Kit. (オンライン) 2018 年. (引用日: 2023 年 8 月 1 日.) https://2017-2020.usaid.gov/sites/default/files/documents/1866/Mainstreaming_Disability_Across_The_Program_Cycle_and_Beyond_Toolkit_Digital_revised_9_5_2019.pdf.
 22. -. Custom Indicators. (オンライン) n.d.年. (引用日: 2023 年 7 月 10 日.) <https://www.usaid.gov/custom-indicators>.
 23. -. Disabilities Employment Program. (オンライン) n.d.年. (引用日: 2023 年 6 月 15 日.)
<https://www.usaid.gov/careers/disabilities-employment-program>.
 24. General Service Administration. Progress Updates, Agency Priority Goal Action Plan FY 223 - Q1: Diversity, Equity, Inclusion and Accessibility. (オンライン) 2023 年. (引用日: 2023 年 6 月 1 日.)
https://assets.performance.gov/APG/files/2023/april/FY2023_April_USAID_Progress_Diversity_Equity_Inclusion_and_Accessibility.pdf.
 25. USAID. USAID Advances Global Action for Climate Equity. (オンライン) 2021 年 11 月 6 日. (引用日: 2023 年 7 月 12 日.) <https://www.usaid.gov/news-information/press-releases/nov-6-2021-usaid-advances-global-action-climate-equity>.
 26. -. USAID Progress on Global Action for Climate Equity. (オンライン) 2022 年 11 月 9 日. (引用日: 2023 年 7 月 12 日.) <https://www.usaid.gov/climate/progress-on-global-action-for-climate-equity>.
 27. Angela Pashayan. Agrilinks. Integrating Persons with Disabilities: Rwanda Mission Success Story. (オンライン) 2021 年 4 月 16 日. (引用日: 2023 年 7 月 12 日.) <https://agrilinks.org/post/integrating-persons-disabilities-rwanda-mission-success-story>.
 28. U.S. Equal Employment Opportunity Commission (EEOC). Questions & Answers: The EEOC's Final Rule on Affirmative Action for People with Disabilities in Federal Employment. (オンライン) n.d.年. (引用日: 2023 年 6 月 15 日.) <https://www.eeoc.gov/laws/guidance/questions-answers-eeocs-final-rule-affirmative-action-people-disabilities-federal>.

(3.7 : 英国外務・英連邦・開発省 (FCDO))

1. Foreign, Commonwealth & Development Office. About us. Corporate information. (オンライン) (引用日: 2023 年 6 月 15 日.) <https://www.gov.uk/government/organisations/foreign-commonwealth-development-office/about>.
2. 外務省. 2021 年における DAC 諸国の政府開発援助(ODA)実績(確定値). OECD/DAC における ODA 実績. (オンライン) (引用日: 2023 年 5 月 15 日.) <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/100452906.pdf>.
3. Foreign, Commonwealth & Development Office. (オンライン) (引用日: 2023 年 7 月 18 日.)
<https://www.gov.uk/government/organisations/foreign-commonwealth-development-office>.

4. -. FCDO Outcome Delivery Plan: 2021 to 2022. (オンライン) 2021 年 7 月 15 日. (引用日: 2023 年 4 月 27 日.) <https://www.gov.uk/government/publications/foreign-commonwealth-development-office-outcome-delivery-plan/fcdo-outcome-delivery-plan-2021-to-2022>.
5. -. Global Disability Summit 2022: new UK development commitments to progress the FCDO's work on global disability rights. (オンライン) 2022 年 2 月 16 日. (引用日: 2023 年 4 月 27 日.) <https://www.gov.uk/government/publications/global-disability-summit-2022-uk-international-development-commitments/global-disability-summit-2022-new-uk-development-commitments-to-progress-the-fcdos-work-on-global-disability-rights>.
6. House of Commons International Development Committee. Disability and Development. (オンライン) 2014 年 4 月 1 日. (引用日: 2023 年 4 月 27 日.) <https://publications.parliament.uk/pa/cm201314/cmselect/cmintdev/947/947.pdf>.
7. Department for International Development. Disability Framework-Leaving No One Behind. (オンライン) 2014 年 12 月. (引用日: 2023 年 4 月 27 日.) <https://www.gov.uk/government/publications/dfid-disability-framework-2014>.
8. Foreign, Commonwealth & Development Office. DFID's Strategy for Disability Inclusive Development 2018-23. (オンライン) 2018 年 3 月 3 日. (引用日: 2023 年 4 月 27 日.) <https://www.gov.uk/government/publications/dfids-disability-inclusion-strategy-2018-to-2023>.
9. -. FCDO disability update Progress against DFID's strategy for Disability Inclusive Development. (オンライン) 2020 年 11 月. (引用日: 2023 年 4 月 27 日.) https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/934618/Progress_Paper_of_the_Disability_Inclusion_Strategy_November_2020.pdf.
10. Department of International Development. Minimum and high achievement disability inclusion. DFID's Strategy for Disability Inclusive Development 2018-23. (オンライン) 2018 年 12 月 3 日. (引用日: 2023 年 4 月 27 日.) <https://www.gov.uk/government/publications/dfids-disability-inclusion-strategy-2018-to-2023>.
11. House of Commons International Development Committee. Thirteenth Report of Session 2017-19. DFID's work on disability-inclusive development. (オンライン) 2019 年 7 月 30 日. (引用日: 2023 年 4 月 27 日.) <https://www.parliament.uk/globalassets/documents/commons-committees/international-development/DFID-work-on-disability-inclusive-development.pdf>.
12. Foreign, Commonwealth & Development Office. FCDO Disability Inclusion and Rights Strategy 2022-2030. (オンライン) 2022 年 2 月. (引用日: 2023 年 4 月 27 日.) <https://www.gov.uk/government/publications/fcdo-disability-inclusion-and-rights-strategy-2022-to-2030>.
13. Foreign, Commonwealth & Development Office. Education for children with disabilities: Improving access and quality. (オンライン) 2010 年 10 月 1 日. (引用日: 2023 年 8 月 10 日.) <https://www.gov.uk/government/publications/education-for-children-with-disabilities-improving-access-and-quality-guidance-note-a-dfid-practice-paper>.
14. -. FCDO Policy on Standards of Accessibility for Disabled People in FCDO Financed Education Construction. (オンライン) 2014 年 1 月 21 日. (引用日: 2023 年 8 月 10 日.) <https://www.gov.uk/government/publications/dfid-policy-on-standards-of-accessibility-for-disabled-people-in-dfid-financed-education-construction>.
15. Rohwerder, B. University of Birmingham. Disability Inclusion Topic Guide. (オンライン) 2015 年. (引用日: 2023 年 8 月 10 日.) <https://assets.publishing.service.gov.uk/media/57a0899ee5274a31e00001a2/DisabilityInclusion.pdf>.
16. Foreign, Commonwealth & Development Office. An Approach and Theory of Change to Mental Health and Psychosocial Support. (オンライン) 2020 年 8 月 19 日. (引用日: 2023 年 8 月 10 日.) <https://www.gov.uk/government/publications/an-approach-and-theory-of-change-to-mental-health-and-psychosocial-support>.
17. -. Health Systems Strengthening for Global Health Security and Universal Health Coverage. (オンライン) 2021 年 12 月. (引用日: 2023 年 8 月 10 日.) https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/1039209/Health-

- [Systems-Strengthening-Position-Paper.pdf](#).
18. ー. Child Safeguarding Due Diligence: for external partners. (オンライン) 2022 年 11 月 7 日. (引用日: 2023 年 8 月 10 日.) <https://www.gov.uk/government/publications/dfid-enhanced-due-diligence-safeguarding-for-external-partners/child-safeguarding-due-diligence-for-external-partners>.
 19. Social Development Direct. Disability Inclusion Helpdesk. (オンライン) (引用日: 2023 年 6 月 15 日.) <https://www.sddirect.org.uk/project/disability-inclusion-helpdesk>.
 20. Foreign, Commonwealth & Development Office. FCDO Programme Operating Framework. (オンライン) 2021 年 6 月 30 日. (引用日: 2023 年 4 月 27 日.) <https://www.gov.uk/government/publications/fcdo-programme-operating-framework/fcdo-programme-operating-framework-overview>.
 21. House of Commons International Development Committee. DFID's work on disability-inclusive development: Government response to the Committee's Thirteenth Report. (オンライン) 2019 年 10 月 8 日. (引用日: 2023 年 4 月 27 日.) <https://publications.parliament.uk/pa/cm201719/cmselect/cmintdev/2680/2680.pdf>.
 22. European Disability Forum. Fact sheet: Disability inclusiveness of development and humanitarian aid in the United Kingdom. Mapping disability inclusiveness of European member states' development and humanitarian aid. (オンライン) Autumn 2020 - Winter 2021 年. (引用日: 2023 年 6 月 14 日.) <https://www.edf-feph.org/mappinginclusivenessuk/>.
 23. Foreign, Commonwealth & Development Office. DFID Disability Inclusion Strategy Delivery Plan. Disability Inclusion Strategy 2018 to 2023. (オンライン) 2018 年 12 月 3 日. (引用日: 2023 年 6 月 14 日.) https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/760999/Disability-Inclusion-Strategy-delivery-plan.pdf.
 24. His Majesty's Government. National Disability Strategy. (オンライン) 2021 年 7 月. (引用日: 2023 年 4 月 27 日.) https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/1006098/National-Disability-Strategy_web-accessible-pdf.pdf.
 25. Independent Commission for Aid Impact. DFID's approach to disability in development. (オンライン) 2018 年 5 月 16 日. (引用日: 2023 年 4 月 27 日.) <https://icai.independent.gov.uk/review/disability/#:~:text=Since%20then%2C%20DFID%20has%20made%20more%20efforts%20to,barriers%20to%20disability%20inclusion%2C%20and%20building%20international%20coalitions>.
 26. House of Commons International Development Committee. DFID's work on disability-inclusive development. (オンライン) 2019 年. (引用日: 2023 年 4 月 27 日.) <https://www.parliament.uk/globalassets/documents/commons-committees/international-development/DFID-work-on-disability-inclusive-development.pdf>.
 27. Department for Work & Pensions. Guidance Level 3: Disability Confident Leader. (オンライン) 2019 年 11 月 28 日. (引用日: 2023 年 8 月 10 日.) [Level 3: Disability Confident Leader - GOV.UK \(www.gov.uk\)](https://www.gov.uk/government/guidance/level-3-disability-confident-leader).

(3.8 : ノルウェー開発協力局 (Norad))

1. 外務省国際協力局. 2021 年版開発協力参考資料集. (オンライン) 2021 年. (引用日: 2023 年 6 月 1 日.) <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/100406954.pdf>.
2. Norad. About Norad. (オンライン) n.d.年. (引用日: 2023 年 6 月 1 日.) <https://www.norad.no/en/front/about-norad/>.
3. ー. Slik er norsk bistand organisert. (オンライン) n.d.年. (引用日: 2023 年 7 月 5 日.) <https://www.norad.no/om-bistand/slik-er-norsk-bistand-organisert/>.
4. ー. Mainstreaming disability in the new development paradigm: Evaluation of Norwegian support to promote the rights of persons with disabilities. (オンライン) 2012 年. (引用日: 2023 年 7 月 5 日.) <https://www.norad.no/globalassets/import-2162015-80434-am/www.norad.no-ny/filarkiv/vedlegg-til-publikasjoner/mainstreaming-disability-in-the-new-development-paradigm-evaluation-of-norwegian-support-to>

- [promote-the-rights-of-persons-with-disabilities.pdf](#).
5. Larsen, Hege M and Nilsson, Annika. Mapping of Norwegian Efforts to Include Persons with Disabilities in Development Assistance 2010-2019. (オンライン) 2021 年. (引用日: 2023 年 7 月 5 日.)
https://www.norad.no/contentassets/19724d2081c348f59b78d1b47ed6a581/1.21_mapping-of-norwegian-effort-to-include-persons-with-disabilities-in-development-assistance-2010-2019.pdf.
 6. Global Disability Summit (GDS) Secretariat. Commitments. (オンライン) n.d.年. (引用日: 2023 年 6 月 15 日.)
<https://www.globaldisabilitysummit.org/commitments>.
 7. Norwegian Ministry of Children and Equality. A Society For All – The government's strategy for the equality of persons with disabilities for the period 2020-2030. (オンライン) 2019 年. (引用日: 2023 年 6 月 1 日.)
https://www.regjeringen.no/contentassets/bc8396c163f148dc8d4dc8707482e2be/a-society-for-all_web.pdf.
 8. Norad. Norads årsrapport 2022 (Norad's Annual Report 2022). (オンライン) n.d.年. (引用日: 2023 年 7 月 5 日.)
<https://www.norad.no/globalassets/publikasjoner/publikasjoner-2023/norads-arssrapport-2022-v3.pdf>.
 9. Norwegian Ministry of Foreign Affairs. Equality for all – Norway's strategy for disability-inclusive development (2022-2025). (オンライン) 2022 年. (引用日: 2023 年 8 月 1 日.)
https://www.regjeringen.no/globalassets/departementene/ud/dokumenter/planer/equality_strategy_2022.pdf.
 10. Norad. Plan for implementering av strategien "Likestilling for alle: Styrket innsats for inkludering av personer med nedsatt funksjonsevne i utviklingspolitikken 2022-2025". (オンライン) 2022 年 12 月 5 日. (引用日: 2023 年 7 月 5 日.)
<https://www.norad.no/tema/menneskerettigheter/kvinner-og-likestilling/implementeringsplan-for-strategien-likestilling-for-alle/>.
 11. -. Department for Human Development. (オンライン) n.d.年. (引用日: 2023 年 6 月 9 日.)
<https://www.norad.no/en/about-norad/employees/department-for-human-development/>.
 12. -. Section for Human Rights. (オンライン) n.d.年. (引用日: 2023 年 7 月 5 日.)
<https://www.norad.no/en/about-norad/employees/department-for-human-development/human-rights/>.
 13. -. Slik styres Norad. (オンライン) 2021 年 3 月 16 日. (引用日: 2023 年 7 月 13 日.)
<https://www.norad.no/om-norad/slik-styres-norad/>.
 14. -. Calls for Proposals. (オンライン) n.d.年. (引用日: 2023 年 7 月 5 日.)
<https://grants.mfa.no/#calls/opencalls>.
 15. -. Ethical guidelines - Guide for Norad's grant recipients. (オンライン) 2014 年. (引用日: 2023 年 7 月 5 日.)
<https://www.norad.no/globalassets/filer-2015/sivsa/ethical-guidelines---guide-for-norads-grant-recipients.pdf?id=22093>.
 16. Watkins, Francis et al. Evaluation of Norway's inclusion of persons with disabilities in Development Cooperation. (オンライン) 2022 年. (引用日: 2023 年 7 月 5 日.)
<https://www.norad.no/globalassets/publikasjoner/publikasjoner-2022/evalueringer/report-5-2022.-evaluation-of-norways-inclusion-of-persons-with-disabilities-in-development-cooperation.pdf>.
 17. Norad. Statistical Classification Manual. (オンライン) 2023 年. (引用日: 2023 年 7 月 5 日.)
<https://www.norad.no/contentassets/ebac048145bb41c1be9ebbec94d69faa/statmanual-2023-january.pdf>.
 18. -. Norwegian development aid, Statistics and results. (オンライン) n.d.年. (引用日: 2023 年 7 月 5 日.)
<https://resultater.norad.no/en>.
 19. Meeks, Polly. Fact Sheet: Disability inclusiveness of development and humanitarian aid in Norway. (オンライン) n.d.年. (引用日: 2023 年 5 月 5 日.)
<https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.edf-feph.org%2Fcontent%2Fuploads%2F2021%2F07%2FNorway-factsheet-FINAL.docx&wdOrigin=BROWSELINK>.
 20. Committee on the Rights of Persons with Disabilities. Concluding observations on the initial report of Norway. (オンライン) 2019 年. (引用日: 2023 年 7 月 1 日.)
<https://www.regjeringen.no/contentassets/26633b70910a44049dc065af217cb201/crpd-2019-concluding-observations-endelig-versjon-fra-komiteen.pdf>.
 21. Atlas Alliance. About the Atlas Alliance. (オンライン) n.d.年. (引用日: 2023 年 7 月 14 日.)
<https://www.atlas-alliansen.no/en/about>.

22. - Leave No One Behind Progress Report 2021. (オンライン) 2022 年. (引用日: 2023 年 7 月 5 日.)
https://uploads-ssl.webflow.com/60fea532c3e33e5c5701d99a/63187684d30e5e07cfa794c9_Atlas%20Progress%20Report%202021%20FINAL.pdf.

(3.9 : ドイツ連邦経済協力開発省 (BMZ) ・ ドイツ国際協力公社 (GIZ))

1. GIZ. GIZ. (オンライン) (引用日: 2023 年 7 月 1 日.) <https://www.giz.de/en/html/index.html>.
2. ドイツ連邦経済協力開発省 (BMZ) . Inclusion of Persons with Disabilities in German Development Cooperation. (オンライン) 2019 年. (引用日: 2023 年 8 月 3 日.)
<https://www.bmz.de/resource/blob/49018/strategiepapier501-inclusion.pdf>.
3. GIZ. Inclusion of persons with disabilities in project planning. (オンライン) (引用日: 2023 年 7 月 11 日.)
https://inklusion-leben.org/wp-content/uploads/221010_Guide-Inklusion-Projektplanung-EN-RZ-1.pdf.
4. - Guide to working inclusive: Remove Barriers. (オンライン) (引用日: 2023 年 7 月 14 日.) https://inklusion-leben.org/wp-content/uploads/GIZ_Guide_to_working_inclusive_2022.pdf.
5. - Guidelines on inclusion in textile supply chains. (オンライン) (引用日: 2023 年 7 月 14 日.)
<https://www.giz.de/de/downloads/giz2022-en-inclusion-textile-supply-chains.pdf>.
6. - Ensuring social protection for persons with disabilities matters. (オンライン) (引用日: 2023 年 7 月 11 日.)
<https://www.giz.de/en/downloads/giz2022-en-social-protection-disabilities.pdf>.
7. - Inclusion and tourism: Analysis and practical approaches for development cooperation projects. (オンライン) (引用日: 2023 年 7 月 14 日.) <https://www.giz.de/en/downloads/giz2021-en-inclusion-tourism.pdf>.
8. - Disability-inclusive employment promotion: Lessons learned from five GIZ projects. (オンライン) (引用日: 2023 年 7 月 14 日.) https://www.giz.de/de/downloads/05_Disability-inclusive%20Employment%20Promotion.pdf.
9. - Including persons with disabilities in health projects and programmes. (オンライン) (引用日: 2023 年 7 月 14 日.) <https://www.giz.de/en/downloads/giz2019-en-including-persons-with-disabilities-in-health-projects-and-programmes.pdf>.
10. - Disability inclusion matters: Inclusion of persons with disabilities in the context of forced displacement. (オンライン) (引用日: 2023 年 7 月 14 日.) <https://www.giz.de/en/downloads/giz2019-en-disability-inclusion-matters-forced-displacement.pdf>.
11. - Disability inclusion matters: Including persons with disabilities in the promotion of good governance. (オンライン) (引用日: 2023 年 7 月 14 日.) <https://www.giz.de/en/downloads/giz2019-en-disability-inclusion-matters-good-governance.pdf>.
12. - Including persons with disabilities in employment promotion. (オンライン) (引用日: 2023 年 7 月 14 日.)
<https://www.giz.de/en/downloads/giz2018-en-including-persons-with-disabilities-in-employment-promotion.pdf>.
13. - Sanitation for Millions. (オンライン) (引用日: 2023 年 7 月 14 日.) <https://www.sanitationformillions.org/>.
14. - Documentation of Inclusive WASH Activities. (オンライン) (引用日: 2023 年 7 月 14 日.)
<https://www.giz.de/de/downloads/Sanitation%20for%20Millions%20Inclusive%20WASH%20Activities.pdf>.
15. - General terms and conditions of contract for supplying services and work on behalf of the GIZ. (オンライン) 2022 年. (引用日: 2023 年 8 月 3 日.) <https://www.giz.de/de/downloads/giz-en-avb-2020.pdf>.

(3.10 : 豪州外務貿易省 (DFAT))

1. 外務省. 2021 年における DAC 諸国の政府開発援助(ODA)実績(確定値). OECD/DAC における ODA 実績. (オンライン) (引用日: 2023 年 5 月 15 日.) <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/100452906.pdf>.
2. - 2021 年版開発協力 参考資料集. ODA 政府開発援助. (オンライン) 2021 年 10 月 14 日. (引用日: 2023 年 6 月 15 日.) https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/press/shiryo/page22_001539.html.
3. Australian Government Department of Foreign Affairs and Trade. Annual Report 2021-2022. (オンライン) 2022

- 年.(引用日: 2023年6月15日.) <https://www.dfat.gov.au/sites/default/files/dfat-annual-report-2021-22.pdf>.
4. - Australia's assistance for disability-inclusive development. (オンライン)(引用日: 2023年6月15日.) <https://www.dfat.gov.au/development/topics/development-issues/disability-inclusive-development>.
 5. - Australian aid: promoting prosperity, reducing poverty, enhancing stability. (オンライン) 2014年.(引用日: 2023年6月15日.) <https://www.dfat.gov.au/about-us/publications/Pages/australian-aid-promoting-prosperity-reducing-poverty-enhancing-stability>.
 6. Australian Government Australia's development program. Australia's development program. (オンライン)(引用日: 2023年6月15日.) <https://www.dfat.gov.au/development/australias-development-program>.
 7. Australian Government Department of Foreign Affairs and Trade. Corporate Plan 2022-2023. (オンライン) 2022年8月.(引用日: 2023年6月15日.) <https://www.dfat.gov.au/sites/default/files/2022-23-dfat-corporate-plan.pdf>.
 8. National Governments: Global Disability Summit commitments. (オンライン)(引用日: 2023年6月15日.) <https://www.gov.uk/government/publications/national-governments-global-disability-summit-commitments>.
 9. Australian Government Department of Foreign Affairs and Trade. Review of the Development of Australia's First Disability-Inclusive Development Strategy. (オンライン) 2018年12月.(引用日: 2023年8月10日.) <https://www.dfat.gov.au/sites/default/files/development-for-all-evaluation-review.pdf>.
 10. - AusAID: Development for All Towards a disability-inclusive Australian aid program 2009-2014. (オンライン) 2008年.(引用日: 2023年6月15日.) [Development for All: Towards a disability-inclusive Australian aid program 2009-2014 | Australian Government Department of Foreign Affairs and Trade \(dfat.gov.au\)](https://www.dfat.gov.au/sites/default/files/development-for-all-towards-a-disability-inclusive-australian-aid-program-2009-2014.pdf).
 11. - Development for All 2015-2020 Strategy for strengthening disability-inclusive development in Australia's aid program. (オンライン) 2015年5月.(引用日: 2023年6月15日.) <https://www.dfat.gov.au/about-us/publications/development-for-all-2015-2020>.
 12. Australian Agency for International Development (AusAID). Protection in Humanitarian Action Framework for the Australian aid program. (オンライン) 2013年7月.(引用日: 2023年8月10日.) <https://www.dfat.gov.au/sites/default/files/framework-protection-humanitarian-action.pdf>.
 13. - Accessibility Design Guide: Universal design principles for Australia's aid program. (オンライン) 2013年.(引用日: 2023年8月10日.) <https://www.dfat.gov.au/sites/default/files/accessibility-design-guide.pdf>.
 14. Australian Government Department of Foreign Affairs and Trade. Technical Guidance Note: Social Protection and Disability. (オンライン) 2014年.(引用日: 2023年8月10日.) <https://www.dfat.gov.au/sites/default/files/guidance-note-social-protection-and-disability.pdf>.
 15. - COVID-19 Gender and Social Protection Guidance Note: Violence Against Women and Girls- and Gender-sensitive Social Protection programming. (オンライン) 2020年8月.(引用日: 2023年8月10日.) <https://www.dfat.gov.au/sites/default/files/covid-19-gender-and-social-protection-guidance-note-violence-and-gender.pdf>.
 16. - Ethical Research and evaluation guidance note. (オンライン) 2021年7月.(引用日: 2023年8月10日.) <https://www.dfat.gov.au/sites/default/files/ethical-research-evaluation-guidance-note.pdf>.
 17. - Disability Inclusion in the DFAT Development Program: Good Practice Note. (オンライン) 2021年4月.(引用日: 2023年8月10日.) <https://www.dfat.gov.au/sites/default/files/disability-inclusive-development-guidance-note.pdf>.
 18. - Health Security Initiative Guidance Note: Supporting disability inclusion through DFAT health security investments. (オンライン) 2022年.(引用日: 2023年8月10日.) [Health Security Initiative Disability Guidance Note V2.0.pdf \(dfat.gov.au\)](https://www.dfat.gov.au/sites/default/files/health-security-initiative-disability-guidance-note-v2.0.pdf).
 19. - Aid Programming Guide. (オンライン) 2022年12月.(引用日: 2023年6月22日.) [Aid Programming Guide \(dfat.gov.au\)](https://www.dfat.gov.au/sites/default/files/aid-programming-guide.pdf).
 20. - DFAT-Led Design - Investment Design Template. (オンライン) 2023年2月.(引用日: 2023年6月22日.) <https://www.dfat.gov.au/sites/default/files/dfat-led-investment-design-template.pdf>.
 21. - Investment Design Quality Criteria. (オンライン)(引用日: 2023年6月22日.) <https://www.dfat.gov.au/about-us/publications/Pages/investment-design-quality-criteria>.
 22. - Investment Design Quality Assessment Tool and Scoring Matrix. (オンライン) 2023年2月.(引用日: 2023

- 年6月22日。) <https://www.dfat.gov.au/sites/default/files/investment-design-quality-scoring-matrix.pdf>.
23. - DFAT Monitoring and Evaluation Standards. (オンライン) 2022年12月. (引用日: 2023年6月22日.) <https://www.dfat.gov.au/sites/default/files/monitoring-evaluation-standards.pdf>.
 24. - Environmental and Social Safeguard Policy. (オンライン) 2019年3月. (引用日: 2023年6月22日.) <https://www.dfat.gov.au/sites/default/files/environmental-social-safeguard-policy.pdf>.
 25. - Risk Factors Screening Tool. (オンライン) (引用日: 2023年6月22日.) <https://www.dfat.gov.au/about-us/publications/risk-factors-screening-tool>.
 26. - Development for All: Evaluation of Progress Made in Strengthening Disability Inclusion in Australian Aid. (オンライン) 2018年12月3日. (引用日: 2023年8月10日.) <https://www.dfat.gov.au/sites/default/files/development-for-all-evaluation.pdf>.
 27. - Australian Official Development Assistance Statistical Summary 2021-2022. (オンライン) (引用日: 2023年6月15日.) <https://www.dfat.gov.au/publications/development/australias-official-development-assistance-statistical-summary-2021-22>.
 28. - Disability Development Cooperation Factsheet. (オンライン) 2023年5月. (引用日: 2023年6月15日.) <https://www.dfat.gov.au/about-us/publications/development-cooperation-fact-sheets-for-country-regional-and-sector-thematic-programs/disability>.
 29. - Diversity and inclusion. (オンライン) (引用日: 2023年6月15日.) <https://www.dfat.gov.au/careers/dfat-aps-careers/diversity-and-inclusion>.
 30. - Disability Action Strategy 2017-2020. (オンライン) 2016年12月. (引用日: 2023年6月22日.) <https://www.dfat.gov.au/sites/default/files/disability-action-strategy-2017-2020.pdf>.
 31. - Disability-inclusive development. (オンライン) (引用日: 2023年6月15日.) <https://www.dfat.gov.au/development/topics/development-issues/disability-inclusive-development/pillar-2-stability>.
 32. - Pillar 2 Stability. Disability-Inclusive Development. (オンライン) (引用日: 2023年6月15日.) [Pillar 2 Stability | Australian Government Department of Foreign Affairs and Trade \(dfat.gov.au\)](https://www.dfat.gov.au/development/topics/development-issues/disability-inclusive-development/pillar-2-stability).
 33. - Australia's International Development Policy: For a Peaceful, Stable and Prosperous Indo-Pacific. (オンライン) 2023年8月. (引用日: 2023年8月10日.) <https://www.dfat.gov.au/publications/development/australias-international-development-policy>.

(3.11 : Save the Children)

1. Save the Children International. Save the Children. (オンライン) 2023年. (引用日: 2023年3月14日.) <https://www.savethechildren.net/>.
2. Save the Children International . Save the Children International Annual Snapshot 2021. (オンライン) (引用日: 2023年3月22日.) https://resourcecentre.savethechildren.net/pdf/SAV18002B_Annual_Snapshot-v12.pdf/.
3. Save the Children International. Save the Children commits to ensure children with disabilities get fairer treatment. (オンライン) 2022年2月15日. (引用日: 2023年3月14日.) <https://www.savethechildren.net/news/save-children-commits-ensure-children-disabilities-get-fairer-treatment>.
4. - Save the Children's Disability Inclusion Policy. (オンライン) 2021年. (引用日: 2023年3月13日.) <https://resourcecentre.savethechildren.net/pdf/Save-the-Childrens-Disability-Inclusion-Policy-2021.pdf/>.
5. Able Child Africa. Disability-inclusive Child Saeguarding Guidelines. (オンライン) 2021年. (引用日: 2023年8月15日.) https://resourcecentre.savethechildren.net/pdf/disability_inclusive_child_safeguarding_guidelines_able_child_africa_save_the_children_2021_full.pdf/.
6. - Disability-inclusive Child Safeguarding Toolkit. (オンライン) 2021年. (引用日: 2023年8月15日.) <https://resourcecentre.savethechildren.net/pdf/disability-inclusive-child-safeguarding-toolkit.pdf/>.
7. - Guidance for organisations (summary). (オンライン) 2021年. (引用日: 2023年8月15日.) https://resourcecentre.savethechildren.net/pdf/disability_inclusive_child_safeguarding_guidelines_able_child_africa_save_the_children_2021_organisational_summary.pdf/.
8. - Guidance for practitioners (summary). (オンライン) 2021年. (引用日: 2023年8月15日.)

https://resourcecentre.savethechildren.net/pdf/disability_inclusive_child_safeguarding_guidelines_able_child_africa_save_the_children_2021_practitioner_summary.pdf/.

9. ー. Disability-inclusive Safeguarding Guidelines: SEAH. (オンライン) 2021 年. (引用日: 2023 年 8 月 15 日.)
https://resourcecentre.savethechildren.net/pdf/disability_inclusive_child_safeguarding_guidelines_able_child_africa_save_the_children_2021_seah.pdf/.

[第 5 章]

1. 独立行政法人国際協力機構 (JICA) 2021 年度 (令和 3 年度) 業務実績等報告書. (オンライン) 2022 年 6 月. (引用日: 2023 年 8 月 10 日.) https://www.jica.go.jp/Resource/disc/jisseki/ku57pq00000fveqt-att/jisseki_2021_01.pdf.
2. 独立行政法人国際協力機構 (JICA) . 草の根技術協力事業に係る経理ガイドライン. 2021 年 8 月. [引用日: 2023 年 8 月 10 日.]
https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/kusanone/kusanone_keiri.html.

JICA Survey and Analysis on Promotion of Disability Mainstreaming and Inclusion in JICA's Operations

Executive Summary

1. Objective and Methodology of the Survey

In 2006, the United Nations General Assembly adopted the United Nations Convention on the Rights of Persons with Disabilities (CRPD), which promotes and protects the equal enjoyment of all human rights by all persons with disabilities and promotes respect for their inherent dignity. In Article 32 of the Convention, the inclusion of persons with disabilities in international cooperation is underlined. The 2030 Agenda for Sustainable Development, adopted in 2015, sets “leave no one behind” as the central and transformative promise and calls for the inclusion of all vulnerable groups, including persons with disabilities, to be included in the development process and to enjoy its benefits.

However, persons with disabilities, especially in developing countries, still face various barriers and discrimination, and are in difficult situations such as poverty and social isolation. Furthermore, the global outbreak of coronavirus disease 2019 (COVID-19) has had a tremendous negative impact on vulnerable populations, including people with disabilities. Persons with disabilities are among those most affected by COVID-19, experiencing greater poverty, and their access to health care, education, and other services has become even more difficult.

Japan's Development Cooperation Charter (revised in June 2023) sets “inclusive” for “quality growth” that is to leave no one behind in one of the priority policies along with “sustainable” and “resilient”¹. In addition, the Charter indicates “Promoting inclusive societies, including gender mainstreaming and ensuring equity” in one of the implementation principles. This leads Japan toward inclusive development to promote diverse and inclusive societies where all people, including persons with disabilities, can participate in and benefit from development².

The Japan International Cooperation Agency (JICA) is committed to “disability and development” to realize respect for the human rights of persons with disabilities, and their “full participation and equity” and an inclusive society, adopting a twin-track approach that comprises disability mainstreaming and disability-specific interventions³. “JICA Global Agenda for Social Security/ Disability”⁴ in 2022 sets as one of the main initiatives to promote disability-inclusive development in all JICA projects. However, JICA has not established any specific organizational targets or strategies for disability inclusion. Furthermore, its efforts in this area are limited and fragmented throughout its operations. The

¹ pp.6-7, Ministry of Foreign Affairs of Japan, *Development Cooperation Charter -Japan's Contributions to the Sustainable Development of a Free and Open World* (June 2023). ([100514705.pdf \(mofa.go.jp\)](https://www.mofa.go.jp/100514705.pdf)), accessed 16 August 2023)

² p.19, Ibid.

³ [JICA Thematic Guidelines: Disability and Development \(2015\)](#)

⁴ [JICA Global Agenda for Social Security/ Disability \(2022\)](#)

concluding observation of the Japan's review of CRPD in August 2022 also pointed out these issues. In order to accelerate JICA's commitment to "disability and development", the organization now needs to establish organizational policies and targets to guide its efforts for further promoting disability inclusion and disability-inclusive development.

Against this background, JICA is expected to play a pivotal role in advancing disability inclusion in Japan's international cooperation. The "JICA Survey and Analysis on Promotion of Disability Mainstreaming and Inclusion in JICA's Operations" (hereinafter referred to as "the Survey") was conducted to provide JICA with information and recommendations to improve the system and practice and develop relevant guidelines for further advancing disability-inclusive development in JICA's operations.

The Survey was conducted from December 2022 to August 2023. This report was compiled by analyzing the information and data collected through a literature review and online interview survey. The structure of this report is as follows:

- Chapter 1. Objective and Methodology of the Survey
- Chapter 2. International Trends and Efforts in Mainstreaming Disability Inclusion
in International Cooperation
- Chapter 3. Efforts of International Development Organizations in Disability-inclusive Development
- Chapter 4. Case Studies on Disability Inclusion in JICA Projects
- Chapter 5. Recommendations for Advancing Disability-Inclusive Development in JICA's Operations

2. International Trends and Efforts in Mainstreaming Disability Inclusion in International Cooperation

Chapter 2 outlines international trends and efforts in disability-inclusive international cooperation, and then summarizes the "OECD-DAC policy marker on the inclusion and empowerment of persons with disabilities" (OECD-DAC Disability Policy Marker) introduced in 2018. Subsequently, the report analyzes the observations of Article 32 "International Cooperation" by the UN CRPD Committee in OECD countries.

In light of the demands of the CRPD and the 2030 Agenda, the momentum for promoting disability inclusion in international cooperation has grown in recent years in the international community, including UN agencies and bilateral development organizations. The first World Inclusion Summit was held at the G7 Summit (Schloss Elmau, Germany) in 2022 and the Summit is planned to be held at future G7 summits. The Global Disability Summits held in 2018 and 2022 have made great strides in promoting disability inclusion efforts in the international community. Over 7,000 people attended the second Global Disability Summit in 2022, and 193 organizations announced 1,412 commitments. The adoption of the UN Disability Inclusion Strategy in 2019 has been instrumental in accelerating the

promotion of disability inclusion across UN agencies and international cooperation.

The OECD-DAC Disability Policy Marker was introduced in 2018 to accurately monitor the disability inclusion efforts in international cooperation projects. Since its introduction, its use has gradually expanded, and it is expected to contribute to the progress of disability inclusion in international cooperation as indicated in the CRPD. As for Japan, the total value of the disability-inclusive projects (total value of the projects with scores of 2 and 1 of the Marker) was outstandingly high. However, the percentage of the disability-inclusive projects was 1.7% in 2021, ranking third from the bottom among the countries reporting on the Disability Policy Marker.

Regarding the CRPD concluding observations of Article 32 “international cooperation” for each country, a comparison of the 32 OECD member countries showed that only Sweden received a positive statement in 2014: “the committee commends the State on its adaptation of both the mainstreaming and twin-track approaches to disability-inclusive development work”. The concluding observations of Norway and Switzerland include some statements regarding disability policy marker. Overall, the concluding observations related to Article 32 emphasize the participation of persons with disabilities in international cooperation projects.

3. Efforts of International Development Organizations in Disability-inclusive Development

Chapter 3 summarizes how international development organizations, bilateral donors, and international NGOs practice disability inclusion in their management, programming and operations, and advance their efforts towards disability-inclusive development. The information was collected in the following 11 international organizations through a literature review, questionnaire, and interview surveys, covering leadership and policies/strategies, guidance documents, implementing structure, program management, monitoring and evaluation, organizational culture, and the participation of persons with disabilities.

International Development Bank	- The World Bank - Asian Development Bank (ADB) - Inter-American Development Bank (IDB)
United Nations Organizations	- International Labour Organization (ILO) - United Nations Children's Fund (UNICEF)
Bilateral Agencies	- United States Agency for International (USAID) - Foreign, Commonwealth & Development Office (FCDO) - Norwegian Agency for Development Cooperation (Norad) - Bundesministerium für wirtschaftliche (BMZ) / Deutsche Gesellschaft für Internationale Zusammenarbeit (GIZ) - Australian Government Department of Foreign Affairs and Trade (DFAT)
NGO	- Save the Children

4. Case Studies on Disability Inclusion in JICA Projects

For the case studies to examine disability inclusion efforts in JICA projects, five Official Development Assistance (ODA) projects (loan and grant projects) were selected. The summary of the case studies was separately developed for distribution, including the efforts, background, and contributing factors to promote disability inclusion in each project. Chapter 4 summarizes the analysis of efforts and challenges in mainstreaming disability inclusion in JICA projects.

Project Title	
1	Dhaka Mass Rapid Transit Development Project, Bangladesh (ODA Loan)
2	The Project for the Improvement of Governance and Management Research and Training Facilities, Bangladesh (ODA Grant)
3	New Ulaanbaatar International Airport Construction Project, Mongolia (ODA Loan)
4	The Project for the Improvement of Facilities for Primary and Secondary Education in Ulaanbaatar City, Mongolia (ODA Grant)
5	Kampala Flyover Construction and Road Upgrading Project, Uganda (ODA Loan)

Through the case studies, while good practices in disability inclusion were identified, it was found that these efforts were based on the knowledge and initiative of the project stakeholders or based on national regulations and international standards (such as universal access) in the target countries. The key points and challenges for promoting disability inclusion in JICA projects through the case studies are as follows:

- Incorporating the disability perspectives from project planning and formulation phase.
- Promoting understanding of the project counterparts on disability inclusion.
- Collaborating with JICA projects and human resources in the disability field and utilization of their knowledge.
- Supporting the development of universal access and other disability-related laws and standards.
- Further utilizing the ODA consultants' skills and experience.
- Promoting the meaningful participation of persons with disabilities and organizations of persons with disabilities.

5. Recommendations for Advancing Disability-Inclusive Development in JICA's Operations

Chapter 5 summarizes recommendations for advancing disability-inclusive development in JICA's operation based on the Survey. The ten recommendations are listed below. Based on the recommendations, it is expected that JICA will take concrete measures to promote mainstreaming disability inclusion in projects and disability-inclusive development.

Recommendation 1 Development of the organizational strategy of disability inclusion /disability-inclusive development

JICA needs to develop its organizational strategy that outlines concrete measures to promote disability inclusion in JICA's projects /disability-inclusive development.

Recommendation 2 Strengthening organizational structure for the promotion of disability-inclusive development

It is necessary to establish an organizational structure that enables steady efforts to promote disability-inclusive development in JICA. Additionally, it can be considered to establish a committee of external experts, including persons with disabilities, to provide advice on JICA's efforts towards disability-inclusive development.

Recommendation 3 Institutionalizing and strengthening measures to mainstream disability inclusion in projects programming and operations

Disability inclusion measures need to be institutionalized to be structurally incorporated in projects programming and operations.

Recommendation 4 Strengthening disability inclusion in environmental and social considerations

Disability inclusion efforts need to be strengthened in environmental and social considerations to ensure that the interests and rights of persons with disabilities are protected.

Recommendation 5 Strengthening monitoring and evaluation of disability inclusive-development with OECD-DAC Disability Policy Marker

JICA needs to promote the appropriate use of OECD-DAC Disability Policy Markers and strengthen monitoring and evaluation of disability inclusion in the projects.

Recommendation 6 Accumulation of good practices in disability-inclusive development

It is useful to accumulate good practices through pilot projects or activities of mainstreaming disability inclusion.

Recommendation 7 Development of sector-specific guidelines

It is important to develop sector-specific guidelines that provide specific methods and guidance for mainstreaming disability inclusion in projects and disability-inclusive development.

Recommendation 8 Promoting understanding and building capacity of the JICA staff and the stakeholders (ODA consultants, NGOs, etc.)

In promoting disability-inclusive development, it is essential to promote understanding and strengthen the capacity of the JICA staff and the stakeholders.

Recommendation 9 Strengthening of cooperation with international development organizations, disability-related international networks, and organizations of persons with disabilities

Information sharing and collaboration on disability-inclusive development with international development organizations and disability-related international networks, and organizations of persons with disabilities should be strengthened.

Recommendation 10 Consider and promote inclusive approaches

It is critical to consider and promote inclusive approaches that include gender and other marginalized groups.

障害主流化事例集

JICA事業の障害主流化促進に係る情報収集・課題分析業務

2023年 8 月

本事例集は、2022年12月から2023年8月に実施された「JICA事業の障害主流化促進に係る情報収集・課題分析業務」において作成されたものである。

資金協力事業（有償資金協力および無償資金協力）5事例について、文献調査とヒアリング調査を基に、各事例における障害主流化の取組、背景、成功要因等についてまとめた。また、事例分析を基に資金協力事業における障害主流化のポイントを冒頭にまとめたので参照されたい。各事例の取組を参考に、JICA事業における障害主流化の推進が望まれる。

目次

略語表

JICA資金協力事業における障害主流化促進のポイント	1
1 バングラデシュ国ダッカ都市交通整備事業（有償資金協力）	3
2 バングラデシュ国行政運営研究・人材育成施設整備計画（無償資金協力）	10
3 モンゴル国新ウランバートル国際空港建設事業（有償資金協力）	13
4 モンゴル国ウランバートル市初等・中等教育施設整備計画（無償資金協力）	18
5 ウガンダ国カンパラ立体交差建設・道路改良事業（有償資金協力）	24

引用文献

事業名	略称
1 バングラデシュ国ダッカ都市交通整備事業	ダッカ MRT
2 バングラデシュ国行政運営研究・人材育成施設整備計画	バングラデシュ人材育成
3 モンゴル国新ウランバートル国際空港建設事業	モンゴル空港
4 モンゴル国ウランバートル市初等・中等教育施設整備計画事業	モンゴル教育施設
5 ウガンダ国カンパラ立体交差建設・道路改良事業	カンパラ立体交差

略語表

略語	英語	日本語
ADA	Americans with Disabilities Act	障害のあるアメリカ人法
APCD	Asia-Pacific Development Center on Disability	アジア太平洋障害者センター
BIGM	Bangladesh Institute of Governance and Management	バングラデシュガバナンス・マネジメント研究所
BNBC	Bangladesh National Building Code	バングラデシュ国家建築基準法
CRPD	United Nations Convention on the Rights of Persons with Disabilities	障害者の権利に関する条約 (障害者権利条約)
DET	Disability Equality Training	障害平等研修
DMTCL	Dhaka Mass Transit Company Limited	ダッカ都市交通会社
DPUB	The Project for Promoting Social Participation of Persons with Disabilities in Ulaanbaatar City	ウランバートル市における障害者の社会参加促進プロジェクト
ICT	Information and Communication Technology	情報通信技術
JCAP	JICA Country Analysis Paper	JICA国別分析ペーパー
JDS	The Project for Human Resource Development Scholarship	人材育成奨学計画
MLSP	Ministry of Labor and Social Protection	労働・社会保障省
MNT	Mongolian Tugriks	トゥグルク(モンゴル通貨)
MRT	Mass Rapid Transit	都市高速鉄道
NGO	Non-Governmental Organization	非政府組織
NHRC	National Human Rights Commission	国家人権委員会(バングラデシュ)
NUBIA	New Ulaanbaatar International Airport LLC	NUBIA社
ODA	Official Development Assistance	政府開発援助
PIDS	Passengers Information Display System	運行情報案内
PSD	Platform Screen Doors	プラットフォームスクリーンドア
STEP	Special Terms for Economic Partnership	本邦技術活用条件
UNESCAP	United Nations Economic and Social Commission for Asia and the Pacific	国際連合アジア太平洋経済社会委員会

JICA資金協力事業における障害主流化促進のポイント

事業プロセスにおける障害主流化の取組

障害主流化の取組	事例
計画・案件形成時	
<input checked="" type="checkbox"/> 案件計画調書に障害主流化に関する内容を含め、社会保障チームにコメント依頼を行う	—
<input checked="" type="checkbox"/> 協力準備調査企画競争説明書にバリアフリー対応に関する内容を含める	<ul style="list-style-type: none"> • バングラデシュ人材育成 • モンゴル教育施設
<input checked="" type="checkbox"/> 協力準備調査企画競争説明書に障害インクルージョン推進のための対応を含める <ul style="list-style-type: none"> ➢ 例：ニーズ調査のための障害者を含むコンサルテーション・ワークショップの実施 	<ul style="list-style-type: none"> • ダッカMRT
<input checked="" type="checkbox"/> 協力準備調査において対象国の障害分野および障害者に関する情報収集・分析を行う <ul style="list-style-type: none"> ➢ JICA国別障害関連情報を参照する ➢ 障害者のニーズ・アセスメントを実施する 	—
<input checked="" type="checkbox"/> 協力準備調査においてバリアフリー対策・ユニバーサルデザインの採用について検討を行う	• 全事例
<input checked="" type="checkbox"/> 計画・設計の検討において、障害当事者・障害当事者団体へのコンサルテーションを行う	• モンゴル教育施設
<input checked="" type="checkbox"/> 審査調書・事前評価表にバリアフリー対策を記載する	• 全事例
<input checked="" type="checkbox"/> 障害主流化の対応に関し相手国政府と合意し、Minutes of Discussion (M/D)にその内容を含める	(本調査ではM/Dの確認は行っていない)
案件実施・モニタリング	
<input checked="" type="checkbox"/> 設計にバリアフリー対策・ユニバーサルデザインを含める	• 全事例
<input checked="" type="checkbox"/> 実施のモニタリングプロセスにおいて障害当事者の参加を図る <ul style="list-style-type: none"> ➢ 例：アクセシビリティチェックでの障害当事者の参加 	• モンゴル空港
<input checked="" type="checkbox"/> 障害者・障害当事者団体とのコンサルテーションを実施する	• ダッカMRT
評価	
<input checked="" type="checkbox"/> 障害別のデータに基づき評価を実施する	—

その他のポイント

☑ 案件形成段階からの障害視点の組み込み

案件の性質（障害者が利用する可能性のある施設か否か等）や周囲の環境（相手国の法整備状況、実施機関の理解等）を踏まえた上で、案件形成段階から障害の視点を組み込むことが重要である。また、案件形成の段階から、バリアフリー対応等について検討し、相手国関係者との合意形成を図ることで、その実施が確実なものとなる。

☑ 障害主流化に対する相手国関係者の理解の促進

資金協力事業において障害主流化の促進を図るには、相手国関係者の理解と巻き込みが不可欠である。多くの国が障害者権利条約に批准しており、それに沿った法律や制度の整備を行っているものの、実施機関の理解や障害配慮の実績が十分ではないことが多い。したがって、事業関係者は対象国の障害に係る政策や制度の動向を十分に把握した上で、障害主流化の取組について相手国関係者との合意形成を図り、その後の事業実施を通じて理解の促進と醸成を図ることが重要である。

☑ JICAの障害分野のプロジェクトや人材との連携、知見の活用

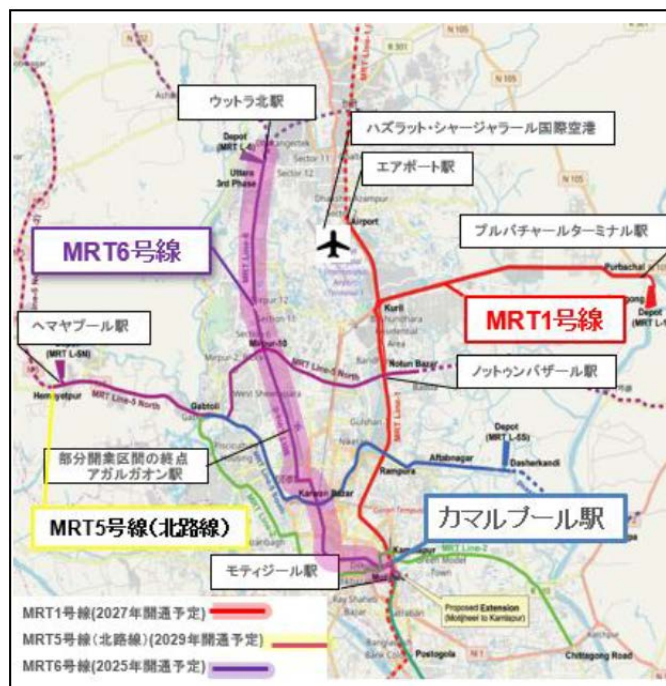
事業の障害主流化の促進においては、現地関連省庁や障害当事者団体との関係を含め、JICAの障害分野のプロジェクトや人材（専門家や海外協力隊など）との連携、知見の活用が有効である。特に、障害者を対象とした調査やコンサルテーションの実施においては、障害を所管する省庁や障害当事者団体の巻き込みが必要であるが、障害分野の経験を有するJICA職員や海外協力隊の協力・連携により、効果的に進めることができる。したがって、協カスキームを超えた積極的な情報収集と連携が重要である。

1 バングラデシュ国ダッカ都市交通整備事業(有償資金協力)

1.1 案件概要

事業実施機関	ダッカ都市交通会社 (DMTCL: Dhaka Mass Transit Company Limited)	
借約契約 (L/A) 調印日	ダッカ都市交通整備事業 (V)	2022年3月29日
	ダッカ都市交通整備事業 (IV)	2020年8月12日
	ダッカ都市交通整備事業 (III)	2018年6月14日
	ダッカ都市交通整備事業 (II)	2016年6月29日
	ダッカ都市交通整備事業 (I)	2013年2月20日
事業実施期間	2013年2月～2027年8月 予定 全区間供用開始時 (2025年12月) をもって事業完成	
借約契約額 (累計)	2557.89 億円	
目的	本事業は、バングラデシュ初の都市高速鉄道 (MRT: Mass Rapid Transit) である MRT 6号線 (全長約21 km) を整備し、公共交通網のネットワークを形成することにより、ダッカ都市圏の輸送需要への対応を図り、経済の発展および都市環境の改善に寄与することを目的としている。	
事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1) 車両基地建設 2) 鉄道構造物建設 3) 電気・信号システム敷設 4) 車両調達 5) 統合基幹業務システム調達 6) ゼネラル・コンサルティングサービス 7) 住民移転支援コンサルティングサービス 8) 組織開発支援コンサルティングサービス 	
本調査時点 (2023年4月) の状況	実施中。2022年12月部分開業 (ウットラ北ーアガルガオン区間)	

出典: [1] [2] 当該案件の事業事前評価表等を基に作成



出典: p.13, [3]

図 1 ダッカ都市交通整備事業路線図

1.2 障害主流化の取組に係る背景

1.2.1 バングラデシュにおける政策動向

バングラデシュ憲法(1972年制定)は、すべての国民に対する平等な権利について明記しており、2014年の憲法改正により、障害者への配慮および差別の禁止が追加された。バングラデシュは、2007年に障害者権利条約(CRPD:United Nations Convention on the Rights of Persons with Disabilities)に署名および批准している。その後、障害者福祉法(2001年)を始めとする関連法規をCRPDの内容に合わせて修正および整備を行い、2013年に障害者権利保護法の制定に至った [4]。

障害者権利保護法第32条は、公共交通機関の座席の5%を障害者用に確保するよう定めているが、現実はそのような状況にはない。例えば、バス、列車等の駅には、障害者が利用するために必要なインフラやシステムが整っていない。車両の設計は、特に車椅子を使用する障害者のほとんどが車両に乗り込めないようになっている。障害インクルージョンはバングラデシュの優先課題であり、政府や市民社会組織は、様々な角度から障害インクルージョンに取り組んできた [5]。

このような中、2018年12月に非政府組織(NGO:Non-Governmental Organization)のBRACと国家人権委員会(NHRC:National Human Rights Commission)は、ダッカMRTの施設を含む公共インフラへの障害者のアクセスを促進するための覚書に署名した [6]。また、BRACはNHRCのイニシアチブを支援し、政府がアクセシビリティ確保の観点から政策措置を講じるのを支援するため、覚書署名と同日にMRTにおける障害者のアクセシビリティ確保に関するコンサルテーションを開催した。これは、MRTプロジェクトは大規模なプロジェクトであるため、公共交通システムにおける障害者のアクセシビリティを確保するための議論を開始する最良の出発点であると考えられたためである [5]。このように、本事業は、バングラデシュにおいて障害関連法制度の整備が進展し、公共インフラにおけるアクセシビリティ確保をはじめとした障害インクルージョンへの機運が高まる中で実施されてきた。

1.2.2 日本の援助方針

2018年2月策定の対バングラデシュ人民共和国国別開発協力方針 [7]は「中所得国化に向けた、持続可能かつ公平な経済成長の加速化と貧困からの脱却」を基本方針(大目標)としている。経済インフラ整備分野における本事業は「中所得国化に向けた、全国民が受益可能な経済成長の加速化」(中目標)を支援するものである。特に本事業における障害者のアクセシビリティ確保は、全国民の受益可能性の向上に資するものである。

1.2.3 関連案件

本事業の実施中に「ダッカ都市交通法整備支援(有償勘定技術支援)(2013年9月~2015年8月)」が実施された。

ダッカ都市交通法整備支援(有償勘定技術支援)実施の背景として、MRT 6号線の事業効果を確実に発揮するためには、設計の基本的条件となる技術基準を整備し、適切な事業計画の立案を担保しなければならない状況があった。しかし、本事業はバングラデシュ政府にとって初の都市交通(MRT)事業であることから、国内に十分な知見を有する有識者や技術者が存在しないため、先行して都市交通事業の経験を有する国の鉄道事業者等によって、ダッカ都市鉄道に関する技術基準の策定を支援する必要があり、同有償勘定技術支援が実施されることとなった [8]。

バリアフリーに関しては、日本においては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」が施行されているが、バングラデシュにおいてはバリアフリーに関する法律は無く、建築基準法である Bangladesh National Building Code (BNBC) の中に、一部のバリアフリーに関する緩やかな規定が存在するに過ぎなかった。したがって、高齢者を含めた交通弱者の都市鉄道利用を促進するために、「都市鉄道技術基準 (Technical Standards for the Metrorail in Bangladesh)」の中に一項目として「バリアフリー設備」を設けて、最低限の設備設置基準が規定された [8]。

1.3 障害主流化により実施された取組 (実施された障害配慮)

MRT 6号線では、ダッカ都市交通法整備支援 (有償勘定技術支援) にて整備された「都市鉄道技術基準」、バングラデシュ国内法である「国家建築基準法 (BNBC)」および日本の公共交通機関の旅客施設・車両等に関する「バリアフリー整備ガイドライン」等に基づきバリアフリー・ユニバーサルデザインが採用され、車椅子が通過できる幅広の自動改札機、点字ブロック、車椅子の乗客用のスペース等の設置などのアクセシビリティ確保が行われている。具体的には、① 駅へのアクセシビリティ確保および② 駅・鉄道利用者の使いやすさの確保のため、以下の措置が講じられている (図 2 参照)¹。

① 駅へのアクセシビリティの確保

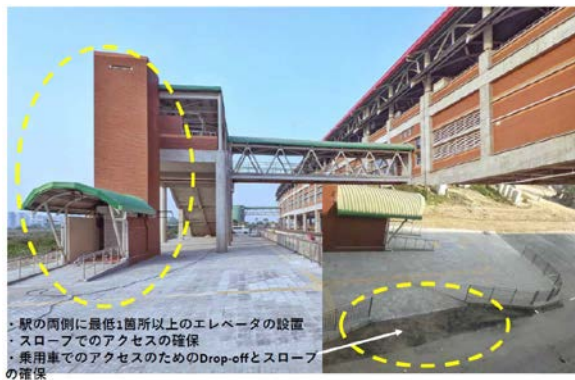
- 全駅、駅下の道路および歩道からアクセス可能なエレベーターを設置
- 乗用車によるアクセス用 Drop-off をエレベーター付近に設置
- エレベーター出入口でのスロープ設置 (スロープ勾配 $1/12^2$)

② 駅・鉄道利用者の使いやすさの確保

- 視覚障害者用の点字タイル設置 (車両への乗車位置まで誘導)
- エレベーターかご内設備 (鏡、音声案内等)
- 車椅子対応のチケット窓口の設置 (一般窓口より低い 70cm 程度の高さ)
- 車椅子対応の幅広チケットゲート (90 cm 幅)
- 各種掲示板、運行情報案内 (PIDS: Passengers Information Display System) による駅利用のための情報案内
- 車椅子対応のトイレの設置 (全駅)
- トイレ出入口へのスロープ設置 (スロープ勾配 $1/12$)
- プラットフォームスクリーンドア (PSD: Platform Screen Doors) によるホーム利用者の安全向上
- 車両内車椅子スペースの設置、車両内優先席の設置
- 車椅子使用者の単独乗降を考慮したホームと車両の段差・隙間の縮小

¹ JICA バングラデシュ事務所提供/日本工党作成資料、JICA バングラデシュ事務所へのヒアリング (2023 年 5 月 11 日) および日本工党 (株) へのヒアリング (2023 年 5 月 17 日)

² 水平距離 12 に対して垂直距離 1 の勾配 (距離 12m で高さ 1m の傾き) を意味する。



① 駅へのアクセシビリティ確保の例
駅両側エレベーター、スロープ



② 駅利用者の使いやすさの確保の例
運行情報表示、プラットフォームスクリーンドア

出典：JICA/ Bangladesh 事務所提供/ 日本エ営 (株) 作成資料

図 2 MRT6号線におけるアクセシビリティ確保の例

1.4 事業プロセスにおける障害主流化推進の取組

1.4.1 計画(実施前)/案件形成時

本事業の協力準備調査は、フェーズ1(2009~2010年)、フェーズ2(2010~2011年)の2段階で行われた。協力準備調査の段階からバリアフリーとユニバーサルデザインが計画されていた。基本的設計諸元では、障害者への配慮として、ユニバーサルデザイン、バリアフリー(エレベーター、エスカレーター、視覚障害者誘導タイル、スロープ他)が記載されている。また、駅舎および設備計画は、乗客の利便性と障害者への配慮を考えて、バリアフリーとして計画したとされている[9]。

審査調査および事業事前評価表における障害配慮に関する記載(表1)では、ダッカ都市交通法整備支援(有償勘定技術支援)にて整備された「都市鉄道技術基準」、Bangladesh 国内法である「国家建築基準法(BNBC)」および日本の公共交通機関の旅客施設・車両等に関する「バリアフリー整備ガイドライン」に基づいてバリアフリー対策を行うとしている。

表 1 障害配慮に関する記載

案件名	審査調査の記載	事業事前評価表の記載
ダッカ都市交通整備事業(V)	「第4期から変更なし」	横断的事項:本事業ではBangladesh 国内法(BNBC:Bangladesh National Building Code)および日本の公共交通機関の旅客施設・車両等に関する「バリアフリー整備ガイドライン」に基づいて、視覚障害者誘導用ブロックや車椅子等のためのスロープ等を含むバリアフリー対策が図られている。
ダッカ都市交通整備事業(IV)	「第3期に記載と変わりなし」	記載なし
ダッカ都市交通整備事業(III)	(第2期と同じ記載)	記載なし
ダッカ都市交通整備事業(II)	10. 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類(2)横断的事項④参加型開発/⑤障害配慮等: 本事業の駅舎および設備においては、上述の有償勘定技術支援「ダッカ都市交通法整備支援」にて整	記載なし

案件名	審査調書の記載	事業事前評価表の記載
	備されたバリアフリーを踏まえた「都市鉄道技術基準」を採用し、スロープ並びに視覚障害者誘導タイルの設置などの障害者配慮が行われる予定。	
ダッカ都市交通整備事業(I)	9. 環境および社会面の配慮 (3) 社会開発促進 (ジェンダーの視点、エイズ等感染症対策、参加型開発、障害者配慮等) : 本事業の駅舎および設備においては、エレベーターやエスカレーターならびに視覚障害者誘導タイルの設置などバリアフリー・コンセプトの徹底を通じて、障害者配慮が行われる予定。	社会開発促進: 駅舎および設備に、エレベーターや視覚障害者誘導タイルの設置など、バリアフリー設計を導入予定。

出典: JICA人間開発部提供情報および各案件の事前事業評価表

1.4.2 事業実施

本事業実施における障害主流化に関連する取組は以下のとおりである。

① バリアフリー対策の実施・ユニバーサルデザインの採用

- ①都市鉄道技術基準、②バングラデシュ建築基準法 (BNBC) および③日本の「バリアフリー整備ガイドライン」のそれぞれを的確に適用している。
- ①は絶対に遵守すべき基準である。基本的な要求事項が網羅されている。②にはユニバーサル・アクセシビリティ項目³が設けられている。しかし、日本のガイドラインのように鉄道駅に特化した内容の記載はないため、必要に応じて③日本のバリアフリーのガイドラインを参照している⁴。

② 車椅子使用者の単独乗降をより容易とするためのホームと車両の段差・隙間の縮小

- 当初計画にはなかったが、コンサルタント側が日本での東京オリンピック・パラリンピックを見据えたホームと車両の段差と隙間の解消へ向けた動き⁵を把握し、検討した結果、MRT 6号線でも車椅子使用者の単独乗車を考慮し、検討時点において可能な限り段差・隙間を縮小するよう取り組まれた⁶。カーブを有するプラットホームなど構造的に隙間を小さくすることが困難な箇所は残るものの、直線プラットホームでは、車椅子の単独乗車に配慮した段差と隙間の設定が行われている⁷。

③ 車椅子用スペース、障害者や妊婦向けの優先席の設置

- 車内優先席は、ジェンダー・アクションプラン⁸達成の観点とプロジェクトからの提案として設置されることになった⁹。

³ 車椅子が通過・回転するのに必要なスペースを確保すること、点字ブロックをつけることなどが規定されている。

⁴ 日本工営(株)へのヒアリング(2023年5月17日)

⁵ 国土交通省は、2018年10月から、「鉄道駅におけるプラットホームと車両乗降口の段差・隙間に関する検討会」を立ち上げ、実証実験等を通じて、車椅子使用者の単独乗降と列車の安全確保を両立しうる段差・隙間等について検討を行い、2019年8月、それらの目安や整備の方向性などがとりまとめられた [42]。

⁶ コンサルタントチームにて、日本の鉄道事業者のバリアフリー化の動きを参考にして、車両とプラットホームの床の高さが設定されたとのこと。

⁷ 日本工営(株)へのヒアリング(2023年5月17日)

⁸ 本事業では、詳細設計、建設、運営の各段階におけるジェンダー主流化へ向けた対応とその責任者が定められたジェンダー・アクションプランが策定されている。

⁹ 日本工営(株)へのヒアリング(2023年5月17日)

④ MRTにおける障害配慮に関するコンサルテーション(2018年12月2日)でのアクセシビリティ確保に関する発表

- 2018年12月、BRACがMRTにおける障害配慮に関しコンサルテーションを開催。障害者を含む約80のNGOの代表が参加した [10]。本事業からは、ダッカ都市交通会社(DMTCL)とコンサルタントが参加。コンサルタントから、車椅子が通過できる幅広の自動改札機、点字ブロック、車椅子の乗客用のスペースやトイレの設置等、本事業におけるアクセシビリティ確保についての発表を行った¹⁰。

1.4.3 モニタリング

障害者や障害関連のモニタリングは実施していない。

1.4.4 評価(完了後)

(評価段階に達していないため、対象外)

1.5 障害の視点から見た事業のインパクト

一部区間が開業したものの事業実施中のため、本事業のインパクトについて判断することは時期尚早であるが、6号線を利用する障害当事者からポジティブな反応が得られた事例があることが確認された。ヒアリング調査¹¹によると、6号線が部分開業した2日目に20 km離れた遠方からメトロを利用するために一人で来ていた車椅子利用者(図 3)と出会いインタビューをしたところ「他の人のサポートが特になくても利用できる公共交通が整備されて本当に嬉しい」との意見があったとのことである。



車椅子対応の幅広チケットゲート

単独乗車に配慮されたプラットフォームと
車両乗降口の段差・隙間

車椅子の乗客用のスペース

出典: JICAバングラデシュ事務所提供

図 3 車椅子利用者のダッカMRT6号線利用の様子

¹⁰ 日本エ管(株)へのヒアリング(2023年5月17日)

¹¹ JICAバングラデシュ事務所へのヒアリング(2023年5月11日)

1.6 事業における障害主流化の成功要因・課題

本事業における障害主流化に貢献した要因を以下にまとめる。

○ 有償勘定技術協力による法律・制度の整備

有償勘定技術協力にて整備された「都市鉄道技術基準」がバリアフリー対策を進める上での具体的な基準として大きな役割を果たし、ユニバーサルデザインの実現に有効であった。また、公共交通を担う事業者として障害者の権利に配慮しなければならないという意識づけも可能となった。

○ コンサルタントの発意に基づく取組

コンサルタント側の情報収集の努力と技術的な知見により、ホームと車両の段差・隙間の縮小に関する取組が行われ、アクセシビリティの更なる向上につながった。

一方で、以下の課題も確認された。

● 障害当事者や障害当事者団体の参加

本事業では、BRACが開催したコンサルテーション以外に障害当事者団体との関わりはなかった。バリアフリーに関しては、日本の基準をそのまま採用するだけでなく、現地の文化や障害者の現状等を踏まえローカライズすることも重要であると考えられる。そのためには、設計の初期段階で、障害当事者のニーズの把握や障害者当事者団体とのコンサルテーションを行う仕組みが必要と考えられる。

● 障害主流化の仕組み・アクションプランの必要性

上記の仕組みを実現するためには、ジェンダー・アクションプランが参考になる。ユニバーサルデザイン等の障害配慮についてもそのようなアクションプランを策定し、審査時にチェックするような体制をとることが障害主流化推進の第一歩となると考えられる。

本事業のジェンダー・アクションプランには障害者に関する対応は含まれていないが、ダッカ都市交通整備事業（5号線北路線）のジェンダー・アクションプランではジェンダーのみならず社会的課題への対応も含めている。同プランに従って、障害者・高齢者・子どもを含めた乗客にとって安心かつ利用しやすい車両や駅のデザインになっているかの確認を行っている [11]。

今後の新規事業においては、ジェンダー・アクションプランに障害配慮を統合する、またはジェンダー・アクションプランを他の社会配慮事項を含んだインクルーシブ・アクションプランとして策定するという方策が考えられるだろう。

2 バングラデシュ国行政運営研究・人材育成設備整備計画（無償資金協力）

2.1 案件概要

対象地域	バングラデシュ人民共和国ダッカ市
事業実施機関	人事省
贈与契約(G/A)締結	2021年12月
事業実施期間	2021年12月～2026年1月(予定)
供与額	27.62億円
目的	ダッカ市内のガバナンス・マネジメント研究所（BIGM: Bangladesh Institute of Governance and Management）において幹部行政官、民間企業幹部等の育成および政策研究を目的とした修士および短期研修コースを提供するための施設および機材整備を支援することにより、同国の高度人材の育成環境の整備・拡充を図り、バングラデシュ政府の政策策定能力の向上および公共セクターと民間セクターの連携に寄与するもの。
事業内容	(施設・機材等の内容) 施設:講義室(15室)、研究室、図書室、講堂、駐車場、管理室等 機材:講堂用音響機材、無線LANシステム等、その他修士課程運営・公共政策研究に関連する教材 (ソフトコンポーネント) なし。
本調査時点 (2023年4月)の状況	実施中。

出典: [12] [13]

2.2 障害主流化の取組に係る背景

2.2.1 バングラデシュにおける政策動向

本事業に係る要請書がバングラデシュ政府より提出された2018年時点で運用されていた「第7次五カ年計画(2016-2020)」において、バングラデシュは「持続可能で公平な経済成長と貧困削減」を目標に掲げ、外国投資促進やICT活用等の取組を通じて2021年までの中所得国化、2041年までの先進国入りを目指すとしていた。また、「ビジョン2021」および「パースペクティブ・プラン2010-2021」では、法の支配の確保、政治的党派主義の回避、腐敗のない社会の構築など、グッド・ガバナンスのレガシーの確立に向けて取り組むことが示されていた [14]。障害と開発分野に関する政策動向としては、同じく「第7次五カ年計画(2016-2020)」のセクター別開発戦略において、社会保護分野に「ソーシャル・インクルージョン」が位置づけられ、障害者のインクルージョンはバングラデシュ人民共和国憲法に基づき、人種、宗教、カースト、信条、職業にかかわらず、すべての国民に平等な権利と機会を提供するものとされている [15]。

2.2.2 日本の援助方針

2018年2月策定の対バングラデシュ人民共和国国別開発協力方針では、「中所得国化に向けた、全国民が受益可能な経済成長の加速化」および「社会脆弱性の克服」が重点分野(中目標)に設定され、ガバナンス分野が協力プログラムの一つとして位置づけられている。また、2019年3月策定のJICA国別分析ペーパー(JCAP: JICA Country Analysis Paper)においても、上記2点が重点課題に掲げられた [16]。その後、2023年3月に見直されたJCAPでは、「社会脆弱性の克服」は引き続き重点分野とされ、ガバナンスの強化と行政

手続きの透明性・効率性向上のため、中央政府の公共投資管理能力強化および地方自治体の行政能力強化、公務員の人材育成に係る支援を継続することが示されている。併せて、障害と開発分野に関しては、障害者の就労や社会参加の促進に向けた政府の能力強化支援を実施するほか、貧困層や障害者、女性や子ども等の脆弱層のセーフティネット強化を図るため、社会保障分野の支援を検討すると述べられている [17]。

2.2.3 関連案件

本事業に関連する案件として、以下の案件が実施されていた。障害と開発分野に関しては、実施実績なし。

表 2 「バングラデシュ国行政運営研究・人材育成設備整備計画」関連案件

	協カスキーム	年	案件名
1	無償資金協力事業	毎年	人材育成奨学計画 (JDS)
2	有償資金協力事業	2014~2022年度	包括的中核都市行政強化事業
3		2015~2025年度	地方行政強化事業
4	技術協力事業	2013~2018年度	地方都市行政能力強化プロジェクト
5		2017~2019年度	郡自治体機能強化プロジェクト
6		2018~2021年度	国家健全性戦略支援プロジェクトフェーズ2
7		2019~2022年度	公共投資管理プロジェクトフェーズ2

出典: [13]

2.3 障害主流化により実施された取組 (実施された障害配慮)

本事業に係る協力準備調査の結果、移動障害をもつ生徒や教職員へのバリアフリー配慮事項として、以下の対応について計画がなされた。

- 外部の通路・舗装レベルと1階床には段差を少なくした上でスロープでのアクセスを可能とする。
- 車椅子の大きさに対応したエレベーターを2基設置し、各階へのアクセスを可能とする。
- 講堂があるロビー階の男女それぞれのトイレの中に、車椅子でも利用可能な広いトイレブースを設ける。

2.4 事業プロセスにおける障害主流化推進の取組

2.4.1 計画 (実施前、協力準備調査を含む) / 案件形成時

本事業の協力準備調査に係る企画競争説明書においては、「社会的弱者およびジェンダーへの配慮」として、BIGMの設計にあたっては本施設の利用に関してそれらの人々が排除されることのないよう、BIGMとの協議を通じて具体的な配慮事項を提案することが明記されている¹²。

BIGMや関係機関との協議では、生徒、教授、理事等の中に年配の車椅子利用の方がいることに配慮してほしいという要望があり、各階への物理的なアクセスに関してエレベーターの設置など必要な対応がなされることとなった (したがって、視覚障害や聴覚障害には特段の対応はなされていない)。また、トイレに関しては、ジェンダーの視点から日本のように男女共用の多目的トイレを設置するのではなく、海外で主流の方式で男女それぞれのトイレの中に車椅子でアクセス可能なトイレを設置するよう設計された。

これらバリアフリー対応設備の設置に関しては、バングラデシュの基準 (Building Code) に従っているもの

¹² JICA 企画競争説明書「バングラデシュ国公共政策人材育成施設整備計画協力準備調査」

の、バリアフリー基準としては十分な内容ではないため、米国のADA (Americans with Disabilities Act) などの国際的なガイドライン等を参照している。日本のバリアフリー基準は特殊性が高く、現地の障害者が利用する際に困難が生じたり、現地に維持管理が可能な建築材料がないことがあるため、これをそのまま適用することはほとんどないとのことである¹³。

これらバリアフリー対応に係る予算に関しては、エレベーターの設置、トイレスペースの確保など一般的な対応にとどまったため、特に追加的に必要なコストは生じなかったとのことである¹⁴。

2.4.2 事業実施・モニタリング

本事業は、2023年5月に着工したところであるが、先述のバリアフリー対応以外、現時点では障害主流化に係る具体的な取組は実施されていない。

2.4.3 モニタリング・評価(完了後)

本事業は現在実施中のため、該当しない。

2.5 障害の視点から見た事業のインパクト

上述のとおり、本事業は現在開始された段階であり、特段のインパクトは確認されていない。

2.6 事業における障害主流化の成功要因

本事業においてバリアフリー対応が進んだ成功要因を以下にまとめる。

○ 施設利用者ニーズとの合致

BIGMの利用者は主に上級公務員(年配者)が想定されているため、車椅子の利用に関して現地側から明確なニーズが示されたため、バリアフリーへの対応について合意がなされた。

○ 障害分野に専門的知見のある日本人専門家の配置

本事業の協力準備調査の業務主任者は、過去にタイのアジア太平洋障害者センター (APCD: Asia-Pacific Development Center on Disability) の建設事業に従事しており、障害当事者および障害当事者団体と協議を重ねた経験を有し、国際連合アジア太平洋経済社会委員会 (UNESCAP: United Nations Economic and Social Commission for Asia and the Pacific) のガイドラインをはじめ、アジア太平洋地域のユニバーサルアクセス等の基準に精通している。それにより、障害者のニーズを理解したうえで現地に適した施設設計がなされている。

¹³ (株)山下設計(2023年6月23日)へのヒアリング

¹⁴ 同上

3 モンゴル国新ウランバートル国際空港建設事業（有償資金協力）

3.1 案件概要

対象地域	モンゴル国トウブ県セルゲレン郡（ウランバートル市南方約50km）
事業実施体制	1) 借入人：モンゴル国政府（The Government of Mongolia） 2) 事業実施機関：道路・運輸省（Ministry of Road and Transport） 3) 操業・運営／維持・管理体制：モンゴル民間航空庁（Civil Aviation Authority of Mongolia）
借入契約（L/A）調印日	新ウランバートル国際空港建設事業（第1期）2008年5月1日 新ウランバートル国際空港建設事業（第2期）2015年4月16日
事業実施期間	2008年5月～2017年12月
総事業費	757.48億円（うち、円借入対象約657億円。STEP ¹⁵ 対象案件）
目的	首都ウランバートル郊外に新空港を建設することにより、首都空港の安全性・信頼性の改善および利便性の向上を図り、もって当国のさらなる経済発展に寄与するもの。
事業内容	主な事業内容 1) 空港建設工事 旅客ターミナルビル、滑走路、誘導路、エプロン、管制塔、航空保安施設、空港付帯施設、駐車場、航空機燃料給油システム、空港維持管理機材等 2) コンサルティング・サービス（設計、施工監理等） 建設者：三菱商事株式会社、千代田化工建設株式会社 共同企業体 設計者：株式会社梓設計、株式会社オリエンタルコンサルタンツ 共同企業体 ※2019年7月三菱商事株式会社、成田国際空港株式会社、日本空港ビルデング株式会社、株式会社JALUXの4社連合とモンゴル政府との間で空港運営事業権契約締結。
本調査時点 （2023年4月）の状況	実施済み。2013年本体工事着工、2021年7月開港。

出典：[18][19][20][21] 当該案件の事前評価表等を基に作成

本事業の有償勘定技術支援として4件の事業が実施された（表3）。

表3 本事業の有償勘定技術支援

事業名	期間	受託者
新ウランバートル国際空港人材育成および運営・維持管理能力向上プロジェクト(2) 航空管制分野	2015.1～2021.9	一般財団法人航空保安無線システム協会（JR ANSA）、一般財団法人航空交通管制協会（ATCAJ） 共同企業体
新ウランバートル国際空港人材育成および運営・維持管理能力向上プロジェクト(1) NUBIA 運営分野	2015.1～2021.9	成田国際空港株式会社／株式会社JALUX／日本空港ビルデング 共同企業体
新ウランバートル国際空港運営制度設計支援	2014～2016	株式会社野村総合研究所
新ウランバートル国際空港供用準備アクションプラン策定支援	2014～2015	成田国際空港株式会社／株式会社JALUX／日本空港ビルデング株式会社 共同企業体

出典：[22] 当該案件の事前評価表等を基に作成

¹⁵ 本邦技術活用条件（STEP: Special Terms for Economic Partnership）：我が国の優れた技術やノウハウを活用し、開発途上国への技術移転を通じて我が国の「顔が見える援助」を促進するため、平成14年（2002年）7月に導入された。

3.2 障害主流化の取組に係る背景

3.2.1 モンゴルにおける政策動向

モンゴル政府は、2009年に国連障害者権利条約(CRPD)に加入 [23]、2012年には「アジア太平洋障害者の権利を実現するためのインチョン戦略」を採択した [24]。2012年の新政権発足後には、障害を所掌する部署を有する人口開発社会保障省(現労働・社会保障省(MLSP:Ministry of Labor and Social Protection))を設置し、社会保障法および社会福祉法を改正した他、2016年2月5日にはCRPDの理念に基づく障害者権利法の制定、障害者に係る国家プログラム(2016~2020年)の策定を行っている [25]。

その他、2017年6月28日に施行された建設・都市開発大臣令「障害者の権利の保障と物理的アクセシビリティの改善」では、土地・測量・地図庁が地方自治体と連携し、公共施設のバリアフリー化状況を確認し、アクセシビリティ調査を実施の上、改善施策を2017年以内に報告するよう指示が出された [26]。このように、本事業(特に、第2期)は、モンゴル国内において、障害者の権利や障害配慮に係る法の整備が活発化している時期であった。

3.2.2 日本の援助方針

本事業は、2012年4月策定の対モンゴル国国別開発協力方針において、重点課題「ウランバートル都市機能強化」(中目標)に位置づけられ、「インフラ整備と都市計画・管理能力の向上」(小目標)を支援するものである。2017年12月策定の対モンゴル国国別開発協力方針では、基本方針「経済成長の実現と社会の安定的発展」の下、包摂的な社会の実現に向け「全ての国民が経済開発の恩恵を受けることができるよう、社会の状況に適合する保健医療水準の達成、基礎的社会サービスの質向上、障害者の社会参加・社会包摂の推進を支援する」ことが重点分野として掲げられている。また、JICA 国別分析ペーパー(2017年9月)においても、対モンゴル支援の優先課題の一つとして、障害者の社会参加・社会包摂の推進を通じたインクルーシブな社会の実現の必要性が指摘されている。

3.2.3 関連案件

本事業の実施中に、障害分野に関わる以下のJICA技術協力プロジェクトが実施されていた。

- ◆ ウランバートル市における障害者の社会参加促進プロジェクト(2016~2020年)
(DPUB: Disability Project in Ulaanbaatar)
- ◆ 障害児のための教育改善プロジェクト(2015~2019年)

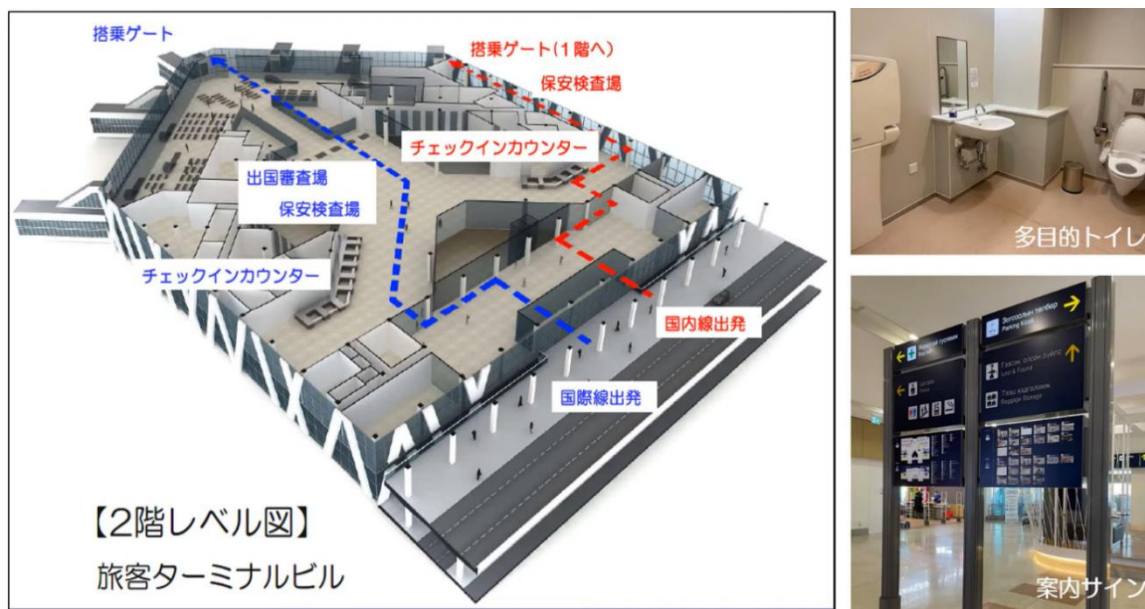
また本事業のハード面(インフラ整備)への支援の効果発現と持続性を確保するため、人材育成や維持管理能力向上を目的としたソフト面における有償勘定技術支援が実施されている(表3)。

3.3 障害主流化により実施された取組(実施された障害配慮)

モンゴルにおける「都市開発法」20条の障害者向けインフラ整備の項目では、建築物に関して、「障害者が円滑に利用できる環境を整備しなかった都市計画、建築物の設計、設計図などに許可を出さない」ことが記されている [27]。また建築に係る基準・規則では「公共建築物構造における障害者の要件を示した設計基準」、「障害者のニーズを示した設計基準」、「歩行者、障害者向けの歩道設計マニュアル」など、10の基準・規則において障害配慮の項目が記載されている [26]。これらの関連法や基準に基づき、本事業ではユニバーサル

デザインが採用され、国際線チェックインカウンターから出発ゲートまで階層移動のない設計とするなど、障害者や移動弱者に配慮された設計となっている。その他の配慮事項は以下のとおり [21] [28] [29] [30]。

- 車椅子利用者、視覚障害者らに配慮した段差の解消
- 車椅子利用者、視覚・聴覚障害者にもわかりやすい案内サインの設置
- 多目的トイレの設置



出典：[30]令和3年度土木学会技術賞内容説明動画

図 4 ユニバーサルデザインの例

3.4 事業プロセスにおける障害主流化推進の取組

3.4.1 計画(実施前)/案件形成時

事業事前評価表(「新ウランバートル国際空港建設事業」)では、「設計段階において、国内法令や国際基準等に基づき、高齢者・障害者にも配慮したユニバーサルデザインを考慮する予定」と記されている。また事業事前評価表(「新ウランバートル国際空港建設事業(Ⅱ)」)において、障害者トイレの設置、障害者に優しい動線の確保等の対策を行うことが記載されている。

3.4.2 事業実施・モニタリング

本事業と同時期に実施されていた障害分野の技術協力プロジェクト「ウランバートル市における障害者の社会参加促進プロジェクト」(DPUB)との協働で障害主流化に係る取組としてアクセシビリティチェックと研修が実施された。概要は以下のとおりである¹⁶。

(1) アクセシビリティチェック

新空港のアクセシビリティ強化を図るにあたり、道路・運輸開発省により、2017年4月19日、アクセシビリティチェックが実施された。実施においては、障害当事者団体、MLSP、DPUBが支援した。このアクセシビリティチェ

¹⁶ DPUB チーフアドバイザーへのヒアリング(2023年5月15日)および共有された資料

ックを起案した道路・運輸開発省の局長は、2017年2月にDPUBにて実施された国別研修「日本の障害者福祉制度と政策委員会」に参加しており、本邦のアクセシビリティ改善の取組がモンゴルにおいて活用された好事例とも言える。その他、新空港開設前には、聴覚、視覚、身体障害に対して、障害当事者らと数回に渡るアクセシビリティチェックと評価会が実施された。なお、これらアクセシビリティチェック等を通じて、バリアフリー推進の一環として、DPUBによってアクセス改善のための提言¹⁷が作成され、道路・運輸開発省に提出された。

(2) 研修

空港職員の障害配慮に関する理解向上のため、2018年、空港側からの依頼により、DPUBおよびDETフォーラム・モンゴルとの共催で研修が実施された。この実施に至る背景には、ウランバートル市における第4回アジア太平洋地域社会に根ざしたインクルーシブ開発会議(2019年)の開催があった。同会議には海外から多くの障害者が来モ予定であったことから、MLSP が新ウランバートル国際空港の関係機関であるNUBIA社(New Ulaanbaatar International Airport LLC)およびモンゴル民間航空庁に対し、障害配慮を強化するよう要請を行った。研修内容は以下のとおりである [25] [31] [32]。

表 4 空港職員向けの研修

内容	AM	障害平等研修 (DET:Disability Equity Training)
	PM	接遇研修 (サポート方法等)
期間・回数	1回5日間、計3回(5・8・11月開催)実施	
対象者	空港職員(約800名)うち第1回目の参加者は97名(顧客サービス部、安全対策部、人事部、計画開発部、会計部等)。一部、幹部向けのワークショップも実施された。	
費用	費用は空港側(NUBIA LLC)が1日当たり50万MNT(約2万4千円)を負担し、DETフォーラム・モンゴルがそれを受注し実施した。講師、介助者謝金等の必要経費はDETフォーラム・モンゴルがこの収入の中から各人に支払われた。	

出典: [25] [31] [32] DPUBチンギスハーン国際空港職員研修実施報告書等を基に作成

3.4.3 モニタリング・評価(完了後)

2020年度ODA評価においてNUBIA社へのヒアリング等は実施されているが、実施機関による障害主流化関連のモニタリング・評価の実施に関する情報はない。

3.5 障害の視点から見た事業のインパクト

ユニバーサルデザインの観点からも本事業が総合的に評価され、FIDIC Project Awards¹⁸ 2022 優秀賞、また令和3年度土木学会技術賞を受賞したことは、事業のインパクトとして挙げられる [30] [33]。また障害当事者によるアクセシビリティチェック等を通じ、行政職員や空港関係者らの障害理解が向上し、また障害当事者団体と関係機関とのつながりができたことは、今後のモンゴルにおける障害主流化の推進において正のインパクトをもたらすと考えられる。

¹⁷ 同上

¹⁸ FIDIC Project Awards は、世界各国の経済発展や地域社会の生活水準の向上に寄与したプロジェクトを表彰するもの

3.6 事業における障害主流化の成功要因と課題

事業における障害主流化に貢献した要因を以下にまとめる。

○ モンゴルの政策動向との合致

モンゴル国内において、障害者の権利や障害配慮に係る法の整備が推し進められていたことは、本事業における障害主流化の取組を後押しするものであった。

○ 障害分野の技術協力プロジェクトとの連携

本事業では、障害分野の技術協力プロジェクトであるDPUBとの連携により、アクセシビリティチェックにおける障害当事者の事業プロセスへの参加が実現した。障害当事者の参加により、関連省庁や空港関係者らが当事者の具体的なニーズを確認できたこと、また障害当事者団体との関係を構築できたことは、障害主流化の取組による大きな成果であった。

○ 関連省庁の障害の社会モデルに対する理解

DPUBチーフアドバイザーへのヒアリング¹⁹においても強調されていたが、DPUBの活動を通して関連省庁の障害の社会モデルに対する理解が醸成されていたことは、本事業において障害主流化の取組を進める基盤として重要であった。相手国関係者が障害の社会モデルについて十分な理解を有していなければ、障害当事者によるアクセシビリティチェックの実施に至らなかったと考えられる。障害分野の技術協力プロジェクトにより障害の社会モデルに立脚した社会基盤が整備されつつあったことが、本事業において障害主流化が促進された貢献要因であると言える。

一方で、以下の課題も確認された。

● 案件形成・計画段階からの障害当事者の参加

本事業では、空港建設後に障害当事者の参加のもとアクセシビリティチェックが実施されたが、案件形成時における障害当事者の参加や当事者へのコンサルテーションは確認できていない。案件形成および計画の段階から障害当事者の参加を図ることにより、当事者のニーズを確実に計画や設計に反映することが可能となる。

¹⁹ DPUB チーフアドバイザーへのヒアリング(2023年5月15日)および共有された資料

4 モンゴル国ウランバートル市初等・中等教育施設整備計画 (無償資金協力)

4.1 案件概要

対象地域	モンゴル国ウランバートル市
事業実施機関	教育・文化・科学・スポーツ省
贈与契約(G/A)締結	2017年11月
事業実施期間	2017年12月～2021年7月
供与額	23.79億円
目的	ウランバートル市においてモンゴル国政府が今後、学校建設を進める際のモデルとなる質の高い初等・中等教育施設(障害・防災・環境配慮)を建設することにより、教育環境の改善を図り、もって同市の初等・中等教育環境の質の改善に寄与するもの。
事業内容	初等・中等教育施設の新設および増設(計4サイト) (ソフトコンポーネント) 学校教育関係者および建築・建設関係者に対する完成施設の視察を含むセミナー・ワークショップの実施 本事業でのユニバーサルデザインの事例をとりまとめた広報資料(ブックレット等)の作成・配布 エネルギー管理研修の実施および暖房運転に係る最適な運転モデルの開発支援
本調査時点 (2023年4月)の状況	実施済み。2020年8月(3校)および2021年2月(1校)に竣工

出典:当該案件の事前評価表、協力準備調査報告書を基に作成

4.2 障害主流化の取組に係る背景

4.2.1 モンゴルにおける政策動向

モンゴル政府は、「モンゴル国持続可能な開発ビジョン 2030」(2016年承認)において、「国際標準に沿った質の高い普通教育システムの開発」を目標の一つに掲げ、教育施設の量的拡充に重点を置くとともに、「健康で安全かつすべての利用者にとって優しい環境づくり」を目指すとしていた。また、「障害者権利法」(2016年2月改訂)では、「障害者に対する合理的配慮」の一つとして「十分に配慮された環境で障害のある児童の教育を提供すること」が規定されたほか、「政府行動計画2016-2020」においても「障害のある児童が一般児童と一緒に学習できる環境の整備」が掲げられた [34]。こうした政策を背景とし、障害に配慮した教育施設整備のニーズが、当時、モンゴル国内において高まっていたと言える。

4.2.2 日本の援助方針

2012年策定の対モンゴル国国別開発協力方針では「全ての人々が恩恵を受ける成長の実現に向けた支援」が重点分野に位置付けられ、「保健医療・教育の分野を中心とした基礎的社会サービスを強化することで、貧困層の生活水準の改善に向けた取組を支援する」ことが示されていた。また、2017年9月策定のモンゴル国JICA国別分析ペーパーにおいては、「ウランバートル市を中心とした教育環境の悪化」が基礎教育分野の喫緊の課題であることが示されるとともに、障害者支援分野では「入口(障害の早期発見)から出口(就労・社会参加)までの一貫した支援」「障害児がニーズに合った適切な発達支援・教育サービスを楽しむこと」の必要性が述べられていた [35]。

4.2.3 関連案件

障害分野に関わる以下の技術協力プロジェクトが、本事業開始当時、実施されていた。

- ◆ 「障害児のための教育改善プロジェクト」(2015～2019年)
- ◆ 「ウランバートル市における障害者の社会参加促進プロジェクト」(2016～2020年)

なお、本事業以前には、無償資金協力による初等教育施設整備計画が第一次から第四次(1999～2013年)にわたり実施され、計55校の学校が建設されている。

また、基礎研究「小・中学校建設の付加価値向上のためのドナー・スキーム比較分析」が2015年に実施され、学校建設の付加価値向上に資する取組の一つとして、障害児を含むインクルージョン推進の対策がまとめられた。同調査は本件の協力準備調査、実施を担った(株)マツダコンサルタンツが受託、実施したものである。

4.3 障害主流化により実施された取組(実施された障害配慮)

ユニバーサルデザインによる施設設計をコンセプトに据えるとともに、「障害者・児」「防災」「環境」の三つの課題への配慮を反映させた施設設計が行われた。ユニバーサルデザインの導入により、障害のある子どもだけではなく、すべての子どもにとって過ごしやすく、学びやすい教育施設となっている。特に障害配慮に係る取組を以下に挙げる [34] [36]。

- 各階を国際標準に則ったなだらかな勾配のスロープでつなぎ、既存棟を含むすべての階へのアクセスフリー化²⁰と新設部分のバリアフリー化を実現
- 視覚障害者用の警告ブロックや点字表示板を設置
- 共用部壁面には視覚障害者や車椅子利用者等を補助する水平手すりを設置
- 車椅子対応の多機能便所を各階に1カ所設置
- 障害児配慮教室を各階に1カ所設置(教室の配置場所の工夫、車椅子でも操作が容易な引き戸の採用、特別なニーズに配慮した薄板の使用、車椅子のまま授業に参加ができる机の配置、等)
- 児童生徒の特別なニーズに応えるリソースルーム(子ども発達センター)の設置(ソーシャルワーカーの常駐を想定、多様な学び方を可能とするパーティションやクッションチェア等の機材を配置)



出典: [36]

図 5 本事業のコンセプトと配慮事項

²⁰ “アクセスフリー”とは車椅子を含むすべての施設利用者が自力でアクセス可能な状態を示すが、“バリアフリー”と異なり施設利用を妨げるすべての障害が取除かれた状態を意味しない [34]。



各階をアクセスフリーで繋ぐなだらかな勾配のスロープ



車椅子のまま学ぶことができる教室

出典: [36]

図 6 障害配慮に係る取組の例

4.4 事業プロセスにおける障害主流化推進の取組

4.4.1 計画(実施前)／案件形成時

本事業形成時、モンゴルは中進国に移行したため無償資金協力の対象から外れる途上にあった。一方、学校建設に対する高いニーズと現地政府からの要望がある中で、無償資金協力からの卒業という区切りとして、これまでの量的拡充を目指す学校建設事業とは異なる、付加価値の高い事業を目指すことになった。具体的には、モンゴルが独自に学校建設を行うことを見据え、モデル校となるような付加価値のある学校建設を行うことが外務省とJICAにおいて合意された。

こうした状況の下、案件形成時において付加価値のある学校建設の要素として障害者・児配慮が含まれた背景として主に以下の4点が挙げられる²¹。

- 当時の本事業担当者がインクルーシブ教育を担当しており、モンゴルの課題として障害児の就学率の低さを認識していた。
- モンゴルにおいて、障害分野の技術協力プロジェクトが2件実施中であり、状況や課題がJICA内において認識されていた。
- モンゴル国内において障害が社会的な課題として大きく取り上げられていた。
- 世界的な潮流としてインクルーシブ教育が注目されていたこと、また日本国内においても関連法の整備が進みインクルーシブ教育の実践が蓄積されてきたタイミングであったことから、外務省およびJICA内部において理解が得られやすかった。

結果、本事業協力準備調査の業務指示書(2016年9月21日公示)において、障害配慮に関し下表の記載が含まれるに至った。

²¹ (株) マツダコンサルタンツ(2023年5月10日)および当時のJICA案件担当者(2023年5月12日)へのヒアリング

表 5 業務指示書における障害配慮に関する指示事項

<p>5. 実施方針および留意事項 (1) 調査全体の方針 (4) 設備計画について</p>	<p>「ユニバーサルデザイン」を考慮した学校施設を目指すこととする。 ユニバーサルデザインに基づく学校施設の建設にあたり、障害児等の多様な教育的ニーズを有する児童の就学需要およびアクセスに関して本調査で情報を収集・分析する。設備計画の策定においては寒冷地への対応を念頭として防寒設備やジェンダー格差、障害のある子ども、防災に配慮したものとする。</p>
<p>6. 業務の内容</p>	<p>(1) 国内事前準備:3) 日本国内の障害児が通学する教育施設を視察し、日本が提供できる施設設計上の工夫、特にユニバーサルデザインに基づく学校建設の情報を収集する。 (2) 現地調査I:2)–② 教育・社会状況調査:以下の全ての項目につき、ジェンダー格差、障害児等の就学の観点も含めて調査を行う。 (4) 現地調査II: ①教育・社会状況調査および自然状況調査:調査にあたっては以下を含む状況を確認すること; 「障害を持つ児童・生徒の状況」</p>

出典:モンゴル国ウランバートル市初等・中等教育施設整備計画協力準備調査 業務指示書を基に調査団作成

なお、本事業の事業事前評価表においても「(7) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発 3) 社会開発促進」の中で、上述したユニバーサルデザインをコンセプトとすること、また障害配慮を含めることについて記載がなされている [35]。

予算については、障害児配慮を含む付加価値の高い学校建設という目的があったため、ユニバーサルデザインに応じるための必要な予算が確保された。ただし、モンゴル国が本事業で建設するモデル校を参考に独自に学校建設を行えるよう、過度に負担や予算が大きくない、また現地コントラクターが建設できる設計が行われた。結果、先行の第四次初等教育施設整備計画時の建設費用から15%程度の増額で収まったとのことである²²。

4.4.2 事業実施(協力準備調査を含む)

協力準備調査において実施された障害主流化のための取組は以下のとおりである [34]。

- ① 日本の特別支援学校の視察
- ② 障害分野(インクルーシブ教育)の専門性を有する団員の配置
 - 当時実施中であった「モンゴル国障害児のための教育改善プロジェクト」の団員が「教育計画/機材計画」として調査団に参加した。
- ③ サイト選定基準における障害視点の組み込み
 - サイト選定の必要条件に「障害児の受入れ、緊急時の一時避難場所としての学校施設の開放に関係者が前向きであること」、「障害児の受入れに不適切な周辺環境条件がないこと」が含まれた。
 - サイト優先順位付けの基準に「学校関係者が障害児受入れ又は災害時学校施設の利用に意欲的なサイト」、「障害児の受入れに適した周辺道路等のインフラストラクチャーが整ったサイト」が含まれた。

²² (株)マツダコンサルティング(2023年5月10日)へのヒアリング

④ 現地における障害児対応事例・仕様、運営・利用状況に関する調査の実施

- 「モンゴル国障害児のための教育改善プロジェクト」の支援の下、インクルーシブ教育実践校と特別学校において障害児対応事例・仕様、運営・利用状況に関する調査を実施した。
- モンゴル車椅子協会および「ウランバートル市における障害者の社会参加促進プロジェクト」と連携し、障害当事者（車椅子利用者、視覚障害者）の参加によるアクセシビリティチェックを行った。



出典：[36]

図 7 障害当事者による調査の様子

ヒアリング調査²³によると、④の取組を通じて対象国の障害者のニーズや障害配慮の基準を確認できたことが、特に有益だったとのことである。調査に参加した障害当事者から細部にわたる具体的な助言を得ることができ、障害配慮に係る改善点を設計に反映することが可能となった。

なお、障害児に配慮したユニバーサルデザインの導入に際し、施設設計において新たに障害分野専門の要員を配置する等の追加的な措置は行われていない。また、建設段階においても一般的な実施体制で対応可能であり、障害配慮のための機材についても現地の代理店を通じての入手が可能であった²⁴。

4.4.3 モニタリング・評価（完了後）

事後評価は2024年に実施予定となっている。

なお、本事業の協力準備調査報告書において、障害児に係る指標として以下が示されている [34]。

（定性的効果）「障害児一人ひとりの状態に応じた学習機会を提供することを目的に、障害児の一般学校での受入れが促進される。また地域の学校での障害児に対する“合理的配慮”が促進される」

²³ 同上

²⁴ 同上

4.5 障害の視点から見た事業のインパクト

ヒアリング調査によると²⁵、竣工時に学校関係者、建築関係者、国家監査局等を対象にセミナーを開催し、その際に、ユニバーサルデザインを取り入れた学校を外国に行かずともモンゴル国内で視察することができる、参考となるものができた等、良いプロジェクトだという評価が得られたとのことである。障害児配慮を行ったモデル校が建設されたことは、モンゴルにおけるインクルーシブ教育の更なる推進に寄与するものであると言える。

4.6 事業における障害主流化の成功要因

本事業において障害主流化が進んだ成功要因を以下にまとめる。

○ モンゴルの政策動向との合致

案件形成時、モンゴル国において障害児の教育改善に関する政策が打ち出されていたことは、本事業において障害主流化の取組を後押しするものであった。

○ 技術協カプロジェクトとの連携

ヒアリング調査²⁶においても強調されていたが、障害分野の技術協カプロジェクトを通じ、当該分野における支援の土台ができていたこと、またこれらプロジェクトとの連携により障害当事者の計画への参加が実現したことが障害主流化の取組を進める上で有効であった。

○ 案件形成段階からの障害主流化の組み込み

本事業担当者がインクルーシブ教育も担当していたこと等から、案件形成段階から障害主流化の視点が組み込まれた事業設計となっていた。これにより、予算確保を含め障害主流化の様々な取組が実現した。ヒアリング調査においても指摘された点であるが²⁷、すでに企画された案件に、後から障害インクルージョンの視点を組み込むことは容易ではない。関係者が障害に関する理解を持った上で、案件形成段階から障害インクルージョンの視点を組み込むことが肝要であろう。

²⁵ 同上

²⁶ 当時の JICA 案件担当者へのヒアリング(2023年5月12日)

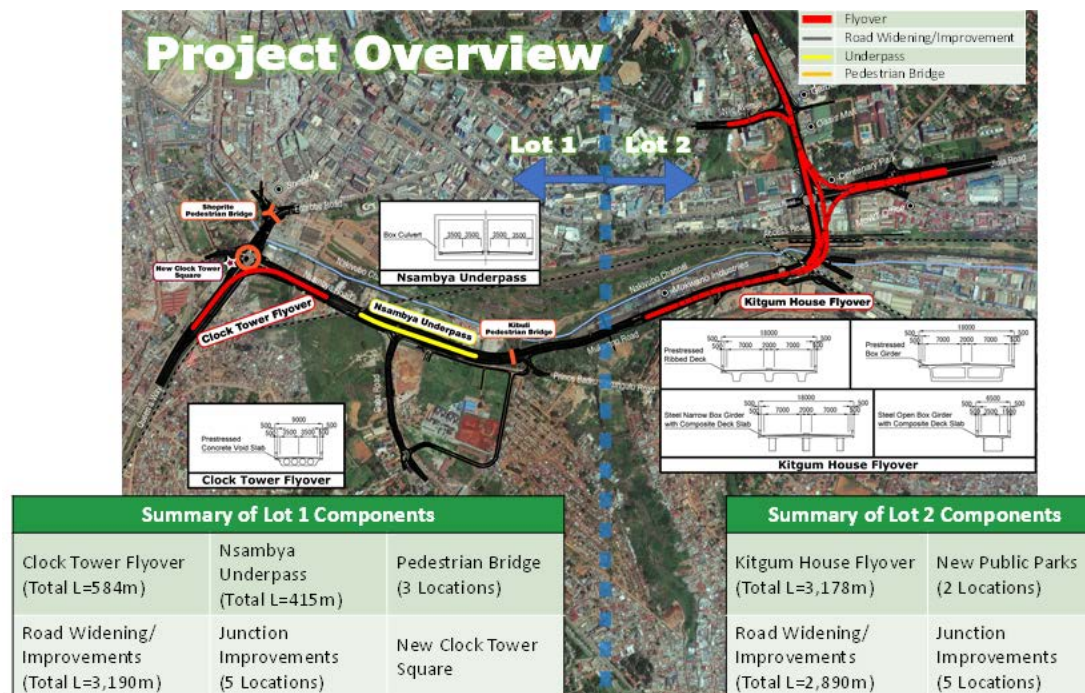
²⁷ 同上

5 ウガンダ国カンパラ立体交差建設・道路改良事業（有償資金協力）

5.1 当該案件の事業概要

対象地域	ウガンダ国カンパラ市
事業実施機関	ウガンダ国家道路公社
借款契約（L/A）調印日	2015年9月11日
事業実施期間	2015年9月～2020年12月（予定）※延期
借款契約額	199.89億円
目的	カンパラ市において、フライオーバー建設、道路拡幅、交差点改良を実施することにより、カンパラ市の交通混雑問題の改善を図り、もって物流・交通の改善と活性化に寄与することを目的としている。
事業内容	主要交差点（クロックタワー交差点、キトゥグムハウス交差点）の立体交差化 主要道路（ムクワノ道路）の拡幅・バイパス化 環状交差点の信号交差点への改良
本調査時点 （2023年4月）の状況	実施中。

出典：当該案件の事前評価表、協力準備調査報告書を基に作成



出典：日本工営株式会社提供資料

図 8 事業概要

5.2 障害主流化の取組に係る背景

5.2.1 政策動向

ウガンダは2007年に障害者権利条約(CRPD)に批准している。ウガンダの障害者法(2006年)では、建物、情報、公共交通機関、一般道、高速道路のアクセシビリティに関する措置が定められている。また、2006年の国家障害政策(National Policy on Disability in Uganda)において、優先的政策事項の一つ目にアクセシビリティが掲げられ、障害者にとって使いやすい施設やインフラ設計を促進することが示された。その後、2010年に障害者のアクセシビリティ確保のための統一基準として Accessibility Standards: A practical guide to create a barrier-free physical environment in Uganda が策定され、2013年には建物管理法(Building Control Act 2013)の付属文書として法定化された [37] [38]。

上記の他、特に本事業に関連する政策として、Design Manual for Road and Bridges(2010年)や、歩行や自転車等の自動車以外の交通手段に関する Non-Motorized Transport Policy(2013年)が策定されている。

5.2.2 日本の援助方針

2012年6月策定の対ウガンダ共和国国別開発協力方針(当時は国別援助方針)(2012年6月)は「経済成長を通じた貧困削減と地域格差是正の支援」を基本方針(大目標)として、本事業は、重点分野「経済成長を実現するための環境整備」に位置付けられている。同国別開発協力方針では、障害者を含む社会的弱者についての言及はない [39]。

5.2.3 関連案件

本事業開始と同じ2015年から、技術協力「カンパラ市交通流管理能力向上プロジェクト」(2015年~2021年)が実施され、交通渋滞改善に向けた交差点改良の基準設計策定や信号機の維持管理に関する技術支援が行われた。その中で特に障害に関わる取組は行われていない [40]。

5.3 障害主流化により実施された取組(実施された障害配慮)

図8の西側区間(Lot1)において、スロープ付きのフライオーバー(歩道橋)を3カ所建設中である。歩道橋の設置は渋滞緩和のため歩行者の多い交差点を立体化することが目的であり、歩行者のほか、自転車や車椅子など自動車以外のすべての移動者による使用が想定されている。こうした背景から、歩道橋へのスロープ設置が決定された。



出典:日本工営株式会社提供資料

図 9 建設中の歩道橋

5.4 事業プロセスにおける障害主流化推進の取組

5.4.1 計画(実施前)／案件形成時

歩道橋建設におけるバリアフリー対策については、本事業の協力準備調査の段階から検討されていた。協力準備調査報告書では、障害者への配慮として歩道橋のすべての入り口にスロープを設置することが望ましいと記載されている [41]。

案件計画調書では障害配慮やバリアフリー対策に関し言及はなされていないが、上記を踏まえ、審査調書および事前評価表(第1期:2015年5月)では「環境社会配慮・貧困削減・社会開発」の項目で、歩道橋の設計では車椅子利用者への配慮を行うとする記載が含まれた²⁸。

なお、計画段階において障害者や関連団体へのヒアリングは実施されていない。

5.4.2 事業実施

スロープの設置においては、前述の Design Manual for Road and Bridges(2010年)や Non-Motorized Transport Policy(2013年)に加え、日本の基準を基に傾斜や仕様の検討が行われた。また、既存の歩道橋やショッピングセンターのスロープの傾斜も参考にされた。関係者(障害者ではない)との協議の中でスロープの勾配緩和を求める意見が出されたが、土地の制限により緩やかな勾配では長い斜路になってしまうため、すべての利用者の利便性に鑑み、日本の基準の最大値である12%の傾斜にすることが決定された。

²⁸ JICA 人間開発部提供情報

スロープ設置により費用が増加するため、実施機関（ウガンダ道路公社）から反対意見が出される可能性もあったが、市内の建築物にもスロープが設けられておりバリアフリーについてある程度認知されていたことから、スロープの設置については実施機関からスムーズに承認が得られた²⁹。

5.4.3 モニタリング・評価

障害者を含め、ユーザーによる歩道橋のアクセシビリティチェック等は予定されていない。

5.5 障害の視点から見た事業のインパクト

本事業は現在実施中のため、該当しない。

5.6 事業における障害主流化の成功要因・課題

本事業における障害主流化推進に貢献した要因を以下にまとめる。

○ 相手国関係者のバリアフリーに対する理解

バリアフリー対策を講じる場合、費用が増加することが多いため、相手国政府や実施機関のバリアフリーに対する理解が重要となる。ウガンダでは障害者法（2006年）や国家障害政策（2006年）において障害者のアクセシビリティ確保が示されており、また関連する規定や政策文書が順次出されていたため、相手国関係者は一定程度の理解を持っていたものと思われる。

今後への検討課題としては以下が確認された。

● 事業計画段階からの障害視点の組み込み

本事業ではすでに相手国関係者の理解があったためバリアフリー対策がスムーズに受け入れられたが、同様の条件が整っていない場合、費用との兼ね合いからバリアフリー対策の確実な実施が困難となる可能性が高くなる。したがって、協力準備調査や詳細設計の範囲を決める段階で、配慮事項を明記し、実施機関と合意しておくことが有用である点がヒアリング調査において挙げられた。

²⁹ 日本工営株式会社へのヒアリング（2023年6月26日）

引用文献

1. 独立行政法人国際協力機構(JICA). 円借款案件検索. (オンライン) n.d.年. (引用日: 2023年4月5日.) https://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php.
2. 独立行政法人国際協力機構(JICA). ODA 見える化サイト. (オンライン) n.d.年. (引用日: 2023年4月5日.) <https://www.jica.go.jp/oda/index.html>.
3. 独立行政法人国際協力機構(JICA) 社会基盤部 技術審議役 森 弘. JICA の都市交通分野における取り組み. (オンライン) 2023年3月24日. (引用日: 2023年6月5日.) <https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001473370.pdf>.
4. 独立行政法人国際協力機構(JICA). 国別障害関連情報/ Bangladesh 人民共和国. (オンライン) 2021年. (引用日: 2023年6月5日.) <https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/1000044767.pdf>.
5. BRAC. Policy Brief on Ensuring Access to Metro Rail for Persons with Disabilities. (オンライン) 2019年. (引用日: 2023年4月10日.) <https://www.brac.net/program/wp-content/uploads/2019/07/Metro-rail-policy-brief.pdf>.
6. BRAC. BRAC and NHRC sign MoU to increase facility for persons with disabilities in metro rail. (オンライン) 2018年12月3日. (引用日: 2023年6月5日.) <http://www.brac.net/latest-news/item/1180-brac-and-nhrc-sign-mou-to-increase-facility-for-persons-with-disabilities-in-metro-rail>.
7. 外務省. 対 Bangladesh 人民共和国 国別開発協力方針. (オンライン) 2018年2月. (引用日: 2023年8月1日.) <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000072272.pdf>.
8. 独立行政法人国際協力機構(JICA). Bangladesh 国ダッカ都市交通法整備支援(有償勘定技術支援)ファイナルレポート. (オンライン) 2015年. (引用日: 2023年4月10日.) https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12244836_01.pdf.
9. 独立行政法人国際協力機構(JICA). Bangladesh 国ダッカ都市交通網整備事業(フェーズ2)準備調査報告書要約編. (オンライン) 2011年. (引用日: 2023年4月10日.) <https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12044525.pdf>.
10. The Daily Star. Make metro rail disabled-friendly. (オンライン) 2018年12月3日. (引用日: 2023年6月5日.) <https://www.thedailystar.net/city/news/make-metro-rail-disabled-friendly-1668361>.
11. 独立行政法人国際協力機構(JICA). ジェンダー平等・貧困削減ニュースレター No.17. (オンライン) 2023年1月. (引用日: 2023年5月18日.) https://www.jica.go.jp/Resource/activities/issues/gender/publication/ku57pq00002h5opl-att/gender_equality_poverty_reduction_newsletter_17.pdf.
12. 独立行政法人国際協力機構(JICA). 行政運営研究・人材育成施設整備計画. ODA 見える化サイト. (オンライン) (引用日: 2023年6月21日.) <https://www.jica.go.jp/oda/project/2060560/index.html>.
13. 独立行政法人国際協力機構(JICA). 企画競争説明書(Bangladesh 国公共政策人材育成施設整備計画協力準備調査). (オンライン) 2019年. (引用日: 2023年8月16日.) https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/20190724_195309_1_01.pdf.
14. 独立行政法人国際協力機構(JICA). Bangladesh 人民共和国行政運営研究・人材育成施設整備計画 準備調査報告書. (オンライン) 2021年. (引用日: 2023年8月16日.) <https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12357646.pdf>.

15. General Economics Division, Planning Commission, Government of the People's Republic of Bangladesh. 7th Five Year Plan 2016-2020. (オンライン) 2015年. (引用日: 2023年8月16日.)
<https://policy.asiapacificenergy.org/sites/default/files/Seventh%20Five%20Year%20Plan%20FY2016%20%E2%80%93%20FY2020%20%2522Accelerating%20Growth%2C%20Empowering%20Citizens%2522%20%28EN%29.pdf>.
16. 独立行政法人国際協力機構(JICA). バングラデシュ人民共和国行政運営研究・人材育成施設整備計画事業事前評価表. (オンライン) 2021年年. (引用日: 2023年8月16日.)
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2021_2060560_1_s.pdf.
17. 独立行政法人国際協力機構(JICA). バングラデシュ人民共和国 JICA 国別分析ペーパー. (オンライン) 2023年年. (引用日: 2023年8月16日.)
<https://www.jica.go.jp/Resource/bangladesh/ku57pq00000468hz-att/jcap.pdf>.
18. 在モンゴル日本国大使館. 対モンゴル円借款「新ウランバートル国際空港建設計画(第二期)」のE/N等の署名・交換. 在モンゴル日本国大使館 開発協力(ODA). (オンライン) 2015年4月17日. (引用日: 2023年7月1日.) https://www.mn.emb-japan.go.jp/jp/kankei/keikyou/1504_ENkoukan.html.
19. 外務省. モンゴルに対する円借款に関する交換公文の署名. 外務省 報道発表. (オンライン) 2015年4月16日. (引用日: 2023年7月1日.)
https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_002036.html.
20. 独立行政法人国際協力機構(JICA). 事業事前評価表_モンゴル国新ウランバートル国際空港建設事業. (オンライン) (引用日: 2023年5月1日.) https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2008_MON-P8_1_s.pdf.
21. 独立行政法人国際協力機構(JICA). 事業事前評価表_モンゴル国新ウランバートル国際空港建設事業(II). (オンライン) (引用日: 2023年5月1日.) https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2015_MON-P12_1_s.pdf.
22. 独立行政法人国際協力機構(JICA). 事業事前評価表_新ウランバートル国際空港人材育成及び運営・維持管理能力向上プロジェクト. (オンライン) (引用日: 2023年7月1日.)
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2014_1400823_1_s.pdf.
23. 外務省. 障害者の権利に関する条約 締約国一覧. (オンライン) (引用日: 2023年7月1日.)
https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/hr_ha/page22_002110.html.
24. 独立行政法人国際協力機構(JICA). 国別障害関連情報_モンゴル. (オンライン) 2017年. (引用日: 2023年5月1日.) <https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/1000044766.pdf>.
25. 独立行政法人国際協力機構(JICA). ウランバートル市における障害者の社会参加促進プロジェクト_事業完了報告書. (オンライン) 2020年5月. (引用日: 2023年5月1日.)
<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12357364.pdf>.
26. ウランバートル市における障害者の社会参加促進プロジェクト(DPUB). モンゴル物理バリアフリー戦略_提言書. 2018.
27. 独立行政法人国際協力機構(JICA). 国別障害関連情報_モンゴル. (オンライン) 2021年6月. (引用日: 2023年5月1日.) <https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/1000045774.pdf>.
28. 株式会社梓設計 常務執行役員 原口修. プロジェクトフォーカス(8月号). 国際開発ジャーナル 8月号. (オンライン) 国際協力機構、国際開発ジャーナル. (引用日: 2023年7月1日.)
<https://partner.jica.go.jp/resource/1616034172000/journalView201902/journal/journal/202008-05.html>.

29. 株式会社オリエンタルコンサルタンツグローバル . 海外総合事業. (オンライン) (引用日: 2023 年 7 月 1 日.)
<https://oriconhd.jp/project/post/oversea/b0fc330f6e1c1e64b30bcfc049a7eef2876b0fe7.html>.
30. 株式会社梓設計 常務執行役員 原口修. 令和 3 年度土木学会技術賞内容説明動画(2-05). (オンライン) (引用日: 2023 年 7 月 1 日.) <https://www.youtube.com/watch?v=YutWXcR9CIg>.
31. ウランバートル市における障害者の社会参加促進プロジェクト(DPUB). プロジェクト進捗状況報告書(2017 年 4 月). 2017.
32. 一. チングスハーン国際空港職員研修実施報告. 2018.
33. 株式会社オリエンタルコンサルタンツグローバル. FIDIC Project Awards 2022 優秀賞受賞「モンゴル国新ウランバートル国際空港建設プロジェクト」. (オンライン) 2022 年 9 月 14 日. (引用日: 2023 年 5 月 1 日.) <https://ocglobal.jp/ja/news/fidic-project-awards-2022%E5%84%AA%E7%A7%80%E8%B3%9E%E5%8F%97%E8%B3%9E-%E3%80%8C%E3%83%A2%E3%83%B3%E3%82%B4%E3%83%AB%E5%9B%BD-%E6%96%B0%E3%82%A6%E3%83%A9%E3%83%B3%E3%83%90%E3%83%BC%E3%83%88%E3%83%AB/>.
34. 独立行政法人国際協力機構(JICA). モンゴル国ウランバートル市初等・中等教育施設整備計画協力準備調査報告書. (オンライン) 2018 年 1 月. (引用日: 2023 年 8 月 10 日.)
<https://libopac.jica.go.jp/search/detail?rowIndex=0&method=detail&bibId=1000034312>.
35. 独立行政法人国際協力機構(JICA). 事業事前評価表 ウランバートル市初等・中等教育施設整備計画. (オンライン) 2017 年. (引用日: 2023 年 8 月 10 日.)
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/index.php?ankenNo=1760490&schemes=&evalType=&start_from=&start_to=&list=search.
36. 独立行政法人国際協力機構(JICA). モンゴル国ウランバートル市初等・中等教育施設整備計画 日本の無償資金協力による 4 つの学校建設. 2021.
37. 独立行政法人国際協力機構(JICA). 国別障害関連情報 ウガンダ共和国. (オンライン) 2021 年 2 月. (引用日: 2023 年 6 月 15 日.) <https://libopac.jica.go.jp/images/report/1000044893.pdf>.
38. The Republic of Uganda. National Policy on Disability. (オンライン) 2006 年 1 月. (引用日: 2023 年 5 月 28 日.)
<https://afri-can.org/wp-content/uploads/2019/08/NATIONAL20POLICY20ON20DISABILITY20January2006.pdf>.
39. 外務省. 対ウガンダ共和国国別援助方針. (オンライン) 2012 年 6 月. (引用日: 2023 年 8 月 10 日.)
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000072351.pdf>.
40. 独立行政法人国際協力機構(JICA). ウガンダ共和国カンパラ市交通流管理能力向上プロジェクト事業完了報告書と文サマリー. (オンライン) 2022 年 1 月. (引用日: 2023 年 8 月 10 日.)
<https://libopac.jica.go.jp/search/detail?rowIndex=0&method=detail&bibId=1000048569>.
41. 独立行政法人国際協力機構(JICA). Preparatory Survey on The Greater Kampala Roads Improvement Project in The Republic of Uganda. 2014 年 9 月.
42. 国土交通省. 報道・広報. 車椅子使用者の単独乗降と列車の安全確保を両立しうる段差・隙間の目安がとりまとめられました. (オンライン) 2019 年 8 月 26 日. (引用日: 2023 年 6 月 5 日.)
https://www.mlit.go.jp/report/press/tetsudo07_hh_000158.html.

Case Studies on Disability Inclusion in JICA Projects

Survey and Analysis on
Promotion of Disability Inclusion in JICA's Operations

August 2023

This report of case studies was prepared under the “Survey and Analysis on Promotion of Disability Inclusion in JICA’s Operations”, conducted from December 2022 to August 2023. The aim of this report is to provide information, measures, and suggestions to promote disability inclusion in JICA projects.

Five ODA projects (loan and grant projects) were selected for the case studies to examine disability inclusion efforts in JICA projects. The report summarizes the efforts, background, and contributing factors to promote disability inclusion in each case based on the literature review and interviews. Based on the analysis of the case studies, key points for mainstreaming disability inclusion in projects are summarized at the beginning of this report.

Contents	
List of Projects	
Abbreviations	
Key Points for Promoting Disability Inclusion In Cooperation Projects (ODA Loans and Grants) ..	1
1 Dhaka Mass Rapid Transit Development Project, Bangladesh (ODA Loan).....	3
2 The Project for The Improvement of Governance and Management Research and Training Facilities, Bangladesh (Grant Aid).....	11
3 New Ulaanbaatar International Airport Construction Project, Mongolia (ODA Loan).....	15
4 The Project for the Improvement of Facilities for Primary and Secondary Education in Ulaanbaatar City, Mongolia (ODA Grant).....	21
5 Kampala Flyover Construction and Road Upgrading Project, Uganda (ODA Loan)	28
References	

List of Projects

	Projects	Project Short Name
1	Dhaka Mass Rapid Transit Development Project, Bangladesh (ODA Loan)	Dhaka MRT
2	The Project for the Improvement of Governance and Management Research and Training Facilities, Bangladesh (ODA Grant)	Bangladesh Training Facilities
3	New Ulaanbaatar International Airport Construction Project, Mongolia (ODA Loan)	Mongolian Airport
4	The Project for the Improvement of Facilities for Primary and Secondary Education in Ulaanbaatar City, Mongolia (ODA Grant)	Mongolian Education Facilities
5	Kampala Flyover Construction and Road Upgrading Project, Uganda (ODA Loan)	Kampala Flyover

Abbreviations

ADA	Americans with Disabilities Act
APCD	Asia-Pacific Development Center on Disability
BIGM	Bangladesh Institute of Governance and Management
BNBC	Bangladesh National Building Code
CRPD	United Nations Convention on the Rights of Persons with Disabilities
DET	Disability Equality Training
DMTCL	Dhaka Mass Transit Company Limited
DPUB	The Project for Promoting Social Participation of Persons with Disabilities in Ulaanbaatar City
ICT	Information and Communication Technology
JCAP	JICA Country Analysis Paper
JDS	The Project for Human Resource Development Scholarship
MLSP	Ministry of Labor and Social Protection
MNT	Mongolian Tugriks
MRT	Mass Rapid Transit
NGO	Non-Governmental Organization
NHRC	National Human Rights Commission
NUBIA	New Ulaanbaatar International Airport LLC
ODA	Official Development Assistance
PIDS	Passengers Information Display System
PSD	Platform Screen Doors
STEP	Special Terms for Economic Partnership
START	The Project for Strengthening Teachers' Ability and Reasonable Treatments for Children with Disabilities
UNESCAP	United Nations Economic and Social Commission for Asia and the Pacific

Key Points for Promoting Disability Inclusion in Cooperation Projects (ODA Loans and Grants)

Disability Inclusion Measures in Project Management

Disability Inclusion Measures	Example
Planning/ Project Formulation Phase	
<input checked="" type="checkbox"/> Include disability inclusion measures in project planning documents and send them to Social Security Team, Human Development Department for comments.	—
<input checked="" type="checkbox"/> Include barrier-free measures in terms of reference for the project preparatory survey.	<ul style="list-style-type: none"> • Bangladesh Training Facilities • Mongolian Education Facilities
<input checked="" type="checkbox"/> Include disability inclusion measures in terms of reference for the project preparatory survey. <ul style="list-style-type: none"> ➤ e.g.) conduct a consultation workshop involving persons with disabilities for needs assessment 	<ul style="list-style-type: none"> • Dhaka MRT
<input checked="" type="checkbox"/> Conduct a survey on disability and persons with disabilities in the project preparatory survey. <ul style="list-style-type: none"> ➤ Refer to JICA Disability Country Analysis ➤ Conduct needs assessment of persons with disabilities 	—
<input checked="" type="checkbox"/> Consider adaptation of barrier-free and/or universal design in the project preparatory survey.	<ul style="list-style-type: none"> • All cases
<input checked="" type="checkbox"/> Consult with organizations of persons with disabilities and/or persons with disabilities in the planning and design process.	<ul style="list-style-type: none"> • Mongolian Education Facilities
<input checked="" type="checkbox"/> Include barrier-free measures in project appraisal documents and ex-ante evaluations.	<ul style="list-style-type: none"> • All cases
<input checked="" type="checkbox"/> Agree with counterparts on disability inclusion measures and include it in Minutes of Discussion (M/D).	(M/D was not studied in the survey)
Implementation and Monitoring Phase	
<input checked="" type="checkbox"/> Incorporate barrier-free and universal design in architectural design.	<ul style="list-style-type: none"> • All cases
<input checked="" type="checkbox"/> Promote the involvement of persons with disabilities in the implementation and monitoring/ <ul style="list-style-type: none"> ➤ e.g.) Involve persons with disabilities in the accessibility audit 	<ul style="list-style-type: none"> • Mongolian Airport
<input checked="" type="checkbox"/> Consult with organizations of persons with disabilities and/or persons with disabilities.	<ul style="list-style-type: none"> • Dhaka MRT
Evaluation Phase	
<input checked="" type="checkbox"/> Conduct evaluation using disability disaggregated data.	—

Other Key Points

Mainstream disability inclusion from the project formulation phase

It is important to mainstream disability inclusion from the project formation phase, taking into account the nature of the project (e.g., whether the facility is likely to be used by persons with disabilities) and the surrounding environment (e.g., the legal status of the country, understanding of the executing agency). It should be noted that disability considerations, including barrier-free measures and/or universal design, should be considered from the outset and consensus should be reached with counterparts to ensure their implementation.

Promote understanding of counterparts on disability inclusion

Understanding and involvement of counterparts is critical to promoting disability inclusion in projects.

Although many countries have ratified the Convention on the Rights of Persons with Disabilities (CRPD) and have developed laws and legislations in line with the Convention, it is often the case that the understanding of counterparts is insufficient with limited experience in disability inclusion. Therefore, it is crucial for JICA, including local staff and consultants, to understand the trends in policies and regulations related to disability in the target countries, to build consensus with counterparts on the initiatives for disability inclusion, and to promote and foster understanding through the implementation of the project.

Collaborate with other projects and human resources in the disability field to promote disability inclusion

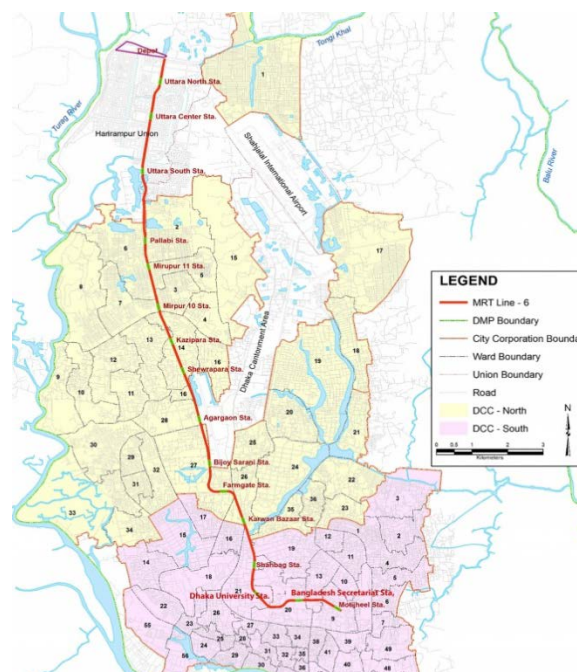
To promote disability inclusion in projects, it is effective to collaborate with JICA projects and human resources (e.g., experts and volunteers) in the disability field. They have accumulated knowledge and experience in the country about disability. Particularly, relationships with relevant local ministries and organizations of persons with disabilities would be valuable to promote the participation of persons with disabilities in the planning and implementation of the projects. To achieve this kind of collaboration, JICA, including project teams, needs to approach other projects and human resources across sectors and cooperation schemes.

1 Dhaka Mass Rapid Transit Development Project, Bangladesh (ODA Loan)

1.1 Overall Project Outline

Executing Agency	Dhaka Mass Transit Company Limited (DMTCL)
Loan Agreement	Dhaka Mass Rapid Transit Development Project (V) March 29, 2022 Dhaka Mass Rapid Transit Development Project (IV) August 12, 2020 Dhaka Mass Rapid Transit Development Project (III) June 14, 2018 Dhaka Mass Rapid Transit Development Project (II) June 29, 2016 Dhaka Mass Rapid Transit Development Project (I) February 20, 2013
Schedule	February 2013 – August 2027 (planned) The Project will be completed upon the opening of all sections (December 2025).
Project Cost (Cumulative Cost)	255,789 million yen
Project Objective	The Project aims to contribute to the economic development and improvement of the urban environment of the Dhaka metropolitan area by constructing Bangladesh's first mass rapid transit (MRT) railway system, MRT Line 6 (total length of approximately 21 km), and forming a public transportation network to meet the transportation demands of the Dhaka metropolitan area.
Project Components	<ol style="list-style-type: none"> 1) Construction of a depot 2) Construction of railway structures 3) Installation of electric and signal systems 4) Procurement of rolling stock 5) Procurement of Enterprise Resource Planning System 6) General consulting services 7) Consulting services for resident resettlement support 8) Consulting services for institutional development support
Status as of April 2023	Ongoing Partial opening in December 2022 (the Uttara North-Agargaon section)

Source: [1] [2] and ex-ante evaluations



Source: [3]

Figure 1 Dhaka Mass Rapid Transit Development Project Route Map

1.2 Disability Related Background

1.2.1 Policy Trends in Bangladesh

The Constitution of Bangladesh (enacted in 1972) enshrines equal rights for all citizens; a 2014 constitutional amendment added consideration for persons with disabilities and prohibition of discrimination. Bangladesh signed and ratified the Convention on the Rights of Persons with Disabilities (CRPD) in 2007. Subsequently, the Persons with Disability Welfare Act (2001) and other related laws and regulations were amended and adapted to the CRPD, leading to the enactment of the Rights and Protection of Persons with Disabilities Act in 2013 [4].

Although Section 32 of the Rights and Protection of Persons with Disability Act directs that 5% of seats in public transportation should be reserved for persons with disabilities, the reality is that this is not the case. For example, bus and train stations do not have the necessary infrastructure and systems for persons with disabilities to use. Vehicles are designed in such a way that most persons with disabilities, especially those who use wheelchairs, cannot get into the vehicles. Therefore, disability inclusion has been a priority for Bangladesh, and the government and civil society organizations have been working on disability inclusion from different dimensions [5].

Against this backdrop, in December 2018, the non-governmental organization (NGO) BRAC and the National Human Rights Commission (NHRC) signed a Memorandum of Understanding to facilitate access of persons with disabilities to public infrastructure, including facilities at the Dhaka MRT [6]. BRAC also held a consultation on ensuring accessibility for persons with disabilities in MRT on the same day as the MOU signing to support the NHRC's initiative and to help the government take policy measures in terms of ensuring accessibility. This is because the MRT project was considered the best starting point to initiate discussions on ensuring accessibility for persons with disabilities in the public transportation system [5]. As described above, this Project has been implemented in the midst of the development of disability-related legislation in Bangladesh and the growing momentum for disability inclusion, including ensuring accessibility in public infrastructure.

1.2.2 Japan's Cooperation Policy

The Country Development Cooperation Policy of the People's Republic of Bangladesh [7], formulated in February 2018, sets "Accelerating sustainable and equitable economic growth and removing poverty in order to become a middle-income country" as its basic policy (overall goal). This Project in the field of economic infrastructure development supports the subsidiary goal of "accelerating economic growth for the benefit of all citizens toward a middle-income country". In particular, ensuring accessibility for persons with disabilities in this Project will contribute to improving the benefit of all citizens.

1.2.3 Related JICA Project

The Preparation of Rules and Regulations under Urban Mass Rapid Transit Act (Dhaka, Bangladesh): Technical Assistance Related to Official Development Assistance (ODA) Loan (September 2013- August 2015) was implemented during the implementation of the Project.

As a background to the implementation of the Preparation of Rules and Regulations under Urban Mass Rapid Transit Act (Technical Assistance Related to ODA Loan), there was a situation in which technical standards that would serve as the basic conditions for the design had to be developed, and appropriate project planning had to be secured in order to ensure the project effectiveness of the MRT Line 6 Project. However, since this Project is the first urban transit (MRT) project for the Bangladesh government, there were no experts or engineers with sufficient knowledge in the country with sufficient knowledge of the Project. Therefore, it was necessary to support the development of technical standards for the Dhaka MRT by the railroad operator, which had prior experience in urban transportation projects, and the Technical Assistance Related to ODA Loan was implemented [8].

In Japan, the “Act on Promotion of Smooth Transportation, etc. of Elderly Persons, Disabled Persons, etc. (Barrier-Free Law)” is in force, but in Bangladesh, there is no law on barrier-free access, and the Bangladesh National Building Code (BNBC) contains only some simple provisions on barrier-free accessibility. Therefore, in order to promote the use of urban transport by vulnerable groups, including older people, “barrier-free facilities” was included as one of the items in the “Technical Standards for the Metrorail in Bangladesh”, which stipulates minimum standards for the installation of barrier-free facilities [8].

1.3 Disability Inclusion Measures

The MRT Line 6 is designed to be barrier-free and universally accessible based on the “Technical Standards for the Metrorail in Bangladesh” developed through the Preparation of Rules and Regulations under Urban Mass Rapid Transit Act (Technical Assistance Related to ODA Loan), BNBC, and the Japanese “Barrier-Free Development Guidelines” for public transportation passenger facilities and vehicles, etc. The accessibility of MRT Line 6 is ensured by installing wide automatic ticket gates, Braille blocks, and spaces for wheelchair passengers and other measures. Specifically, the following measures have been taken to (i) ensure accessibility to stations and (ii) ensure accessibility for station and rail users (see Figure 2) ¹.

(i) Ensure accessibility to stations:

- All stations have elevators accessible from the street and sidewalk below the station
- Drop-off areas for vehicles near the elevator

¹ Information provided by the JICA Bangladesh Office/prepared by Nippon Koei Co., Ltd.; interviews with JICA Bangladesh Office (May 11, 2023) and Nippon Koei Co., Ltd. (May 17, 2023)

- Ramps at elevator entrances and exits (ramp gradient 1:12)

(ii) Ensure accessibility for station and rail users

- Braille tiles for the visually impaired (Guiding the visually impaired person to the boarding position of the train car)
- Elevator car interior equipment (mirrors, voice guidance, etc.)
- Wheelchair-accessible ticket booths (70 cm lower than the general ticket booth height)
- Wide ticket gates (90 cm wide) for wheelchair access
- Information guidance for station users via various bulletin boards and PIDS (Passenger Information Display System)
- Wheelchair-accessible restrooms (all stations)
- Ramps to restroom entrances (ramp gradient 1:12)
- Platform Screen Door (PSD) to improve safety for platform users.
- Designated spaces for wheelchair users and priority seats
- Reduction of gaps between platforms and vehicles to allow wheelchair users to board and get off the vehicles independently.



(i) Example of accessibility measures in station facilities: Elevators on both sides of the station and ramps



(ii) Example of ensuring accessibility for station and rail users: Passenger Information Display System (PIDS), and Platform Screen Door (PSD)

Source: JICA Bangladesh Office, Nippon Koei Co., Ltd.

Figure 2 Examples of Accessibility Measures on MRT Line 6

1.4 Disability Inclusion Efforts in Project Operations

1.4.1 Planning/Project Formulation Phase

The preparatory study for this Project was conducted in two phases: Phase 1 (2009-2010) and Phase 2 (2010-2011). Barrier-free and universal designs were planned from the preparatory survey stage. In the basic design specifications, universal design and barrier-free (elevators, escalators, tactile paving for the visually impaired, ramps, etc.) were listed as considerations for persons with disabilities. In addition, the station building and facilities were planned to be barrier-free for the convenience of passengers and persons with disabilities [9].

The description of disability considerations in the project appraisal documents and the ex-ante evaluations (Table 1) states that barrier-free measures will be implemented based on the “Technical Standards for the Metrorail in Bangladesh” developed through the Preparation of Rules and Regulations under Urban Mass Rapid Transit Act (Technical Assistance Related to ODA Loan), the “National Building Code (BNBC)” which is the national law of Bangladesh, and the “Barrier-Free Development Guidelines” for facilities and vehicles for public transportation systems in Japan.

Table 1 Description of Disability Considerations

Project title	Project Appraisal Document	Ex-ante Evaluation Document
Dhaka MRT Development Project (V)	“No change from what was stated in Dhaka MRT Development Project (IV)”	Cross-cutting Issues: In accordance with the Bangladesh National Building Code (BNBC) and the Japanese “Barrier-Free Development Guidelines” for public transportation facilities and vehicles, barrier-free measures are being taken in this Project, including tactile paving for visually impaired persons and ramps for wheelchairs and others.
Dhaka MRT Development Project (IV)	“No change from what was stated in Dhaka MRT Development Project (III)”	None stated
Dhaka MRT Development Project (III)	(Same description as Dhaka MRT Development Project (II))	None stated
Dhaka MRT Development Project (II)	10. Environmental and social considerations, cross-cutting issues, gender classification (2) cross-cutting issues, 4) participatory development / 5) disability considerations, etc.: The station building and facilities of the Project will adopt the “Technical Standards for the Metrorail in Bangladesh” based on the barrier-free standards developed under the Preparation of Rules and Regulations under Urban Mass Rapid Transit Act (Technical Assistance Related to ODA Loan), and will be equipped with ramps and tactile paving for the visually impaired and other disability considerations.	None stated
Dhaka MRT Development Project (I)	9. Environmental and Social Considerations (3) Promotion of social development (gender perspective, countermeasures against infectious diseases such as HIV, participatory development, consideration for persons with disabilities, etc.): The station building and facilities of the Project will be designed to be barrier-free, with elevators, escalators, and tactile paving for the visually impaired.	Promotion of Social Development: Barrier-free design will be introduced in station buildings and facilities, including the installation of elevators and tactile paving for the visually impaired.

Source: Information provided by JICA Human Development Department and ex-ante evaluations

1.4.2 Implementation Phase

The efforts related to disability inclusion in the implementation of the Project are as follows:

- (1) Implementation of barrier-free measures and adoption of universal design
 - The Project adequately applies each of the following: (i) Technical Standards for the Metrorail in Bangladesh, (ii) BNBC, and (iii) Japanese “Barrier-free Development Guidelines”.
 - (i) Technical Standards for the Metrorail in Bangladesh is a standard that should be adhered. It covers basic requirements. (ii) BNBC includes a universal accessibility provision². However, there is no description of content specific to railroad stations as in the Japanese guidelines, so reference is made to (iii) Japanese “Barrier-free Development Guidelines” as necessary³.
- (2) Reduction of gaps between platforms and vehicles to make it easier for wheelchair users to board and get off the vehicles independently.
 - Although not in the original plan, the consultants were aware of the efforts to eliminate the gap between platforms and vehicles for the Tokyo Olympics and Paralympics in Japan⁴, and after reviewing the situation, the consultants worked to reduce the gap as much as possible so that wheelchair users can travel alone on MRT Line 6⁵. Although there are still some areas where it is structurally difficult to reduce the gap, such as curved platforms, the steps and gaps on straight platforms are designed to make it easier for a wheelchair user to board alone⁶.
- (3) Provision of spaces for wheelchair users and priority seats for persons with disabilities, pregnant women and other persons with special needs.
 - Priority seating in the car was to be installed to achieve the Gender Action Plan⁷ and as a proposal from the Project team⁸.
- (4) Presentation on Ensuring Accessibility at the Consultation on Disability Considerations at MRT
 - On December 2, 2018, BRAC held a consultation regarding disability considerations in MRT. About 80 NGO representatives, including persons with disabilities, participated [10]. DMTCL and consultants from the Project participated. The consultant gave a presentation on how to ensure accessibility in the Project, including the installation of wider automatic ticket gates for wheelchair users, Braille blocks, and designated spaces and restrooms for wheelchair users⁹.

² It requires that there be space for a wheelchair to pass and turn, and that Braille blocks be installed.

³ Interview with Nippon Koei Co., Ltd. (May 17, 2023)

⁴ In October 2018, the Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism launched the Study Group on Gaps and Steps between Platforms and Train Entrances at Railway Stations” to examine steps and gaps that would allow wheelchair users to board and disembark independently and ensure train safety through demonstration experiments, etc. In August 2019, the guidelines and instructions for maintenance were compiled [42].

⁵ The floor heights of the cars and platforms were set by the consultant team with reference to the barrier-free movement of Japanese railroad operators.

⁶ Interview with Nippon Koei Co., Ltd. (May 17, 2023)

⁷ A Gender Action Plan has been developed for the Project, which defines the actions to be taken toward gender mainstreaming in the detailed design, construction, and operation phases, and the responsible organizations or persons for these actions.

⁸ Interview with Nippon Koei Co., Ltd. (May 17, 2023)

⁹ Ibid.

1.4.3 Monitoring

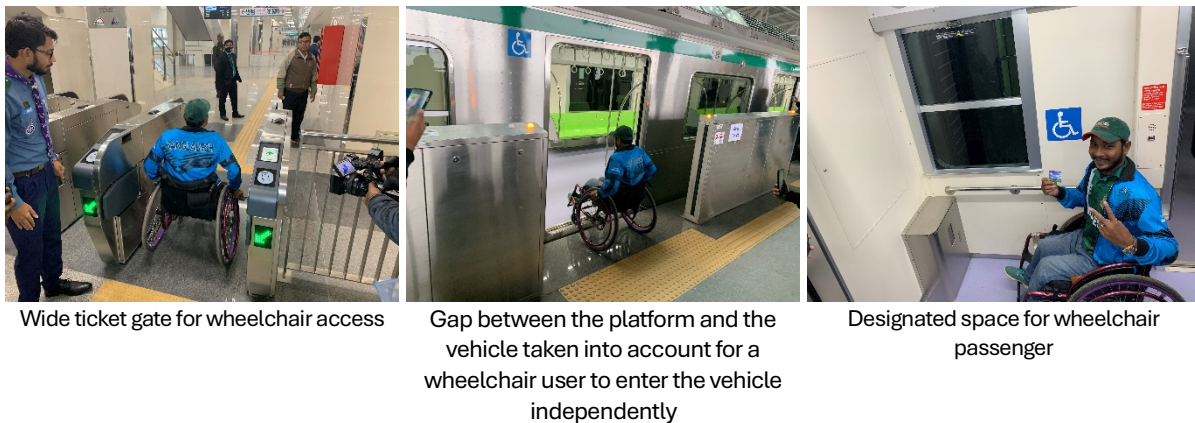
No disability or disability-related monitoring has been conducted.

1.4.4 Evaluation (after completion)

(Not applicable at this time)

1.5 Impact of the Project from a Disability Perspective

Although it is too early to judge the impact of this Project as some sections have been opened and the Project is still under implementation, it was confirmed that there was a case of positive reaction from a person with disabilities who uses MRT Line 6. According to the interview¹⁰, on the second day of the partial opening of Line 6, a wheelchair user (Figure 3) who had come alone to use the MRT from a distance of 20 km away commented that he was really happy to have a public transportation system that he could use without assistance from other people.



Source: JICA Bangladesh Office

Figure 3 A wheelchair user using Dhaka MRT Line 6

¹⁰ Interview with the JICA Bangladesh Office (May 11, 2023)

1.6 Contributing Factors and Challenges in Promoting Disability Inclusion in Projects

Factors contributing to the promotion of disability inclusion in the Project are summarized as follows:

- Legal and institutional development through Technical Assistance Related to ODA Loan
The “Technical Standards for the Metrorail in Bangladesh” developed under the Technical Assistance Related to ODA Loan played an important role as a concrete standard for promoting barrier-free measures and was effective in achieving universal design. It also raised awareness of the need for public transport operators to consider the rights of persons with disabilities.

- Consultant-initiated efforts
The consultant’s efforts to gather information and technical expertise resulted in efforts to reduce the gap between the platform and the cars, leading to further improvements in accessibility.

However, the following challenges were also identified as follows:

- Involvement of persons with disabilities and organizations of persons with disabilities
In this Project, other than the consultation conducted by BRAC, there was no involvement of organizations of persons with disabilities. In terms of accessibility, it is considered important not only to adopt Japanese standards as they are, but also to localize them, taking into account local culture and the current situation of persons with disabilities. To this end, it is considered necessary to have a system for understanding the needs of persons with disabilities and to consult with organizations of persons with disabilities in the early stages of design.

- System and action plan for disability inclusion
To realize the above system, the Gender Action Plan can be used as a reference. The first step in promoting disability inclusion would be to develop an action plan for universal design and other disability considerations and to establish a system to check it at the time of appraisal.

Although the Gender Action Plan for this Project does not include measures related to persons with disabilities, the Gender Action Plan for the Dhaka MRT Project (Line 5 Northern Route) includes measures to address not only gender but also social issues. In accordance with the plan, the project confirms that the design of vehicles and stations is safe and accessible for passengers, including persons with disabilities, older people, and children [11].

For new projects in the future, one possible strategy would be to integrate disability considerations into the gender action plan, or to develop the gender action plan as an “inclusive action plan” that includes other social considerations.

2 The Project for the Improvement of Governance and Management Research and Training Facilities, Bangladesh (Grant Aid)

2.1 Overall Project Outline

Target Area	Dhaka City, People’s Republic of Bangladesh
Executing Agency	Ministry of Public Administration
Grant Agreement	December 2021
Schedule	December 2021 – January 2026 (planned)
Grant Amount	2,762 million yen
Project Objective	The Project aims to improve and expand the training environment for high-level human resources in Bangladesh and contribute to the improvement of the capacity of the Bangladeshi government to formulate policies and to facilitate cooperation between the public and private sectors by providing facilities and equipment for the Bangladesh Institute of Governance and Management (BIGM) in Dhaka City to offer master's and short-term training courses for the development of senior administrative officials, private sector executives, and others, and for policy research.
Project Components	[Contents of facilities and equipment, etc.] Facilities: Lecture rooms (15), laboratories, library, auditorium, parking lot, administration office, etc. Equipment: Audio equipment for the auditorium, wireless LAN system, and other materials related to the operation of the master's program and public policy research. [Soft components] None.
Status as of April 2023	Ongoing

Source: [12][13]

2.2 Disability Related Background

2.2.1 Policy Trends in Bangladesh

In the “Seventh Five-Year Plan (2016-2020),” which was in operation as of 2018 when the request for this Project was submitted by the Government of Bangladesh, Bangladesh set the goal of “sustainable and equitable economic growth and poverty reduction,” and aimed to become a middle-income country by 2021 and a developed country by 2041 through efforts including promotion of foreign investment and utilization of Information and Communication Technology (ICT). In addition, the “Vision 2021” and “Perspective Plan 2010-2021” indicated that the country would work toward establishing a legacy of good governance, by ensuring the rule of law, avoiding political partisanship, and building a corruption-free society [14]. As for policy trends related to disability, “social inclusion” has been positioned in the social protection sector in the sectoral development strategies of the “Seventh Five Year Plan (2016-2020)”. It states that the inclusion of persons with disabilities is based on the implementation of the Constitution of the People’s Republic of Bangladesh, which provides equal rights and opportunities to all citizens irrespective of race, religion, caste, creed, or profession [15].

2.2.2 Japan’s Cooperation Policy

In the Country Development Cooperation Policy for the People's Republic of Bangladesh formulated in February 2018, “Accelerating economic growth for the benefit of all citizens toward a middle-income country” and “Overcoming social vulnerabilities” were set as priority areas (subsidiary goals), and the governance sector was positioned as one of the cooperation programs. In addition, the JICA Country Analysis Paper (JCAP) formulated in March 2019 also identified the above two points as priority issues [16]. The JCAP, which was later revised in March 2023, states that “overcoming social vulnerability” remains a priority area, and that in order to strengthen the governance of the Bangladesh government and improve the transparency and efficiency of administrative procedures, JICA continues to provide support for strengthening the public investment management capacity of the central government, the administrative capacity of local governments, and the human resource development of civil servants. In addition, with regard to the disability and development sector, it is stated that JICA will provide assistance to strengthen the government's capacity to promote employment and social participation of people with disabilities, and will consider providing assistance in the social security sector to strengthen the safety net for vulnerable groups such as people in poverty, people with disabilities, women, and children [17].

2.2.3 Related JICA Project

Related to this Project, the following projects had been implemented. As for the disability and development sector, there were no projects implemented.

Table 2 Projects related to “The Project for the Improvement of Governance and Management Research and Training Facilities, Bangladesh”

	Scheme	Year	Project Title
1	Grant Aid	Every year	The Project for Human Resource Development Scholarship (JDS)
2	Loan Assistance	FY2014 – FY2022	Inclusive City Governance Project
3		FY2015 – FY2025	Upazila Governance and Development Project
4	Technical Cooperation	FY2013 – FY2018	The Strengthening Paurashava Governance Project
5		FY2017 – FY2019	Upazila Integrated Development Project
6		FY2018 – FY2021	National Integrity Strategy Support Project Phase 2
7		FY2019 – FY2022	Strengthening Public Investment Management System Project Phase 2

Source: [13]

2.3 Disability Inclusion Measures

As a result of the preparatory survey on this Project, the following measures were planned as accessibility considerations for students and staff with mobility impairments.

- The exterior walkway and the first floor will have ramp access with minimal difference in steps.
- Two elevators, accommodating the size of wheelchairs, will be installed to provide access to each floor.
- In the auditorium, the front row (second-floor level) and the back row (third-floor level) should be

accessible from each floor by wheelchair without any difference in level.

- In the men's and women's restrooms on the lobby floor where the auditorium is located, there will be large booths with wheelchair accessibility.

2.4 Disability Inclusion Efforts in Project Operations

2.4.1 Planning/Project Formulation Phase

In the terms of reference of the preparatory survey of this Project, it is clearly stated in the “Consideration for socially vulnerable groups and gender” that through consultations with BIGM, specific measures should be proposed when designing the BIGM so that these groups are not excluded from the use of the facility¹¹.

In consultation with the BIGM and related agencies, it was requested that consideration be given to the fact that some students, professors, board members, etc. are elderly and use wheelchairs, and that necessary measures such as the installation of elevators be taken regarding physical access to each floor (therefore, there is no special accommodation for visual or hearing impairments). In addition, from a gender perspective, the restrooms were designed to have wheelchair-accessible toilets within each of the men's and women's restrooms, which is common in some countries, instead of having multipurpose toilets for both men and women, as in Japan.

Although the installation of these barrier-free facilities follows the Bangladesh Building Code, it does not provide sufficient content as a barrier-free standard, so international guidelines such as the Americans with Disabilities Act (ADA) of the U.S. are used as references. Regarding Japanese barrier-free standards, they are rarely applied directly because they are highly specific and may cause difficulties for local people with disabilities to use them, or because there are no locally available building materials for maintenance¹².

As for the budget for these barrier-free measures, no additional costs were incurred, as they were limited to general measures such as installation of elevators and provision of restroom space¹³.

2.4.2 Implementation Phase

The Project has just started construction in May 2023. No specific initiatives related to disability inclusion have been implemented so far other than the above-mentioned accessibility measures.

2.4.3 Monitoring and Evaluation (after completion)

Not applicable as this Project is currently under implementation.

¹¹ JICA Competition Instructions “The Preparatory Survey on the Project for the Establishment of Facility for Human Resource Development for Public Policy in Bangladesh”

¹² Interview with Yamashita Sekkei Inc. (June 23, 2023)

¹³ Ibid.

2.5 Impact of the Project from a Disability Perspective

Not applicable as this Project is still in its initiation phase as described above, and no specific impact has been identified.

2.6 Contributing Factors and Challenges in Promoting Disability Inclusion in Projects

Factors contributing to the promotion of disability inclusion in the Project are summarized as follows:

- Matching the needs of the facility's users

Since the users of BIGM are expected to be mainly senior civil servants (older people) and the local stakeholders indicated a clear need for wheelchair access. Therefore, the agreement was reached on incorporating barrier-free access.

- Assignment of Japanese experts with relevant experience in the field of disability

The consultant in charge of the preparatory survey of this Project was before engaged in the construction project of the Asia-Pacific Development Center on Disability (APCD) in Thailand. With such experiences, he has knowledge on how to involve and work with organizations of persons with disabilities in cooperation projects, and is also familiar with the guidelines of the United Nations Economic and Social Commission for Asia and the Pacific (UNESCAP) as well as other relevant standards in the Asia-Pacific region, which enabled the locally appropriate design of the facilities in the Project.

3 New Ulaanbaatar International Airport Construction Project, Mongolia (ODA Loan)

3.1 Overall Project Outline

Project Area	Sergelen District, Tuv Province, Mongolia (about 50 km south of Ulaanbaatar)
Executing Agency/ Project Implementing Structure	1) Borrower: The Government of Mongolia 2) Executing Agency: Ministry of Road and Transport 3) Operation, Maintenance and Management System: Civil Aviation Authority of Mongolia
Loan Agreement	New Ulaanbaatar International Airport Construction Project (I), May 1, 2008 New Ulaanbaatar International Airport Construction Project (II), April 16, 2015
Schedule	May 2008 – December 2017
Project Cost (Cumulative Cost)	75,748 million yen (ODA loan covers approximately 65.7 billion yen. Projects covered by STEP ¹⁴)
Project Objective	The Project aims to improve the safety and reliability of the capital airport and enhance its convenience by constructing a new airport in the suburb of the capital Ulaanbaatar, thereby contributing to the further economic development of Mongolia.
Project Components	1) Airport construction work Passenger terminal buildings, runways, taxiways, aprons, airport control towers, air navigation facilities, airport ancillary facilities, parking lots, aircraft fuel refueling systems, airport maintenance equipment, etc. 2) Consulting services (design, construction management, etc.) Constructor: Mitsubishi Corporation, CHIYODA Corporation Joint Venture Designer: Azusa Sekkei Co., Ltd., Oriental Consultants Co., Ltd. Joint Venture *In July 2019, an airport management business rights agreement was signed between the Mongolian government and a four-company alliance of Mitsubishi Corporation, Narita International Airport Corporation, Japan Airport Terminal Co., Ltd., and JALUX Inc.
Status as of April 2023	Completed. Construction of the main facility began in 2013 and the airport was opened in July 2021.

Source: [18][19][20][21] and ex-ante evaluations

The following four projects were implemented as Technical Assistance Related to ODA Loan for this Project (Table 3).

Table 3 Technical Assistance Related to ODA Loan

Project title	Schedule	Consultant
The project for human resource development and O&M capacity development for New Ulaanbaatar International Airport (NUBIA) (1): Air Traffic Control	January 2015 - September 2021	Japan Radio Air Navigation Systems Association, Air Traffic Control Association Japan Joint Venture
The project for human resource development and O&M capacity development for New Ulaanbaatar International Airport (NUBIA) (2): NUBIA Management	January 2015 - September 2021	Narita International Airport Corporation, JALUX Inc., and Japan Airport Terminal Co., Ltd. Joint Venture
Support for the design of the operation system of the New Ulaanbaatar International Airport	2014-2016	Nomura Research Institute, Ltd.
Support for the formulation of an action plan to prepare for the operation of the New Ulaanbaatar International Airport	2014-2015	Narita International Airport Corporation, JALUX Inc., and Japan Airport Terminal Co., Ltd. Joint Venture

Source: [22] and ex-ante evaluations

¹⁴ STEP (Special Terms for Economic Partnership): Introduced in July 2002, in order to promote Japan's "face-to-face assistance" through technology transfer to developing countries, utilizing Japan's excellent technologies and know-how.

3.2 Disability Related Background

3.2.1 Policy Trends in Mongolia

Mongolia acceded to the United Nations Convention on the Rights of Persons with Disabilities (CRPD) in 2009 [23], and adopted the “Incheon Strategy for the Realization of the Rights of Persons with Disabilities in Asia and the Pacific” in 2012 [24]. After the inauguration of the new government in 2012, the Ministry of Population, Development, and Social Security (currently MLSP: Ministry of Labor and Social Protection) was established, and the Social Security Law and the Social Welfare Law were revised. In addition, on February 5, 2016, the Act on the Rights of Persons with Disabilities was enacted based on the principles of the CRPD, and a national program for persons with disabilities (2016-2020) was formulated [25].

As for barrier-free infrastructure, the Ministerial Decree of Construction and Urban Development “Guaranteeing the Rights of Persons with Disabilities and Improving Physical Accessibility,” enacted on June 28, 2017, instructed the Land, Survey and Map Agency to work with local governments to check the barrier-free status of public facilities, conduct accessibility surveys, and report on improvement measures within 2017 [26].

As described above, this Project has been implemented in the midst of the development of disability-related policies and legislations and the growing momentum for disability inclusion in Mongolia.

3.2.2 Japan’s Cooperation Policy

This Project was positioned as one of the priority issues “Strengthening Ulaanbaatar's Urban Function” (medium objective) in the Country Development Cooperation Policy of Mongolia formulated in April 2012, and supported “Infrastructure Development and Improvement of Urban Planning and Management Capacity” (sub-objective). In the Country Development Cooperation Policy for Mongolia in December 2017 set as one of the priority areas to “support the achievement of healthcare standards compatible with social conditions, improve the quality of basic social services, and promote social participation and social inclusion of people with disabilities” toward the realization of an inclusive society under the basic policy “Achieving Economic Growth and Stable Social Development.” In addition, the JICA Country Analysis Paper (September 2017) pointed out the need to realize an inclusive society by promoting social participation and inclusion of persons with disabilities as one of the priority issues for assistance to Mongolia.

3.2.3 Related JICA Project

The following two JICA technical cooperation projects were implemented during the Project period.

- ◆ The Project for Promoting Social Participation of Persons with Disabilities in Ulaanbaatar City (DPUB) (2016-2020)
- ◆ The Project for Strengthening Teachers' Ability and Reasonable Treatments for Children with Disabilities (START) (2015-2019)

In addition to the above, in order to ensure the effectiveness and sustainability of the support for the hardware side (infrastructure development) of this Project, the four technical assistance projects related to ODA Loan were implemented to improve human resource development and maintenance and management capabilities (Table 3).

3.3 Disability Inclusion Measures

Article 20 of the “Urban Development Law” in Mongolia, under the section on infrastructure development for persons with disabilities, states that “no permit shall be issued for urban planning, building design, and blueprints that do not provide a smoothly accessible environment for persons with disabilities” [27]. In addition, in the standards and rules related to construction, ten standards and rules include items on disability considerations, such as “Design Standards Indicating Requirements for Persons with Disabilities in Public Building Structures,” “Design Standards Indicating Needs of Persons with Disabilities,” and “Manual for Designing Sidewalks for Pedestrians and Persons with Disabilities” [26]. Based on these relevant laws and standards, the Project adopted universal design with consideration for people with disabilities and mobility issues. For example, there is no stairway movement from the international check-in counter to the departure gate. Other disability considerations are as follows [21] [28] [29] [30];

- Removing steps for wheelchair users, persons with visual and hearing impairments, etc.
- Installation of easy-to-understand information signage for wheelchair users and persons with visual and hearing impairments
- Installation of multi-purpose toilets

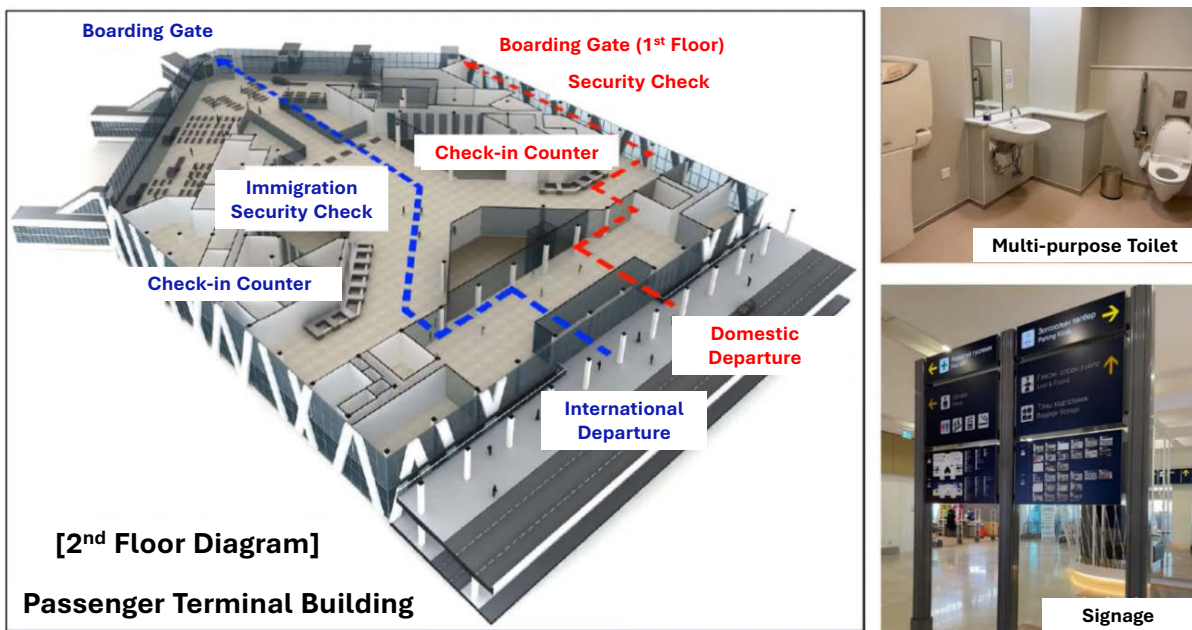


Figure 4 Examples of universal design

Source: [30]

3.4 Disability Inclusion Efforts in Project Operations

3.4.1 Planning/Project Formulation Phase

The ex-ante evaluations (“New Ulaanbaatar International Airport Construction Project”) state that “the Project will consider universal design for the elderly and for persons with disabilities during the design phase, in accordance with national laws and international standards”. In addition, in the ex-ante evaluations (“New Ulaanbaatar International Airport Construction Project (II)”), the Project is described as setting up accessible restrooms and ensuring accessible traffic flow lines for persons with disabilities.

3.4.2 Implementation Phase

Accessibility audit and training were conducted in collaboration with “The Project for Promoting Social Participation of Persons with Disabilities in Ulaanbaatar City (DPUB),” which was being implemented at the same time as this Project, as an initiative for disability inclusion. The outline is as follows¹⁵.

1) Accessibility audit

Accessibility audit was conducted on April 19, 2017 by the Ministry of Roads and Transport Development to enhance the accessibility of the new airport. The implementation was supported by organizations of persons with disabilities, the MLSP, and the DPUB project.

The Director General of the Ministry of Roads and Transport Development, who proposed this accessibility audit, participated in the JICA Country-focused Training “Japanese Welfare System and Policy Committee for Persons with Disabilities” conducted by the DPUB project in February 2017. The training in Japan contributed to promote disability inclusion in the Project. Additionally, several accessibility audits and evaluation meetings were held with persons with disabilities prior to the opening of the new airport with regard to hearing, visual, and physical disabilities. Through these accessibility audits, the DPUB project prepared recommendations¹⁶ for improving accessibility of infrastructures, and submitted them to the Ministry of Roads and Transport Development.

2) Training

To improve airport staff's understanding of disability inclusion, the training was conducted in 2018 at the request of the airport, in collaboration with DPUB and DET Forum Mongolia. The background to this implementation was the holding of the 4th Asia-Pacific Community-Based Inclusive Development Congress (2019) in Ulaanbaatar. Since many persons with disabilities from abroad were scheduled to visit Mongolia for the Congress, the MLSP requested the NUBIA LLC, the Civil Aviation Authority of Mongolia, and other relevant organizations of the new Ulaanbaatar International Airport, to strengthen their disability inclusion. The contents of the training are summarized in Table 4 [25] [31] [32].

¹⁵ Interview with Chief Advisor, DPUB, JICA (May 15, 2023) and shared documents.

¹⁶ Ibid.

Table 4 Training for airport staff

Contents	AM	Disability Equality Training (DET)
	PM	Training on customer service (supporting methods, etc.)
Schedule	Five days session, 3 times in total (held in May, August, and November)	
Trainees	Of the airport staff (approximately 800 people), 97 participated in the first session (Customer Service Department, Safety Department, Human Resources Department, Planning and Development Department, Accounting Department, etc.). Some workshops were also conducted for executives.	
Cost	DET Forum Mongolia was contracted to implement the training and the airport (NUBIA LLC) paid 500,000 MNT (about 24,000 yen) per day. Necessary expenses such as honorarium for lecturers and caregivers were paid by DET Forum Mongolia to each person from this income.	

Source: Prepared by the Survey Team with reference to [25], [31], [32], and DPUB Report on the Training of Staff at Chinggis Khan International Airport

3.4.3 Monitoring Evaluation (after completion)

Although interviews with NUBIA were conducted in the FY2020 ODA evaluation, there is no information on the implementation of disability-related monitoring and evaluation by the executing agency.

3.5 Impact of the Project from a Disability Perspective

This Project received Excellence Award in the FIDIC Project Awards 2022¹⁷ and the 2021 Japan Society of Civil Engineers Technology Award for its overall efforts including adaptation of universal design [30] [33]. In addition, the improvement in understanding of disability inclusion among government and airport officials through accessibility audits with persons with disabilities, as well as the nurtured relations with organizations of persons with disabilities, will have a positive impact on the future promotion of disability inclusion in Mongolia.

3.6 Contributing Factors and Challenges in Promoting Disability Inclusion in Projects

Factors contributing to the promotion of disability inclusion in the Project are summarized as follows:

- Alignment with Mongolian policy trends

The Project started in the growing momentum of promoting the rights of persons with disabilities and the development of disability-related laws and legislations in Mongolia, which encouraged the mainstreaming of disability inclusion in this Project.

- Collaboration with technical cooperation project in the disability sector

In this Project, the participation of persons with disabilities in the accessibility audit was realized in collaboration with DPUB, a JICA technical cooperation project in the disability sector. Through the accessibility audit, the relevant ministries and airport officials were able to confirm the specific needs of persons with disabilities. Moreover, this disability inclusion effort resulted in building

¹⁷ FIDIC Project Awards recognize projects that have contributed to economic development and improved the standard of living of local communities around the world.

relationships between government officials and organizations of persons with disabilities.

○ Understanding of the social model of disability by relevant ministries

As was emphasized in the interview with the DPUB Chief Advisor¹⁸, the understanding of the social model of disability among relevant ministries through the DPUB project was a critical contributing factor in promoting disability inclusion in the Project. Without a sufficient understanding of the social model of disability among the counterparts, it would be difficult to conduct the accessibility audit involving persons with disabilities. From this case analysis, it can be said that the development of social infrastructure based on the social model of disability is crucial to promote disability inclusion in cooperation projects.

However, the following challenge was also identified:

● Involvement of persons with disabilities and organizations of people with disabilities from Planning/Project Formulation Phase

In this Project, accessibility audits were conducted with the participation of persons with disabilities after the airport was constructed; however, it has not been confirmed that persons with disabilities participated or were consulted at the time of project formulation. It would be effective to involve persons with disabilities from the project planning/ formulation stages to ensure that their needs are reflected in the plan of the project.

¹⁸ Interview with Chief Advisor, DPUB, JICA (May 15, 2023) and shared documents

4 The Project for the Improvement of Facilities for Primary and Secondary Education in Ulaanbaatar City, Mongolia (ODA Grant)

4.1 Overall Project Outline

Target Area	Ulaanbaatar City, Mongolia
Executing Agency	Ministry of Education, Culture, Science and Sports
Grant Agreement	November 2017
Schedule	December 2017 – July 2021
Grant Amount	2.379 million yen
Project Objective	The Project aims to contribute to improving the quality of the primary and secondary education environment by constructing quality schools that will serve as models to be replicated by Mongolia. The model schools adopt universal design and incorporate consideration of three issues: children with disabilities, disaster prevention, and the environment friendly.
Project Components	Construct new and expand primary and secondary education facilities in four locations. (Soft Components) <ul style="list-style-type: none">• Conduct seminars and workshops, including visits to completed facilities, for education and building officials.• Develop and distribute publicity materials (booklets, etc.) that summarize examples of universal design in the Project.• Conduct energy management training and support development of optimal operation models for heating operation.
Status as of April 2023	Construction completed in August 2020 (3 schools) and February 2021 (1 school)

Source: Prepared by the Survey Team with reference to the Ex-Ante Evaluation and Preparatory Survey Report of this Project

4.2 Disability Related Background

4.2.1 Policy Trends in Mongolia

In 2016, the Mongolian government launched the “Sustainable Development Vision 2030” to advance its development policy ahead of other countries. One of the goals was to “improve the general education system to the international benchmark levels and ensure impartation of quality education,” focusing on the quantitative expansion of educational facilities and creating “a healthy, safe and student-friendly environment at all levels of education”.

Since the “Inclusive Education Program of Children with Disabilities” was introduced in 2003, Mongolia has worked towards fulfilling the rights of children with disabilities to access to quality education. As part of these efforts, the Law on the Rights of Persons with Disabilities was revised in 2016, stipulating “providing education for children with disabilities in a well-considered environment” as one of the reasonable accommodations for persons with disabilities. Also, the “Government Action Program for 2016-2020” included “the development of an environment in which children with disabilities can learn together with other children” [34]. Against the backdrop of these policies, the need for disability-friendly educational facilities was growing in Mongolia at the time.

4.2.2 Japanese Cooperation Policy

The Country Development Cooperation Policy of Mongolia, formulated in 2012, sets “support for achieving growth that benefits all people” as a priority area, including “strengthening basic social services, particularly in the areas of health care and education to contribute to improving the living standards of the poor.” The JICA Country Analysis Paper for Mongolia, formulated in September 2017, indicated that the deterioration of the educational environment, particularly in Ulaanbaatar was an urgent issue in the field of basic education. The Paper further noted the need for seamless support for children and persons with disabilities as well as for children with disabilities to receive appropriate early childhood development and education services [35].

4.2.3 Related JICA Projects

The following technical cooperation projects related to disability were in place at the start of this Project.

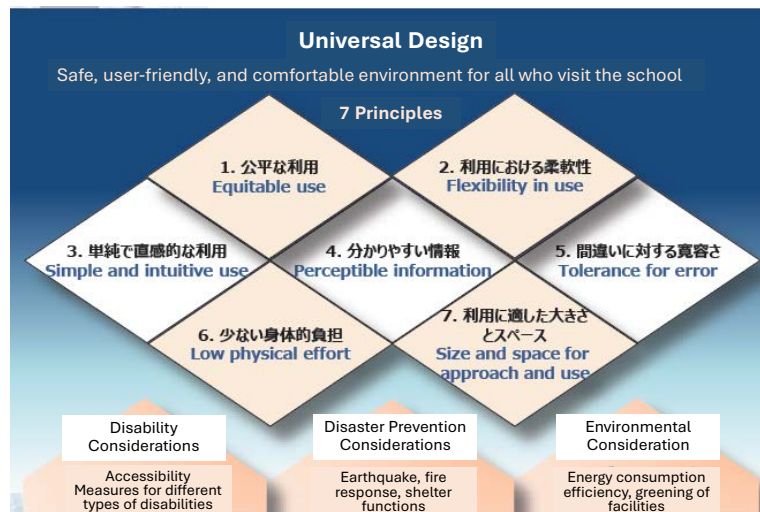
- ◆ The Project for Promoting Social Participation of Persons with Disabilities in Ulaanbaatar City (DPUB) (2016-2020)
- ◆ The Project for Strengthening Teachers' Ability and Reasonable Treatments for Children with Disabilities (START) (2015-2019)

In addition to the above, prior to this Project, four grant aid projects for the improvement of primary education facilities were implemented (1999-2013), and a total of 55 schools were constructed.

In addition, the JICA study “Comparative Analysis of Donor Schemes for Increasing Added Value of Primary and Secondary School Construction” was conducted in 2015. It summarized measures to promote inclusion, including children with disabilities, as one of the initiatives that would contribute to increasing the added value of school construction. The study was commissioned and conducted by Matsuda Consultants International Co., Ltd., a consultant agency responsible for the preparatory survey and its implementation of this Project.

4.3 Disability Inclusion Measures

The Project adopted universal design principles and incorporated consideration of three issues: children with disabilities, disaster prevention, and the environment. The introduction of universal design in the Project made the educational facilities inclusive for all children, not just those with disabilities. Disability inclusion measures in the Project are listed below [34] [36].



Source: [36]

Figure 5 The Project Concept and Considerations

- Gentle slope ramps in accordance with international standards connecting each floor, making all floors, including the existing building, accessible and creating a barrier-free environment in the new part of the building.
- Braille blocks and braille display boards for children with visual impairment.
- Horizontal handrails on the walls of common areas to support children with visual impairment and wheelchair users.
- Wheelchair-accessible multifunctional toilet on each floor.
- Classrooms that are particularly inclusive for children with disabilities on each floor (placement of classrooms, use of sliding doors that are easy for wheelchair users to maneuver, wheelchair-accessible desks, etc.).
- Resource rooms (child development center) to meet the special needs of children (social workers are expected to be on site, with partitions, cushioned chairs, and other equipment to allow for a variety of learning styles).



Gentle slope ramps for accessible buildings



Wheelchair-accessible classrooms

Figure 6 Examples of disability inclusion measures

Source: [36]

4.4 Disability Inclusion Efforts in Project Operation

4.4.1 Planning/ Project Formation Phase

At the time this Project was planned, Mongolia was in the process of transitioning to a medium-developed country and was therefore no longer eligible for ODA grant assistance. On the other hand, there was a strong request from the Mongolian government to meet the high demand for school construction in Ulaanbaatar city. Against this background, a decision was made between the Ministry of Foreign Affairs of Japan and JICA to develop a high value-added project that was different from the previous school construction projects; constructing value-added schools that would serve as model schools in Mongolia.

Four main reasons were identified as a background that disability inclusion was incorporated in the Project from the planning stage¹⁹.

- JICA officer in charge of this Project at the time was also in charge of inclusive education projects in JICA and recognized the low enrollment rate of children with disabilities as an issue in Mongolia.
- Two technical cooperation projects in the field of disability were underway in Mongolia, and the situation and issues were recognized within JICA.
- Disability was recognized as a major social issue within Mongolia.
- There was a growing attention to inclusive education worldwide at the time. As for in Japan, inclusive education practice had been accumulated with relevant laws and policies. These backgrounds gave a good explanation to the Ministry of Foreign Affairs of Japan and JICA to approve the Project.

As a result, the terms of reference for the preparatory survey of the Project (September 21, 2016) included the disability inclusion measures as indicated in the Table below.

Table 5 Disability inclusion measures in the terms of reference of the preparatory survey of the Project

<p>5. Implementation Policies and Considerations (1) Survey Policy (4) Construction Plan</p>	<p>The goal is to construct school facilities that incorporate universal design principle.</p> <p>In the construction of school facilities based on universal design, information to be collected and analyzed in this survey regarding the demand for and access to schooling for children with diverse educational needs, including children with disabilities.</p> <p>In facility plans, consideration should be given to cold-weather facilities, gender disparity, children with disabilities, and disaster prevention.</p>
<p>6. Tasks and Duties</p>	<p>(1) Preparation in Japan: 3) Visit educational facilities for children with disabilities in Japan to gather information on facility design innovations that Japan can offer, especially school construction based on universal design.</p> <p>(2) Field Survey I: 2)-2 Educational and Social Survey; Conduct survey on the following items, including perspectives on gender disparities and enrollment of children with disabilities, etc.</p>

¹⁹ Interview with Matsuda Consultants International Co., Ltd. (May 10, 2023) and JICA officer in charge of this Project at the time (May 12, 2023).

	<p>(3) Field Survey II: 1) Educational and Social Survey, and Environmental Survey: The survey should identify the situation including the following: “Situation of children and students with disabilities”.</p>
--	--

Source: Prepared by the Survey Team with reference to the terms of reference of the preparatory survey of this Project

In the Ex-Ante Evaluation of this Project, the concept of universal design and the disability inclusion measures above were described under “(7) Environmental and Social Considerations, Poverty Reduction, and Social Development 3) Promotion of Social Development” [35].

As for the budget, since the Project objective was to build a value-added school that included consideration for children with disabilities, the necessary budget was secured to accommodate universal design. At the same time, the Project consultants intended to develop appropriate design that was not overly burdensome or budgetary, and to allow local contractors to build their own schools based on the Project model schools. As a result, the construction cost was only about 15% higher than the cost of the preceding projects for the improvement of primary education facilities²⁰.

4.4.2 Implementation Phase (including preparatory survey)

The disability inclusion measures undertaken in the preparatory survey include the following [34].

- 1) Site visit to schools for special needs education in Japan
- 2) Assignment of a survey team member with expertise in the field of disabilities (inclusive education)
 - A team member of the START project, which was under implementation at the time, joined the survey team as “Education Plan/Facility Plan 1”.
- 3) Incorporation of disability perspectives in site selection criteria
 - The necessary conditions for site selection included that “the parties concerned are willing to receive children with disabilities and to open school facilities as a temporary shelter in case of emergency” and that “there are no surrounding environmental conditions inappropriate for children with disabilities”.
 - Site prioritization criteria included “school officials are willing to accept children with disabilities or to use school facilities in the event of a disaster” and “sites with adequate infrastructure such as surrounding roads suitable for accepting children with disabilities”.
- 4) Conduct a survey on practices of education for children with disabilities in the country
 - With the support of the START project, a survey was conducted on education practices for children with disabilities including operation and facilities used in regular and special schools.
 - In cooperation with the Mongolian Wheelchair Association and the DPUB project, the Project conducted accessibility audit involving persons with disabilities (wheelchair users and a person with visual impairment) to study accessibility measures and disability considerations.

²⁰ Interview with Matsuda Consultants International Co., Ltd. (May 10, 2023)



Source: [36]

Figure 7 Disability audit by persons with disabilities

According to the interview²¹, it was particularly useful to understand the needs of persons with disabilities and the standards for disability considerations in Mongolia through the efforts described in 4). Specific advice from the persons with disabilities involved enabled the preparatory survey team to reflect improvements related to disability considerations in the design.

No additional measures, such as assigning additional personnel specializing in the field of disabilities, were necessary in designing the facilities to adopt universal design with considerations of children with disabilities. The implementation (construction) phase could also be handled with a general implementation structure, and equipment for disability considerations could be procured through local dealers²².

4.4.3 Monitoring and Evaluation

The post-evaluation is scheduled in 2024. The preparatory survey report of this Project indicates the following indicators related to children with disabilities for evaluation [34].

(Qualitative impact)

The acceptance of children with disabilities in general schools will be promoted with the aim of providing learning opportunities meeting to each child's individual needs. It will also promote reasonable accommodation of children with disabilities in schools.

4.5 Impact of the Project from a Disability Perspective

A seminar was held for school officials, building officials, and the National Audit Office upon completion of the Project. There were positive feedbacks from the participants about the Project that they would be able to refer the model schools with universal design in Mongolia without having to go abroad²³. The construction of the model schools with disability considerations contributes to the further promotion of inclusive education in Mongolia.

²¹ Ibid.

²² Ibid.

²³ Ibid.

4.6 Contributing Factors in Promoting Disability Inclusion in Projects

Factors contributing to the promotion of disability inclusion in the Project are summarized as follows:

- Consistent with Mongolian policy trends

At the time of the Project formation, Mongolia's policy on improving the education of children with disabilities was in place, which encouraged the disability inclusion measures of the Project.

- Cooperation with technical cooperation projects

As was emphasized in the interviews, two technical cooperation projects in the field of disability contributed a lot to promote disability inclusion in the Project. The technical cooperation projects built the foundation for support children with disabilities and also enabled the involvement of persons with disabilities in the planning phase of the Project.

- Mainstreaming disability inclusion from the project formulation phase

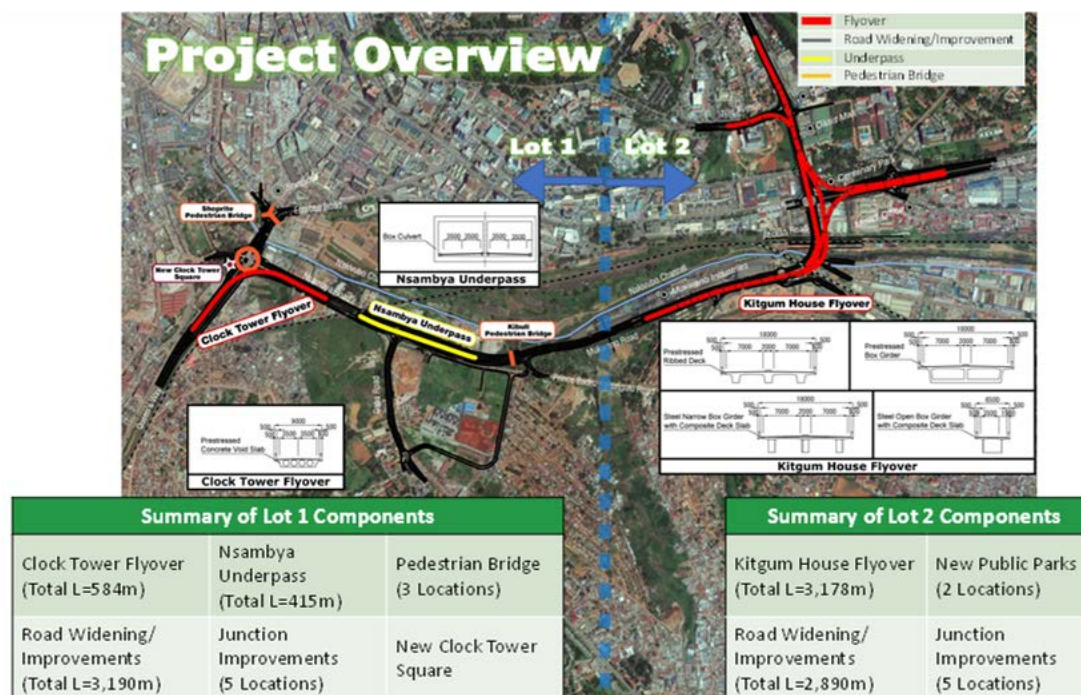
As the JICA officer in charge of this Project had sufficient knowledge of inclusive education, the Project design incorporated the perspective of disability inclusion from the project formation phase. This has resulted in various efforts to mainstream disability inclusion, including securing budgets. As pointed out in the interview, it is not easy to incorporate disability inclusion perspectives into projects that have already been planned. Therefore, it is important for JICA staff to have a good understanding of disability and to incorporate disability inclusion perspectives from the project formulation phase.

5 Kampala Flyover Construction and Road Upgrading Project, Uganda (ODA Loan)

5.1 Overall Project Outline

Target Area	Kampala City, the Republic of Uganda
Executing Agency	Uganda National Roads Authority
Loan Agreement	September 11, 2015
Schedule	September 2015 – December 2020 (planned)
Loan Amount	19,989 million yen
Project Objective	The Project aims to contribute to the improvement and revitalization of the flow of goods and traffic in Kampala City by constructing flyovers, widening roads and upgrading junctions to mitigate traffic congestion.
Project Components	Construction of flyovers at Clock Tower and Kitgum House Widening and bypassing major roads connecting the junctions (Mukwano Road) Upgrading to signalized junctions
Status as of April 2023	Ongoing

Source: Prepared by the Survey Team with reference to the Ex-Ante Evaluation and Preparatory Survey Report of this Project



Source: Materials provided by Nippon Koei Co., Ltd

Figure 8 Project overview

5.2 Disability Related Background

5.2.1 Policy Trends in Uganda

Uganda ratified the Convention on the Rights of Persons with Disabilities (CRPD) in 2007. As for accessibility, the “Disability Act” (2006) establishes measures for accessibility of buildings, information, public transportation, public roads, and highways. In addition, the “National Policy on Disability in Uganda” (2006) identified accessibility as one of the priority policy issues and directed to promote the design of facilities and infrastructure that were user-friendly for people with disabilities. Subsequently, “Accessibility Standards: A practical guide to create a barrier-free physical environment in Uganda” was developed in 2010 as a unified standard for ensuring accessibility for people with disabilities, and in 2013 it was made statutory as an annex to the Building Control Act 2013 [37] [38].

In addition to the above, the “Design Manual for Roads and Bridges” (2010) and the “Non-Motorized Transport Policy” (2013) were developed specifically related to this Project.

5.2.2 Japanese Cooperation Policy

The Country Development Cooperation Policy of the Republic of Uganda, formulated in June 2012, sets “support for poverty reduction and correction of regional disparities through economic growth” as its basic policy (principal goal). This Project supports one of the priority areas of “environmental improvement to realize economic growth”. The policy does not include statements related to vulnerable groups, including people with disabilities [39].

5.2.3 Related JICA Projects

JICA technical cooperation project “The Project for Capacity Enhancement of KCCA in Management of Traffic Flow in Kampala City” (2015-2021) was implemented during the implementation of this Project, providing technical assistance in the formulation of standard designs for intersection improvements and maintenance of traffic signals to improve traffic congestion; however, there were no specific disability-related measures taken in the project [40].

5.3 Disability Inclusion Measures

The flyovers (pedestrian bridges), which are under construction in the western section (Lot 1) of Figure 8, were designed to install ramps. The flyovers are intended to create a multi-level pedestrian intersection to ease traffic congestion, and it is expected to be used by all non-motorized transport users, including bicycles and wheelchairs, in addition to pedestrians. This was the reason behind that the decision was made to install ramps on the flyovers.

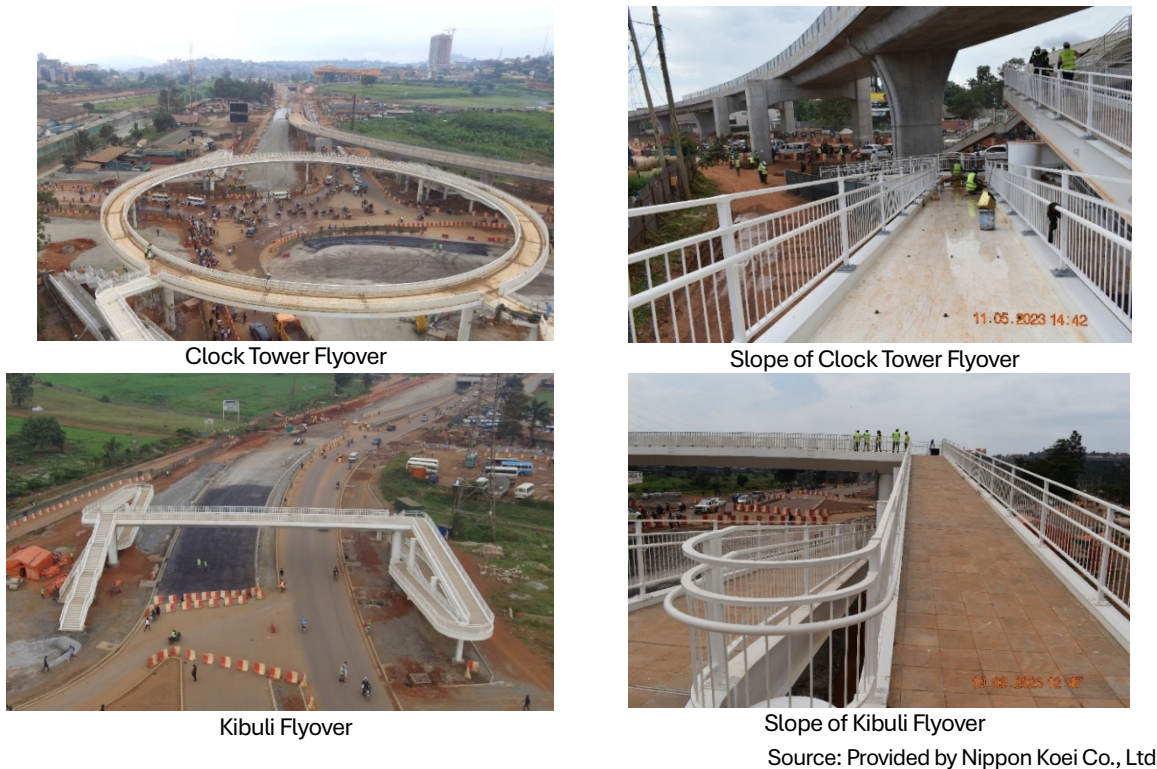


Figure 9 Flyovers under construction in the Project

5.4 Disability Inclusion Efforts in Project Operation

5.4.1 Planning/ Project Formation Phase

Barrier-free measures in the construction of the flyovers were considered from the preparatory survey stage. The preparatory survey report stated that it was desirable to install ramps at all entrances to the pedestrian bridge as considerations for people with disabilities [41].

The project planning documents did not mention any specific barrier-free measures nor disability considerations. Based on the preparatory survey report above, the project appraisal document and the ex-ante evaluation (Phase 1: May 2015) included a statement that the design of flyovers would consider wheelchair users under the “Environmental and Social Considerations, Poverty Reduction, and Social Development” section²⁴.

Consultations with persons with disabilities or related organizations were not conducted during the planning phase.

5.4.2 Implementation Phase

The specifications and slope of the ramps were considered based on the aforementioned “Design Manual for Road and Bridges” (2010) and “Non-Motorized Transport Policy” (2013) as well as Japanese standards. In addition, the Project consultants examined existing ramps of pedestrian bridges and shopping centers in the country. In discussions with the concerned parties (did not include persons with

²⁴ Information provided by JICA Human Development Department.

disabilities), there was a request to reduce the slope of the ramp, but due to land restrictions, a gentle slope would have resulted in a long ramp, so it was decided to use a slope of 12%, the maximum value of the Japanese standard, for the convenience of all users.

There was a possibility of opposition from the executing agency (Uganda National Roads Authority) due to the increased costs associated with the installation of the ramp; however, the agency smoothly approved its installation, as they had some understanding of barrier-free access²⁵.

5.4.3 Monitoring and Evaluation

There are no plans for accessibility audit of the flyovers by users, including persons with disabilities.

5.5 Impact of the Project from a Disability Perspective

(Not applicable at this time)

5.6 Contributing Factors and Challenges in Promoting Disability Inclusion in Projects

Factors contributing to the promotion of disability inclusion in the Project are summarized as follows:

- Understanding of barrier-free concept and disability considerations by project counterparts
Since barrier-free measures often increase costs, it is important that counterparts and executing agencies understand the barrier-free concept and disability considerations. In this case, the Project counterparts had a certain degree of understanding on disability inclusion as law and policies related to disability were already established to ensure accessibility for persons with disabilities including the Disability Act (2006) and the National Policy on Disability (2006).

In addition to the above, the following challenge was identified:

- Integrating disability inclusion from the planning phase
In this Project, the barrier-free measures were accepted smoothly because of the understanding of the counterparts. However, if similar conditions are not in place, it is highly likely that it would be difficult to ensure the implementation of barrier-free measures due to the cost. Therefore, it would be critical to specify disability inclusion measures and agree on them with counterparts or executing agencies at the stage of determining the scope of the preparatory survey and detailed design of projects.

²⁵ Interview with Nippon Koei Co., LTD. (June 26, 2023)

References

1. JICA. ODA Loan Project Data (in Japanese). [Online] n.d. [Cited: 4 5, 2023.] https://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php.
2. —. ODA Project Search Site (in Japanese). [Online] n.d. [Cited: 4 5, 2023.] <https://www.jica.go.jp/oda/index.html>.
3. DMTCL. MRT Line-6 Route Map. [Online] n.d. [Cited: 7 28, 2023.] <https://dmtcl.portal.gov.bd/site/page/0cb37e4b-becf-4da7-8463-4f1a8c228fc0/MRT-Line-6-Route-Map>.
4. JICA. Basic Information of Persons with Disabilities, the People’s Republic of Bangladesh (in Japanese). [Online] 2021. [Cited: 6 5, 2023.] <https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/1000044767.pdf>.
5. BRAC. Policy Brief on Ensuring Access to Metro Rail for Persons with Disabilities. [Online] 2019. [Cited: 4 10, 2023.] <https://www.brac.net/program/wp-content/uploads/2019/07/Metro-rail-policy-brief.pdf>.
6. —. BRAC and NHRC sign MoU to increase facility for persons with disabilities in metro rail. [Online] 12 3, 2018. [Cited: 6 5, 2023.] <http://www.brac.net/latest-news/item/1180-brac-and-nhrc-sign-mou-to-increase-facility-for-persons-with-disabilities-in-metro-rail>.
7. Ministry of Foreign Affairs. Country Development Cooperation Policy of the People’s Republic of Bangladesh (in Japanese). [Online] 2 2018. [Cited: 8 1, 2023.] <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000072272.pdf>.
8. JICA. The Preparation of Rules and Regulations under Urban Mass Rapid Transit Act (Dhaka, Bangladesh): Technical Assistance Related to ODA Loan Final Report (in Japanese). [Online] 2015. [Cited: 4 10, 2023.] https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12244836_01.pdf.
9. —. The preparatory study on the Dhaka mass rapid transit development project (phase 2) in Bangladesh report: summary (in Japanese). [Online] 2011. [Cited: 4 10, 2023.] <https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12044525.pdf>.
10. The Daily Star. Make metro rail disabled-friendly. [Online] 12 3, 2018. [Cited: 6 5, 2023.] <https://www.thedailystar.net/city/news/make-metro-rail-disabled-friendly-1668361>.
11. JICA. Gender equality and poverty reduction newsletter No.17 (in Japanese). [Online] 1 2023. [Cited: 5 18, 2023.] https://www.jica.go.jp/Resource/activities/issues/gender/publication/ku57pq00002h5opl-att/gender_equality_poverty_reduction_newsletter_17.pdf.
12. JICA. The Project for the Improvement of Governance and Management Research and Training Facilities. ODA Project Search Site (in Japanese). [Online] [Cited: 6 21, 2023.] <https://www.jica.go.jp/oda/project/2060560/index.html>.
13. JICA. JICA Competition Instructions “The Preparatory Survey on the Project for the Establishment of Facility for Human Resource Development for Public Policy in Bangladesh” (in Japanese). [Online] 2019. [Cited: 8 16, 2023.] https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/20190724_195309_1_01.pdf.
14. JICA. The Preparatory Survey Report on the Project for the Improvement of Governance and Management Research and Training Facilities in Bangladesh (in Japanese). [Online] 2021. [Cited: 8 16, 2023.] <https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12357646.pdf>.
15. General Economics Division, Planning Commission, Government of the People’s Republic of Bangladesh. 7th Five Year Plan 2016-2020. [Online] 2015. [Cited: 8 16, 2023.] <https://policy.asiapacificenergy.org/sites/default/files/Seventh%20Five%20Year%20Plan%20FY2016%20>

[E2%80%93%20FY2020%20%2522Accelerating%20Growth%2C%20Empowering%20Citizens%2522%20%28EN%29.pdf.](#)

16. JICA. Ex-Ante Evaluation Report on the Project for the Improvement of Governance and Management Research and Training Facilities in Bangladesh (in Japanese). [Online] 2021. [Cited: 8 16, 2023.] https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2021_2060560_1_s.pdf.
17. JICA. JICA Country Analysis Paper for The People's Republic of Bangladesh (in Japanese). [Online] 2023. [Cited: 8 16, 2023.] <https://www.jica.go.jp/Resource/bangladesh/ku57pq00000468hz-att/jcap.pdf>.
18. Embassy of Japan in Mongolia. Signing and exchange of E/N, etc. for the “New Ulaanbaatar International Airport Construction Project (II),” ODA loan to Mongolia (in Japanese). [Online] 4 17, 2015. [Cited: 7 1, 2023.] https://www.mn.emb-japan.go.jp/jp/kankei/keikyou/1504_ENkoukan.html.
19. Ministry of Foreign Affairs of Japan. Signing of Exchange of Notes on ODA Loan to Mongolia (in Japanese). [Online] 4 16, 2015. [Cited: 7 1, 2023.] https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_002036.html.
20. JICA. Ex-Ante evaluation “New Ulaanbaatar International Airport Construction Project” (in Japanese). [Online] [Cited: 5 1, 2023.] https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2008_MON-P8_1_s.pdf.
21. JICA. Ax-Ante evaluation “New Ulaanbaatar International Airport Construction Project (II)” (in Japanese). [Online] [Cited: 5 1, 2023.] https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2015_MON-P12_1_s.pdf.
22. JICA. Ex-Ante evaluation “The project for human resource development and O&M capacity development for New Ulaanbaatar International Airport (NUBIA)” (in Japanese). [Online] [Cited: 7 1, 2023.] https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2014_1400823_1_s.pdf.
23. Ministry of Foreign Affairs of Japan. List of States Parties of Convention on the Rights of Persons with Disabilities (in Japanese). [Online] [Cited: 7 1, 2023.] https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/hr_ha/page22_002110.html.
24. JICA. Basic Information of Persons with Disabilities, Mongolia (in Japanese). [Online] 2017. [Cited: 5 1, 2023.] <https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/1000044766.pdf>.
25. JICA. The Project for Promoting Social Participation of Persons with Disabilities in Ulaanbaatar City (DPUB): Project Completion Report (in Japanese). [Online] 5 2020. [Cited: 5 1, 2023.] <https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12357364.pdf>.
26. The Project for Promoting Social Participation of Persons with Disabilities in Ulaanbaatar City (DPUB). Mongolia Physical Barrier-Free Strategy: Recommendations (in Japanese). 2018.
27. JICA. Basic Information of Persons with Disabilities, Mongolia (in Japanese). [Online] 6 2021. [Cited: 5 1, 2023.] <https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/1000045774.pdf>.
28. Azusa Sekkei Co., Ltd. Executive Officer Osamu Haraguchi. Project Focus (August) (in Japanese). International Development Journal, Aug. [Online] JICA, International Development Journal. [Cited: 7 1, 2023.] <https://partner.jica.go.jp/resource/1616034172000/journalView201902/journal/journal/202008-05.html>.
29. Oriental Consultants Global Co., Ltd.. New Ulaanbaatar International Airport Construction Project (in Japanese). [Online] [Cited: 7 1, 2023.] <https://oriconhd.jp/project/post/oversea/b0fc330f6e1c1e64b30bcfc049a7eef2876b0fe7.html>.
30. Azusa Sekkei Co., Ltd. Executive Officer Osamu Haraguchi. JSCE Technology Award 2021 Explanatory Video (2-05) (in Japanese). [Online] [Cited: 7 1, 2023.]

<https://www.youtube.com/watch?v=YutWXcR9C1g>.

31. The Project for Promoting Social Participation of Persons with Disabilities in Ulaanbaatar City (DPUB). Project Progress Report (April 2017) (in Japanese). 2017.
32. The Project for Promoting Social Participation of Persons with Disabilities in Ulaanbaatar City (DPUB). Report on the training of staff members at Genghis Khan International Airport (in Japanese). 2018.
33. Oriental Consultants Global Co., Ltd.. FIDIC Project Awards 2022 Excellence Award “New Ulaanbaatar International Airport Construction Project” 2022 (in Japanese). [Online]9 2022. [Cited: 5 1, 2023.]
<https://ocglobal.jp/ja/news/fidic-project-awards-2022%e5%84%aa%e7%a7%80%e8%b3%9e%e5%8f%97%e8%b3%9e-%e3%80%8c%e3%83%a2%e3%83%b3%e3%82%b4%e3%83%ab%e5%9b%bd-%e6%96%b0%e3%82%a6%e3%83%a9%e3%83%b3%e3%83%90%e3%83%bc%e3%83%88%e3%83%ab/>.
34. JICA. The Preparatory Survey Report on the Project for the Improvement of Facilities for Primary and Secondary Education in Ulaanbaatar City, Mongolia (in Japanese). [Online] 1 2018. [Cited: 8 10, 2023.]
<https://libopac.jica.go.jp/search/detail?rowIndex=0&method=detail&bibId=1000034312>.
35. —. Ex-Ante Evaluation Report on the Project for the Improvement of Facilities for Primary and Secondary Education in Ulaanbaatar City, Mongolia (in Japanese). [Online] 2017. [Cited: 8 10, 2023.]
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/index.php?ankenNo=1760490&schemes=&evalType=&start_from=&start_to=&list=search.
36. —. Booklet: The Project for the Improvement of Facilities for Primary and Secondary Education in Ulaanbaatar City, Mongolia-Construction of four schools by Japanese grant aid (in Japanese). 2021.
37. —. Basic Information of Persons with Disabilities, the Republic of Uganda (in Japanese). [Online] 2 2021. [Cited: 6 15, 2023.] <https://libopac.jica.go.jp/images/report/1000044893.pdf>.
38. The Republic of Uganda. National Policy on Disability. [Online] 1 2006. [Cited: 5 28, 2023.] <https://african.org/wp-content/uploads/2019/08/NATIONAL20POLICY20ON20DISABILITY20January2006.pdf>.
39. Ministry of Foreign Affairs. Country Development Cooperation Policy of the Republic of Uganda (in Japanese). [Online] 6 2012. [Cited: 8 10, 2023.]
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000072351.pdf>.
40. JICA. The Project Completion Report of The Project for Capacity Enhancement of KCCA in Management of Traffic Flow in Kampala Cit, Uganda (in Japanese). [Online] 1 2022. [Cited: 8 10, 2023.]
<https://libopac.jica.go.jp/search/detail?rowIndex=0&method=detail&bibId=1000048569>.
41. —. Preparatory Survey on The Greater Kampala Roads Improvement Project in The Republic of Uganda. 9 2014.
42. Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism. Press & Public Relations. Guidelines for steps and gaps that allow wheelchair users to both get on and off the train alone and ensure train safety have been compiled (in Japanese). [Online] 8 26, 2019. [Cited: 6 5, 2023.]
https://www.mlit.go.jp/report/press/tetsudo07_hh_000158.html.